

神奈川県監査委員公表第 25 号

令和 5 年度包括外部監査の結果に関する報告の公表について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 37 第 5 項の規定に基づき、神奈川県知事が包括外部監査契約を締結した包括外部監査人佐久間清光から、次のとおり令和 5 年度包括外部監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第 252 条の 38 第 3 項の規定により公表する。

令和 5 年 12 月 20 日

神奈川県監査委員	村	上	英	嗣
同	吉	川	知	恵子
同	中	家	華	江
同	し	き	だ	博 昭
同	松	本		清

令和 5 年 12 月 20 日

神奈川県監査委員	村	上	英	嗣	様
同	吉	川	知	恵子	様
同	中	家	華	江	様
同	し	き	だ	博 昭	様
同	松	本		清	様

包括外部監査人 佐久間 清 光

令和 5 年度包括外部監査の結果に関する報告（提出）

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項の規定に基づき実施した包括外部監査の結果に関する報告について、同条第 5 項の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

令和5年度
包括外部監査結果報告書

令和5年12月

神奈川県包括外部監査人
公認会計士 佐久間清光

本報告書における記載内容等の注意事項

1 端数処理

監査人が入手した資料等を使用する場合、その数値をそのまま使用して表等を作成しているため、端数処理が不明瞭な場合がある。

2 報告書の数値・表記等の出典

本報告書の数値・表記等は、原則として神奈川県が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。

本報告書の数値等のうち、神奈川県以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織以外から入手した資料の数値等を用いたもの、あるいは他の地方公共団体等の数値等を表記したものについては、その出典を明示している。また、監査人が作成したものについてもその旨を明示している。

3 「指摘事項」及び「意見」の区分

本報告書では、監査の結論を「指摘事項」と「意見」に分けて記載している。

「指摘事項」は、地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に規定される「監査の結果に関する報告」として提出するものであり、財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理について、規則や規定等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたものである。

「意見」は、地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に規定される「組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に関する報告に添えてその意見として提出する」もので、地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に規定される、地方自治法第 2 条第 14 項「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」並びに第 15 項「地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。」と規定される地方自治体が達成すべき趣旨、いわゆる経済性・効率性・有効性の観点から監査した結果、「指摘事項」に次いで改善を要望するものである。

目次

第1 外部監査の概要	1
I 監査の種類	1
II 選定した特定の事件（監査テーマ）	1
III 監査対象年度	1
IV 監査対象局（受検局等）	1
V 監査の実施期間	1
VI 包括外部監査人及び補助者	1
1 包括外部監査人	1
2 補助者	1
VII 特定の事件を選定した理由	2
VIII 外部監査の方法	3
1 監査の要点	3
2 主な監査手続	3
IX 利害関係	3
第2 監査対象の事業内容	4
I 産業労働局の主な概要	4
1 産業労働局の事業内容	4
2 職員及び組織の状況	5
3 財務状況の推移	8
II 産業労働局の実施事業	8
1 エネルギー・環境	8
2 産業・労働	9
3 県民生活	12
III 出先機関及び各種施設	12
1 計量検定所	12
2 かながわ労働センター	12
3 障害者雇用促進センター	13
4 産業技術短期大学校	14
5 東部総合職業技術校、西部総合職業技術校	14
6 神奈川障害者職業能力開発校	15
IV 産業労働局所管の財政援助団体等	15
1 地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所	18
2 公益財団法人神奈川産業振興センター	18

3	神奈川県中小企業団体中央会	19
4	神奈川県商工会連合会	19
5	一般社団法人神奈川県商工会議所連合会	19
6	商工会議所（横浜/川崎/相模原/横須賀/藤沢/平塚/小田原箱根/厚木）	20
7	一般社団法人神奈川県トラック協会	20
8	一般社団法人神奈川県バス協会	20
9	神奈川県信用保証協会	21
10	一般財団法人あしがら勤労者いこいの村	21
11	公益財団法人横浜市寿町健康福祉交流協会	21
12	職業訓練法人神奈川能力開発センター	22
13	公益財団法人神奈川県労働福祉協会	22
14	神奈川県職業能力開発協会	23
V	産業労働局の主要な情報システム	23
1	主要な情報システムの概要	23
VI	公益財団法人神奈川産業振興センター（以下「KIP」という。）について	24
1	目的等	24
2	KIPの事業内容	24
3	職員及び組織の状況	25
4	財務状況の推移	27
5	KIPの実施事業	29
6	KIPの主要な情報システム	32
第3	監査の結果	33
I	産業部産業振興課の事業について	33
1	委託事業における参加事業者に対する暴力団排除手続について	33
2	委託事業に係る成果物等の帰属について	42
3	委託業務への参加募集時に参加希望事業者から提出を受ける見積書について	45
4	「HATSU 鎌倉」の名称及びロゴについて	48
II	産業部企業誘致・国際ビジネス課の事業について	52
1	企業誘致施策における各種補助金（インベスト神奈川助成金、セレクト神奈川100補助金、セレクトNEXT補助金、企業誘致促進賃料補助金）について	52
2	神奈川県企業立地支援事業審査会の運営について	62
3	神奈川産業振興センター国際ビジネス事業費補助、日本貿易振興機構補助金、横浜貿易協会補助金及び横浜インドセンター補助金について	65
4	外国企業誘致促進事業費について	71
5	中小企業外国人材採用支援事業費について	72
6	中小企業海外展開支援事業費について	75

Ⅲ	産業部エネルギー課の事業について	79
1	補助事業者に対する現地調査の実施について	79
2	補助事業者に対するアンケート調査の実施について	80
3	各種補助金に係るチェックリスト等の見直しについて	82
4	自家消費型太陽光発電等導入費補助の補助金額の近隣自治体との比較分析について	84
5	EV等導入促進事業（EV導入費補助）の補助金額の近隣自治体との比較分析について	87
6	太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費の補助金額の近隣自治体との比較分析について	91
Ⅳ	中小企業部中小企業支援課の事業について	95
1	ビジネスモデル転換事業費補助金交付後の売上高等の報告について	95
2	新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金について	100
3	かながわPay（第2弾）について	105
Ⅴ	中小企業部商業流通課の事業について	115
1	商店街の現状と神奈川県での取り組みについて	115
2	商店街等プレミアム商品券支援事業費補助の実施状況について	118
3	商店街等名産PR事業費補助の効果検証と今後の継続について	121
4	若手事業者等交流会開催の有効性について	124
5	商店街インバウンド受入推進事業費の有効性について	126
6	商店街魅力アップ事業費補助の効果検証について	128
7	商店街観光ツアーの効果検証について	131
8	若手事業者グループへのコーディネーター派遣及び商店街振興アドバイザー派遣の有効性について	133
9	運輸事業振興助成交付金の実績の調査について	136
Ⅵ	中小企業部金融課の事業について	141
1	中小企業制度融資について	141
2	中小企業高度化資金について	162
Ⅶ	労働部雇用労政課の事業について	170
1	神奈川県立かながわ労働プラザの入居団体の電気料金等の按分計算について	170
2	神奈川県立かながわ労働プラザの実績報告書の公表について	175
3	神奈川県立かながわ労働プラザの持続可能性について	178
4	神奈川県立かながわ労働プラザの貸会議室にかかわる未利用コストについて	181
5	神奈川県立かながわ労働プラザの適切な維持管理について	183
6	雇用労政課及び出先機関における備品等の管理状況について	186
7	労働センターの外国人労働相談の見直しについて	188

8	かながわ労働センター川崎支所における夜間労働相談の有効性について.....	193
9	出先機関で保有する絵画の取扱いについて.....	197
10	就労支援施設の稼働率向上について	198
11	就職氷河期世代支援の有効性について	203
12	障害者雇用率の向上に向けた施策について	205
VIII	労働部産業人材課の事業について	209
1	公共職業能力開発施設の募集案内及びコース案内並びに各校で印刷するリーフレットなどについて	209
2	SNSの活用について	211
3	神奈川県立東部総合職業技術校の未納授業料の回収について.....	216
4	障害者就職促進委託訓練実施業務の改善について.....	221
5	神奈川県立東部総合職業技術校、神奈川県立西部総合職業技術校の中退者について	228
6	神奈川県立東部総合職業技術校、神奈川県立西部総合職業技術校の就職中退者に対するフォロー体制の構築について	231
7	神奈川県立産業技術短期大学校の入校状況について.....	233
8	神奈川県立産業技術短期大学校の施設の老朽化について.....	236
IX	KIP（公益財団法人神奈川産業振興センター）の事業について.....	245
1	正味財産増減計算書と財務諸表の注記の記載について.....	245
2	正味財産増減計算書内訳表について	251
3	センタービルの施設の利用促進について.....	258
4	アクセス記録について	263
5	USBメモリの管理について.....	266
第4	指摘・意見の一覧表	270

第1 外部監査の概要

I 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び神奈川県外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条の規定に基づく包括外部監査

II 選定した特定の事件（監査テーマ）

「産業労働局の事業に関する財務事務の執行について」及び「公益財団法人神奈川産業振興センター（財政的援助団体）」

III 監査対象年度

令和4年4月1日から令和5年3月31日

ただし、必要に応じて他の年度についても監査の対象とした。

IV 監査対象局（受検局等）

- ・産業労働局及び公益財団法人神奈川産業振興センター
- ・環境農政局脱炭素戦略本部室（令和5年6月の組織再編により産業労働局産業部エネルギー課が当室に移管されたため、当室がエネルギー課の監査を受検）

V 監査の実施期間

令和5年4月5日から令和5年12月20日まで

なお、終了時期が12月20日であるのは、包括外部監査報告書を知事・議会議長・監査委員に提出し、令和6年度の予算編成・審議等の参考に供するためである。

VI 包括外部監査人及び補助者

1 包括外部監査人

資格等	氏名
公認会計士	佐久間 清光

2 補助者

資格等	氏名
弁護士	大野 憲太郎
公認情報システム監査人	中山 雅敬
公認会計士	秋元 創一郎
公認会計士、税理士	内田 正美
公認会計士	上倉 要介
公認会計士	小泉 淳

公認会計士	黒野 孝
公認会計士、税理士	小林 智之
公認会計士、税理士	高木 研弥
公認会計士、税理士	立花 裕士
税理士、中小企業診断士	山城 登久二
公認会計士、税理士	渡邊 靖雄

Ⅶ 特定の事件を選定した理由

神奈川県では、令和7年度を目標年次とする「かながわグランドデザイン基本構想」の実現に向けて、その実施計画を策定・実施しており、包括外部監査の対象事業年度である令和4年度の財務事業は、その第3期実施計画の最終年度にあたる。この実施計画には、五つの柱（Ⅰ健康長寿、Ⅱ経済のエンジン、Ⅲ安全・安心、Ⅳひとのチカラ、Ⅴまちづくり）ごとに複数の重点施策が設けられている。令和4年度の神奈川県の予算は、これらの重点施策に加え、新型コロナウイルス感染症対策及びコロナ禍における生活困窮者対策が加えられ、当初予算の総計が4,618,585百万円であった。

一方、産業労働局の事業は、①新たなエネルギー政策の推進、②中小企業の経営基盤強化と経営安定化、③創業の促進と経営革新への支援強化、④産業集積の促進と海外との経済交流の促進、⑤国家戦略特区等を活用した成長産業の創出・育成、⑥商業など地域の生活に根ざした産業の振興、⑦就業支援の充実、⑧産業・雇用の環境変化に対応した産業人材の育成、⑨外国人材の育成・活躍支援などであり、いずれも実施計画に基づく重点施策、新型コロナウイルス感染症対策及びコロナ禍における生活困窮者対策に深くかかわっていることから、監査テーマとすべき質的な重要性が認められる。しかも、産業労働局の事業は、令和4年度において、当初予算が46,191百万円（労働委員会費を含む）であることから、監査テーマとすべき金額的な重要性も認められる。

また、公益財団法人神奈川産業振興センター（財政的援助団体）は、神奈川県から補助金等を受け入れ、神奈川における中小企業等の経営基盤の強化や新規創造及び新分野進出促進に関する事業を総合的に実施しており、産業労働局の事業との関連性が密接であることから、監査テーマとすべき重要性が認められる。

なお、今回の監査のテーマに関連するものとして、平成13年度に中小企業資金会計等が、平成24年度に労働行政等が、平成28年度に公益財団法人神奈川産業振興センター等が取り上げられているが、これらの監査テーマは、いずれも、産業労働局及び公益財団法人神奈川産業振興センターの事業全体を網羅的には対象としていなかったこと、また現在までに相当な期間が経過していることから、あらためて3E（経済性・効率性・有効性）等の監査を実施する必要性も認められる。

したがって、令和5年度の監査のテーマを「産業労働局の事業に関する財務事務の執行について」及び「公益財団法人神奈川産業振興センター（財政的援助団体）」とすることとし

た。

VIII 外部監査の方法

1 監査の要点

産業労働局の事業に関する財務事務の執行及び公益財団法人神奈川産業振興センターについて、経済性、効率性、有効性、関係法令等の準拠性を中心に監査を実施した。

2 主な監査手続

関係法令・条例・規則、予算書、事業に関する各種管理資料・意思決定資料その他必要書類の閲覧・分析、証憑との突合、関係者からのヒアリング、現場視察、その他必要と認めた監査手続を実施した。

IX 利害関係

監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定に定める利害関係はない。

第2 監査対象の事業内容

I 産業労働局の主な概要

1 産業労働局の事業内容

神奈川県は令和7年度を目標年次とする「かながわグランドデザイン基本構想」の実現に向けて、その実施計画を策定・実施していて、令和4年度は第3期実施計画の最終年度にあたる。

実施計画では主要施策を示しており、主要施策は、神奈川県が着実に実施していく施策・事業を体系化することにより、神奈川県の政策の全体像を総合的・包括的に示したものであり、七つの政策分野別に体系化している。

政策分野は、①エネルギー・環境、②安全・安心、③産業・労働、④健康・福祉、⑤教育・子育て、⑥県民生活、⑦県土・まちづくり、に分類されている。

産業労働局の事業は、特に「③産業・労働」と強く関連しており、他には「①エネルギー・環境」、「⑥県民生活」と関わりがある。

表 2-I-1-1 産業労働局の施策体系表

政策分野	施策の柱	主要施策
エネルギー・環境	新たなエネルギー政策の推進	再生可能エネルギー等の導入促進
		安定した分散型エネルギー源の導入促進
		省エネルギーの促進とスマートコミュニティの形成
産業・労働	中小企業の経営基盤強化と経営安定化	総合的な中小企業支援体制の整備
		経営基盤の強化・安定化に向けた金融支援
	創業の促進と経営革新への支援の強化	ベンチャーなどの創出・育成
		ものづくり高度化への支援
	産業集積の促進と海外との経済交流の促進	企業立地や設備投資などの促進
		県内企業の海外展開への支援と海外との経済交流の促進
	国家戦略特区等を活用した成長産業の創出・育成など	ロボット関連産業の創出・育成
	商業など地域の生活に根ざした産業の振興	まちなのにぎわいを創出する商業・商店街の振興
		伝統的工芸品など地域に根ざした産業の振興
	就業支援の充実	若年者の就業支援
中高年齢者の就業支援		
障がい者の雇用促進・職業訓練		

		女性の就業支援
		安心して働ける労働環境の整備
	産業・雇用の環境変化に対応した産業人材の育成	企業や求職者のニーズに応じた人材育成 技術・技能の向上と技能に親しむ機運の醸成
	外国人材の育成・活躍支援	留学生などの外国人材の受入れ
県民生活	男女共同参画社会の実現と女性の活躍支援	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

(入手資料より監査人が作成)

2 職員及び組織の状況

(1) 職員の状況

令和4年6月1日時点における、産業労働局の職員の状況は表2-I-2-1のとおりである。

なお、産業労働局産業部エネルギー課は、令和5年6月1日の組織再編に伴って、環境農政局に設置された脱炭素戦略本部室に再編されたが、本報告書においては、監査対象年度である令和4年度の組織として取り扱っている。

表2-I-2-1 職員配置表（本庁機関と出先機関）

(単位：人)

区分		職員数	併任・兼任職員数(外数)	交流職員数(外数)	再任用職員数(内数)
本庁機関	産業労働局長	1			
	副局長兼産業労働局総務室長	1			
	参事監(エネルギー担当) 兼環境農政局参事監(地球温暖化対策担当)	1			1
	参事監(事業者支援担当)	1			1
	産業部長	1			
	エネルギー担当部長 兼環境農政局地球温暖化対策担当部長	1			
	中小企業部長	1			
	労働部長	1			
	総務室	22			1
	産業振興課	34	1	1	
	企業誘致・国際ビジネス課	21			

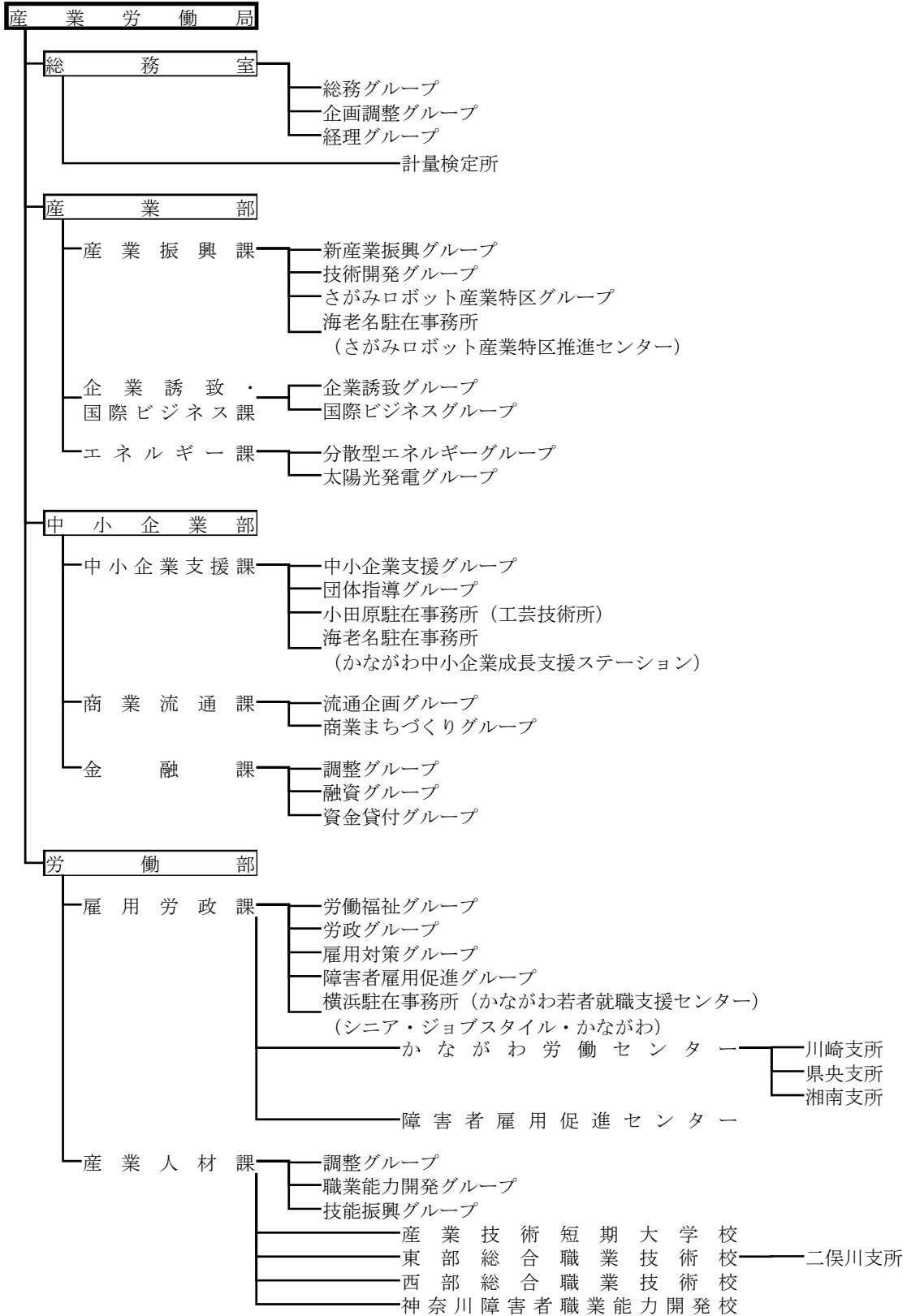
	エネルギー課	20		1	
	中小企業支援課	53			3
	商業流通課	13			1
	金融課	16			
	雇用労政課	33			3
	産業人材課	21			
	本庁機関計	241	1	2	10
出先 機関	計量検定所	17			1
	かながわ労働センター	22			5
	同 川崎支所	8			2
	同 県央支所	8			3
	同 湘南支所	8			1
	障害者雇用促進センター	11	2		2
	産業技術短期大学校	50			3
	東部総合職業技術校	58	7		5
	西部総合職業技術校	46			3
	神奈川障害者職業能力開発校	25			4
	出先機関計	253	9	0	29
	合計		494	10	2

(入手資料より監査人が作成)

(2) 組織の状況

令和4年6月1日時点における、産業労働局の組織は図2-I-2-2のとおりである。

図 2-I-2-2 組織図（本庁機関と出先機関）



(入手資料より監査人が作成)

3 財務状況の推移

平成 30 年度から令和 4 年度の歳出状況は、表 2-I-3-1 のとおりである。

表 2-I-3-1 歳出状況の推移

(単位：百万円)

費目	課	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R4 年度 (予算現額)
労働費	総務室	4	5	5	4	4	5
	雇用労政課	391	311	513	1,224	657	704
	産業人材課	2,005	1,873	1,720	1,901	2,754	3,040
	労働費計	2,401	2,189	2,239	3,130	3,415	3,750
商工費	総務室	55	52	607	503	72	80
	産業振興課	3,080	3,277	3,920	4,363	3,519	3,556
	企業誘致・国際 ビジネス課	4,787	4,425	2,165	947	1,400	1,520
	エネルギー課	365	544	454	504	1,089	1,346
	中小企業支援課	2,552	2,602	70,399	506,854	84,462	101,918
	商業流通課	1,010	1,030	1,059	1,063	2,395	2,493
	金融課	1,950	1,826	7,481	12,885	16,537	18,507
	商工費計	13,802	13,757	86,089	527,123	109,477	129,423
産業労働局計		16,204	15,947	88,328	530,253	112,893	133,173

(入手資料より監査人が作成)

II 産業労働局の実施事業

1 エネルギー・環境

(1) 新たなエネルギー政策の推進

① 再生可能エネルギー等の導入促進

再生可能エネルギー等の導入を促進し、災害時も停電のない暮らしを実現するため、自家消費型太陽光発電への導入支援や、民間事業者と連携した太陽光発電の共同購入による導入拡大に取り組むとともに、普及啓発を進める。

② 安定した分散型エネルギー源の導入促進

発電出力が不安定な太陽光発電などの再生可能エネルギーの安定した利用などを図るため、蓄電池の導入支援や、電気自動車 (EV) に蓄えられた電力を家で活用可能とする V2H (Vehicle to Home)、ガスコージェネレーションの普及に取り組む。

水素エネルギーを日常の生活や産業活動で利活用する「水素社会」の実現に向けて、水素需要の拡大に不可欠な、燃料電池自動車 (FCV) の導入促進や、水素ステーションの整備促

進を図るとともに、普及啓発に取り組む。

③ 省エネルギーの促進とスマートコミュニティの形成

SDGs のゴールであるエネルギーや気候変動対策などの推進につながるスマートコミュニティの形成に向けて、エネルギー自立型の住宅・ビル・街の実現を図るため、ネット・ゼロ・エネルギーハウス（ZEH）及びビル（ZEB）の導入促進や、ZEH 化が困難な既存住宅の省エネ化の促進に取り組む。

2 産業・労働

（1）中小企業の経営基盤強化と経営安定

① 総合的な中小企業支援体制の整備

神奈川県内企業の活性化、経営基盤強化、組織化を図るため、商工会議所等を通じて、経営相談、金融相談など経営改善を支援する。また、公益財団法人神奈川産業振興センターによる経営相談、診断、情報提供、取引あっせんなどを支援する。

中小企業・小規模企業が、経営状況が下降する前から兆しに気づき、早期に必要な対策を講じることにより企業経営をより健全な状態に近づけていく、「企業経営の未病改善」の取り組みを推進する。

消費者の利便性と事業者の生産性を向上させるキャッシュレスを推進するため、導入希望のある事業者などを支援する。

営業用トラック・バスの輸送力の確保等を図り、安全・快適で環境にやさしい運輸サービスや公共交通を確保するため、神奈川県トラック協会、神奈川県バス協会等が行う交通安全対策事業、環境対策事業等を支援する。

② 経営基盤の強化・安定化に向けた金融支援

「生産性向上支援融資」や「事業振興融資」の融資期間を拡充し、長引く新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業者等を金融面から支援する。

中小企業制度融資を利用する中小企業者等の負担を軽減するため、「生産性向上支援融資」の保証料補助を拡充するなど、中小企業者の信用保証料を支援する。

（2）創業の促進と経営革新への支援強化

① ベンチャーなどの創出・育成

成長性の高いベンチャー企業の創出や育成を図るため、起業家の創出拠点と、ベンチャー企業の成長促進拠点において、ベンチャー企業の成長段階に応じた支援プログラムを実施する。

ベンチャー企業の創出及び成長促進に向けて、起業啓発イベントのほか、個別相談や伴走型支援、コミュニティ形成を促すためのイベント、大企業等との協業支援を行う。

② ものづくり高度化への支援

神奈川県内産業界のイノベーションを促すため、地方独立行政法人神奈川県立産業技術

総合研究所を中心に基礎研究から事業化までの一貫した支援を行うほか、大企業、大学などと連携して、神奈川県内中小企業の技術高度化の促進に取り組む。

神奈川県内企業のDXを促進するため、データとデジタル技術を活用した新たな製品やサービスの開発プロジェクトを募集・採択し、事業化に向けた進捗管理や専門家の助言を行うとともに、経費の一部を支援する。

(3) 産業集積の促進と海外との経済交流の促進

① 企業立地や設備投資などの促進

神奈川県内経済の活性化と雇用の創出を図るため、経済的インセンティブによる支援などにより、県外・国外からの企業誘致や県内企業の投資の促進に取り組む。

神奈川県企業誘致促進協議会、海外駐在員が行う企業誘致プロモーション活動により、県内誘致を促進する。

② 神奈川県内企業の海外展開への支援と海外との経済交流の促進

海外駐在員、大連・神奈川経済貿易事務所と連携し、ビジネス交流会の企画・実施、ビジネス情報の提供等を行うなど、神奈川県内中小企業の海外展開を支援する。

外国企業や関係機関に神奈川県の経済、投資環境等を紹介するとともに、海外駐在員が現地で企業誘致プロモーションを行うことで、外国企業の神奈川県内誘致の促進を図る。

(4) 国家戦略特区等を活用した成長産業の創出・育成

① ロボット関連産業の創出・育成

ドローンや自動運転など様々な生活支援ロボットの実用化・普及を図り、関連産業の成長を促すため、「さがみロボット産業特区」などの取組みを推進する。

技術マッチング活動促進及び特区への参加を促進する WEB サイトの運用、実証実験の場を提供し、ロボットの開発を支援する。

(5) 商業など地域の生活に根ざした産業の振興

① まちのにぎわいを創出する商業・商店街の振興

神奈川県内外から人を引きつけるために商店街の魅力を高める事業など、地域商業の持続的な活性化への取組みを支援する。

神奈川県内各地域の商店街の魅力をより多くの人々に再発見してもらうとともに、商業者の意欲を高めるため、地域と商店街を巡る商店街観光ツアー事業を支援する。

② 伝統的工芸品など地域に根ざした産業の振興

伝統的工芸品など、神奈川にある魅力的な地域資源の発掘・活用を促進し、地域の特色ある産業の振興を図る。

技術の向上と発展を目指して、技術相談及び技術情報の提供などの技術支援を行うとともに、地域に根ざした産業の後継者を育成する。

(6) 就業支援の充実

① 若年者の就業支援

若年者の就職を支援するため、かながわ若者就職支援センターにおいて、非正規雇用等の若年者を対象に、キャリアカウンセリングや就職活動支援セミナーなどを実施する。

② 中高年齢者の就業支援

中高年齢者の再就職を支援するため、シニア・ジョブスタイル・かながわにおいて、多様な就業ニーズに対応したキャリアカウンセリングや専門相談等を実施する。

高年齢者に対し、臨時的・短期的な就業機会を確保し提供するシルバー人材センター事業を支援する。

③ 障害者の雇用促進

障害者の雇用を促進するため、フォーラムの開催などによる普及啓発に取り組むとともに、障害者雇用促進センターにおいて中小企業への個別訪問などの支援を行う。

④ 女性の就業支援

女性の就業を支援するため、マザーズハローワーク横浜において、国と連携して、キャリアカウンセリングや労働相談等、就労前から就業後までの幅広い相談事業等を行う。

⑤ 安心して働ける労働環境の整備

かながわ労働センターにおいて、労働相談に応じるほか、労働講座の実施、メンタルヘルス対策の推進や労働安全衛生の普及啓発を行う。

(7) 産業・雇用の環境変化に対応した産業人材の育成

① 企業や求職者のニーズに応じた人材育成

地域の産業を支える人材の確保、優れた技術・技能の継承、さらに、AI や IoT など技術革新の進展を見据えた人材育成を図るため、総合職業技術校や産業技術短期大学校において、企業や求職者のニーズに応じた職業能力開発や就職支援、中小企業の在職者のスキルアップ支援などに取り組む。

求職者等が求人ニーズの高い分野等へ早期に再就職できるようにするため、資格取得やスキルを習得できる訓練を実施する。

神奈川障害者職業能力開発校において、障がいの程度や適性に合った能力開発を実施する。

② 技術・技能の向上と技能に親しむ機運の醸成

技能の振興を図るため、技能検定の推進、卓越技能者等の表彰を実施する。

ものづくりの魅力や重要性を伝え、技能に親しむ機会を提供するため、技能五輪全国大会及び全国障害者技能競技大会に参加する選手や所属企業等への支援等を行う。

(8) 外国人材の育成・活躍支援

① 留学生などの外国人材の受入れ

将来のものづくりの担い手確保に向け、神奈川県立産業技術短期大学校に留学生を受け入れるなど、外国人材を支援する体制の整備を推進する。

3 県民生活

(1) 男女共同参画社会の実現と女性の活躍支援

① 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

新しい生活様式に沿った働き方の定着を図るため、テレワークの導入及び定着に取り組む企業への支援（補助金、アドバイザー、セミナー等）や、女性の仕事と家庭の両立支援等を実施する。

Ⅲ 出先機関及び各種施設

1 計量検定所

計量法とは、計量の基準を定め、適正な計量の実施を確保し、もって経済の発展及び文化の向上に寄与することを目的とした法律である。

計量検定所では、計量法の目的である適正な計量の実施を確保するため、次の事業を行っている。

- ・ 特定計量器の検定、装置検査及び基準器検査
- ・ 使用中特定計量器及び商品量目の検査
- ・ 登録及び届出事業者への指導・立入検査
- ・ 計量に関する事業の登録及び届出の受理
- ・ 適正計量管理事業所の指定及び事業所の計量管理指導並びに推進
- ・ 計量に関する指導普及
- ・ 特殊容器製造事業者の指定並びに指定製造事業者の品質管理・指導・検査
- ・ その他計量に関すること

2 かながわ労働センター

かながわ労働センター（本所・支所）では、職場で直面するトラブルを防止するため、労働者や使用者からの労働相談に対応している。また、労働問題を解決するために役立つ情報を提供し、講座やセミナーを開催している。

(1) 労働相談

解雇・退職・雇止め、賃金・労働時間等の労働条件、職場のハラスメントなどの労働問題や労使関係について、パート・派遣を含め、労働者や使用者からの相談に、来所・電話・メールで対応している。

(2) 労働教育

労働関係法令や労働問題等をテーマに「労働講座」を開催している。また、職員が職場や学校等に出向いて労働法の基礎知識や職場のハラスメント防止に向けた取組等について解説する「出前労働講座」を実施している。

(3) 労働環境の改善

職員が事業所を訪問し助言等を行う「中小企業労働環境改善訪問」を実施するほか、労務管理に必要な知識が学べる「労務管理セミナー」を開催している。

(4) 労働情報の収集・発信

労働情勢に関する調査を実施し、ホームページ等で結果を公開している。また、メールマガジン「かながわ労働センターニュース」等で労働情報を発信するほか「労働手帳」や「労働問題対処ノウハウ集」等の労働関係資料の作成、提供を行っている。

3 障害者雇用促進センター

障害者雇用の促進を図ることを目的に、企業に対し障害者雇用に関する理解促進を進めるとともに、就労支援機関に対し支援力の向上を図る支援を行っている。

(1) 企業向け業務

① 企業訪問

障害者雇用の普及啓発活動、障害者雇用事例の聞き取り活動を行い、企業ニーズに応じて障害者の雇用継続や新たな障害者雇用のための支援を実施する。

② 見学会

既に障害者を雇用している「先輩企業」職員から、障害者雇用の取組、雇用継続のためのポイントを直接説明して頂く見学会を調整する。

また、障害者の理解促進を図るため、就労支援機関の見学会を調整する。

③ 社会保険労務士相談

障害者雇用における賃金形態・就業規則・雇用契約・福利厚生制度・差別禁止に関する相談体制の整備等に関する相談に社会保険労務士が対応する。

④ 出前講座

障害者雇用の現状・仕組み、障害特性、採用に向けた留意点など、企業のニーズに応じた内容の講座を出張開催する。

(2) 就労支援機関向け業務

① 見学会

障害者が見学をする前段階で、就労支援機関職員が雇用環境や条件を知ることが目的に、障害者雇用をはじめの企業へ就労支援機関職員が訪問する。

② 職業能力評価

就労支援機関が、利用者の職業適性や課題を理解し今後の支援の参考とするための職業能力評価を実施する。

③ 出前講座

障害者雇用の現状、就労準備性、企業との連携など、就労支援機関のニーズに応じた内容の講座を出張開催する。

4 産業技術短期大学校

(1) 目的

神奈川の先進的産業を支える実践技術者（専門的な知識と、ものづくりの幅広い高度な技能・技術を持ち、豊かな創造力と行動力を兼ね備えた課題解決型の人材）の育成と、神奈川県内における職業能力開発の中核施設として産業発展への寄与を目的とする。

(2) 特徴

産業の基盤となる「生産技術科」「制御技術科」「電子技術科」「産業デザイン科」「情報技術科」の五つの学科を設置している。

2年間で4年制大学に匹敵する単位数を修得し、一人一台の実習設備と少人数制（チューター制度）によるきめ細かな指導により、高度な実践技術者の育成を図っている。また、資格取得、各種競技会、地域・企業との連携プログラムにも積極的に参加している。

(3) 教育目標

「新しい時代に柔軟な対応ができる高度実践技術者の育成」を教育目標に掲げ、具体的には「高度実践技術者（テクニカル・エンジニア）」「創造力と豊かな人間性」「コンピュータ・サイエンスの基礎力・応用力」を有する人材育成を方針としている。

5 東部総合職業技術校、西部総合職業技術校

職業技術校（愛称：かなテクカレッジ）は、就職につながるスキル（技術・技能）を身に付け、就職をめざす施設である。以下の特徴を有する。

(1) 大規模・総合型の職業技術校

神奈川県では、大規模・総合型の職業技術校として、横浜市鶴見区に東部総合職業技術校、秦野市に西部総合職業技術校を設置し、平成25年度より2校体制で職業能力開発を行っている。

それぞれの校に工業技術、建築技術、社会サービスの3分野の訓練コースがあり、東部16コース、西部15コースの充実した訓練を実施している。

また、求職者を対象とした施設内訓練や委託訓練、在職者や事業所などを対象とした在職者訓練、高等学校や中学校の生徒を対象としたキャリア教育等も実施している。

(2) 就職への万全なサポート

就職専門スタッフの「求人開拓推進員」が、企業を訪問し、就職先を開拓するとともに、就職相談・職業紹介を行う。求人企業とのマッチングや必要に応じて企業訪問に同行するなど、不安の多い就職までのプロセスを各コースの担当職員と連携しながら万全の体制でサポートする。修了後も一年間、同様にサポートする。

また、技術校は、事業主で組織する「職業能力開発推進協議会」と連携して、合同就職説明会などを実施している。

結果、過去5年（平成28年度～令和2年度修了生）の就職率は94.6%であり、高い就職率を誇る。

（3）離職中でも安心の授業料

訓練期間が6か月のコース及び「チャレンジプロダクトコース」「セレクトプロダクトコース」は、入校検定料・入校料・授業料が全て無料で提供している。

6 神奈川県障害者職業能力開発校

国が設置し、神奈川県が運営する職業能力開発施設である。

一般の職業能力開発校において職業訓練を受けることが困難な身体、知的及び精神障害者が、障害の事情等に応じてその有する能力等を活用し、職業能力の回復、増進、付与等を可能にするための職業訓練のほか、就職対策を行っている。

（1）職業訓練

実際の仕事の現場で活躍できる人材を育成するために、基礎段階から実践的なスキルの習得までを丁寧にサポートする。

このほか、在職者を対象として短期間でスキルアップを図る在職者訓練や、職業能力開発に豊富な経験とノウハウを持つ専門学校、NPO、企業等に委託して実施する委託訓練など、障害者の職業的自立を目指して様々な事業を行っている。

（2）就職対策

訓練生が修了後に生き活きと働き続けることができるよう、就職対策、就職後のフォローには特に力を入れている。

① 求人開拓

就職を支援するための専門スタッフとして「求人開拓推進員」がいる。企業やハローワークを訪問し、就職先を開拓するとともに、就職相談や情報提供を行う。

② 校内求人企業説明会

訓練生と求人企業とのマッチングの機会を設けるため、校内において求人説明並びに面接等を企業と連携して実施する。

③ フォローアップ（定着指導）

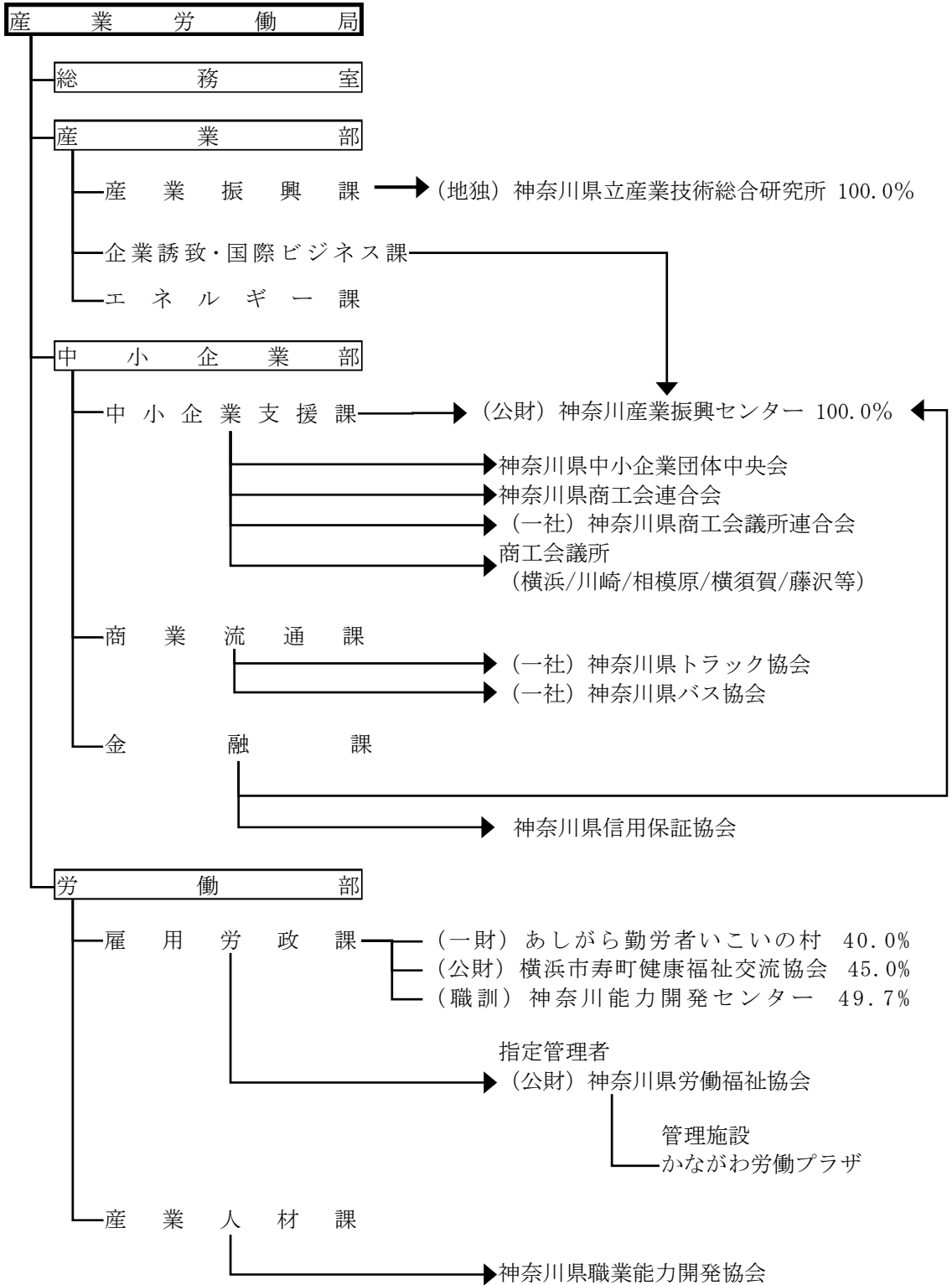
訓練修了後、概ね3年以内の修了生を対象に相談会（修了生の集い）や現状調査（アンケート）を実施し、助言・指導を行うとともに、企業訪問を実施し、勤務状況を確認するなど、企業と連携を取りながら自立・定着支援を行う。

IV 産業労働局所管の財政援助団体等

財政援助団体等とは、神奈川県が補助金や交付金などの財政的援助を与えているもの、出資しているもの、公の施設の管理を行わせているもの等である。

本報告書では、神奈川県「財政援助団体等監査」選定方針と同様に、原則、神奈川県が資本金等の4分の1以上を出資している団体や5千万円以上の補助金・交付金等を交付している団体、公の施設の管理を行わせている団体などを対象とし、そのうち所管が産業労働局のものを取り上げる。本庁機関と財政援助団体等の関係は図2-IV-0-1のとおりである(矢印は補助金等があることを、団体の後ろの%表記は神奈川県の出資割合を、それぞれ表している)。

図 2-IV-0-1 本庁機関と財政援助団体等の関係図



(入手資料より監査人が作成)

1 地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所

(1) 事業内容

企業支援ネットワークの中心的機関として、研究開発、技術支援、事業化支援、人材育成、連携交流の5本の柱で、基礎研究から事業化までの支援に一貫して取り組むことで、県内産業と科学技術の振興及び豊かで質の高い県民生活の実現を図る。

(2) 神奈川県による令和4年度の援助内容

① 出資

資本金	神奈川県の出資額	神奈川県の出資割合
9,080,132,000 円	9,080,132,000 円	100.0%

② 交付金（当初予算）

名称	交付額
産業技術総合研究所交付金	3,020,134,403 円

(入手資料より監査人が作成)

2 公益財団法人神奈川産業振興センター

(1) 事業内容

神奈川県の産業振興を図ることを目的に、県内の中小企業・小規模企業者に対して、創業前から事業承継まで会社の成長ステージに合わせた経営サービスを提供する。

具体的には、経営相談、創業・新事業、設備投資、取引拡大、海外展開、人材確保・育成、承継、事業再生など、経営に関する様々な課題の解決にワンストップで対応する。

(2) 神奈川県による令和4年度の援助内容

① 出資

基本財産	神奈川県の出資額	神奈川県の出資割合
300,000,000 円	300,000,000 円	100.0%

② 補助金

名称	補助額
神奈川産業振興センター国際ビジネス支援事業費補助	82,844,092 円
神奈川産業振興センター事業費補助	375,321,000 円
中小企業制度融資事業費補助	519,444,250 円

(入手資料より監査人が作成)

なお、公益財団法人神奈川産業振興センターは令和5年度の包括外部監査の監査テーマとして取り扱っているため、その事業内容や組織等の状況については本報告書24頁に、また監査結果については本報告書245頁に別途記載している。

3 神奈川県中小企業団体中央会

(1) 事業内容

神奈川県下の中小企業の振興発展に資するため、中小企業協同組合を中心として、その組織化を促進し、中小企業間の連携による生産性・技術の向上、資金の確保、需要の開拓、経営基盤の確立・向上を支援する。

具体的には、指導員・職員が各組合等を実地に訪問・指導を行うほか、各種専門家を活用した中小企業団体等の課題解決のための実地支援を行う。

(2) 神奈川県による令和4年度の援助内容

① 補助金

名称	補助額
中小企業団体中央会補助金	248,263,000円

(入手資料より監査人が作成)

4 神奈川県商工会連合会

(1) 事業内容

神奈川県内の商工会を会員とする団体である。

商工会の組織又は事業について指導又は連絡を行い、その意見を総合してこれを公表し、行政庁等に具申し、若しくは建議すること等によって、商工会の健全な発達を図り、もって商工業の振興に寄与する。

(2) 神奈川県による令和4年度の援助内容

① 補助金

名称	補助額
商工会・商工会議所地域振興事業費補助	158,270,000円

(入手資料より監査人が作成)

5 一般社団法人神奈川県商工会議所連合会

(1) 事業内容

神奈川県内商工会議所間の連携・協力の促進を図り、日本商工会議所等の関係団体との情報交換・情報収集及び連絡調整を行い、連携・協力を推進する。

また、地域振興の円滑な運営に資するため、地域連携推進事業、専門相談事業、組織力向上事業などを通じて、神奈川県内商工会議所の活動を支援する。

(2) 神奈川県による令和4年度の援助内容

① 補助金

名称	補助額
商工会・商工会議所地域振興事業費補助	101,343,000円

(入手資料より監査人が作成)

6 商工会議所（横浜/川崎/相模原/横須賀/藤沢/平塚/小田原箱根/厚木）

（1）事業内容

地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資することを目的として事業運営している地域総合経済団体である。

具体的には、販路拡大、自社PR、人脈づくり、相談（金融、経営、税務、労働、経理、法律）などを通じて、会員である商工業者の経営を支援する。

（2）神奈川県による令和4年度の援助内容

① 補助金

交付先名称	補助金名称	補助額
横浜商工会議所	商工会・商工会議所地域振興事業費補助	327,140,000円
川崎商工会議所	商工会・商工会議所地域振興事業費補助	157,645,000円
相模原商工会議所	商工会・商工会議所地域振興事業費補助	92,841,000円
横須賀商工会議所	商工会・商工会議所地域振興事業費補助	70,260,000円
藤沢商工会議所	商工会・商工会議所地域振興事業費補助	64,675,000円
平塚商工会議所	商工会・商工会議所地域振興事業費補助	56,819,000円
小田原箱根商工会議所	商工会・商工会議所地域振興事業費補助	55,501,000円
厚木商工会議所	商工会・商工会議所地域振興事業費補助	53,696,000円

（入手資料より監査人が作成）

7 一般社団法人神奈川県トラック協会

（1）事業内容

貨物自動車運送事業の適正な運営及び公正な競争を確保することによって、事業の健全な発達を促進して、公共の福祉に寄与する。

貨物自動車運送事業に関する指導、調査及び研究、交通安全・事故防止対策に関する事業、環境問題対策に関する事業、災害時の救援及び復旧復興支援にかかわる輸送及びこれに付帯する事業、会員相互の連絡協調を図る施策等を行っている。

（2）神奈川県による令和4年度の援助内容

① 交付金（当初予算）

名称	交付額
運輸事業振興助成交付金	849,703,000円

（入手資料より監査人が作成）

8 一般社団法人神奈川県バス協会

（1）事業内容

旅客自動車運送事業の公共性に鑑み、健全な発展と民主的運営及び経営の合理化に寄与し、且つ、業界の親睦と福祉の増進に努める。

バス事業の調査研究・統計及び知識の普及並びに業務の指導、輸送の安全及び業務の改善を図るための運動、バス利用者の利便の増進を図るための事業等を行っている。

(2) 神奈川県による令和4年度の援助内容

① 交付金

名称	交付額
運輸事業振興助成交付金	69,622,000円

(入手資料より監査人が作成)

9 神奈川県信用保証協会

(1) 事業内容

中小企業・小規模事業者の皆さまに対して、金融上の強力な「公的な保証人」となって、事業資金調達の円滑化に努める。

中小企業者のニーズやライフステージに応じた最適な保証制度の推進に取り組むとともに、資金調達を必要としている中小企業者に対する金融支援に取り組む。また、外部専門家派遣や、金融支援に繋げる経営支援なども展開する。

(2) 神奈川県による令和4年度の援助内容

① 補助金

名称	補助額
信用保証事業費補助	8,184,260,663円

(入手資料より監査人が作成)

10 一般財団法人あしがら勤労者いこいの村

(1) 事業内容

勤労者とその家族が余暇を利用し、自然に親しみながら健康増進と自己啓発を図るため、宿泊を中心とし、スポーツ、レクリエーションはもとより会議、研修などを行う総合的な施設の運営事業を実施している。

(2) 神奈川県による令和4年度の援助内容

① 出資

基本財産	神奈川県の出資額	神奈川県の出資割合
10,000,000円	4,000,000円	40.0%

(入手資料より監査人が作成)

11 公益財団法人横浜市寿町健康福祉交流協会

(1) 事業内容

寿地区の住民等へ保健医療を提供し、地域福祉に関する事業及び社会参加・就労支援に関する事業等を行い、もって福祉の向上に資することを目的とする。

具体的には、横浜市寿町健康福祉交流センター（診療所、一般公衆浴場等を含む）の管理運営、横浜市寿生活館の管理運営などを実施している。

（２）神奈川県による令和４年度の援助内容

① 出資

基本財産	神奈川県の出資額	神奈川県の出資割合
1,000,000 円	450,000 円	45.0%

（入手資料より監査人が作成）

12 職業訓練法人神奈川能力開発センター

（１）事業内容

知的障害者が恵まれた環境の中で一人ひとりの適性、能力に応じて、就労に必要な基本的知識や技能を学び、職業的自立をめざすための全寮制の職業訓練施設である。

四つの特徴（①個々の特性に合わせた訓練と就職、②就職率 90%以上の実績、③資格取得の支援、④全寮制での自立訓練）を掲げ事業を実施している。

（２）神奈川県による令和４年度の援助内容

① 出資

基本財産	神奈川県の出資額	神奈川県の出資割合
542,760,000 円	270,000,000 円	49.7%

（入手資料より監査人が作成）

13 公益財団法人神奈川県労働福祉協会

（１）事業内容

日雇労働者等に対する無料の職業紹介事業・技能講習事業、ホームレス等に対する就業支援事業、労働関係情報の提供事業、労働に関する知識の普及と啓蒙を行う労働教育事業、さらには保育園の運営やこれらの公益目的事業の推進に資する為、施設の運営等を行う。

また、神奈川県立かながわ労働プラザの管理運営、川崎市生活文化会館の管理運営などを行っている。

（２）神奈川県による令和４年度の援助内容

① 補助金

名称	補助額
労働福祉協会事業費補助	44,405,923 円

② 指定管理者

指定管理施設名	指定管理料等
神奈川県立かながわ労働プラザ	指定管理料 633,000 円
	利用料金収入等 136,544,944 円

（入手資料より監査人が作成）

(3) 神奈川県立かながわ労働プラザ

かながわ労働プラザは、労働者の文化活動や余暇活動、会議、研修、交流の場などを提供することなど、労働者の福祉の増進を図ることを目的とした施設である。

ホール、会議室、ギャラリー、トレーニングルーム、音楽スタジオなど多彩な施設を提供している。また、労働・生活・文化教養・健康をキーワードとした講座の開催や、労働情報・図書の提供も行っており、「労働福祉の活動拠点」となっている。

14 神奈川県職業能力開発協会

(1) 事業内容

神奈川県内企業や団体などの職員の職業能力の開発・向上を図る様々な事業を行うために設置された公共的団体である。

会員企業・団体が行う人材育成の促進と、教育訓練への取組みの推進を支援するため、委員会を設置し、様々な活動を行う人材育成・教育訓練事業のほか、能力開発事業、技能検定・能力評価事業、技能の振興・継承事業などを実施している。

(2) 神奈川県による令和4年度の援助内容

① 補助金

名称	補助額
神奈川県職業能力開発協会事業費補助金	83,567,124円

(入手資料より監査人が作成)

V 産業労働局の主要な情報システム

1 主要な情報システムの概要

(1) かながわPay アプリ、加盟店申請システム

① かながわPay

コロナ禍や原油高及び物価高騰などの影響により売り上げが減少している神奈川県内産業を支援するため、消費者が県内の小売店・サービス事業者・飲食店等において、「かながわPay」アプリを通じて代金を支払った際、ポイントを消費者に還元する。

② 機能

消費者へのポイント還元、決済サービスとの連動、加盟店申請受付などの機能を有する。

③ 備考

本システムは消費者への独自ポイント還元を目的として委託事業者が構築したものであり、委託契約期間中のみ委託事業者によって運用される。

(2) 神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金システム

① 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、神奈川県の要請に応じて、休業や夜間営業時間の短縮に協力した法人、個人事業主に協力金を交付する。

② 機能

協力金の申請受付、審査状況管理などの機能を有する。

③ 備考

本システムは委託事業者が協力金事業の申請受付及び審査のため構築したものであり、神奈川県は委託契約期間中のみ使用できる。

VI 公益財団法人神奈川産業振興センター（以下「K I P」という。）について

1 目的等

(1) 略称

K I P (Kanagawa Industrial PromotionCenter)

(2) 目的

中小企業者等の経営基盤の強化や新規創業及び新分野進出促進に関する事業を総合的に実施することにより、神奈川県産業の振興に寄与する。

(3) 出資

基本財産3億円（神奈川県の100%出資）

(4) 所管

産業労働局中小企業部中小企業支援課

2 K I Pの事業内容

(1) 取組方向

① 総合的、専門的支援の全県展開

「神奈川県よろず支援拠点」や地域の支援機関と連携した「ワンストップ体制」のもとで、総合的・専門的支援を全県で展開する。

② 販路拡大に向けた支援の強化

神奈川県内にとどまらず、県外・海外も含め、商談会の拡充や見本市等の出展支援を強化するなど、販路支援に重点的に取り組む。

③ 創業やさらなる成長の促進

創業前から創業後までを一貫して支援する。また、「経営・技術・金融による総合支援」などを通じ、更なる成長の促進に重点的に取り組む。

④ 「事業承継」の一層の促進

「神奈川県事業承継支援戦略」のもと、地域支援機関との連携を図り、承継診断や承継計画の策定を重点的に進める。

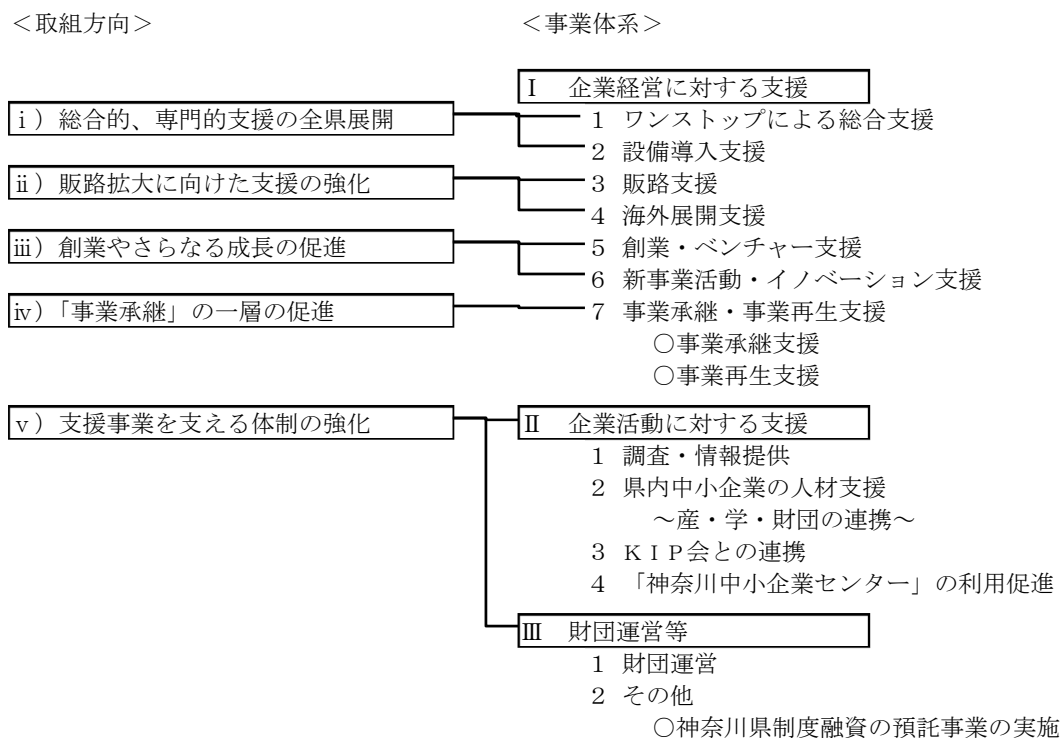
⑤ 支援事業を支える体制の強化

中小企業の活動拠点としてのセンタービルの機能向上を図るほか、職員の人材育成や経営基盤の強化を図る。

(2) 事業体系

取組方向を踏まえ、「Ⅰ 企業経営に対する支援」、「Ⅱ 企業活動に対する支援」、「Ⅲ 財団運営等」の三つの柱のもとで、13 の取組を進める。

図 2-VI-2-1 取組方向と事業体系



(入手資料より監査人が作成)

3 職員及び組織の状況

(1) 職員の状況

令和5年3月31日時点における、K I Pの職員の状況は表 2-VI-3-1 のとおりである。

表 2-VI-3-1 職員配置表

(単位：人)

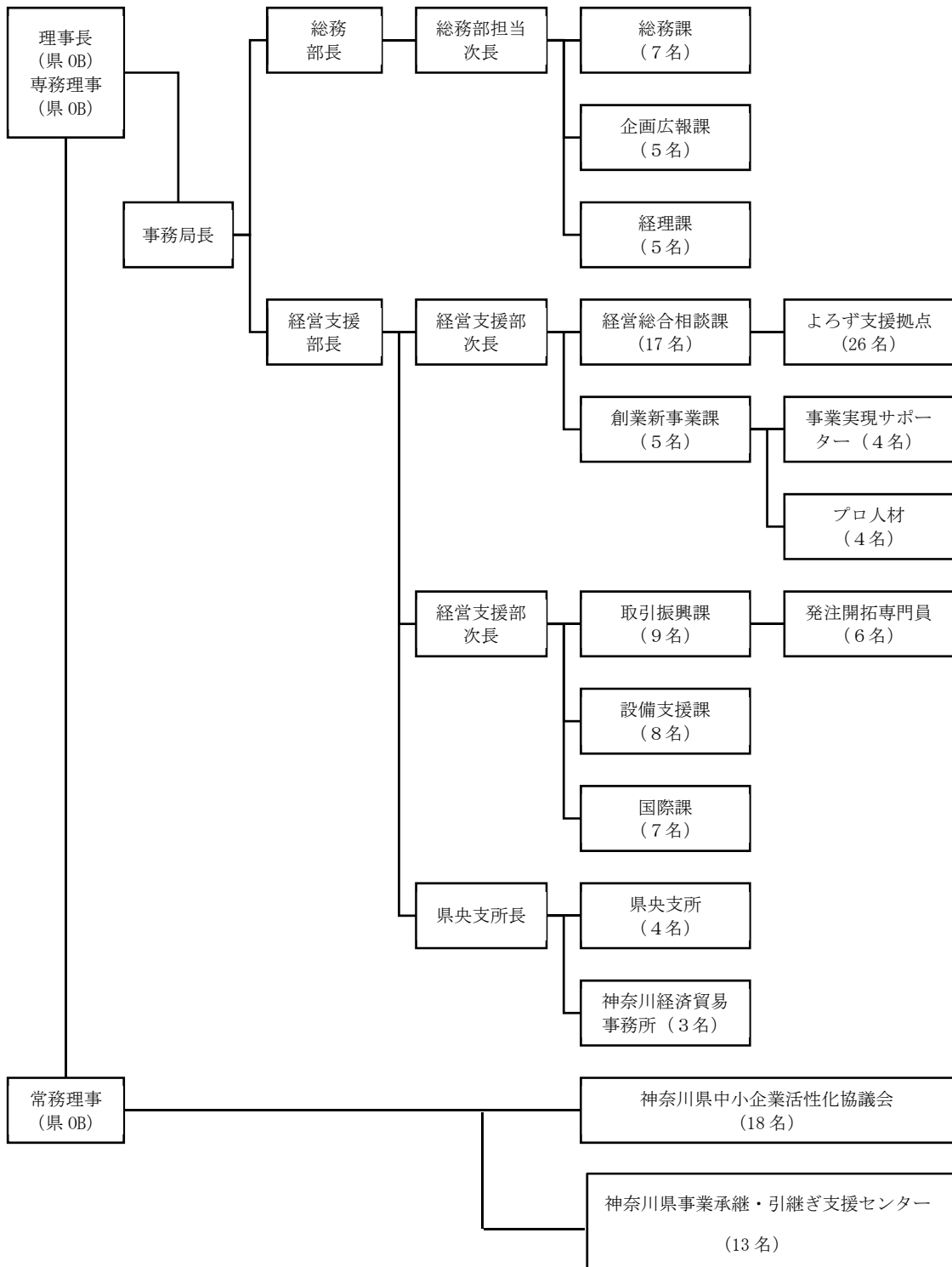
役員 (県OB)	財団 職員	再雇用 職員	非常勤 職員	特別職職員			委嘱	契約 職員	合計
				県派遣	金融機関	その他			
3	40	7	11	1	3	4	68	14	151

(入手資料より監査人が作成)

(2) 組織の状況

令和5年3月31日時点における、K I Pの組織は図 2-VI-3-2 のとおりである。

図 2-VI-3-2 組織図



(入手資料より監査人が作成)

4 財務状況の推移

平成 30 年度から令和 4 年度の財務状況は、表 2-VI-4-1、表 2-VI-4-2 のとおりである。

表 2-VI-4-1 正味財産増減計算書

(単位：百万円)

科目	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R4 年度 (予算)
I 一般正味財産増減の部						
1. 経常増減の部						
(1) 経常収益						
基本財産運用益	1	1	0	0	0	0
特定資産運用益	6	6	6	4	0	0
事業収益	893	988	811	836	842	787
センター経営事業収益	283	285	271	275	280	300
貸与貸付事業収益	487	584	0	0	0	0
割賦販売収益	0	0	463	419	400	358
リース収益	0	0	49	45	38	32
その他事業収益	122	119	27	96	122	95
受取補助金等	1,064	1,096	1,723	1,602	1,055	1,702
受託収益	480	447	486	467	553	619
受取負担金	43	47	35	46	29	28
雑収益	4	6	6	10	6	5
経常収益合計	2,493	2,594	3,071	2,968	2,488	2,523
(2) 経常費用						
事業費	2,381	2,522	3,101	2,955	2,494	2,536
割賦販売原価	386	499	439	399	382	339
リース原価	64	50	42	38	33	28
貸倒引当金繰入	△49	△24	54	△10	9	13
諸謝金	393	359	386	387	450	537
委託費	96	105	37	160	194	188
支払利息	563	594	1,205	1,101	522	523
その他事業費	926	938	936	878	900	904
管理費	47	48	52	56	47	51
諸謝金	12	11	13	13	12	15
委託費	0	1	0	2	3	2

その他管理費	34	35	37	40	32	33
経常費用合計	2,429	2,570	3,154	3,012	2,542	2,588
評価損益等	△3	△8	△3	△2	1	0
当期経常増減額	60	15	△86	△46	△52	△64
2. 経常外増減の部						
(1) 経常外収益	38	26	24	17	30	0
(2) 経常外費用	0	1	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	99	40	△61	△28	△22	△64
一般正味財産期首残高	3,788	3,887	3,928	3,896	3,867	3,427
一般正味財産期末残高	3,887	3,928	3,866	3,867	3,844	3,362
II 指定正味財産増減の部						
受取補助金等	28	32	7	8	11	11
受取負担金	12	9	9	5	2	6
基本財産評価損益等	△1	△1	0	△1	1	0
特定資産評価損益等	△2	△2	△2	△1	0	0
指定正味財産返還額	0	0	0	△55	0	0
一般正味財産振替額	△17	△34	△28	△19	△33	△11
当期指定正味財産増減額	20	4	△14	△63	△18	6
指定正味財産期首残高	738	758	762	748	685	1,007
指定正味財産期末残高	758	762	748	685	666	1,013
III 予備費						10
IV 正味財産期末残高	4,646	4,690	4,615	4,552	4,511	4,366

(入手資料より監査人が作成)

表 2-VI-4-2 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
I 資産の部					
1. 流動資産					
現金預金	1,670	1,924	989	1,024	1,098
割賦設備	1,755	1,629	1,461	1,214	1,183
リース投資資産	206	169	137	123	94
未収入金	250	310	379	413	295
1年以内回収予定設備資金貸付金	367	247	113	1	0
貸倒引当金	△116	△105	△115	△105	△98

その他流動資産	9	7	7	14	13
流動資産合計	4,142	4,184	2,974	2,686	2,587
2. 固定資産					
(1) 基本財産	301	300	300	298	300
(2) 特定資産	2,109	2,013	2,763	1,682	1,469
(3) その他固定資産	3,080	2,747	2,572	2,502	2,431
固定資産合計	5,491	5,061	5,636	4,482	4,200
資産合計	9,634	9,245	8,610	7,169	6,787
II 負債の部					
1. 流動負債					
神奈川県借入金	770	732	1,519	565	387
金融機関借入金	50	41	26	19	0
その他流動負債	163	295	286	262	146
流動負債合計	983	1,069	1,832	846	533
2. 固定負債					
神奈川県借入金	3,474	3,019	1,733	1,422	1,377
金融機関借入金	88	46	19	0	0
その他固定負債	441	419	408	347	365
固定負債合計	4,004	3,484	2,162	1,769	1,742
負債合計	4,988	4,554	3,995	2,616	2,276
III 正味財産の部					
1. 指定正味財産	758	762	748	685	666
2. 一般正味財産	3,887	3,928	3,866	3,867	3,844
正味財産合計	4,646	4,690	4,615	4,552	4,511
負債及び正味財産合計	9,634	9,245	8,610	7,169	6,787

(K I P 「決算諸表」より監査人が作成)

5 K I Pの実施事業

(1) 企業経営に対する支援

① ワンストップによる総合支援

中小企業・小規模企業の様々な経営課題を解決するため、K I P職員や専門家、神奈川県よろず支援拠点による相談対応を行う。

また、新型コロナウイルス感染症対応資金（ゼロゼロ融資）の返済に向けて経営改善に取り組む中小企業・小規模企業に対応するため、地域金融機関や支援機関等との連携を推進する。

さらに、DX やカーボンニュートラル等に取り組む中小企業・小規模企業に対しては、相談対応やセミナー開催のほか、ホームページ上に特設コーナーを作り、各種関連の情報提供

から個社支援まで一貫した支援を行う。これに加え、インボイス制度への対応支援や、支援が行き届きにくかったフリーランス等個人事業主への相談対応にも取り組む。

② 設備導入支援

小規模企業者等が生産性向上等に必要とする設備をK I Pが購入し、貸与（割賦及びリース）する、設備貸与制度を実施する。事業の高付加価値化や生産性向上が実現できる設備投資の支援を行う。

③ 販路支援

販路開拓に向け、デジタル技術を活用した「K I Pオンライン商談ルーム」を設置し、より多くの商談機会を提供するとともに、カーボンニュートラル関連の情報をもとにしたオーダーメイド型商談会の開催に取り組む。

また、神奈川全域を対象としたオール神奈川商談会に加え、他都府県に亘る広域商談会を開催するほか、リアル展示とオンライン展示による工業技術見本市を開催する。

④ 海外展開支援

投資環境調査ミッション、展示会や商談会など、海外渡航を伴う現地派遣事業とデジタル技術を活用したオンライン形式の事業を併せて実施する。

情報提供事業では、各国の情報を提供することに加え、海外展開においても、今後重視されるDXやカーボンニュートラルをテーマにしたセミナーの開催により、企業の海外戦略のための情報提供を行う。

また、食品・酒類などの販路開拓支援を強化し商談会を実施するなど、製造業以外の海外展開支援にも取り組む。

⑤ 創業・ベンチャー支援

ビジネスプランを募集・評価し、より広い層への情報発信の場を提供するとともに事業実施前後を通じた販路開拓支援など、一貫した支援を実施する。応募プランはSDGsやカーボンニュートラル、DXを促進する取組など、時代のニーズに沿ったビジネスプランを積極的に募集し、事業実現に向けてK I Pが伴走支援する。

⑥ 新事業活動・イノベーション支援

事業の成長が期待できるオーディションファイナリストやインキュベート施設入居者等に対して、事業計画実現に向けた事業実現サポーターによる伴走支援を行う。

経営・技術・金融による連携支援では、イノベーションの創出・育成支援をさらに促進するため、地域の金融機関等と連携し、企業の支援ニーズに沿った支援に取り組む。

また、プロフェッショナル人材確保の支援では、新たな人材活用手段として「副業・兼業プロ人材」の活用を促進する。

⑦ 事業承継・事業再生支援

「神奈川県事業承継・引継ぎ支援センター」において、親族内承継・従業員承継・第三者承継への支援を一元的に行うとともに、他の支援機関との連携を強化し、地域に根差したプッシュ型の支援にも力を入れることによって、課題の掘り起しから、個々の経営課題に応じ

た個社支援に取り組む。

経営者保証が課題となっている事業者に対しては、「経営者保証コーディネーター」を中心に経営者保証の解除に向けた支援を行う。

また、売上減の長期化や更なる借入の増加で、過剰債務に陥る中小企業を支援するため、抜本支援・経営改善計画の策定支援なども含め、一貫した事業再生支援の実現に取り組む。

(2) 企業活動に対する支援

① 調査・情報提供

中小企業・小規模企業の業況等を把握するため、「中小企業景気動向調査」を実施するほか、情報誌やインターネット（ホームページ・メールマガジン・SNS）を通じて、中小企業・小規模企業の経営に役立つ情報を提供する。

特に DX、カーボンニュートラルでは特設ページを開設し、取組の重要性やK I Pの支援策をわかりやすく伝える。

② 中小企業の人材支援

社内を活性化させ、課題解決の土台作りとすべく、職員や専門家が企業とともにブレインストーミング・グループワークを行う。また、大学での講演や合同企業説明会への参加、短期大学校等との連携により、中小企業・小規模企業の魅力を伝えられるよう取り組む。

③ K I P会との連携

会員による部会・研究会活動と連携してK I P事業に取り組むほか、K I P事業に対する意見を聞くなどK I P事業、K I P会事業間相互の活性化を図る。特に、DX については情報発信を強化するとともに、勉強会を開催し社内人材の育成に取り組む。

④ 神奈川中小企業センタービルの利用促進

中小企業・小規模企業や支援機関等の活動を支援するため、神奈川中小企業センタービル内の貸事務室や貸会議室・多目的ホール、駐車場の運営を行う。

貸事務室においては、不動産仲介業者の活用等により、入居率の維持を図るとともに、貸会議室においては、既存顧客への広報活動強化を実施する。

(3) 財団運営等

① 財団運営

中小企業・小規模企業支援業務を持続的に実施するため、職員の採用や再雇用職員の活用など組織体制の整備や、職員の定年を引き上げるための規程等の整備を行う。また、収益事業からの収益を公益目的事業の効果的な実施に充てるとともに、老朽化したビルの設備更新等に備えて、バランスの取れた財務運営を進める。

K I P内の DX 推進の取組では、勤怠管理システムを導入するとともに、電子決裁システムなどの導入に向けて検討・情報収集を進める。また、デジタル技術に関する知識を幅広く習得するため、e-ラーニングによる職員研修を強化する。

② その他

神奈川県の中企業制度融資事業に基づき、神奈川県制度融資の預託事業を実施する。

6 KIPの主要な情報システム

(1) YUI+ (ゆいプラス)

取引あっせん・商談会システム。取引振興課などが利用しているシステムであり、顧客情報、取引あっせん情報の管理、商談会の企業の参加申し込みからマッチング、相談対応管理の機能などを有している。

(2) 債権管理サポートシステム

設備支援課が利用しているシステム。設備導入に係る債権について、貸与先の経営状況の把握に努め、適正に管理するために使用している。

(3) e-Signage

催事一覧表示システム。総務課が利用しているシステムであり、デジタルサイネージのコンテンツやスケジュールなどの配信や表示を制御する機能などを有している。

(4) SKYSEA

クライアント運用管理ソフトウェア。全社で利用しており、セキュリティ管理、操作ログ保存、Windows アップデート管理の機能などを有している。

(5) K-POT

かながわ中企業ビジネス支援サイト。神奈川県内の支援機関等が発信する最新情報を中小企業者等がタイムリーに取得できるポータルサイトとして「K-POT」を設置している。

第3 監査の結果

I 産業部産業振興課の事業について

1 委託事業における参加事業者に対する暴力団排除手続について

産業振興課の委託事業を対象に参加希望者の募集、委託事業者選定及び委託事業者決定契約締結の各ステップにおける暴力団排除手続について関係書類の閲覧及び質問を実施した。

確認の対象とした委託事業は下記のとおりである。

- ・ ロボット開発プロジェクト総合支援事業（公募型プロポーザル方式）
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策ロボット実装事業（公募型プロポーザル方式）
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策ロボット開発支援事業（公募型プロポーザル方式）
- ・ ロボット実用化促進事業（入札）
- ・ ロボット普及・浸透推進事業（事前公募方式）
- ・ ロボット産業特区広報事業（公募型プロポーザル方式）
- ・ 起業家創出促進事業（公募型プロポーザル方式）
- ・ イノベーション人材交流拠点事業（公募型プロポーザル方式）
- ・ スタートアップ支援事業（公募型プロポーザル方式）
- ・ 成長期ベンチャー交流拠点事業（公募型プロポーザル方式）
- ・ 成長期ベンチャー支援事業（公募型プロポーザル方式）
- ・ 県内産業 DX プロジェクト支援事業（公募型プロポーザル方式）

(1) 委託事業候補者の参加意思表明書（様式）について

まず、監査人は、応募事業者が暴力団排除条項に該当しないことをどのように確認しているか質問したところ、次の回答を得た。

【神奈川県からの回答】

参加希望者から、応募に際して参加意思表明書等の書面の提出を得ており、この参加意思表明書において、募集要項における参加資格を満たす旨を誓約させている。

この募集要項には、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること等を定めている。

以上の一連の流れから、応募事業者が暴力団排除条項に該当することはない。

しかしながら、この参加意思表明書にも募集要項にも、地方自治法施行令第167条の4の規定の内容が具体的には記載されていない。対象とした事業で使用された参加意思表明書の様式は下記のとおりである。

(様式1)

令和 年 月 日

参加意思表明書

神奈川県知事 黒岩 祐治 殿

所在地

法人名

代表者 代表取締役

「令和4年度〇〇〇〇〇業務委託に係る公募型プロポーザル募集要項」に基づき、参加意思表明書を提出します。

なお、同募集要項「4 参加資格」を全て満たしていることを誓約いたします。

<本件責任者及び担当者の連絡先>

項目		
所属・部署名		
役職名		
氏名		

参加意思表明書における「4 参加資格」について、「令和4年度起業家創出促進事業業務委託に係る公募型プロポーザル募集要項」では、下記のとおり記載されている。

4 参加資格

本プロポーザルの参加資格は、参加意思表明書の提出期限（提出期限の末日）から契約締結までの全期間に渡って、次の各号に掲げる要件を全て満たす者としてします。

- (1) 日本国内に法人格を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 神奈川県の指名停止期間中の者でないこと。
- (4) 仕様書に示す業務内容を、公正かつ的確に遂行し得る者であること。

上記資格要件(2)で記載されている「地方自治法施行令第167条の4」の内容は次のとおりである。

(一般競争入札の参加者の資格)

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

また、上記第 167 条の 4 第 1 項 3 号で規定されている「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第 32 条第 1 項各号」の内容は次のとおりである。

(国及び地方公共団体の責務)

第三十二条 国及び地方公共団体は、次に掲げる者をその行う売買等の契約に係る入札に参加させないようにするための措置を講ずるものとする。

- 一 指定暴力団員
- 二 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- 三 法人その他の団体であって、指定暴力団員がその役員となっているもの
- 四 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者（前号に該当するものを除く。）

このとおり、参加要件の一つとして「(2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。」が規定されている。その意味するところが暴力団等の反社会的勢力に該当しないことであることは、具体的に条文を紐解けば分かることではあるが、参加者が募集要項に記載されている条文番号のみでそのことを理解することは困難であると考えられる。

なお、平成 28 年 5 月 2 日付で総務省から都道府県知事宛に「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に規定する暴力団排除に関する欠格事由の運用要領について（通知）」（以下「総務省通知」という。）が発出されており、その中で「入札参加者から「暴力団排除条項に該当しないこと及び暴力団又は暴力団関係者を再委託先としないことを誓約する書面」（以下「誓約書」という。）の提出を受ける。」と記載されている。

【総務省通知より一部抜粋】

2 運用の概要

(3) 実施機関は、入札参加時に入札参加者から「暴力団排除条項に該当しないこと及び暴力団又は暴力団関係者を再委託先としないことを誓約する書面」(以下「誓約書」という。)の提出を受ける。若しくは入札参加時に入札参加者が心得ておくべき事項を明示した資料(以下「入札心得」という。)において、「暴力団排除に関する誓約事項」(以下「誓約事項」という。)を示すとともに、入札参加者が入札書の提出をもって誓約事項に同意したものである旨を明らかにする。

なお、「暴力団関係者」とは、暴力団の構成員及び暴力団に自発的に資金、便宜を供与する等協力し又は暴力団若しくは暴力団構成員を利用する等、これと交わりを持つ者をいう。

また、通知の別紙として誓約書の様式例が掲げられ、その記載において「暴力団排除条項に該当しないこと。」について下記のとおりと明記している。

【総務省通知より抜粋】

別紙 3-1 (様式例)

誓約書

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、入札に参加するに当たり、下記の事項を誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。）第 10 条第 4 号及び第 6 号から第 9 号の暴力団排除条項に該当しないこと。
2. 暴力団又は暴力団関係者を再委託先としないこと。
3. 法第 10 条各号の競争参加資格の欠格事由に該当しないこと。

平成 年 月 日

（地方公共団体の長） 殿

（郵便番号）

入札参加事業者 住 所

電話番号（ ） ー

商 号又は名称

氏 名 印

（法人にあつては、代表者氏名）

法定代理人

（ 氏 名 印 ）

募集要項等のみを確認して応募する参加希望者が参加要件の一つである「(2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。」に「暴力団排除条項に該当しないこと。」が含まれていることを理解していない状態で参加意思表明書を提出している可能性があることに鑑みれば、神奈川県は、総務省通知及びその誓約書の記載を参考に見直すこ

とが必要であると考えられる。すなわち、参加意思表明書には、「4 参加資格」のみの記載ではなく、「4 参加資格」の(1)から(4)の内容をすべて記載するとともに(2)に記載の地方自治法施行令第167条の4の規定の内容に「暴力団排除条項に該当しないこと」が含まれていることを明確に記載したうえで、参加意思を表明し誓約してもらうことが必要であると考えられる。

(意見1) 委託事業候補者の参加意思表明書(様式)の見直しについて

委託事業の募集に際して、その参加事業者が暴力団排除条項に該当しないことを確認することが必要である。神奈川県では応募事業者からの参加意思表明書の提出をもって、これを確認しているが、参加意思表明書には募集要項「4 参加資格」を全て満たしていることを誓約させるものであって、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であることを宣誓させていない。しかも、募集要項には地方自治法施行令第167条の4の規定の内容が具体的に明記されていないことから、応募事業者が「暴力団排除条項に該当しないこと」を理解しないまま参加意思表明書を提出する可能性がある。したがって、参加意思表明書の参加資格要件として「暴力団排除条項に該当しないこと」を具体的に宣誓するよう、平成28年5月2日付の総務省通知「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に規定する暴力団排除に関する欠格事由の運用要領について(通知)」に準じて参加意思表明書(様式)を見直すこととされたい。

(2) 委託事業候補事業者に対する暴力団排除条項に関する確認について

次に、神奈川県の契約手続を確認したところ、締結している契約書には「発注者の催告によらない解除権」に関する条項の(9)に暴力団排除に係る規定がある。内容は下記のとおりである。

【神奈川県が締結している契約書より一部抜粋】

(発注者の催告によらない解除権)

第 20 条 発注者は、受注者が次の各号にいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその賠償責任を負わない。

(9) 警察本部からの通知に基づき、受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 受注者が個人である場合には、その者が、神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号。以下、本条及び第 22 条において、「条例」という。）第 2 条第 4 号に定める暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められるとき、又は、法人等（法人又は団体をいう。）が、条例第 2 条第 5 号に定める暴力団経営支配法人等と認められたとき。

イ 受注者が、条例第 23 条第 1 項に違反したと認められたとき。

ウ 受注者が、条例第 23 条第 2 項に違反したと認められたとき。

エ 受注者及び役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人等である場合には役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。）又は支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。）が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。

また、「総務省通知」では、次のとおり、官民競争入札等における入札の開札後、落札者を決定する前に実施機関が当該地方公共団体の区域を管轄する都道府県警察本部に対し、原則として、落札予定者の暴力団排除条項該当性の有無について意見聴取を行う旨、記載されている。

【総務省通知より一部抜粋】

2 運用の概要

(1) 地方公共団体の長（以下「実施機関」という。）が実施する官民競争入札等における暴力団排除条項の運用については、入札の開札後、落札者を決定する前に実施機関が当該地方公共団体の区域を管轄する都道府県警察本部（以下「警察本部」という。）に対し、原則として、落札予定者の暴力団排除条項該当性の有無について意見聴取を行う。また、意見聴取を受けた警察本部は、暴力団排除条項該当性の有無について、当該実施機関に回答する。

(5) 実施機関は、事業開始後において、公共サービス実施民間事業者が暴力団排除条項又は契約条項に該当する疑いがあり、法第 23 条において準用する第 22 条第 1 項第 1 号

ロ又は契約条項に基づき契約を解除しようとするときは、警察本部に対し、当該公共サービス実施民間事業者の暴力団排除条項等該当性の有無について意見聴取する。また、当該意見聴取に対し、警察本部から暴力団排除条項又は契約条項に該当する旨の回答があった場合には、当該公共サービス実施民間事業者との契約を解除するなどの措置を講じる。

(6) 警察本部は、実施機関の意見聴取に対する回答のほか、公共サービス実施民間事業者に暴力団排除条項又は契約条項に該当する事由があると疑うに足りる相当な理由があるため、実施機関が適切な措置をとることが必要であると認めたときは、実施機関に対しその旨の意見を述べる。また、実施機関は、当該意見が述べられた場合にも契約を解除するなどの措置を講じる。

監査対象である神奈川県においては、神奈川県暴力団排除条例（以下「条例」という。）第9条において「県が実施する入札への参加の制限その他必要な措置を講ずるものとする」と規定されていることから、競争入札の場合に条例の規定に基づき、入札参加資格申請時及び役員変更時に県警への暴力団照会を行うこととしている。

一方で、随意契約手続については、すべての契約について暴力団照会を行うことは現実的ではないことから、入札参加資格を持たない受注予定者と暴力団等との関係に関する情報を得た場合に必要に応じて県警照会を行い、県警本部から排除対象との回答又は通知を受けた場合に排除措置を行う運用としている。指名停止又は排除措置対象となった場合、庁内グループウェアの掲示板にて法人情報が共有されるため、契約前に対象であるか、また契約後に対象となっていないか逐一確認している。

公募型プロポーザル方式は競争的手続を経て契約を行う随意契約の一類型であることから、特段の事情がない限り競争入札に準ずる形での暴力団照会は実施していない。

公募型プロポーザル方式は、随意契約の一類型であることから、総務省通知が想定している官民競争入札等に該当しない。

しかしながら、「公募型プロポーザル方式」による委託事業においても、委託事業候補者を幅広く民間事業者から募集していることから、委託事業者が暴力団等の反社会的勢力に該当するおそれがあることは入札の場合と同様である。したがって、暴力団排除条項の趣旨を勘案し、委託業務予定事業者の暴力団排除条項への該当性の有無については神奈川県警察本部に対し意見聴取を行うことを検討されたい。

なお、株式公開準備会社ないし株式公開会社の場合、新規に取引を締結する相手先については、その相手先が暴力団等の反社会的勢力に該当しないことが非常に重要であり、これを確認するために、法人名及び代表者名に様々な反社会的行為に係る用語を付加したキーワードに基づき新聞記事等のデータベースないしインターネットの検索エンジンを利用して情報を収集・確認したうえで、その相手先との契約を実施しており、当該手続を内規で定めている。監査人は、神奈川県がこのような手続を実施しているか質問したところ、実施していない旨の解答を得た。

（意見 2）委託事業候補事業者に対する暴力団排除条項に関する確認の必要性について

監査対象である神奈川県「公募型プロポーザル方式」に係る契約手続は、平成 28 年 5 月 2 日付の総務省通知「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に規定する暴力団排除に関する欠格事由の運用要領について（通知）」が想定している官民競争入札等の手続には該当しない。しかしながら、「公募型プロポーザル方式」による委託事業においては、委託事業候補者を幅広く民間事業者から募集していることから、委託事業者が暴力団等の反社会的勢力に該当するおそれがある。したがって、暴力団排除条項の趣旨を勘案し、神奈川県も総務省通知の手続に準じて神奈川県警察本部と連携し、委託業務事業者を決定する前に神奈川県警察本部に対し、委託業務予定事業者の暴力団排除条項への該当性の有無について意見聴取を行うことを検討されたい。

（3）第三者への支援を委託する業務における暴力団等反社会的勢力排除手続について

更に、複数の事業者を選定し、起業、開発・実証等に係る各種費用の支援、専門家の技術的助言や課題解決に向けて連携する事業者とのマッチング支援等を行う形態の委託業務について、監査人は、各委託業務における支援先企業に対する暴力団等の反社会的勢力排除についての対応について確認した。その結果、この形態の委託事業については、当該事業の受託者が事務局業務を行い、神奈川県と連携して事業を実施している場合があった。例えば、「県内産業 DX プロジェクト支援事業」の受託者である有限責任監査法人トーマツ（以下「トーマツ」という。）の実施報告書には、書類審査における提出書類の精査及び通過企業の確定、面談審査の際の審査員選出及び採択企業の決定に至るまで、様々な局面において神奈川県は受託者であるトーマツと連携していることが記載されている。

ただし、当該実施報告書には、反社会的勢力排除に関する手続についての記載がないため、反社会的勢力排除に関して、具体的にどのような手続がなされたのかについてわからない。

そこで、このような形態の委託業務においては、各事業で選定される支援対象となる企業が反社会的勢力に該当するか否かについて、神奈川県警本部に対する照会をしているか質問したところ、神奈川県から「当該事業の支援金は神奈川県暴力団排除条例第 10 条（給付金の交付における暴力団排除）に該当しないことから基本的には照会の対応を行っていない」との回答を得た。しかしながら、この『支援金の支給は給付金の交付ではない』ことをもって照会の対象としないという取扱いは、暴力団等の社会的勢力との関係遮断を目的とする暴力団排除条例の趣旨にそぐわないものと考えられる。

また、神奈川県と受託者との間で取り交わす契約書には、支援先企業に対する暴力団等の反社会的勢力排除に係る手続等についての記載がないことから、支援先企業が反社会的勢力に該当するか否かの確認及び反社会的勢力排除に関する条項についての対応については、受託者が自ら判断して対応しているものと考えられる。

しかしながら、暴力団等の反社会的勢力排除に関する対応は、神奈川県にとっても重要な手続であることから、受託者が支援先との間で締結する契約書において暴力団等の反社会的勢力排除に関する条項を明記することが必要であると考えられる。

（意見3）第三者への支援を委託する業務における、支援先の暴力団等反社会的勢力排除手続の必要性について

第三者への支援を委託する業務については、受託者が事務局業務を担って各種の支援を実施している。ただし、神奈川県と受託者との間で取り交わす契約書には、支援先企業に対する暴力団等の反社会的勢力排除に係る手続等についての記載がないことから、支援先企業が反社会的勢力に該当するか否かの確認及び反社会的勢力排除に関する条項についての対応については、受託者が自ら判断して対応している。

しかしながら、暴力団等の反社会的勢力排除に関する対応は、神奈川県にとっても重要な手続であることから、受託者が支援先との間で締結する契約書において暴力団等の反社会的勢力排除に関する条項を明記することを検討されたい。

2 委託事業に係る成果物等の帰属について

下記の委託業務における仕様書を閲覧したところ「成果物の帰属」についての記載がある。

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策ロボット実装事業
- ・ 起業家創出促進事業
- ・ イノベーション人材交流拠点事業
- ・ 成長期ベンチャー交流拠点事業

仕様書における記載は下記のとおりである。

5 成果物の帰属

この契約の実施に伴って生じた一切の成果に対する権利は、原則としてその生じたときから発注者に帰属する。

この仕様書の記載を受けて、委託事業に係る契約書には、委託事業から生じた成果物に係る規定として下記の記載がある。

(成果の帰属)

第 11 条 この契約の実施に伴って生じた一切の成果に対する権利は、その生じた時から発注者に帰属する。

対象となる委託事業から生じる成果物としては、事業終了時に提出される報告書が該当するものと想定されるが、成果としての具体的な権利が不明確である。そのため、具体的な権利について質問したところ、特に「具体的な権利は想定していない」との回答を得た。

想定される権利としては著作権が該当するものと考えられる。

著作権とは、著作権法で保護される知的財産権で、他の知的財産権である特許権、実用新案権及び商標権等と異なり、著作物の創作と同時に発生し、登録等の必要はない。著作権法第 2 条には、著作権の定義として「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」と記載されている。

著作権の内容は、大きく分けて「著作権（財産権）」と「著作者人格権」の二つに分けられる。

[著作権（財産権）]

著作権（財産権）は、著作物の利用を独占的に許諾する権利である。著作権（財産権）には、以下の六つの権利がある。

複製権：著作物を複製する権利

上演権（演奏権）：著作物を公に上演または演奏する権利

公衆送信権：著作物を有線または無線の伝送を通じて公衆に送信する権利

譲渡権：著作物の所有権を譲渡する権利

貸与権：著作物を貸与する権利

翻案権：著作物を翻訳、翻案、編曲、変形、脚色する権利

[著作者人格権]

著作者人格権は、著作物の創作者としての人格を保護するための権利である。著作者人格権には、以下の四つの権利から構成されている。

氏名表示権：著作者の氏名を著作物に表示する権利

同一性保持権：著作物の内容や形式をそのまま保つ権利

名誉毀損の防止権：著作物を公然と毀損されることを防止する権利

意義の歪曲の防止権：著作物の意義を歪曲されることを防止する権利

上記二つの権利の特徴として、著作権（財産権）は第三者へ譲渡することができるが、著作者人格権は譲渡することができない。このような著作権の特徴を踏まえれば、神奈川県委委託事業によって生じた財産権としての著作権は譲渡が可能であることから、著作物の所

有権を委託者に帰属させるためには、その旨、契約書に規定すれば著作物に生じた著作権を受託者から委託者へ移転させることが可能となる。したがって、神奈川県における上記の契約書等における規定に問題は無いものと考えられる。

しかしながら、著作者人格権については、その発生とともに受託者に帰属し、その性質から第三者へ譲渡することができないから、神奈川県における上記の契約書等における規定によっても、神奈川県には帰属しない。したがって、神奈川県における上記の契約書等においては、受託者が著作者人格権を行使しない旨を規定することが必要であると考えられる。

以上のことから、委託業務契約書の記載について、例えば下記のような規定が考えられる。

【記載例】

第〇条(成果物の帰属)

この契約の実施に伴って生じた成果物に係る著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条で定める権利を含む。）を含む一切の権利は、発注者に帰属するものとする。

2 受注者は成果物について著作者人格権を一切行使しないものとする。

なお、第 1 項の記載で、カッコ書きで「著作権法第 27 条及び第 28 条で定める権利を含む。」と記載されているのは、著作権法第 61 条第 2 項で「著作権を譲渡する契約において、第 27 条又は第 28 条に規定する権利が譲渡の目的として特掲されていないときは、これらの権利は、譲渡した者に留保されたものと推定する。」との規定を受けての記載である。また、著作権法第 27 条は翻訳権、翻案権等二次的著作物を作成する権利を規定し、第 28 条は、二次的著作物について原著作人も二次的著作物の著作者と同一の種類の権利を有することを規定している。

（意見 4）委託事業に係る成果物等の帰属についての契約書等の必要性について

神奈川県の委託事業においては、その契約書において「実施に伴って生じた一切の成果に対する権利は、その生じた時から発注者に帰属する」旨が規定されている。この成果物の一つとして著作権が想定される。著作権は、著作権法で保護される知的財産権で、他の知的財産権である特許権、実用新案権及び商標権等と異なり、著作物の創作と同時に発生し、登録等の必要はない。著作権の内容は、大きく分けて「著作権（財産権）」と「著作者人格権」の二つに分けられる。この二つの権利の特徴として、著作権（財産権）は第三者へ譲渡することができるが、著作者人格権は譲渡することができない。このような著作権の特徴を踏まえば、神奈川県の委託事業によって生じた財産権としての著作権は譲渡が可能であることから、著作物の所有権を委託者に帰属させるためには、その旨、契約書に規定すれば著作物に生じた著作権を受託者から委託者へ移転させることが可能となる。したがって、神奈川

県における上記の契約書等における規定に問題は無いものと考えられる。

しかしながら、著作権人格権については、その発生とともに受託者に帰属し、その性質から第三者へ譲渡することができないから、神奈川県における上記の契約書等における規定によっても、神奈川県には帰属しない。したがって、神奈川県における上記の契約書等においては、受託者が著作権人格権を行使しない旨を規定することを検討されたい。

3 委託業務への参加募集時に参加希望事業者から提出を受ける見積書について

委託業務にかかわる参加希望事業者は、企画提案書作成の要項に基づいて企画提案書を作成し、見積書と併せて提出している。その要項には見積書の内訳明細を含むこととされているものの、その様式は任意様式とされている。見積書等は、委託事業者選定に関する審査の際の評価対象とされている。

募集要項による選定方法は、所定の評価基準に基づいて、外部委員で構成する審査会が行い、提案者ごとに審査委員の採点の平均点が最も高い提案を採用する。また、その際的评价基準は複数の審査項目からなり、合計 100 点満点である。審査項目の一つに「見積額について」の項目があり、「適正に積算が行われているか。」について審査される。配点は 5 点と審査全体に占めるウェイトは少ないが、委託業務の契約金額に係るものであり、積算の適正性を判断する重要な審査項目である。

そこで、実際に提出された見積書を検討したところ、下記のような事例が見受けられた。

下記の事例は、委託した事業が異なる見積書であるが、いずれも委託事業者として選定された事業者から提出された見積書である。それぞれの見積書は作成要項の定めのとおり、各社が任意の様式により作成している。

事例 1 は、見積書の費用区分を起業相談・集中支援のための人件費、イベント開催費及び PR 費用に分けている。しかも、この人件費を担当業務毎に日数と単価による計算過程で示し、またイベント開催費もイベント種類毎に回数と単価による計算過程で示している。見積書は、企画提案書との整合性も確認できる。

これに対して、事例 2 は、費目別に金額が記載されているものの、積算内訳欄には各費目別の金額のみの記載であり、積算の根拠となる日数及び単価等による計算過程の記載が一切ない。したがって、見積書と企画提案書との整合性についても確認ができないことから、当該見積金額の積算の適正性を判断することができないものと考えられる。

なお、提出された見積書の内容に大きな違いがあったにもかかわらず、「見積額について」の項目の審査に係る 3 人の審査員（ただし、対象となる委託事業が異なるため、審査員は異なる者である。）の評価結果は、両事例で同程度の評価を得ている。

【事例1】

見積書

日付: [REDACTED]

神奈川県知事 殿

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
下記の通りお見積り申し上げます。

見積金額 [REDACTED]

商品名 / 品目	数量	単価	金額
起業相談・集中支援のための人件費			
[REDACTED] 担当者	人日	[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED] 担当者	人日	[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED] 担当者	人日	[REDACTED]	[REDACTED]
イベント開催費			
[REDACTED] イベント	回	[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED] イベント	回	[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED] イベント	回	[REDACTED]	[REDACTED]
PR費用			
[REDACTED] PR	個	[REDACTED]	[REDACTED]
小計 (税抜)			[REDACTED]
消費税 (10%)			[REDACTED]
合計 (税込)			[REDACTED]

備考欄:

[REDACTED] 千 [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
責任者: [REDACTED] 担当: [REDACTED]
Tel: [REDACTED]

【事例2】

見積書

神奈川県知事 殿

所在地

〒

法人名
代表者

本事業責任者
本事業担当者

(小数点以下、四捨五入) (単位: 千円)

項目	積算内訳
I. 労務費 1. 人件費	
II. その他経費 1. 消耗品費 2. 旅費 3. 外注費 (※) 4. 諸経費	
小計 A (= I + II)	
III. 間接経費	
合計 B (= A + III)	
総計	(注: 円単位)

※外部の起業家、専門家への講師謝金

以上

審査において提出された見積書は、契約金額の基礎となることから、「適正に積算が行われているか。」について、その計算過程を含め適切に審査し、評価結果に反映することが必要である。提出された見積書の内容が十分でない場合、再提出を求めるなどして適切な措置を講ずることも必要である。

なお、見積書と企画提案書との整合性について、神奈川県は、提案者の法人規模や過去の類似事業の実績などを含む企画提案書の内容と見積書の各項目の小計額について、提案者によるオーラルプレゼンテーション及びプレゼンテーションスライドも考慮しながら、判断がなされたものと説明している。しかしながら、監査人は、事例2のプレゼンテーションスライドを見る限り、見積書と企画提案書が整合していること、その見積書が適正に積算されていること、いずれも確認することができなかった。

また、監査人は、神奈川県に対して、審査会の審議が適切に実施されたことを確認するために、審査会の議事録等の資料を求めたが、その提出はなかった。今後は、企画提案書作成の要項における見積書の内訳明細の様式を見直すとともに、審査会の議事録等の資料を整備・運用することが必要である。

(意見5) 委託業務への参加希望事業者から提出を受ける見積書に基づく見積額の積算の適正性に関する審査について

委託業務の募集要項による選定方法は、所定の評価基準に基づいて、外部委員で構成する審査会が行っている。その審査項目の一つに「見積額について」の項目があり、「適正に積算が行われているか。」について審査される。審査において提出される見積書は、契約金額の基礎となることから、「適正に積算が行われているか。」について、その計算過程を含め適切に審査しなければいけない。

しかしながら、見積書の様式が任意とされていることから、提出される見積書は企画提案書との整合性が不明確なもの、見積金額の積算の根拠（計算過程）が示されていないものが存在している。

したがって、今後は企画提案書作成の要項における見積書の内訳明細の様式を見直すとともに、提出された見積書の内容が十分でない場合、見積書の再提出を求めるなどして適切な措置を講じたうえ、見積額を適切に審査することとされたい。

また、監査人は、神奈川県に対して、審査会の審議が適切に実施されたことを確認するために、審査会の議事録等の資料を求めたが、その提出はなかった。

したがって、今後は、審査会の議事録等の資料を整備・運用することとされたい。

4 「HATSU 鎌倉」の名称及びロゴについて

「イノベーション人材交流拠点事業」について、その募集要項を確認したところ、「企画提案を求める拠点の設置地域」は下記のとおりであった。

- 鎌倉市（HATSU 鎌倉）
- 県央地域（厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村）
- 県西地域（小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町）

鎌倉市のみ、「HATSU 鎌倉」と具体的な拠点名称が記載されているのに対して、他の2拠点は県央地域と県西地域と広範囲の設定である。理由を確認したところ、当初は鎌倉市のみで当該事業を開始し、拠点の名称及びロゴを当庁で準備したからであるとの回答であった。

この「HATSU 鎌倉」以外の名称及びロゴとしては、WeWork オーシャンゲートみなとみらい内に設置されているベンチャー企業の成長促進拠点である「SHIN みなとみらい」が存在する。

「HATSU 鎌倉」及び「SHIN みなとみらい」の名称及びロゴは、令和元年に神奈川県が外部に委託して作成したものである。いずれの名称及びロゴも、その権利は契約書において神奈川県に帰属する旨が明記してあるが、商標登録はしていない。

「HATSU 鎌倉」のロゴ	
「SHIN みなとみらい」のロゴ	

「HATSU 鎌倉」及び「SHIN みなとみらい」のロゴは、令和元年より使用し、前者はイノベーション人材交流拠点として、後者はベンチャー企業の成長促進拠点として周知されてき

ており、当該ロゴの付加価値は高まっているものと考えられる。

ただし、商標登録がなされていないことから、次のようなリスクが考えられる。

- ロゴを第三者に無断で利用されるリスクがある。
第三者に無断で利用された場合、商標登録をしていなければ、その利用をやめさせることが非常に困難である。
- ロゴを第三者に商標登録されてしまうリスクがある。
商標登録は特許庁に先に申請した順に認められる（先願主義）ため、第三者が先に商標登録をすると、第三者の商標登録が有効となり、神奈川県は当該ロゴを利用することができなくなる。

「HATSU 鎌倉」及び「SHIN みなとみらい」のロゴは神奈川県に帰属する貴重な無形資産であることから、上記のリスク発現の可能性等を考慮し、必要に応じて商標登録をすることを検討されたい。

なお、令和5年度の監査実施中、「HATSU 鎌倉」の名称を Web ブラウザーによって検索したところ、令和4年度までイノベーション交流拠点事業であった委託事業者のホームページが検出された（令和5年度からは別の事業者が委託事業者となっている）。当該ホームページの内容を確認したところ、「HATSU 鎌倉」運営事業を神奈川県から受注している旨が掲載されていた。この掲載は、当該事業者が、ホームページを更新していないことに原因であるものと考えられる。「HATSU 鎌倉」の名称及びロゴを無断で使用した訳ではないが、令和4年度における神奈川県と委託事業者との間で締結された契約書には当該名称及びロゴの使用についての記載はなされていない。本来は、当該名称及びロゴは神奈川県に帰属することから、委託事業者の使用可能期間を契約書に明記することが必要であったものと考えられる。

したがって、神奈川県に帰属する名称及びロゴの使用については、委託事業の契約書締結の際、当該名称及びロゴが神奈川県に帰属するものであること、その使用期間は契約期間限りとすること等について契約書に明記するか、当該内容を記載した覚書を取り交わすことが必要である。

（意見6）「HATSU 鎌倉」及び「SHIN みなとみらい」の名称及びロゴの商標登録等の必要性について

「HATSU 鎌倉」及び「SHIN みなとみらい」の名称及びロゴについては令和元年より使用しているが、未だ商標登録はなされていない。ロゴは第三者に利用されても、この使用の停止を求めることが困難であること、また、第三者が当該ロゴを神奈川県より先に商標登録した

場合、神奈川県はこれを利用することができなくなる。したがって、神奈川県は、かかるリスクの発現可能性等を考慮し、名称及びロゴについて、必要に応じて商標登録をすることを検討されたい。

また、「HATSU 鎌倉」及び「SHIN みなとみらい」など神奈川県に帰属する名称及びロゴを委託業務の受注者に使用させる場合、使用する名称及びロゴが神奈川県に帰属すること、及びその使用期間は契約期間に限ることを受注者に認識してもらうことが必要である。したがって、神奈川県に帰属する名称及びロゴの利用に際しては、委託事業の契約締結の際、当該名称及びロゴが神奈川県に帰属するものであること、及びその使用期間は契約期間に限ることを、契約書や覚書として取り交わすこととされたい。

II 産業部企業誘致・国際ビジネス課の事業について

1 企業誘致施策における各種補助金（インベスト神奈川助成金、セレクト神奈川100補助金、セレクトNEXT補助金、企業誘致促進賃料補助金）について

(1) 神奈川県企業誘致施策の概要について

神奈川県における令和4年度の企業誘致施策の概要をまとめると、表3-II-1-1のとおりとなる。

表3-II-1-1 神奈川県における令和4年度の企業誘致施策の概要（まとめ）

事業名	インベスト神奈川助成金	
事業費（当初予算）の積算内訳	インベスト神奈川助成金	73,688千円(前年比△16,268千円)
事業の概要		
目的	「インベスト神奈川」の主要施策であり、当助成制度により県外から企業を誘致するとともに、既存県内企業の再投資を促進する。	
効果	県内への産業集積を促進することにより、中小企業を含めた地域産業の活性化と雇用の創出が図られる。	
根拠	神奈川県産業集積促進助成金交付要綱	
事業主体	民間事業者	
内容	要件に適合し、一定規模以上の設備投資を県内で行う企業に対して、その設備投資額に一定割合の助成率を乗じた金額を助成上限の範囲内で助成する。	
対象業種	製造業-高度先端産業、高度先端産業を支えるものづくり分野において研究開発などを行う事業（中小企業のみ）	
助成額	<ul style="list-style-type: none"> ・工場・本社機能-設備投資額の10% 最大10億円 ・研究所-設備投資額の15% 最大20億円 以下に該当する場合、上記助成額からそれぞれ10分の0.5を減じる A 障害者法定雇用率（2.3%）が未達成 B 「県子ども・子育て支援推進条例」第15条の認証が未取得 C 環境マネジメントシステム（「ISO14001」「エコアクション21」等）の認証未取得	
交付	操業開始後10年分割にて交付	
その他	助成対象となった中小企業が相当数の県内在住者（障害者を含む）を新規に雇用した場合には、別に助成を行う。	

事業名	セレクト神奈川100補助金
事業費（当初予算）の積算内訳	セレクト神奈川100補助金 893,560 千円（前年比+254,800 千円）
事業の概要	
目的	県内経済の活性化と雇用の創出を目指し、県経済を牽引する成長産業の企業等の誘致・集積を進める。
効果	県内の産業集積が促進されることにより、本県産業の活性化と雇用の創出等が図られるとともに、外国企業と本県中小企業との取引拡大や技術連携に伴う国際競争力の向上が期待できる。
根拠	神奈川県企業誘致促進補助金交付要綱
事業主体	民間事業者
内容	県外・国外から事業所を設置し、要件に適合する企業に対して、土地・建物・設備への投資額に一定割合の補助率を乗じた金額を補助上限の範囲内で補助する。
対象分野	未病関連産業、ロボット関連産業、エネルギー関連産業、観光関連産業、先端素材関連産業、先端医療関連産業、IT/エレクトロニクス関連産業、輸送用機械器具関連産業
対象施設	本社、工場、研究所、宿泊施設等
補助金額等	投資額の5%、上限5億円 上記のうち、特区制度等を活用して事業展開を図る企業等は投資額の10%、上限10億円

事業名	セレクト神奈川NEXT補助金
細事業名	セレクト神奈川NEXT推進事業費
細々事業名	セレクト神奈川NEXT補助金
事業費（当初予算）の積算内訳	セレクト神奈川NEXT補助金 448,939 千円（前年比+348,939 千円）
事業の概要	
目的	市場の創出や拡大が見込まれる成長産業などの企業の事業所等の立地を促進するとともに、県内企業の再投資についても支援を強化することにより、さらなる県内企業の活性化と雇用の創出を目指す。
効果	県内への企業の立地が促進されることにより、本県経済の活

	性化と雇用の創出が図られる。
根拠	神奈川県企業立地促進補助金交付要綱
事業主体	民間事業者
内容	市場の創出や拡大が見込まれる成長産業等の企業の立地を促進するため、県内に立地する企業に対し、土地・建物・設備への投資額に一定割合の補助率を乗じた金額を補助上限の範囲内で補助する。
対象分野	未病関連産業、ロボット関連産業、エネルギー関連産業、観光関連産業、先端素材関連産業、先端医療関連産業、IT/エレクトロニクス関連産業、輸送用機械器具関連産業、新型コロナウイルス感染症の感染防止に資する医療・衛生製品関連産業、地域振興型産業（横須賀三浦地域及び県西地域のみ）
対象施設	本社、工場、研究所等、宿泊施設等
補助金額等	大企業；投資額の3%、上限5億円（特区制度等活用の場合 は6%、上限10億円） 中小企業；投資額の6%、上限5億円（特区制度等活用の場合 は12%、上限10億円）

事業名	セレクト神奈川NEXT補助金
細事業名	セレクト神奈川NEXT推進事業費
細々事業名	企業誘致促進賃料補助金
事業費（当初予算）の積算内訳	企業誘致促進賃料補助金 15,150千円（前年比 Δ2,350千円）
事業の概要	
目的	県内経済の活性化と雇用の創出を目指し、県経済を牽引する成長産業の企業等の誘致・集積を進める。外国企業においては県内への再投資も促進する。
効果	県内への産業集積が促進されることにより、本県産業の活性化と雇用の創出等が図られるとともに、外国企業と本県中小企業との取引拡大や技術連携に伴う国際競争力の向上が期待できる。
根拠	神奈川県企業誘致促進賃料補助金交付要綱
事業主体	民間事業者
内容	県外・国外から事業所を設置し、要件に適合する企業に対して、その運営拠点に係る賃料について、一定割合の補助率を乗じた金額を補助上限の範囲内で補助する。（外国企業の場合）

	合は県内再投資も対象)
対象分野	未病関連産業、ロボット関連産業、エネルギー関連産業、観光関連産業、IT/エレクトロニクス関連産業、先端素材関連産業、先端医療関連産業、輸送用機械関連産業、新型コロナウイルス感染症の感染防止に資する医療・衛生製品関連産業、地域振興型産業（横須賀三浦地域及び県西地域のみ）
対象施設	本社、工場、研究所等
補助金額等	賃料月額の1/3、補助期間6か月、上限6百万円 上記のうち、特区制度等を活用して事業展開を図る企業等は賃料月額の1/2、補助期間6か月、上限9百万円

(入手資料より監査人が作成)

神奈川県における、令和4年度の企業誘致施策の概要は表3-II-1-1のとおりであるが、その施策のねらいは、策定時期の経済環境の変化にともない、表3-II-1-2のように変遷している。

表3-II-1-2 神奈川県企業誘致施策のねらい（変遷）

施策名	制度期間	施策のねらい
インベスト神奈川	平成16年10月から平成19年7月まで	世界をリードする新たな産業の展開
インベスト神奈川 (第2ステージ)	平成19年8月から平成22年3月まで	
インベスト神奈川2ndステップ	平成22年4月から平成25年3月まで	
インベスト神奈川2ndステップ+ (プラス)	平成25年4月から平成28年3月まで	
セレクト神奈川100	平成28年4月から令和2年3月まで	県外・国外からの企業誘致
セレクト神奈川NEXT	令和元年11月から令和6年3月まで	県外・国外からの企業誘致と県内企業の流出防止

(入手資料より監査人が作成)

表3-II-1-2のうち、「セレクト神奈川100」の終期と「セレクト神奈川NEXT」の始期が重なっている原因を質問したところ、以下の回答を得た。

【神奈川県からの回答】

セレクト神奈川100は平成28年度～平成30年度の3年間で当初の取組期間としていたが、最終年度において、次の誘致施策を検討する際に、市町村、経済団体等との議論、パブリックコメント、「かながわグランドデザイン第2期実施計画（平成27年度～平成30年度）」の点検の結果などを踏まえ、総合的に検討していく必要があることから、当面の措置として1年間延長（平成31年度まで）している。ただし、新たな施策「セレクト神奈川NEXT」は企業活動、経済動向に対応できるようにスピード感を持って取り組む必要があることから、調整が整った平成31年（令和元年）11月に事業をスタートしている。このように、新たな施策は1年延長の終期を待たずにスタートしたが、旧施策「セレクト神奈川100」は1年延長が決定されていたため、その活用を見込んでいた企業もいることから、引き続き継続した。結果として二つの施策が並行することとなった。

また、適用において投資額要件が施策を重ねるごとに緩和している（インベスト神奈川では大企業50億円以上、中小企業10億円（県内中小企業は5億円）以上であったものが、セレクト神奈川NEXTでは大企業20億円以上、中小企業0.5億円以上）ため、補助の中心が大企業から中小企業へ移っている（中小企業には融資制度もセットされている）。

この点について質問したところ、以下の回答を得た。

【神奈川県からの回答】

世界的な景気後退による厳しい雇用情勢や本県の財政状況を踏まえて、大企業への助成から中小企業に力点を置いた施策に数年の期間を経て徐々に転換をしてきた。

リーマンショックや東日本大震災、コロナ禍など経済環境がめまぐるしく変動した時期に、当時の環境に対応して適用要件を徐々に転換してきたものと考えられる。

また、圏央道等の道路開通が完了した昨今、交通網の整備が地価の安い近県への企業流出を後押しする誘因を招きつつあるが、この点についての対応を質問したところ、以下の回答を得た。

【神奈川県からの回答】

広域的な交通アクセスが向上し、また近隣他県でも様々な企業誘致施策に取り組んでいることから、地域間競争が激しくなっていた。そのため、県内企業の再投資についても、支援策を拡充することで、本県の高度な産業集積の維持、発展を図った。「セレクト神奈川NEXT」では、県内企業の流出防止のための施策として県内再投資も含むように補助金の支援対象を拡大した。

表 3-II-1-3 のとおり、環境変化のなかで、神奈川県将来構想（後段の（参考 かながわグランドデザイン）を参照）に合致するような成長産業を呼び込むべく、神奈川県では、企業誘致施策の変遷に伴って、補助対象の産業・業種要件を変化させている。

表 3-II-1-3 企業誘致施策ごとの補助対象の産業・業種要件の比較

施策名	産業・業種要件	施策のねらい
インベスト神奈川	製造業等の高度先端産業（高度技術工業、新製造技術、バイオテクノロジー、情報通信など）	世界をリードする新たな産業の展開
インベスト神奈川（第2ステージ）	<ul style="list-style-type: none"> ・製造業等の高度先端産業（高度技術工業、新製造技術、バイオテクノロジー、情報通信など） ・高度先端産業を支えるものづくり分野で、新たな技術に関する研究開発及びその成果を利用して製品の製造等を行う事業（中小企業限定） 	
インベスト神奈川 2nd ステップ	<p>【重点支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高度先端産業のうち基幹産業分野（IT/エレクトロニクス、自動車、バイオ） ・新規成長分野（新エネルギー、ロボット、航空宇宙） <p>【一般支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基幹産業分野（IT/エレクトロニクス、自動車、バイオ） ・新規成長分野（新エネルギー、ロボット、航空宇宙） ・地域活性化分野（市町が集積を目指している特定のものづくり分野） 	
インベスト神奈川 2nd ステップ+（プラス）	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹産業分野（IT/エレクトロニクス、自動車） ・新規成長分野（新エネルギー、ロボット、航空宇宙） ・いのち関連産業（医療品、医療機器、食品等） 	
セレクト神奈川 100	〈対象産業〉	県外国外から

セレクト神奈川NEXT	未病関連、ロボット関連、エネルギー関連、観光関連、先進・先端産業（先端素材関連、先端医療関連、IT/エレクトロニクス関連、輸送用機器器具関連）、新型コロナウイルス感染症の感染防止に資する医療・衛生製品関連産業、地域振興型産業（特定地域（横須賀三浦地域、県西地域）のみ） 〈対象業種〉 製造業、電気業（発電所に限る）、情報通信業、卸売業（ファブレス企業に限る）、小売業（DUTY FREEショップに限る）、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業（旅館・ホテルに限る）、娯楽業（テーマパークに限る）	の企業誘致 県外国外からの企業誘致と県内企業の流出防止
-------------	---	--------------------------------

（入手資料より監査人が作成）

表 3-II-1-3 を見ると、企業誘致施策の変遷に伴って対象産業・業種に拡がりが見て取れる。この点を質問したところ、以下の回答を得た。

【神奈川県からの回答】

県全域において、成長産業等に限定して立地を支援する方向については、限りある財源での最大の効果を狙うことから必要と考えている。一方で、その枠組みでは、立地が進まない地域もあるため、「セレクト神奈川NEXT」において、横須賀三浦地域及び県西地域において、対象産業を追加して立地を促進している。

（参考）「かながわグランドデザイン」より

柱Ⅱ 経済のエンジン	明日の県内経済を担う 産業づくり	産業 振興	A 成長産業の創出・育成 B 企業誘致などによる産業集積 C 県内企業の活性化
---------------	---------------------	----------	---

（２）企業誘致施策の効果について

さて、以上の企業誘致施策に基づいて、神奈川県は、年度ごとの誘致目標を定めており、その実績と達成率は表 3-II-1-4 のとおりである（数値は累計値である）。

表 3-Ⅱ-1-4 企業誘致施策の目標、実績、達成率

年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
誘致目標 (件、累計値)	50	100	150	200
実績 (件、累計値)	50	102	148	200
達成率 (%)	100	102	99	100

(入手資料より監査人が作成)

表 3-Ⅱ-1-4 を見ると、企業誘致施策の KPI が誘致件数の達成度となっているものと理解することができる。この点、次の点で問題があると言わざるを得ない。

すなわち、複数の企業誘致施策の合計の誘致件数が KPI となっていることから、個々の施策の KPI が設定されておらず、また誘致後に企業が神奈川県に与える貢献度（パフォーマンス）を事後的に測定する指標が設定されていないという問題点がある。したがって、個々の施策の効果検証をすることができないばかりか、個々の企業が神奈川県に与える貢献度（パフォーマンス）について効果検証をすることができない。

神奈川県では、誘致した企業の操業開始後 10 年間について、毎年の事業実績報告書やアンケート調査結果などを入手することによって、個々の企業の発注効果や雇用効果等をトレースしている。その結果、個々の企業が神奈川県に及ぼす効果測定のための実績データは揃っているものの、目標設定がなされないために、現状では、個々の企業ないし個々の施策について、その目標達成度という効果検証を行うことができない。

県内の限られた土地、限られた予算のもと、最小の投資金額で最大の効果を得るためには、神奈川県に対して貢献度をより期待できる企業を優先的に誘致することが必要であること（一例としては、神奈川県が、東京以外の関東圏に比して地価、人件費が高いことから、従業員の平均賃金基準が高い企業を高格付けし、優先するなど）から、個々の企業ないし個々の施策について、基準値（期待度）を設定し、これを検証・活用することが必要であると考えられる。

なお、現状の KPI は神奈川県全体として数値として設定されているが、県内の地域ごとに数値を設定することも考えられる。現在まで誘致実績が少ない特定地域（横須賀三浦地域、県西地域）には、誘致強化のために、独自に支援メニューを付加して、その効果を上げつつある。特定地域ごとに KPI 数値を割り振ることによって、より地域特性に応じた誘致方策が出てくる可能性があると考えられる。

以下は、神奈川県議会常任委員会（令和 4 年度）において、県議会の企業誘致施策の実

績等として報告されている添付資料より、監査人が抜粋して記載している。

・事業所誘致実績（令和5年2月28日現在）

区分	誘致件数（うち県外・国外からの立地）
インベスト神奈川	171件（63件）
インベスト神奈川2ndステップ	192件（68件）
セレクト神奈川100	180件（110件）
セレクト神奈川NEXT	147件（69件）
合計	690件（310件）

・助成額及び経済的効果等（令和4年12月31日現在）

区分	事業所数*1 （うち 撤退 数）	助成額等*2 （後年度負担額 （内数））	発注額*3	左記のうち県内企業へ の発注額（県内割合）
インベ スト神 奈川	80件 （2 件）	686億2,486万円 （-）	7兆3,500億2,600 万円	2兆8,661億5,300万 円 （39%）
インベ スト神 奈川 2ndス テ ッ プ	87件	38億9万円 （-）	1兆7,958億7,500 万円	5,085億8,900万円 （28%）
セレクト 神奈川1 00	109件	117億5,889万円 （76億9,755万 円）	7,965億200万円	3,888億500万円 （49%）
セレクト 神奈川N EXT	83件	95億4,085万円 （87億2,089万 円）	2,189億2,000万円	1,181億4,100万円 （54%）
合計	359件 （2 件）	937億2,469万円 （164億1,844万 円）	10兆1,613億2,300 万円	3兆8,816億8,800万 円 （38%）

*1 施設整備等助成制度、産業集積支援事業認定制度及び企業立地支援事業認定制度を適用した事業所数

*2 誘致事業所に対する支援した額（助成金・補助金、賃料補助金、融資事業費補助、奨励金、不動産取得税等軽減）。

助成金・補助金の後年度負担額を含む。

※ 3 誘致事業所による設備投資と操業開始後 10 年までの発注実績の累計

・雇用実績（令和 4 年 12 月 31 日現在）

区分	事業所数*	正社員数	正社員以外の社員数	合計
インベスト神奈川	5 件	554 人	149 人	703 人
インベスト神奈川 2nd ステップ	85 件	17,740 人	3,144 人	20,884 人
セレクト神奈川 100	92 件	12,003 人	2,207 人	14,210 人
セレクト神奈川 NEXT	62 件	4,590 人	1,002 人	5,592 人
合計	244 件	34,887 人	6,502 人	41,389 人

* 施設整備等助成制度、産業集積支援事業認定制度及び企業立地支援事業認定制度を適用した事業所等のうち操業している事業所数（ただし助成金の交付が終了した事業所 87 件を除く）

・県税の増収効果

区分	増収影響額* 1
インベスト神奈川* 2	513 億 9,178 万円
インベスト神奈川 2nd ステップ	162 億 9,606 万円
セレクト神奈川 100	32 億 950 万円
セレクト神奈川 NEXT	1 億 1,331 万円
合計	710 億 1,065 万円

* 1 各々の助成等制度を適用した事業所の県税（個人県民税、法人二税及び不動産取得税）の増収影響額について、新規立地・再投資による増加従業者数等と課税実績を基に算定

* 2 増収影響額は、今年度の調査対象（操業開始後 10 年以内の事業所）5 件の累計に、操業義務期間内に撤退した事業所 2 件及び全施設を財産処分した事業所 1 件の撤退等するまでの累計、助成金の交付が終了した事業所（72 件）の助成金交付終了（操業開始後 10 年）までの累計を加算している。

（意見 7）企業誘致に関する KPI とその効果検証・活用の見直しについて

神奈川県では、複数の企業誘致施策の合計の誘致件数が KPI となっていることから、個々の施策の KPI が設定されていないという問題点がある。このため、個々の施策の効果検証を

することができない。また、個々の企業が神奈川県に与える貢献度（パフォーマンス）についての事前の KPI 設定は難しいものの、事後的な効果測定指標を定め、点数評価を実施することで、今後の望ましい誘致先の評価につなげる必要があると考えられる。

神奈川県では、誘致した企業の操業開始後 10 年間について、毎年の事業実績報告書やアンケート調査結果などを入手することによって、個々の企業の発注効果や雇用効果等をトレースしている。その結果、個々の企業が神奈川県に及ぼす効果測定のための実績データは揃っているため、そのデータをもとにした事後的な効果検証が可能だと考えられる。

県内の限られた土地、限られた予算のもと、最小の投資金額で最大の効果を得るためには、神奈川県に対して貢献度をより期待できる企業を優先的に誘致することが必要であることから、個々の企業ないし個々の施策について、基準値（期待度）を設定し、これを検証・活用することとされたい。

2 神奈川県企業立地支援事業審査会の運営について

「神奈川県企業立地支援事業（セレクト神奈川NEXT）審査会要領（以下「審査会要領」という。）によれば、同審査会の概要は次のとおりである。

【審査会要領より一部抜粋】

（所掌事項）

第 2 条 審査会は、次の事項を所掌する。

- (1) 知事が要綱第 5 条又は第 6 条に基づく認定を行うに当たって、企業から提出された企業立地支援事業認定申請書（以下「申請書」という。）又は特区等企業立地支援事業認定申請書の事業計画について地域経済への波及効果のほか次に掲げる内容等を審査し、認定の可否について意見を述べること。
 - ア 申請書を提出した者で企業立地促進補助金の利用を希望する者への補助に係る雇用の維持等事業の継続性に関すること。
 - イ 申請書を提出した者で企業立地促進融資の利用を希望する者の融資に係る借受けの内容、返済能力等に関すること。
- (2) 要綱第 3 条第 1 号サの「市町村が地域活性化のため特定の地域において集積を目指している産業」に該当することの可否について意見を述べること。
- (3) 知事が神奈川県企業誘致促進賃料補助事業認定要綱第 5 条に基づく認定を行うに当たって、事業計画の内容を審査し、認定の可否について意見を述べること。
- (4) 知事が神奈川県企業誘致促進賃料補助金交付要綱第 8 条に基づく補助金の交付決定を行うに当たって、事業計画の内容を審査し、交付決定の可否について意見を述べること。

(5) その他、神奈川県企業立地支援事業制度の審査に関すること。

(委員)

第3条 審査会は、常設委員及び専門委員の合計10人以内の委員により組織する。

2 常設委員は、学識経験者から選任するほか、次に掲げる機関から職員等の推薦を受け、知事がそれぞれ委嘱する。

(1) 地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所

(2) 公益財団法人神奈川産業振興センター

(3) 一般社団法人神奈川県経営者協会

(4) 神奈川県中小企業団体中央会

3 専門委員は、独立行政法人日本貿易振興機構横浜貿易情報センターから職員等の推薦を受け、知事が委嘱する。

4 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、当該委員の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 委員に関する公開事項は、委員の氏名、属する団体等の名称及びその職名とする。

(審査会の開催等)

第5条 審査会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審査会は、過半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、専門的事項に関し学識経験を有する者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

5 審査会は、書面による審査を行うことができる。この場合、議事は、全委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審査会の公開等)

第6条 審査会は、公開しない。

2 審査会は、その要旨を公表するものとする。

令和4年度と同審査会は、次のとおり実施されていた。

- ・開催頻度:年6回程度(奇数月下旬、9月のみ月上旬)
- ・審査委員:任期3年、7名(内訳 学識経験者2名(就任依頼)と関係機関5名(推薦依頼))

審査会要領第2条第1～4項に規定されている意見の表明は審査会要領第5条第3項の規定によって多数決によるものとされているが、監査人は、当該審査会における個々の案件について審査委員の意見が異なったり、また申請企業に伝えるべき懸念点や申し送り事項等は述べられていなかったという説明を受けた。

審査会要領第6条第1項の規定によって議事内容が非公開とされているのは、個々の案件の具体的事業に機密事項が含まれるためであるという説明を受けた。ただし、同条第2項の規定によって議事要旨を公開することとなっている。令和4年度の同審査会の開催は、各2時間、合計時間は17時間であった。同審査会を通過しなかった案件や課題が与えられた案件はなく、結果すべて認定されたとのことである。

実際に公開されている議事要旨は、以下のようなものである。

神奈川県企業立地支援事業審査会要旨

会議名	令和4年度第1回神奈川県企業立地支援事業審査会
事務局	産業労働局 産業部 企業誘致・国際ビジネス課 中小企業部 金融課
開催日時	令和4年5月27日（金）13時15分～15時30分
出席者	委員5人
議題	・企業立地支援事業（セレクト神奈川NEXT）認定に係る審査4件 ・報告事項2件

（入手資料より監査人が作成）

上記の議事要旨を見ると、公開している審議内容があまりにも限定されているため、審議が適正になされたのか判別することが困難である。したがって、開催日毎に、出席者数及び欠席者数、対象業種及び対象産業数、立地先、計画内容（県内再投資又は県外からの立地件数）、決議について委員全員の一致なのか、多数決であればその票数など公開する議事の内容を充実させることが必要であると考えられる。

（意見8）企業立地審査会の議事公開内容の充実について

神奈川県企業立地支援事業（セレクト神奈川NEXT）については、その認定申請企業から提出された事業計画等を、企業立地審査会が審査し、認定の可否等の意見を述べるようになっており、その議事要旨は公開されている。しかしながら、公開している審議内容があまりにも限定されているため、審議が適正になされたのか判別することが困難である。したがって、開催日毎に、①出席者及び欠席者数、②対象業種及び対象産業数、③立地先、④計画内容（県内再投資又は県外からの立地件数）、⑤委員の議決数など公開する議事の内容を充

実させることとされたい。

3 神奈川産業振興センター国際ビジネス事業費補助、日本貿易振興機構補助金、横浜貿易協会補助金及び横浜インドセンター補助金について

(1) 各種補助金の概要について

神奈川県における、神奈川産業振興センター国際ビジネス事業費補助、日本貿易振興機構補助金、横浜貿易協会補助金及び横浜インドセンター補助金について、令和4年度の概要をまとめると、表3-II-3-1のとおりとなる。

表3-II-3-1 令和4年度の各種補助金の概要（まとめ）

事業名	神奈川産業振興センター国際ビジネス事業費補助		
細事業名	神奈川産業振興センター国際ビジネス支援事業費補助		
事業費（当初予算）の積算内訳			
ア 国際ビジネス支援事業費補助	58,488千円	（前年比+689千円）	
イ 中国経済事務所運営事業費補助	24,151千円	（前年比△2,026千円）	
神奈川産業振興センター国際ビジネス支援事業費補助	82,639千円	（前年比△1,337千円）	
事業の概要			
目的	県内中小企業の海外展開の進展を図るため、（公財）神奈川産業振興センターが総合的に実施する事業に対して補助する。		
効果	県内中小事業の海外展開の進展による企業の収益性の向上を通じた本県経済の活力の維持・発展が期待できる。		
事業主体	（公財）神奈川産業振興センター		
内容	（公財）神奈川産業振興センターが実施する国際ビジネス支援事業に要する経費に対する補助		

事業名	日本貿易振興機構等補助金		
細々事業名	日本貿易振興機構補助金		
事業費（当初予算）の積算内訳			
ア 人件費	6,396千円	（前年比 増減なし）	
イ 運営費	2,197千円	（前年比 増減なし）	
ウ 事業費	2,810千円	（前年比 増減なし）	
日本貿易振興機構補助金	11,403千円	（前年比 増減なし）	
事業の概要			

目的	(独) 日本貿易振興機構 (JETRO) 横浜貿易情報センターに対し運営費等を補助し県内企業等の国際ビジネス展開を総合的に支援する。
効果	JETRO の持つ世界的ネットワークと実績が活用できるとともに、県の海外駐在員事務所とも連携して、効果的な取組ができる。
事業主体	(独) 日本貿易振興機構
内容	人件費、運営費及び事業費の補助

事業名	日本貿易振興機構等補助金		
細事業名	横浜貿易協会等補助金		
事業費 (当初予算) の積算内訳			
ア 貿易振興共済事業費補助	1,292 千円	(前年比 増減なし)	
イ 横浜インドセンター事業費補助	1,862 千円	(前年比 増減なし)	
横浜貿易協会等補助金	3,154 千円	(前年比 増減なし)	
事業の概要			
目的	<p>(横浜貿易協会)</p> <p>横浜貿易協会が実施する貿易実務研修講座など、公益性が特に高い事業に対して補助することにより、県内貿易産業の振興と県内中小企業の海外販路拡大支援を行う。</p> <p>(横浜インドセンター)</p> <p>横浜インドセンターが行う経済交流支援事業のうち、特に公益性の高い事業に対して補助することにより、県内中小企業とインド企業との間における経済交流を促進する。</p>		
効果	<p>(横浜貿易協会)</p> <p>県内の貿易関連企業・団体ネットワークの中心的な役割を果たしている横浜貿易協会が行う事業に対して補助することにより、効率的に県内貿易産業の振興と県内企業の海外販路拡大支援を図ることができる。</p> <p>(横浜インドセンター)</p> <p>インド商工会議所連合会横浜連絡事務所としての位置づけを持つなど、インド経済界と強固なネットワークを有する横浜インドセンターが行う事業に対して補助することにより、県内企業によるインドへの事業展開支援を効果的に行うことができる。</p>		
事業主体	(公社) 横浜貿易協会		

	(一社) 横浜インドセンター
内容	ア 横浜貿易協会:貿易振興事業費(貿易実務研修講座開催費等) イ 横浜インドセンター:事業費(インドセミナー開催費等)

(入手資料より監査人が作成)

神奈川県において、県内企業の海外進出及び海外企業の誘致について、上記の各団体の役割分担、その実績と効果検証を質問したところ、以下の回答を得た。

【神奈川県からの回答】

本県では、すべての事業に時限を設定し、時限到来の都度、点検を行って財政課が予算計上の可否を判断している。各団体に対する補助金の予算についてもこの時限点検の対象となっており、補助金の効果検証指標として、県として各団体に求める数値目標(=貢献度指標)を設定している。この目標値の達成状況は、毎年予算編成時期(9月頃)に取りまとめている。

○神奈川産業振興センタービジネス支援事業費補助

前回時限点検実施年度：平成30年度 次回実施：令和6年度

セミナー・研修会の開催件数年間23件(目標)に対して

R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
26	23	28	28

展示会、商談会、ミッション等での商談成立件数年間5件(目標)に対して

R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
18	9	5	21

○日本貿易振興機構補助金

前回時限点検実施年度：平成27年度 次回実施：令和5年度

外国企業の誘致件数年間7件(目標)に対して

H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
17	26	18	15	13

○横浜貿易協会等補助金(横浜貿易協会)

前回時限点検実施年度：平成29年度 次回実施：令和5年度

セミナーや研修講座の開催、貿易相談、商談設定、海外展示会出展支援等に取り組み、年間で県内企業5社以上の商談を目標とする。

H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
8	8	5	7	6

○横浜貿易協会等補助金（横浜インドセンター）

前回時限点検実施年度：平成 29 年度 次回：令和 5 年度

セミナーの開催、経済交流団の派遣・受け入れ等に取り組み、企業間の情報交換を促進することで、年間で県内企業 5 社以上の商談、また、1 件でも多くの取引成立を目標とする。

H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
7	14	9	8	6

上記 4 団体に対する補助金は、いずれも県内企業の海外進出及び海外企業の誘致を目的としている点で類似しているが、次の点で異なっていると考えられる。すなわち、神奈川産業振興センター国際ビジネス事業費補助は神奈川県と一体化して活動する資金であると考えられる。これに対して、日本貿易振興機構補助金は当該機構のネットワークやノウハウを神奈川県が利用させてもらうための費用であると考えられる。一方、横浜貿易協会補助金及び横浜インドセンター補助金は、各団体が会員等から募った資金に基づいて行っている活動費を、神奈川県（及び横浜市）が補助するものと考えられる。

（２）補助金交付団体調査書の記載について

神奈川県は、各種の補助金に対する検査の証跡として、補助金交付団体調査書を作成している。これは、神奈川県の担当職員が実地調査完了後に作成するものであり、各団体が作成する事業実績報告書とあわせて所属長に提出される。補助金の完了検査は、担当職員が各団体を訪問して実施する。その際、担当職員は各団体が作成する事業実績報告を基に、ヒアリング、経理関係書類のチェックなどを実施する。また、予算編成時期には、各団体補助の目的確認、昨年度の取組みの振り返り、達成目標の意見交換、神奈川県からの要望伝達などを行いつつ、事業計画の立案を依頼している。

ここで、補助金交付団体調査書の構成は、次のとおりである。

【補助金交付団体調査書より抜粋】

（表紙）

- ・ 検査実施団体名
- ・ 検査実施年月日

- ・ 検査実施場所
 - ・ 検査員の職・氏名
 - ・ 検査立会者の職・氏名
 - ・ 検査の総評（実際の記載事例「補助事業の成果は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められる。」）
 - ・ 改善を要する事項
（内容）
「1 補助事業調査の概要」に以下の内容を記載
 - ・ 補助事業名
 - ・ 事業内容
 - ・ 事業実施期間
 - ・ 事業完了年月日
 - ・ 交付申請（変更交付申請）年月日
 - ・ 交付決定（変更交付決定）年月日
 - ・ 実績報告提出年月日
 - ・ 総事業費（補助対象事業費）
 - ・ 補助金額（県と市町村に区分）
 - ・ 自己資金等（借入金、自己資金、その他に区分）
 - ・ 県補助金受領日及び金額
- 以下の項目ごとに調査結果を適・不適の欄に○を記載する形式（備考欄あり）
- ア 補助目的の達成及び補助事業の執行状況
 - イ 補助事業に係る経理の処理事業
 - ウ 補助対象施設、物品の管理状況
 - エ 補助に係る書類の保管及び整備状況
- 「2 項目別調査状況」に上記項目を細分化した項目ごとに調査結果を適・不適の欄に○を記載する形式（備考欄あり）
- （1）補助目的の達成及び補助事業の執行状況
 - ア 補助事業が計画通り実施されているか
 - イ 補助の目的及び効果は十分達しているか
 - ウ 契約の方法は適正に行われているか
 - エ 変更承認を得ない事業変更はないか
 - （2）補助事業に係る経理の処理状況
 - ア 実際の事業費が、実績報告書の事業費と相違していないか
 - イ 領収書、請求書、見積書、契約書等の証憑類の金額と相違していないか
 - （3）補助対象の施設、物品の管理状況
 - ア 補助対象の施設、物品の管理は適切か

イ 無断で譲渡、貸付、交換、担保に供していないか

(4) 補助事業に係る書類の保管、整備状況

ア 交付申請書の控え

イ 交付決定通知書

ウ 事業計画書

エ 事業実施伺い

オ 事業関係の会議録等

カ 契約書

キ 領収書

ク 会計帳簿、資産台帳

ケ その他

上記の補助金交付団体調査書「2 項目別調査状況(1) 補助目的の達成及び補助事業の執行状況」については、適・不適いずれかに○をつける形式になっているが、このうち「ア 補助事業が計画通り実施されているか」及び「イ 補助の目的及び効果は十分達しているか」のチェック項目は、何をもって適・不適を判断したのか不明確な様式になっている。現状では実地調査の担当職員の主観的な判断に委ねられている可能性があるため、より詳細なチェック・ポイントを設け、その総合評価をもって、適・不適を判断する様式に調査書を見直す、あるいは調査書に付表を設けることが必要であると考えられる。

例えば、定性的・定量的な達成すべき計画(目標)項目とその点数配分をあらかじめ設定し、当該項目ごとに、実績を適・不適としてチェックし、その合計点をもって評価を行うような付表を作成・添付することが考えられる。

加えて、評価にあたっては担当職員とGL以上の職員の2名で検査を行い、判断基準が担当者によって幅が出すぎないように留意することも必要である。

(意見9) 神奈川産業振興センター国際ビジネス事業費補助等にかかわる補助金交付団体調査書(様式)の見直しについて

神奈川県は、各種の補助金に対する検査の証跡として、補助金交付団体調査書を作成している。この調査書の「2 項目別調査状況(1) 補助目的の達成及び補助事業の執行状況」については、適・不適いずれかに○をつける形式になっているが、このうち「ア 補助事業が計画通り実施されているか」及び「イ 補助の目的及び効果は十分達しているか」のチェック項目は、何をもって適・不適を判断したのか不明確な様式になっている。現状では実地調査の担当職員の主観的な判断に委ねられている可能性があるため、より詳細なチェック・ポイントを設け、その総合評価をもって、適・不適を判断する様式に調査書を見直す、あるいは調査書に付表を設け、そのうえで評価にあたっては担当職員とGL以上の職員の2名で検査を行うこととされたい。

4 外国企業誘致促進事業費について

(1) 事業費の概要について

神奈川県における、令和4年度の外国企業誘致促進事業費の概要をまとめると、表3-II-4-1のとおりとなる。

表3-II-4-1 令和4年度の外国企業誘致促進事業費の概要（まとめ）

事業名	外国企業誘致促進事業費	
事業費（当初予算）の積算内訳		
ア 外国企業進出サポート拠点運営事業費	555 千円	（前年比 増減なし）
イ 外国企業向けレンタルオフィス共益費	2,075 千円	（前年比 増減なし）
ウ かながわ・グローバル・パートナーシップ・オフィス運営費等	510 千円	（前年比 増減なし）
エ 経済団体・企業等受入事業費	1,040 千円	（前年比 +100 千円）
オ 企業誘致プロモーションの実施等	1,205 千円	（前年比 +1,205 千円）
外国企業誘致促進事業費	5,385 千円	（前年比+1,305 千円）
事業の概要		
目的	外国企業の県内直接投資を促進することで、国際ビジネスを振興し、県内経済の活性化を図る。	
効果	外国企業の立地・操業により、県内企業の取引先拡大や技術提携増、県内雇用の拡大等の効果が期待できる。	
事業主体	神奈川県	
内容	外国企業向けスタートアップオフィス及びレンタルオフィスの運営等	

事業名	外国企業誘致促進事業費	
細々事業名	外国企業立上げ支援補助	
事業費（当初予算）の積算内訳	外国企業進出サポート事業（立ち上げ支援） 4,000 千円（前年比 増減なし）	
事業の概要		
目的	外国企業の県内直接投資を促進することで、国際ビジネスを振興し、県内経済の活性化を図る。	

効果	外国企業の立地・操業により、県内企業の取引先拡大や技術提携増、県内雇用の拡大等の効果が期待できる。
事業主体	民間事業者
内容	外国企業進出サポート事業の実施

(入手資料より監査人が作成)

(2) 神奈川県における外資系企業誘致の誘致実績について

神奈川県において、令和4年度の県内への外資系企業誘致実績は合計13社であり、その国別の内訳は、アジア5社（中国2社、ベトナム2社、台湾1社）、欧州3社（英国1社、スウェーデン1社、オランダ1社）、米国5社であった。

両事業の効果検証は、誘致実績及び誘致企業へのアンケート調査によっている。しかしながら、令和4年度のアンケート調査は、アンケートの依頼合計132社に対して、回答合計36社であり、回答率が27.3%と低い状況である。したがって、事業の有効性を高めるためには、まずは効果検証に資するデータを数多く収集できるよう工夫し、これを事業に活用することが必要であると考えられる。

(意見10) 外国企業誘致促進事業費等の効果検証に関する収集データの充実強化について

外国企業誘致促進事業費等の効果検証は、誘致実績及び誘致企業へのアンケート調査によっている。しかしながら、令和4年度のアンケート調査は、アンケートの依頼合計132社に対して、回答合計36社であり、回答率が27.3%と低い状況である。したがって、事業の有効性を高めるためには、まずは効果検証に資するデータを数多く収集できるよう工夫し、これを事業に活用することとされたい。

5 中小企業外国人材採用支援事業費について

(1) 事業費の概要について

神奈川県における、令和4年度の中小企業外国人材採用支援事業費の概要をまとめると、表3-II-5-1のとおりとなる。

表3-II-5-1 令和4年度の中小企業外国人材採用支援事業費の概要（まとめ）

事業名	中小企業国際化対策事業費
細事業名	国際ビジネス振興事業費
細々事業名	中小企業外国人材採用支援事業費
事業費（当初予算）の積算	海外展開企業合同会社説明会開催費

内訳	1,500千円（前年比 増減なし）
事業の概要	
目的	海外展開を目指す中小企業・小規模企業の海外部門において、中心的役割を担うことが期待される外国人材を確保する機会を提供するため、留学生を対象に合同会社説明会を開催し、県内企業の海外展開を支援する。
効果	県内企業の海外展開において、外国人材が活躍することで企業の業績向上や雇用拡大につながり、県内経済の活性化が期待できる。
事業主体	神奈川県
内容	県内企業の海外展開支援の一環として、海外展開を検討している、または、既に海外展開している県内企業を対象に、将来の海外事業部門の責任者や現地のマネージャーなどになり得る人材を確保する機会を提供するため、海外展開企業合同会社説明会を開催する。

（入手資料より監査人が作成）

（２）海外展開企業合同会社説明会（ジョブフェア）について

神奈川県は、令和４年度において、海外展開を検討している、あるいは、既に海外展開している県内企業に対し、将来の海外事業部門の責任者や現地のマネージャーとなり得る人材を確保する機会を提供するために、海外展開企業合同会社説明会（ジョブフェア）を開催した。これは神奈川産業振興センター及び日本貿易振興機構横浜貿易情報センターと共催し、「海外からの留学生オンラインジョブフェア」として、ZOOM利用により開催したものである。参加企業は15社であり、その応募資格は①神奈川県内に本社あるいは事業所を有する中小企業であること、②海外展開を検討している、あるいは、既に海外展開をしていること、③海外事業展開に関わる人材の採用を予定していること、④その他ジョブフェアの開催目的及び趣旨に合致した企業であること、となっている。参加対象留学生は、主に令和５年春卒業見込みの大学・大学院生、日本語学校生、専門学校生等となっている。なお、参加費用は、企業・留学生いずれも無料である。

この実績を記した「海外からの留学生オンラインジョブフェア開催結果報告書」を見ると、参加した企業15社、参加した留学生122名（事前登録は280名、延視聴367名）であった。なお、前年度の令和３年度の開催結果では、参加留学生の当日参加は97名（事前登録384名、延視聴507名）となっている。

ジョブフェア運営の委託先である(株)パソナが実施した開催後のアンケート調査「令和

4年度「海外からの留学生オンラインジョブフェア参加企業アンケートまとめ」が神奈川県に提出されている。

また、神奈川県が委託先に発注する際の仕様書（委託業務名：外国人留学生向けWEB合同会社説明会開催等業務委託）には、留学生の募集は委託先が行い、参加企業の募集は発注者である神奈川県が行うこととなっていた。また、この仕様書には、会社説明会の視聴者数の確保に関わる業務として、当日視聴者数の参加者人数の確保、登録留学生に向けて積極的な姿勢を働きかけ、県内企業に就職することや中小企業へ就職することへの魅力を事前に伝えることなど詳細な業務が盛り込まれていた。

そこで、監査人は、委託先の評価プロセスを質問したところ、以下の回答を得た。

【神奈川県からの回答】

委託事業者とは、企業からのアンケート結果を踏まえて、事業終了後に打合せを実施し、その際に、反省点や今後の改善点などをヒアリングしている。そして、委託先の評価については仕様書上の要件を満たしているかどうかで行っている。

この点、人材派遣会社は海外人材を採用する意欲の高い企業向けに、日常的に留学生とのマッチングを業としているのであるから、神奈川県は、人材派遣会社である委託先に対して、マッチングの初期段階ともいふべき合同会社説明会運営の経済的効果を問うべきものと考えられる。すなわち、神奈川県は、委託先にマッチング数の多寡について責任を負わせられるものではないと考えられるものの、委託先がどこまでマッチングに努めたかをトレースし、委託の有効性を評価することが必要であると考えられる。

（意見 11）ジョブフェア業務委託先の評価方法の充実強化について

監査人は、ジョブフェアについて、その運営の委託先の評価プロセスを質問したところ、委託事業者とは、企業からのアンケート結果を踏まえて、事業終了後に打合せを実施し、その際に、反省点や今後の改善点などをヒアリングしているとのこと、また委託先の評価については仕様書上の要件を満たしているかどうかで行っていること、との回答を得た。

この点、人材派遣会社は海外人材を採用する意欲の高い企業向けに、日常的に留学生とのマッチングを業としているのであるから、神奈川県は、人材派遣会社である委託先に対して、マッチングの初期段階ともいふべき合同会社説明会運営の経済的効果を問うべきである。すなわち、神奈川県は、委託先にマッチング数の多寡について責任を負わせられるものではないものの、委託先がどこまでマッチングに努めたかをトレースし、委託の有効性を評価することとされたい。

6 中小企業海外展開支援事業費について

(1) 事業費の概要について

神奈川県における、令和4年度の中小企業海外展開支援事業費の概要をまとめると、表3-II-6-1のとおりとなる。

表 3-II-6-1 令和4年度の中小企業海外展開支援事業費の概要（まとめ）

事業名	中小企業国際化対策事業費	
細事業名	国際ビジネス振興事業費	
細々事業名	中小企業海外展開支援事業費	
事業費（当初予算）の積算内訳		
ア 海外展開支援事業費	3,095 千円	（前年比+233 千円）
イ 国別・課題別海外進出説明会・相談会の実施	700 千円	（前年比 増減なし）
ウ 海外展開支援旅費等	1,056 千円	（前年比 皆増）
エ 県内企業と海外企業とのビジネス商談会の開催	1,600 千円	（前年比+1,600 千円）
中小企業海外展開支援事業費	6,451 千円	（前年比+2,889 千円）
事業の概要		
目的	海外展開を目指す県内企業に対し、進出状況や段階、個別ニーズに応じた効果的な支援を実施することにより、県内企業の販路開拓や業績向上、雇用拡大につなげ県内経済の活性化を図る。	
効果	県内中小企業の海外展開による業績向上を通じた県内経済の活性化が期待できる。	
事業主体	神奈川県	
内容	<p>ア 県内企業のニーズに応じた国別・課題別海外進出説明会、相談会の実施等</p> <p>イ 海外市場での販路開拓・拡大を目指す県内企業を支援するため、県内企業の製品等を紹介するデジタルコンテンツを作成</p>	

（入手資料より監査人が作成）

(2) デジタルコンテンツ作成業務委託について

表 3-II-6-1 のうち、令和 4 年度の中小企業海外展開支援事業費の実績額の内訳は、表 3-II-6-2 のとおりである。

表 3-II-6-2 令和 4 年度の中小企業海外展開支援事業費の実績額の内訳

事業名	決算額 (円)
国別課題別海外進出ウェブセミナー・相談会	387,772
デジタルコンテンツ作成業務委託	2,409,000
タイビジネス商談会の開催	1,188,072
神奈川フェスティバルinハノイ開催に係る事前出張	193,773
米国での販路開拓事業	240,361
合計	4,418,978

(入手資料より監査人が作成)

表 3-II-6-2 のうち、デジタルコンテンツ作成業務委託は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、対面での海外商談会等の機会が限定されている状況が続く中、非対面での商談を効果的に行うため、県内中小企業から 8 社を選定し、その 8 社の海外での販路拡大を図る製品・サービスを紹介する動画を作成する費用全額を、神奈川県が補助するものである。その動画の作成は公益社団法人かながわデザイン機構に発注されており、また作成されたデジタルコンテンツの活用状況について、「PR 動画活用実績把握アンケート結果」により、活動実績、問合せ数、成約数、成約金額別に集計されている。

個々の企業が宣伝用のデジタルコンテンツを作成することは、本来的には、各々の企業がその必要性から自費で作成すべきことである。これを神奈川県が補助したのは、コロナ禍対応のために販売活動を支援したものである。しかしながら、その補助が合計 8 社という限定的な個別的支援であり、かつ県がその費用を全額補助することについては公平性に疑問があると言わざるを得ない。本来、公平性を図るため、先行的に動画コンテンツの作成ノウハウ等を紹介するセミナーないし相談会を開催するなどして、作成に意欲を示した企業が自主的に作成する活動にかかった費用を部分的に補助することでより多くの候補企業に広く補助することが必要であると考えられる。

(意見 12) 中小企業海外展開支援事業にかかわるデジタルコンテンツ作成支援補助の活用について

中小企業海外展開支援事業にかかわるデジタルコンテンツ作成業務委託は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、対面での海外商談会等の機会が限定されている状況が続く中、非対面での商談を効果的に行うため、県内中小企業から 8 社を選定し、その 8 社の海外での販路拡大を図る製品・サービスを紹介する動画の作成する費用の全額を、神奈川県が補助す

るものである。

個々の企業が宣伝用のデジタルコンテンツを作成することは、本来的には、各々の企業がその必要性から自費で作成すべきことである。これを神奈川県が補助したのは、コロナ禍対応のために販売活動を支援したものである。しかしながら、その補助が合計8社という限定的な個別的支援であり、かつ神奈川県がその費用を全額補助することについては公平性に疑問があると言わざるを得ない。本来、公平性を図るため、先行的に動画コンテンツの作成ノウハウ等を紹介するセミナーないし相談会を開催するなどして、作成に意欲を示した企業が自主的に作成する活動にかかった費用を部分的に補助することで、より多くの候補企業に広く補助することとされたい。

(3) 中小企業海外展開支援事業費の効果検証について

表3-II-6-1のとおり、神奈川県は、中小企業海外展開支援事業費の効果について「県内企業の海外展開において、外国人材が活躍することで企業の業績向上や雇用拡大につながり、県内経済の活性化する。」としている。そこで、監査人は、その検証結果を質問したところ、以下の回答を得た。

【神奈川県からの回答】

(実績：県内企業の進出や商談成立件数)

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
進出(工場・事務所)	5	2	0	0
商談成立	30	30	118	96
合計	35	32	118	96

(KPI進捗状況：海外展開を希望する県内企業への個別支援件数)

	R2年度	R3年度	R4年度
目標値	450	450	450
実績値	557	594	597
達成率	123.7%	132.0%	132.6%

実際の効果の測定は、進出や商談成立件数及び誘致企業へのアンケート調査を行っている。

これを受けて、監査人は「県内企業の海外展開支援に係る経済効果把握調査(2022年度)」を確認した。その結果、海外展開を支援した神奈川県内企業から抽出したアンケート先206社から得られた回答は50社であり、その回答率が24.3%と低調であることが判明した。また、アンケートのうち「要望・意見」欄には、さらなる補助や助成を要望する意見が散見さ

れた。

したがって、中小企業海外展開支援事業の効率性を高めるためには、その効果検証データであるアンケートの回答率を高めるとともに、回答された要望・意見を事業に反映することが必要であると考えられる。

(意見 13) 中小企業海外展開支援事業の効果測定に関する収集データの充実強化について

神奈川県は、中小企業海外展開支援事業の効果測定データとして、海外展開を支援した神奈川県内企業から抽出した企業 206 社に対するアンケート結果を用いている。しかしながら、そのアンケートを回答したのは 50 社であり、回答率が 24.3%と低調である。また、アンケートのうち「要望・意見」欄には、さらなる補助や助成を要望する意見が散見された。

したがって、中小企業海外展開支援事業の効率性を高めるためには、その効果検証データであるアンケートの回答率を高めるとともに、回答された要望・意見を事業に反映することとされたい。

Ⅲ 産業部エネルギー課の事業について

1 補助事業者に対する現地調査の実施について

神奈川県では、「かながわスマートエネルギー計画」を推進するため、神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金や神奈川県 EV 導入費補助金等の事業を実施している。これらに関して、補助金の交付等に関する規則第 13 条及び「かながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱」第 12 条第 2 項においては、補助事業者に対して必要に応じて現地調査をすることができる旨が規定されている。

しかしながら、神奈川県は直近 5 年間（平成 30 年度から令和 4 年度）において、補助事業者に対する現地調査等を実施していない。

【補助金の交付等に関する規則（一部抜粋）】

第 13 条 書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうか調査し、適合すると認められたときは、交付すべき補助金等の額を確定する。

【かながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱（一部抜粋）】

（状況報告及び調査）

第 12 条第 2 項 知事は、必要に応じて補助事業者から補助事業の遂行の状況の報告を求め、又は調査することができる。

そこで、監査人は、補助事業者に対する現地調査等を実施していない理由を質問したところ、以下の回答を得た。

【神奈川県からの回答】

補助金の交付等に関する規則の運用通知において、「補助事業等のうち、現地調査等を行わなければ補助金等の額を確定することができないものについて行う趣旨である」と記載されているため、現場写真等の書類で補助金の額を確定することが可能であることから、現地調査等の実績はない。

一方、「かながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱」第 17 条において、財産の処分の制限に関して、処分制限期間内において、補助事業により取得した財産を処分しようとするときは、補助事業者はあらかじめ処分等の承認について知事に申請し、その承認を受ける必要があり、また、知事は、必要であると認める場合には、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を補助事業者に請求する旨が規定されている。

しかしながら、EV 充電設備や燃料電池自動車等、処分（売却含む）が比較的容易な財産に対する補助金を交付しているものの、補助金交付後に現地調査等を実施していないこ

とから、補助事業者が財産の処分制限期間内に、財産を処分することを知事に申請することをせず、財産を処分しても、これを知ることができない。

したがって、補助金等の額を確定することができない場合のみに現地調査等を行うのではなく、補助金支給後、一定の基準を設けて、補助事業者に対して現地調査等を実施し、財産が有効に活用されていることを確認することが必要であると考えられる。

(意見 14) 補助事業者への現地調査等の見直しについて

補助金の交付等に関する規則第 13 条及び「かながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱」第 12 条第 2 項において、補助事業者に対して必要に応じて現地調査をすることができる旨が規定されている。しかしながら、直近 5 年間（平成 30 年度から令和 4 年度）において、神奈川県は補助事業者に対する現地調査等を実施していない。補助金の交付等に関する規則の運用通知によって、現地調査は「補助事業等のうち、現地調査等を行わなければ補助金等の額を確定することができないものについて行なう」こととされており、直近 5 年間は現場写真等の書類で補助金の額を確定することが可能であったことから、補助事業者に対する現地調査等を実施していなかった。

一方、「かながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱」第 17 条において、財産の処分の制限に関して、処分制限期間内において、補助事業により取得した財産を処分しようとするときは、補助事業者はあらかじめ処分等の承認について知事に申請し、その承認を受ける必要があり、また、知事は、必要であると認める場合には、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を補助事業者に請求する旨が規定されている。しかしながら、EV 充電設備や燃料電池自動車等は比較的容易に処分（売却含む）可能な財産であることから、このような財産に対する補助金を交付する場合、補助事業者が財産処分制限期間内に財産を処分しても、これを知ることができない。したがって、このような財産に対する補助金を交付する場合、一定の基準を設けて、補助金支給後、補助事業者に対して現地調査等を実施し、財産が有効に活用されていることを確認することとされたい。

2 補助事業者に対するアンケート調査の実施について

「かながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱」第 21 条において、補助事業者は、神奈川県が補助事業の効果を把握するため、補助事業終了後に行うアンケート調査に協力するものとする旨が規定されている。

しかしながら、直近 5 年間（平成 30 年度から令和 4 年度）において、神奈川県は補助事業者に対するアンケート調査を実施していない。

【かながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱（一部抜粋）】

(アンケート調査等への協力)

第 21 条 補助事業者は、県が補助事業の効果を把握するため、補助事業終了後に行うアンケート調査に協力するものとする。

2 知事は、前項の規定により補助事業者から報告された内容及び補助事業の結果について、インターネットの利用その他の方法により公表することができる。

そこで、監査人は、補助事業者に対するアンケート調査を実施していない理由を質問したところ、以下の回答を得た。

【神奈川県からの回答】

補助事業の内容によっては、補助事業者に対してアンケート調査を行うことが今後の事業や県全体の考え方の参考等にできる可能性があるため、なるべくこのような手段を排除しないために、アンケート調査等への協力について補助金交付要綱に記載しているものの、人力的な制約もあり、費用対効果を勘案し、一部の補助事業者に対する聞き取りのみで、アンケート調査を実施していない。

補助事業者に対してアンケート調査を実施することは、今後の事業や神奈川県全体の考え方の参考等にできる可能性がある。また、アンケート結果をインターネットその他の方法によって公表することは、かながわスマートエネルギー計画の推進に寄与する可能性がある。

令和 4 年度における主な補助事業に対する当初予算金額、交付金額及び差額は、表 3-III-2-1 のとおりである。しかしながら、この予算は、補助事業者に対するアンケートの調査結果を反映したものではない。これを反映することができれば、予算実施の有効性の向上や事務事業の効率化に繋がる可能性がある。

なお、近年は、QR コードやアプリ等の電子的なツールを利用して、効率的に、アンケート項目を作成し集計・分析ができるため、このような電子的なツールを利用することで、事務作業を軽減しながらアンケート調査を実施することが可能である。

表 3-III-2-1 当初予算金額、交付金額及び差額 (単位：千円)

補助金名	①当初予算金額	②交付金額	差額 (②-①)
自家消費型太陽光発電等導入費補助	313,200	405,455	+92,255
太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助	48,500	63,055	+14,555
EV 等導入促進事業 (EV 導入費補助)	400,000	339,600	△60,400

したがって、定期的に、補助事業者に対するアンケート調査を実施し、その結果を公表するとともに、調査結果を予算編成に反映させ、予算実施の有効性の向上や事務事業の効率化を図ることが必要であると考えられる。

(意見 15) 補助事業者へのアンケート調査の必要性について

「かながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱」第 21 条において、補助事業者は、神奈川県が補助事業の効果を把握するため、補助事業終了後に行うアンケート調査に協力するものとする旨が規定されている。しかしながら、直近 5 年間（平成 30 年度から令和 4 年度）において、神奈川県は補助事業者に対するアンケート調査は実施していない。

補助事業者に対してアンケート調査を実施することは、今後の事業や神奈川県全体の考え方の参考等にできる可能性がある。また、アンケート結果をインターネットその他の方法によって公表することは、かながわスマートエネルギー計画の推進に寄与する可能性がある。したがって、必要に応じて補助事業者に対するアンケート調査等を実施し、その結果を公表するとともに、調査結果を適宜予算編成に反映させ、予算実施の有効性の向上や事務事業の効率化を図ることとされたい。

3 各種補助金に係るチェックリスト等の見直しについて

「かながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱」第 6 条において、補助事業者が補助金の交付申請をする場合は、交付申請に係る書類（補助金交付申請書、補助事業に係る契約書等）を提出しなければならない旨が規定されている。また、この交付要綱第 7 条において、補助事業者からの申請書等の提出があった場合、知事はその内容を審査した上で、補助金交付決定通知書（若しくは補助金不交付決定通知書）により通知する旨が規定されている。

【かながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱（一部抜粋）】

（申請時の提出書類等）

第 6 条 補助事業者が、補助金の交付申請をする場合は、別表 1 から別表 13 に掲げる書類を知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

（交付の決定）

第 7 条 知事は、前条の規定による申請書の提出があった場合において、その内容を審査した上で、別表 1 から別表 13 に定める様式により通知するものとする。

そのため、神奈川県は、補助事業者から提出された申請書等について、提出された書類の不足や不備等を確認するために、「チェックリスト（又はチェック表）」を用いてダブルチェック（複数人による確認）を実施している。

この点、①自家消費型太陽光発電等導入費補助金、②V2H 充給電設備導入費補助金、③初期費用ゼロ促進事業費補助の一部の補助事業について、監査人がチェックリスト等を確認したところ、表 3-Ⅲ-3-1 のとおり、添付書類不要の理由が明確でないケース、確認すべき証憑が例示されている（納品書等）ものについて、例示されている以外の書類を入手した証憑が明記されていないケース、チェック者が作業した日付が記載されていないケースが散見された。

表 3-Ⅲ-3-1 チェックリスト（又はチェック表）状況

補助事業名	チェックリスト名	改善点
①自家消費型太陽光発電等導入費補助金	交付申請チェックリスト	<ul style="list-style-type: none"> ・添付書類不要の理由を記載した方が良い ・チェック作業の日付を記載すべき
	実施報告チェックリスト	<ul style="list-style-type: none"> ・確認すべきとして例示されている証憑（納品書等）以外を確認した場合、その証憑の名称を記載すべき ・添付書類を不要とした場合、その理由を記載すべき ・チェック作業の日付を記載すべき
②V2H 充給電設備導入費補助金	チェックリスト（個人）	<ul style="list-style-type: none"> ・添付書類を不要とした場合、その理由を記載すべき
	実績報告チェックリスト	<ul style="list-style-type: none"> ・添付書類を不要とした場合、その理由を記載すべき
③初期費用ゼロ促進事業費補助	チェック表（リース Ver）	<ul style="list-style-type: none"> ・チェック作業の日付を記載すべき
	実績報告チェック表	<ul style="list-style-type: none"> ・チェック作業の日付を記載すべき

（入手資料より監査人が作成）

表 3-Ⅲ-3-1 の改善点のうち「チェック作業の日付を記載すべき」とは、補助金交付申請書受領の日付→チェック作業の日付→補助金交付決定通知書の日付といった時系列を明確にすることによって、手続が適時に実施されていることが記録されるからである。なお、V2H 充給電設備導入費補助金のチェックリスト・実績報告チェックリストには、チェック者が作業した日付が記録されているため、上記の改善点としていない。

また、一次チェック者の確認後、二次チェック者が再度確認する際には、基本的には一次チェック者と同質の確認作業を実施すべきである。ただし、二次チェックを効率的に実施するために、一次チェック者は添付書類を不要とした理由ないし確認すべきとして例示されている証憑（納品書等）以外を確認した場合、その証憑の名称を記載すべきである。

したがって、各補助事業のチェック項目は通常異なるのであろうが、チェック作業の日付

や添付書類を不要とした理由など形式的な作業記録については、各補助事業のチェックリスト等が高度化・均一化するよう見直すことが必要であると考えられる。

(意見 16) 各種補助金に係るチェックリスト等の見直しについて

「かながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱」第6条において、補助事業者が補助金の交付申請をする場合は、交付申請に係る書類（補助金交付申請書、補助事業に係る契約書等）を提出しなければならない旨が規定されている。また、この交付要綱第7条において、補助事業者からの申請書等の提出があった場合、知事はその内容を審査した上で、補助金交付決定通知書（又は補助金不交付決定通知書）により通知する旨が規定されている。そのため、神奈川県は、補助事業者から提出された申請書等について、提出された書類の不足や不備等を確認するために、「チェックリスト（又はチェック表）」を用いてダブルチェック（複数人による確認）を実施している。

この点、一部の補助事業について、監査人がチェックリスト等を確認したところ、添付書類不要の理由が明確でないケース、確認すべき証憑が例示されている（納品書等）ものについて、例示されている以外の書類を入手した証憑が明記されていないケース、チェック者が作業した日付が記載されていないケースが散見された。

補助金交付申請書受領の日付→チェック作業の日付→補助金交付決定通知書の日付といった時系列を明確にすることによって、手続が適時に実施されていることが記録される。また、二次チェックを効率的に実施するために、一次チェック者は添付書類を不要とした理由ないし確認すべきとして例示されている証憑（納品書等）以外を確認した場合、その証憑の名称を記載すべきである。したがって、各補助事業のチェック項目は通常異なるのであろうが、チェック作業の日付や添付書類を不要とした理由など形式的な作業記録については、各補助事業のチェックリスト等が高度化・均一化するよう見直すこととされたい。

4 自家消費型太陽光発電等導入費補助の補助金額の近隣自治体との比較分析について

神奈川県では、「かながわスマートエネルギー計画」を策定し、「集中型電源」から「分散型電源」への転換を図り、エネルギーの地産地消を目指して、再生可能エネルギー等の導入を促進している。その取組の一環として、事業所等へ導入する自家消費型再生可能エネルギー発電設備や蓄電システム等の導入に係る経費の一部を補助している。

具体的には、以下の太陽光発電等の設備（自家消費型再生可能エネルギー発電設備）で発電した電力を、当該発電設備を設置した施設において、当該発電設備から得たエネルギーを自ら消費する事業に対して補助金を支給している。直近5年間の当該補助金の交付件数及び交付金額は、表3-III-4-1のとおりである。

表 3-Ⅲ-4-1 直近 5 年間の当該補助金の交付件数及び交付金額

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
交付件数	9	25	24	33	89
交付金額(千円)	41,970	73,761	83,623	216,935	405,455

(入手資料より監査人が作成)

この自家消費型再生可能エネルギー発電設備に対する補助金に類似する補助金として、東京都では、地産地消型再生可能エネルギー発電等設備を設置する事業者に対して、当該設備の設置に係る経費の一部を助成している。直近 5 年間の当該助成金の交付件数及び交付金額は、表 3-Ⅲ-4-2 のとおりである。

表 3-Ⅲ-4-2 直近 5 年間の当該助成金の交付件数及び交付金額

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
交付件数	—	—	24	69	173
交付金額(千円)	—	—	182,368	520,107	1,765,832

(入手資料より監査人が作成)

ところで、神奈川県が補助対象としている自家消費型再生可能エネルギー発電設備の種類及びその要件は、表 3-Ⅲ-4-3 のとおりである。

表 3-Ⅲ-4-3 自家消費型再生可能エネルギー発電設備の種類及び補助要件

種類	要件
太陽光発電	発電出力が 10kW 以上であること。 (太陽電池モジュールの日本工業規格等に基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力合計値のいずれか低い方とします。)
風力発電	単機の発電出力が 1kW 以上であること。

(入手資料より監査人が作成)

神奈川県が補助対象としている自家消費型再生可能エネルギー発電設備の補助対象経費は、表 3-Ⅲ-4-4 のとおりである。

表 3-Ⅲ-4-4 自家消費型再生可能エネルギー発電設備の補助対象経費

経費区分	費目の内容
設備費	自家消費型再生可能エネルギー発電設備等及び附属設備の購入、製造等に要する経費

	(自家消費型再生可能エネルギー発電設備、当該発電設備と併せて設置する蓄電システム等、架台、パワーコンディショナー等)
設置工事費	自家消費型再生可能エネルギー発電設備等の設置工事に要する経費(設置に向けた設計に要する経費を含む。)

(入手資料より監査人が作成)

補助金額は、発電出力に1kW 当たり6万円を乗じた額又は補助対象経費の合計額に3分の1を乗じた額のいずれか低い額である。大企業の場合(リース等の場合は、リース等使用者が大企業の場合)は1,000万円を上限で、中小企業者の場合、上限はない。

この点、監査人は、自家消費型太陽光発電等導入費補助に係る補助金額の妥当性について質問したところ、以下の回答を得た。

【神奈川県からの回答】

令和2、3年度の補助金額(7万/kw)は、国の太陽光の補助(5万/kw)や調達価格等算定委員会の太陽光システム施工費の目標値(19.95万/kw)を補助率(1/3)で割り返した数値をもとに算出したものである。令和4年度はシステム価格の低減を受けて、補助金額を引き下げた(6万/kw)。国の補助金額と比較しても大きく乖離しているものではなく、補助金の設定は妥当であったと考える。

なお、近隣都道府県の金額等を必要に応じて勘案しつつ、補助額を決定している。

東京都では屋上スペースに太陽光発電等を設置する事業者に対して、中小企業等の場合、設置費用等の3分の2(上限額:1億円)、その他の企業の場合、設置費用等の2分の1(上限額:7,500万円)を補助金として支給しており、神奈川県の自家消費型太陽光発電等導入費の補助額(補助率1/3(上限:大企業1,000万円))よりも補助額が充実しているものと見受けられる。この点について、監査人が質問したところ、以下の回答を得た。

【神奈川県からの回答】

東京都とは財政規模が異なり、また、土地代等の事業活動に係る費用も他自治体と比べて高い傾向にあり、手厚く補助をする必要性が高いことから、東京都と同内容の補助が行えていないことはやむを得ない面があるものと考えている。一方で、近隣の県や国と比較しても同等若しくはそれ以上の補助額となっているため、必ずしも神奈川県の施策が比較して劣っているとは考えていない。

①国:二酸化炭素排出抑制対策事業費当補助金(民間企業等による再エネ主力化・レジリ

エンス強化促進事業) →補助額：4万円/kw。ただし、オンサイト PPA モデル又はリースモデルで蓄電池セット導入の場合は5万円/kw

②埼玉県：埼玉県民間事業者 CO2 排出削減設備導入補助金→補助額：省エネ、再エネ設備の補助対象経費の3分の1（上限500万円）

③千葉県：該当事業なし

神奈川県では地域状況、財政規模及び政策目的等に基づいて、補助事業に対する補助額や予算額等を決定している。

しかしながら、近隣自治体の補助額や予算額等を比較・分析までは実施していない。また、近隣自治体の金額等を必要に応じて勘案しつつ、補助額を決定しているものの、その検討資料が保管されていないため、検討した過程が不明な状況になっている。近隣自治体の補助額や予算額等を比較・分析し、その検討過程を記録することによって、近隣自治体との共通点、相違点が明確になり、神奈川県における制度設計に役立てることが可能になるものと考えられる。また、神奈川県と県民等との情報の差（情報の非対称性）を埋めるため、分析の結果を公表することが有用であるものと考えられる。

（意見 17）自家消費型太陽光発電等導入費補助の補助金額の近隣自治体との比較分析について

自家消費型太陽光発電等導入費の補助事業について、神奈川県では地域状況、財政規模及び政策目的等に基づいて、補助額や予算額等を決定している。

しかしながら、近隣自治体の補助額や予算額等を比較・分析までは実施していない。また、近隣自治体の金額等を必要に応じて勘案しつつ、補助額を決定しているものの、その検討資料が保管されていないため、検討した過程が不明な状況になっている。近隣自治体の補助額や予算額等を比較・分析し、その検討過程を記録することによって、近隣自治体との共通点、相違点が明確になり、神奈川県における制度設計に役立てることが可能になることから、この比較・分析を実施することとされたい。また、神奈川県と県民等との情報の差（情報の非対称性）を埋めるため、分析の結果を公表することで、より県民等の制度等に対する理解の促進を実施することを検討されたい。

5 EV 等導入促進事業（EV 導入費補助）の補助金額の近隣自治体との比較分析について

神奈川県では、「かながわスマートエネルギー計画」に基づき、安定した分散型エネルギー源の導入拡大に取り組んでおり、その取組の一環として、電動車の導入を促進するため、電気自動車（EV）又はプラグインハイブリッド自動車（PHV）を導入する経費の一部を補助している。

具体的には、国内規格に準拠した充電と給電の両方が可能な EV 又は PHV（給電は、外部

給電器及び V2H 充給電設備を経由して電力を取り出すことができるもの)を導入する県内の個人や法人等に対して、車両本体の購入に係る経費の一部を補助金として支給している。

補助金額は、補助対象経費の3分の1又は補助上限額 20 万円のいずれか低い額である。

なお、神奈川県において、直近5年間の当該補助金の交付件数及び交付金額は、表 3-III-5-1 のとおりである。

表 3-III-5-1 直近5年間の補助金の交付件数及び交付金額

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
交付件数	—	—	—	—	1,698
交付金額(千円)	—	—	—	—	339,600

(入手資料より監査人が作成)

この EV 等導入促進事業 (EV 導入費補助) の補助金に類似する補助金として、近隣自治体では以下の補助金事業を実施している。

東京都：ZEV の車両購入補助金

埼玉県：電気自動車等導入費補助金

千葉県：次世代自動車インフラ導入費補助金

直近5年間の当該助成金の交付件数及び交付金額は、表 3-III-5-2 から表 3-III-5-4 のとおりである。

表 3-III-5-2 <東京都：ZEV の車両購入補助金>

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
交付件数	496	2,756	2,626	4,358	準備中
交付金額(千円)	非公開				

(入手資料より監査人が作成)

表 3-III-5-3 <埼玉県：電気自動車等導入費補助金>

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
交付件数	—	—	—	—	38
交付金額(千円)	—	—	—	—	10,448

(入手資料より監査人が作成)

表 3-III-5-4 <千葉県：次世代自動車インフラ導入費補助金>

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
交付件数	—	—	—	—	100
交付金額(千円)	—	—	—	—	30,000

(入手資料より監査人が作成)

この EV 等導入促進事業 (EV 導入費補助) の補助金額の妥当性について、監査人が質問したところ、以下の回答を得た。

【神奈川県からの回答】

軽 EV の場合に実負担額がガソリン車との価格競争が可能な 200 万円以下となるよう補助単価を上限 200 千円に設定しており、補助金額は妥当であったと考える。
 なお、近隣都道府県の金額等を必要に応じて勘案しつつ、補助額を決定している。

しかしながら、近隣の自治体の状況は表 3-III-5-5 のとおりであり、神奈川県よりも補助額が充実しているものと見受けられる。この点、監査人が再度質問したところ、以下の回答を得た。

表 3-III-5-5 近隣自治体の補助金政策

	事業名	対象者	補助額
東京都	ZEV の車両購入補助金	個人又は法人	①EV 事業者：37 万 5 千円 (給電機能有) 27 万 5 千円 (給電機能無) 個人：45 万円 (給電機能有) 35 万円 (給電機能無) ②PHEV 事業者：30 万円 (給電機能有) 20 万円 (給電機能無) 個人：45 万円 (給電機能有) 35 万円 (給電機能無) ③FCV 事業者・個人：110 万円 (給電機能有) 100 万円 (給電機能無) +自動車メーカー別上乗せ：最大 10 万円 +再生可能エネルギー電力導入による上乗せ：10 万円～30 万円
埼玉県	電気自動車等導入費補助金	個人 / 個人事業主 / 法人等	①普通自動車：補助金額の 2 分の 1 又は 40 万円のいずれか小さい額 ②小型・軽自動車：補助金額の 2 分の 1 又は 27.5 万円のいずれか小さい額 ③プラグインハイブリッド自動車 (PHV)：補助金額の 2 分の 1

	事業名	対象者	補助額
			又は 27.5 万円のいずれか小さい額 ④外部給電器：補助金額の 2 分の 1 又は 25 万円のいずれか小さい額
千葉県	次世代自動車インフラ導入費補助金	中小事業者等	導入費等の 10 分の 1（上限 25 万円）

(入手資料より監査人が作成)

【神奈川県からの回答】

補助制度に限らず自治体の施策は、それぞれの自治体の地域状況や財政規模、政策目的等により決定されるものであり、その結果として相違が出てくるため、金額の多寡で優劣がつくものではないと考えている。

本件では車両価格の高さが EV 普及の課題となっている中で、EV（日産リーフ）よりも低価格の軽 EV が新たに令和 4 年に発売予定であったため、県民への訴求力が高いと見込まれる軽 EV（日産サクラ）の車両価格を基準に制度設計をした。

神奈川県では地域状況、財政規模及び政策目的等に基づいて、補助事業に対する補助額や予算額等を決定している。

しかしながら、近隣自治体の補助額や予算額等を比較・分析までは実施していない。また、近隣自治体の金額等を必要に応じて勘案しつつ、補助額を決定しているものの、その検討資料が保管されていないため、検討した過程が不明な状況になっている。近隣自治体の補助額や予算額等を比較・分析し、その検討過程を記録することによって、近隣自治体との共通点、相違点が明確になり、神奈川県における制度設計に役立てることが可能になるものと考えられる。また、神奈川県と県民等との情報の差（情報の非対称性）を埋めるため、分析の結果を公表することが有用であるものと考えられる。

（意見 18）EV 等導入促進事業（EV 導入費補助）の補助金額の近隣自治体との比較分析について

EV 等導入促進事業（EV 導入費補助）の補助事業について、神奈川県では地域状況、財政規模及び政策目的等に基づいて、補助額や予算額等を決定している。

しかしながら、近隣自治体の補助額や予算額等を比較・分析までは実施していない。また、近隣自治体の金額等を必要に応じて勘案しつつ、補助額を決定しているものの、その検討資

料が保管されていないため、検討した過程が不明な状況になっている。近隣自治体の補助額や予算額等を比較・分析し、その検討過程を記録することによって、近隣自治体との共通点、相違点が明確になり、神奈川県における制度設計に役立てることが可能になることから、この比較・分析を実施することとされたい。また、神奈川県と県民等との情報の差（情報の非対称性）を埋めるため、分析の結果を公表することで、より県民等の制度等に対する理解の促進を実施することを検討されたい。

6 太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費の補助金額の近隣自治体との比較分析について

神奈川県では、地域を中心とした分散型エネルギー体系の構築に向けて「かながわスマートエネルギー計画」を推進しており、その取組の一環として、将来にわたり安全・安心なエネルギーを安定的に確保するため、再生可能エネルギー等の導入を促進している。

そこで、県内の住宅用太陽光発電設備の設置に係る初期費用が不要なサービス（以下「0円ソーラー」という。）の提供に要する経費の一部を補助している。神奈川県において、直近5年間の補助金の交付件数及び交付金額は、表3-Ⅲ-6-1のとおりである。

表3-Ⅲ-6-1 直近5年間の補助金の交付件数及び交付金額

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
交付件数	—	—	154	190	286
交付金額(千円)	—	—	30,630	39,697	63,055

(入手資料より監査人が作成)

この太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費の補助金に類似する補助金として、近隣自治体では以下の補助金事業を実施している。

東京都：太陽光発電設備の設置に対する助成事業

埼玉県：家庭における省エネ・再エネ活用設備導入補助金

直近5年間の当該助成金の交付件数及び交付金額は、表3-Ⅲ-6-2及び表3-Ⅲ-6-3のとおりである。

表3-Ⅲ-6-2 <東京都：太陽光発電設備の設置に対する助成事業>

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
交付件数	非公開				
交付金額(千円)					

(入手資料より監査人が作成)

表 3-Ⅲ-6-3 <埼玉県：家庭における省エネ・再エネ活用設備導入補助金※>

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
交付件数	—	—	—	—	3,948
交付金額(千円)	—	—	—	—	330,970

(入手資料より監査人が作成)

※令和4年度までは主に蓄電システムに対する補助金を支給（太陽光発電システムは令和5年度より補助金対象となっている）。

ところで、神奈川県において補助の対象となる事業は、かながわソーラーバンクシステムに登録された「住宅用0円ソーラー」により、太陽光発電設備、また、必要に応じて、蓄電システム等（以下「補助対象設備」という。）を県内に設置する事業である。

表 3-Ⅲ-6-4 神奈川県の補助対象事業

要件
(1) かながわソーラーバンクシステムに登録した日から補助事業を実施する年度の3月末日までに住宅所有者と0円ソーラーを提供する事業者との間で0円ソーラーに係る契約が締結され、設置工事が行われるもの
(2) 太陽光発電設備に係る設備費及び設置工事費の合計額の発電出力の1kW当たりの単価が調達価格等算定委員会における当該年度の調達価格等に関する意見に示された住宅用太陽光発電のシステム費用の想定値（259,000円）未満であるもの

(入手資料より監査人が作成)

神奈川県において、補助対象事業者は表 3-Ⅲ-6-5、補助対象経費は表 3-Ⅲ-6-6 のとおりである。

表 3-Ⅲ-6-5 神奈川県の補助対象事業者

要件
(1) 次に掲げる者のうち、いずれかの者であること。
ア 法人（国及び法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人を除く。）
イ 青色申告を行っている個人事業者
(2) その他、神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金交付要綱第4条第1項の要件を満たす者であること。

(入手資料より監査人が作成)

表 3-Ⅲ-6-6 神奈川県の補助対象経費

経費区分	費目の内容
設備費	補助事業の実施に必要な補助対象設備の購入及び製造等に要する経費

設置工事費	補助事業の実施に必要な補助対象設備の設置に要する経費
-------	----------------------------

(入手資料より監査人が作成)

また、補助額の算出方法は各区分により、表 3-III-6-7 のとおりとなる。

表 3-III-6-7 神奈川県補助額の算出方法

設備・区分		算出方法
太陽光 発電設 備	電力販 売	太陽光発電設備に係る補助対象経費の3分の1又は発電出力に1kW 当たり5万円を乗じた額のいずれか低い額
	リース	太陽光発電設備に係る補助対象経費の3分の1又は発電出力に1kW 当たり5万円を乗じて得た額又は発電出力が5kWの設置と同等以上 のメリットを実現するのに必要な額のいずれか低い額
蓄電システム等		蓄電システム等に係る補助対象経費の3分の1又は12万円のいずれ か低い額

(入手資料より監査人が作成)

この太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費の補助金額の妥当性について、監査人が質問したところ、以下の回答を得た。

【神奈川県からの回答】

事業者へ、サービス提供可能である補助単価をヒアリングし、5万円/kwと設定したため、当時の補助金額は妥当であったと考える。
なお、近隣都道府県の金額等を必要に応じて勘案しつつ、補助額を決定している。

しかしながら、表 3-III-6-8 のとおり、神奈川県よりも近隣の自治体の方が補助額が充実しているものと見受けられることから、この点を、再度、質問したところ、以下の回答を得た。

表 3-III-6-8 近隣の自治体の補助額

(東京都) 太陽光パネルを設置する個人に対して、1kWあたり12万円(上限36万円) (3.6kW超の太陽光パネルの場合、1kWあたり10万円)
(埼玉県) 太陽光パネルを設置する個人に対して、7万円/kw(上限額35万円)

(入手資料より監査人が作成)

【神奈川県からの回答】

補助制度に限らず自治体の政策は、それぞれの自治体の地域状況や財政規模、政策目的等により決定されるものであり、その結果として相違が出てくるため、金額の多寡で優劣がつくものではないと考えている。

本県では、東京都や埼玉県のほか、近隣自治体の制度も参考にしており、それぞれの自治体において制度設計が相違することから比較できないものと考えている。

- ①国（環境省・経産省）：ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業/（4万円～5万円/kw）
- ②東京都：住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進事業/（10万円/kw）
- ③千葉県流山市：流山市太陽光発電設備初期費用ゼロ促進補助金/（1.5万円/kw）
- ④静岡県富士市：富士市市民再生可能エネルギー普及促進事業費補助金（上限3万円）
- ⑤埼玉県所沢市：所沢市初期費用ゼロ円太陽光事業/（3万円/kw）

神奈川県では地域状況、財政規模及び政策目的等に基づいて、補助額や予算額等を決定している。

しかしながら、近隣自治体の補助額や予算額等を比較・分析までは実施していない。また、近隣自治体の金額等を必要に応じて勘案しつつ、補助額を決定しているものの、その検討資料が保管されていないため、検討した過程が不明な状況になっている。近隣自治体の補助額や予算額等を比較・分析し、その検討過程を記録することによって、近隣自治体との共通点、相違点が明確になり、神奈川県における制度設計に役立てることが可能になるものと考えられる。また、神奈川県と県民等との情報の差（情報の非対称性）を埋めるため、分析の結果を公表することが有用であるものと考えられる。

（意見 19）太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費の補助金額の近隣自治体との比較分析について

太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費の補助事業について、神奈川県では地域状況、財政規模及び政策目的等に基づいて、補助額や予算額等を決定している。

しかしながら、近隣自治体の補助額や予算額等を比較・分析までは実施していない。また、近隣自治体の金額等を必要に応じて勘案しつつ、補助額を決定しているものの、その検討資料が保管されていないため、検討した過程が不明な状況になっている。近隣自治体の補助額や予算額等を比較・分析し、その検討過程を記録することによって、近隣自治体との共通点、相違点が明確になり、神奈川県における制度設計に役立てることが可能になることから、この比較・分析を実施することとされたい。また、神奈川県と県民等との情報の差（情報の非対称性）を埋めるため、分析の結果を公表することで、より県民等の制度等に対する理解の促進を実施することを検討されたい。

IV 中小企業部中小企業支援課の事業について

1 ビジネスモデル転換事業費補助金交付後の売上高等の報告について

令和4年度神奈川県ビジネスモデル転換事業費補助金は、新型コロナウイルス感染症拡大や、原油価格・原材料価格の高騰、原材料の供給不足等の社会状況の変化による事業への影響を乗り越えるため、新たな商品の開発又は生産、新サービスの開発又は提供、商品の新たな生産又は販売方式を導入する事業に要する経費に対して交付する補助金である。

その交付対象者は、感染防止対策取組書を店舗・施設の店頭等に掲示している神奈川県内の中小企業者（県内に補助事業を実施する店舗・施設等を有する中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項第1号から第5号に規定する者）及び知事が適当と認める者とされている。また、補助金の額は、30百万円を限度として、当該事業に要する経費の4分の3以内の額とされている。

令和4年4月1日から同年5月31日に公募が行われ、交付決定日から令和5年2月28日までに実施した事業が補助対象とされている。

補助金の申請後には、県の補助金班職員による形式的な要件審査のほか、所定の審査要領及び審査基準に基づき事業環境による影響の有無、新規事業の実現可能性、収益性・成長性などについて中小企業診断士の資格を持つ外部審査員による事業有効性審査が行われ、審査会を経たうえで、交付の決定・不決定が行われている。

要件審査及び事業有効性審査においては、複数の審査項目と審査項目に応じた詳細な審査基準が定められており、事前に定められた配点に基づき各審査項目について採点が行われ、それらの合算により各申請事業者の合計点数が算出されている。その後、審査会において一定の合計点数以上の申請事業者に関する個別の疑義及び一定の合計点数以下の申請事業者に関する個別の疑義について審査が行われた結果、最終的な交付の決定・不決定の結論が出されている。

令和4年度神奈川県ビジネスモデル転換事業費補助金の申請及び交付等の状況は表 3-IV-1-1 のとおりである。

表 3-IV-1-1 補助金の申請及び交付等の状況（令和5年6月16日時点）

	件数	申請額 (千円)	1件当たり申請額 (千円)	最終決定額 (千円)
不交付	485	5,251,957	10,828	—
取下げ	13	211,389	16,260	—
廃止	29	404,289	13,941	392,896
取消	7	86,763	12,394	85,287
交付	399	5,875,248	14,724	5,860,569
合計	933	11,829,648	12,679	6,338,752

(入手資料より監査人が作成)

監査人は、表 3-IV-1-1 の申請案件の一部（不交付・取下げ・廃止・取消の案件を含む）について、申請時及び実績報告時の提出書類並びに審査の状況を確認したところ、形式的な要件審査（申請要件の充足性、申請書類の有効性）については、審査チェックリストに従って審査が行われていたものの、事業有効性審査のうち、新規事業の実現可能性・収益性・成長性などの評価については、その測定・検証をいかに行うかが課題になると考えられた。

神奈川県は、ビジネスモデル転換事業費補助金事業の成果を測定するために、補助金の交付を受けた事業者から事業終了後5年間、毎年、所定の様式により売上高、売上総利益、経常利益等の報告を徴収しており、支援事業者のうち翌年度以降の売上が増加する事業者の割合が80%となることを目標値としている。

なお、当該80%の目標値は、国の持続化補助金の目標値（具体的には、設立時に小規模事業者持続化補助金等による販路開拓及び生産性向上を支援する制度、すなわち令和元年度の「地方公共団体による小規模事業者支援推進事業」）を参考としている。

ビジネスモデル転換事業費補助金事業は、令和2年度及び令和3年度も同様に実施されており、それらに関して補助金交付後の売上高等の実績報告を受けている。令和3年度の補助金に関する報告における要求事項は、次のとおりである。

【「令和3年度神奈川県中小企業・小規模企業感染症対策事業費補助金（ビジネスモデル転換事業）に係る売上高等報告様式」より一部抜粋】

1 売上高等報告

直近の決算日における売上高等を報告してください。（8月末決算など、決算が確定していない場合、1期前の売上高等を報告してください。）

報告の際は損益計算書（個人事業主の場合は収支内訳書1頁目又は所得税青色申告決算書1頁目）も併せて提出してください。

決算日	
売上高（千円）	
売上総利益（個人事業主の場合は差引金額）（千円）	
経常利益（個人事業主の場合は所得金額）（千円）	

2 従業員数報告

ビジネスモデルを転換したことにより、新たに雇用した人数及び解雇した人数を報告してください。ビジネスモデル転換事業による増減数だけを記入し、その他の影響によるものは含めないでください。人数にはアルバイト従業員等を含めてください。

	ビジネスモデル転換事業による 申請時点からの従業員の増減数	増減の主な理由
従業員数	雇用 人	
	解雇 人	

3 報告期限

1年目 令和4年10月17日（月）

2年目 令和5年10月16日（月）

3年目 令和6年10月15日（火）

4年目 令和7年10月15日（水）

5年目 令和8年10月15日（木）

なお、上記「2 従業員数報告」は、令和2年度の様式にはない要求事項である。

令和2年度及び令和3年度の売上高等の報告を取り纏めたものは、表3-IV-1-2から表3-IV-1-4のとおりである（業種別にもデータを取り纏めているが、ここでは省略する。）。

表 3-IV-1-2 令和2年度補助金の1年目売上高報告の状況

令和2年度 補助金	1年目報告分					
	対前年度 増減	件数	件数 比率	直近の売上高 (千円)	報告のあった 1年目の売上高 (千円)	差額 (千円)
増加		42	38.9%	9,400,285	12,058,980	2,658,695
減少		66	61.1%	65,510,995	51,240,211	△14,270,784
計		108	100.0%	74,911,280	63,299,191	△11,612,089

（入手資料より監査人が作成）

表 3-IV-1-3 令和 2 年度補助金の 2 年目売上高報告の状況

令和 2 年度 補助金	2 年目報告分					
	対前年度 増減	件数 1 ⇒ 2 年目	件数 比率	1 年目報告時の 売上高 (千円)	2 年目報告時の 売上高 (千円)	差額 (千円)
増加		70	64.8%	25,417,261	30,859,959	5,442,698
減少		38	35.2%	37,881,931	33,994,391	△3,887,540
計		108	100.0%	63,299,192	64,854,350	1,555,158

(入手資料より監査人が作成)

表 3-IV-1-4 令和 3 年度補助金の 1 年目売上高報告の状況

令和 3 年度 補助金	1 年目報告分					
	対前年度 増減	件数	件数 比率	直近の売上高 (千円)	報告のあった 1 年目の売上高 (千円)	差額 (千円)
増加		163	54.0%	55,211,385	65,611,795	10,400,410
減少		139	46.0%	36,059,230	30,512,431	△5,546,799
計		302	100.0%	91,270,615	96,124,226	4,853,611

(入手資料より監査人が作成)

支援事業者のうち翌年度以降の売上が増加する事業者の割合が 80%となることを神奈川県が目標値としていることは先に記述したとおりであるが、売上高が増加した支援事業者の割合は、令和 2 年度の 1 年目報告分では 38.9% (表 3-IV-1-2)、2 年目報告分では 64.8% (表 3-IV-1-3)、令和 3 年度の 1 年目報告分では 54.0% (表 3-IV-1-4) を成果として捉えている。

ビジネスモデル転換事業費補助金は、冒頭でも記載したとおり、「新たな商品の開発又は生産、新サービスの開発又は提供、商品の新たな生産方式又は販売方式を導入する事業に要する経費に対して交付する補助金」である。現状では、支援事業者の全体の売上高のみに着目してその成果を捉えているが、本来は「補助対象事業」の売上高等にも焦点を当てて成果を測定すべきである。

すなわち、神奈川県が報告徴収している売上高等は支援事業者の法人又は個人「全体」のものであり、それには、ビジネスモデルが転換されていない事業によるもの、他の内容の事業によるもの、県外で実施されている事業によるものなども含まれている可能性がある。したがって、「全体」としての売上高等が増加することも重要であるが、併せて「補助対象事

業」の売上高等の成長についても、成果の測定として重要であると考えられる。したがって、「補助対象事業」の売上高等が、補助金申請時点からどのように変化しているか、といった実態を捉えることができるよう、その報告徴収の方策について検討することが必要であると考えられる。

また、本事業の目的は「新型コロナウイルス感染症拡大や、原油価格・原材料価格の高騰、原材料の供給不足等の社会状況の変化による事業への影響を乗り越えるため」であることから、事業の継続を見るという観点から、事業「全体」の及び「補助対象事業」の利益（または損失）についても、成果測定の対象とすることを検討することが必要であると考えられる。

なお、「補助対象事業」の利益（又は損失）の把握については、費用の配賦の問題もあるため、売上総利益の把握で足りると考えられる。

（意見 20） ビジネスモデル転換事業費補助金交付後の売上高等の報告の見直しについて

ビジネスモデル転換事業費補助金は、「新たな商品の開発又は生産、新サービスの開発又は提供、商品の新たな生産方式又は販売方式を導入する事業に要する経費に対して交付する補助金」である。現状では、支援事業者の全体の売上高のみに着目してその成果を捉えているが、本来は「補助対象事業」の売上高等にも焦点を当てて成果を測定すべきである。

神奈川県が報告徴収している売上高等は支援事業者の法人又は個人「全体」のものであり、それには、ビジネスモデルが転換されていない事業によるもの、他の内容の事業によるもの、県外で実施されている事業によるものなども含まれている可能性があるため、事業の成果を測定するには効果が低いと考えられる。「全体」としての売上高等が増加することも重要であるが、併せて「補助対象事業」の売上高等の成長についても、成果の測定として重要であると考えられる。

今後、同様の事業を実施するにあたっては、現行の支援事業者の法人又は個人「全体」の売上高等に加えて、「補助対象事業」の売上高等が、補助金申請時点からどのように変化しているか、といった実態を捉えることができるような、報告徴収の方策について検討することとされたい。

令和3年度の「売上高等報告様式」においては、令和2年度の「売上高等報告様式」に加えて新たに「2 従業員数報告」としてビジネスモデル転換事業による申請時点からの従業員の増減数を徴収しているように、今後は、例えば、「補助対象事業」の売上高及び売上総利益（又は損失）についても、成果測定の対象とすることを検討することとされたい。

なお、「補助対象事業」に関する利益については、営業利益や経常利益まで報告徴収すると、費用の配賦といった作業が生じ支援事業者の負担が大きくなるため、売上総利益（又は損失）のレベルで足りると考えられる。

2 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金について

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（以下「本件協力金」という。）に関して、令和2年度から令和4年度にかけて実施された本件協力金の交付の実績推移は、表 3-IV-2-1 のとおりである。

表 3-IV-2-1 本件協力金の交付、債権発生、回収の状況（令和5年8月31日時点）

区分	A	B		C		D	
	申請 件数	交付 件数	交付金額 (千円)	債権発生 件数	債権発生 金額 (千円)	債権回収 件数	債権回収 金額 (千円)
第3弾	11,087	10,889	2,790,360	21	4,440	17	3,560
第4弾	13,838	13,645	15,472,040	30	22,120	23	15,870
第5弾	28,269	27,764	58,916,160	80	122,940	57	90,236
第6弾	29,323	28,285	61,370,160	105	182,100	70	128,033
第7弾	28,947	28,119	43,535,500	106	124,060	60	71,670
第8弾	26,243	25,466	24,698,240	85	67,480	47	36,940
第9・10弾	29,708	28,790	69,718,587	116	179,644	73	105,853
第11弾	28,323	27,606	30,359,200	113	81,173	68	47,483
第12弾	27,780	27,064	29,111,950	101	73,907	59	42,678
第13弾	30,221	29,357	86,370,394	212	268,741	150	162,791
第14弾	29,180	28,649	54,971,538	143	146,080	93	97,610
第15弾	27,237	26,559	26,174,463	246	106,886	196	80,853
第16弾	28,682	27,882	32,134,673	95	65,365	70	45,235
第17弾	28,466	27,818	28,707,222	71	46,554	49	32,489
第18弾	28,052	27,563	20,317,155	40	21,560	24	13,235
計	395,356	385,456	584,647,642	1,564	1,513,050	1,056	974,536

返還の利息等

25,301

1,917

(入手資料より監査人が作成)

弾により若干異なるものの、本件協力金は、その申請件数に対して概ね 97～98%が交付され、第3弾～第18弾の合計では、約 38 万件・5,846 億円（1 件当たり平均 151 万円）が交付された。このうち 1,564 件・約 15 億円（交付金額に対して約 0.3%）の不正や不適正受給により債権が発生し、このうち 1,056 件・約 9 億円（債権発生金額に対して 64.4%）が回収されている。

監査人は、表 3-IV-2-1 のうち、本件協力金第 18 弾の一部について、その申請書類及び審

査の状況を確認した。

本件協力金第 18 弾は、時短営業等の要請をした県内にある食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けた店舗に対して本件協力金を交付するものであり、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（協力要請推進枠）」を活用した事業である。

「まん延防止等重点措置」とされた令和 4 年 3 月 7 日から同年 3 月 21 日までを対象期間として、令和 4 年 3 月 24 日から同年 5 月 27 日まで電子申請又は郵送申請を受付している。

対象の店舗に関する交付要件は、表 3-IV-2-2 のとおりに定められている。

表 3-IV-2-2 本件協力金第 18 弾の交付要件

1	対象店舗において県の要請に従い時短営業（休業含む）を行った
2	県内にある食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受け営業実態があり、当該許可の有効期限が令和 4 年 3 月 21 日以降である
3	時短営業開始日から令和 4 年 3 月 21 日までの間、連続して時短営業（休業含む）した
4	1 テーブル 4 人以内とした。ただし、認証店である披露宴会場など（慶弔行事に使用する会場）は、対象者（5 人以上で座るテーブルの方全員）に対する全員検査を当日中に行った場合、1 テーブル当たりの人数制限なし。
5	「時短営業の案内（酒類の提供時間等を含む）」又は「休業の案内」を店先等に掲示した
6	県の「マスク飲食実施店認証書」、「マスク飲食実施店認証制度現地確認済書」、「感染防止対策取組書」又は市町村が作成する「感染防止対策に係るステッカー」のいずれかを掲示した（要請の全期間休業した店舗は除く）
7	「マスク飲食店」を推奨した（要請の全期間休業した店舗は除く）
※申請書に「暴力団等に該当しない」等の誓約事項あり	

1 日当たりの交付額は対象施設の売上高等に応じて 2.5～10 万円であり、それに時短営業（休業含む）した日数を乗じた額が交付されている。要請期間は 15 日間あるため、当該 18 弾では 1 店舗当たり最大で 37.5～150 万円の本件協力金が交付されていることとなる。

表 3-IV-2-1 で示したとおり、28,052 件の申請に対して 27,563 件・20,317 百万円（1 件当たり平均 737,117 円）の交付が行われている。

また、申請に当たって必要な提出書類は、表 3-IV-2-3 のとおりである。

表 3-IV-2-3 本件協力金第 18 弾の申請に当たって必要な提出書類

1	交付申請書
2	本人確認書面の写し（個人事業主のみ）（運転免許証、保険証、マイナンバー

(*)	カード等)
3 (*)	振込先の通帳等の写し（金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人（フリガナ）がわかること）
(*) 第3弾、第6弾～第17弾のいずれかの本件協力金が既に交付されている場合は、省略可	
4 (店舗ごと)	営業許可証の写し
5 (店舗ごと)	「時短営業（休業）の案内」及び「通常の営業時間」を掲示したことがわかる写真
6 (店舗ごと)	（全期間休業した店舗を除く） ・ 「マスク飲食実施店認証書」又は「マスク飲食実施店認証制度現地確認済書」を掲示したことがわかる写真（マスク飲食実施店認証店） ・ 県の「感染防止対策取組書」又は市町村が作成する「感染防止対策に係るステッカー」のいずれかを掲示したことがわかる写真（非認証店）
7 (店舗ごと)	（全期間休業した店舗を除く） 「1テーブル4人以内」とする掲示がわかる写真
8 (店舗ごと)	（「売上高方式」（下限額申請以外）又は「売上高減少額方式」で申請する店舗のみ） 協力金額算定シート
9 (店舗ごと)	（「売上高方式」（下限額申請以外）又は「売上高減少額方式」で申請する店舗のみ） 売上高及び売上高減少額等を確認できるもの

これらの提出書類については、神奈川県職員（本件協力金交付審査のために臨時的に庁内から職員が集められている）により要件のチェックが行われ、申請内容が適正と認められた場合に本件協力金の交付が行われている。なお、申請受付等については、民間の業者に委託されている。

時短営業等に対する本件協力金は、冒頭でも記載したとおり、神奈川県からの時短要請等の対象期間（令和4年3月7日から同年3月21日まで）において、営業実態があることが要件とされている。しかしながら、表3-IV-2-3の申請時の提出書類をもって、申請者の営業実態を確認することができていたのか疑問が残る。

具体的には、神奈川県は表3-IV-2-3の2より、個人事業主から本人確認書の写しを徴収しているが、法人から登記簿謄本などは徴収していない。表3-IV-2-3の3より振込先の通帳等の写しを徴収しているが、法人の実在性の確認が十分に行われていない可能性がある。また、表3-IV-2-3の4の営業許可証の写しは、その許可証の有効期間が5年以上である場

合が多いことから、申請時に営業をしていなくても営業許可証の写しを提出することができ、対象期間における営業実態を確認しているとは言い難い。さらに、表 3-IV-2-3 の 5 の「時短営業（休業）の案内」及び「通常の営業時間」を掲示したことがわかる写真を徴収しているが、掲示箇所のみ写真が散見される。このような場合、店舗（外観）全体との関連がわからず、したがって営業実態を確認しているとは言い難い。

今回のコロナ禍における本件協力金の交付は、迅速性を要し、申請件数が膨大で、大変な作業であることは理解できる。また、神奈川県が他の自治体よりも厳しく審査することに躊躇することにも理解できる。

しかしながら、対象期間の営業実態を確認するために、例えば、直近の所得税・法人税の申告書、店舗の電気・ガス・水道の利用明細などの補足資料を申請に際して必要な書類として徴収・確認することも必要であったと考えられる。表 3-IV-2-1 に記載のとおり、第 3 弾から第 18 弾までの返還債権の発生件数の合計は 1,564 件であることから、今後発生する可能性のある類似する協力金等の事業において不正や不適正受給件数を減らすために、営業実態があることの確認について、その方法等を再検討することが必要であると考えられる。

本件協力金の不正や不適正受給については、神奈川県は、(1) 暴力団員による申請、(2) 営業許可証等の文書偽造、(3) 書類改ざん、虚偽申請、誓約事項違反などのケースを不正受給とし、交付要件を誤認したケースなどは不適正受給としている。審査過程や通報により不正や不適正受給が発覚した場合、職員が県警への暴力団照会、保健所・水道営業所などの関係機関への照会及び現地調査などを行っている。

不正や不適正受給が発覚した場合、神奈川県は、審査中の案件については不交付の処理を行い、すでに本件協力金を交付している案件については申請者に対して返還を求めている。

不正や不適正受給により発生した返還債権について、神奈川県は、債務者の氏名（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）及び住所、債権の総額、督促・催告等の処理年月日及び内容などの情報を債権管理表に記録し、電子データにより管理している。

神奈川県においては、まずは申請者に対して粘り強く交渉し、自主返還を促すが、神奈川県からの督促や神奈川県が委任した弁護士事務所との分納相談を行っても返還が行われないうち、支払督促や民事訴訟（内容によっては刑事的対応）に移行する。その結果、神奈川県が訴訟に勝訴等したにもかかわらず返還が行われない場合には、強制執行の手続を進めている。

表 3-IV-2-1 で示したとおり、本件協力金第 18 弾においては、合計 27,563 件・20,317 百万円（1 件当たり平均 737,117 円）の交付金額に対して、合計 40 件・21 百万円の返還債権が発生し、このうち令和 5 年 8 月 31 日時点で合計 24 件・13 百万円が回収されている。

本件協力金は、申請件数が多いため、申請段階で不正や不適正受給を認識することが重要

であり、申請書類を確認する職員が事前に不正や不適正受給の方法などを共有しておくことが必要であると考えられる。そこで、監査人は、不正や不適正受給の方法（手口など）、発覚の原因（通報、自主的な調査、委託の調査など）の別にサマリーした資料を依頼したが、サマリーした資料を入手することができなかった。また、この資料の必要性について質問したところ、以下の回答を得た。

【神奈川県からの回答】

不正や不適正で協力金の返還を請求する場合は、どのような理由で返還を請求するに至ったか（交付要件を満たさないことが分かった経緯や相手方の手口等）について、個別の案件ごとに記載し管理しているため、発覚に至る原因別や相手方の手口別という形でとりまとめた資料はありません。

本件協力金については、支給の迅速性を要し、かつ申請が膨大であるため、担当課の職員だけではなく、臨時的に庁内から職員が招集され、その申請の交付要件を審査（チェック）している。その際は、チェックリストがあり、それに従って確認作業が行われている。

具体的には、第18弾であれば「第18弾審査用チェックポイント（神奈川県作成）R4.3.8」に従って職員により審査が行われている。そこには、第18弾までに得られた経験や知見をもとにして、審査が効果的に行われるように各審査項目の内容や注意点が解説されている。

本件協力金対応のリーダーは、過去からの経験や知見を有していると想定されるが、臨時的に招集された職員はその経験や知見が不十分であることから、審査前に研修等が行われており、相当程度に有効な審査が行われているとの心証は得られる。

しかし、不正や不適正受給の方法（手口など）、発覚の原因（通報、自主的な調査、委託の調査など）の別にサマリーした資料はなく、個別の案件ごとに記載し管理しているとのことである。これまでの経験や知見などをもとに、過去の不正や不適正受給の方法、発覚の原因などの審査のノウハウを文書化し、今後に活用することが望ましいと考える。

（意見 21）新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金における営業実態があることの確認について

本件協力金は、神奈川県からの時短要請等の対象期間において、営業実態があることが要件とされている。しかしながら、本件協力金の申請に際して必要な提出書類として、本人確認書の写しを徴収しているが、それは個人事業主のみである。法人からは登記簿謄本などを徴収していないため、振込先の通帳等の写しを徴収しても、法人の実在性の確認が十分に行われていない可能性がある。また、営業許可証の写しを徴収しているが、その許可証の有効期間が5年以上である場合が多いことから、申請時に営業をしていなくても営業許可証の写しを提出することができ、したがって対象期間における営業実態を確認しているとは言

い難い。しかも、「時短営業（休業）の案内」及び「通常の営業時間」を掲示したことがわかる写真を徴収しているが、掲示箇所のみ写真が散見される。このような場合、店舗（外観）全体との関連性がわからず、したがって営業実態を確認しているとは言い難い。

対象期間の営業実態を確認するために、例えば、直近の所得税・法人税の申告書、店舗の電気・ガス・水道の利用明細などの補足資料を申請に際して必要な書類として徴収・確認することも必要であったと考えられる。

当時、国が各都道府県に対して宛てた事務連絡においては、本件協力金支給の迅速性や簡便な審査による旨が記載されていることから、以上のような対応となったことはやむを得ないと考えられる。

債権発生件数は、交付件数に対して0.5%に満たない比率（金額ベースでも同様）であり、大きい数値とは言えないが、そもそも不正や不適正受給が認識されていない可能性も否定できない。

今後、支給の迅速性などが求められるような同様の事象が生じた場合に備えることが望ましいという意味で、営業実態があることの確認について、その方法等をあらためて検討し、準備することとされたい。

（意見 22）新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金における不正や不適正受給の方法、発覚の原因についてのサマリーについて

本件協力金については、支給の迅速性を要し、かつ申請が膨大であるため、担当課の職員だけではなく、臨時的に庁内から職員が招集され、その申請の交付要件を審査（チェック）している。臨時的に招集された職員の経験や知見の不足を補うために、各審査項目の内容や注意点が解説されているチェックリスト（例えば、「第18弾審査用チェックポイント（神奈川県作成）R4.3.8」）が作成され、審査前に研修等が行われていることから相当程度に有効な審査が行われているとの心証は得られる。

しかし、不正や不適正受給の方法（手口など）、発覚の原因（通報、自主的な調査、委託の調査など）の別にサマリーした資料はなく、個別の案件ごとに記載し管理しているとのことである。

今後、支給の迅速性などが求められるような同様の事象が生じた場合に備えることが望ましいという意味で、これまでの経験や知見などをもとに、過去の不正や不適正受給の方法、発覚の原因などの審査のノウハウを文書化し、今後活用する準備をすることとされたい。

3 かながわ Pay（第2弾）について

かながわ Pay は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により売り上げが減少している県内産業を支援、物価高騰による消費者の負担軽減を目的として令和3年10月から実施された事業である。かながわ Pay（第2弾）（以下「第2弾」という。）は、かながわ Pay（第

1弾) (以下「第1弾」という。)に引き続き、令和4年7月(加盟店募集は6月下旬)から消費者の利用が開始された。

第2弾は、表3-IV-3-1のとおり、株式会社横浜銀行(以下「横浜銀行」という。)、株式会社ネットスターズ(以下「ネットスターズ社」という。)、株式会社電通(以下「電通社」という。)、SocioFuture株式会社(以下「SocioFuture社」という。)といった合計4社による共同企業体として業務遂行体制を構築し、横浜銀行が代表者として神奈川県と業務委託契約を締結している。

表3-IV-3-1 共同企業体業務遂行体制

企業名	委託業務
株式会社横浜銀行(共同企業体代表者)	事務局業務
株式会社ネットスターズ	システム構築・運用、決済業務
株式会社電通	広報・周知業務
SocioFuture株式会社	コールセンター運営業務

(入手資料より監査人が作成)

当初契約は原資5,000百万円を含む約5,500百万円で令和4年4月6日に締結され、令和4年9月22日に原資5,000百万円の増額に伴う約5,400百万円の変更契約を締結している。当初契約及び変更契約における契約金額における事務経費(原資を除く)の内訳は、表3-IV-3-2のとおりである。

表3-IV-3-2 県内消費喚起対策事業(第2弾)契約額内訳

(税込 単位:円)

カテゴリ	契約額	当初契約	変更契約
事務局(横浜銀行)	55,926,200	21,700,140	34,226,060
決済・システム(ネットスターズ社)	435,395,400	199,995,400	235,400,000
うち加盟店審査費用	(33,110,000)	(26,180,000)	(6,930,000)
うち決済業務	(38,874,000)	(29,744,000)	(9,130,000)
うちアプリ改修費用	(9,900,000)	—	(9,900,000)
うちシステム改修費用	(3,300,000)	—	(3,300,000)
うちシステム運用費用	(149,241,400)	(144,071,400)	(5,170,000)
うちサポート費対応費用	(17,160,000)	—	(17,160,000)
うち広報業務補助	(7,810,000)	—	(7,810,000)
うちサポート費	(165,000,000)	—	(165,000,000)
うち振込手数料無償化	(11,000,000)	—	(11,000,000)

コールセンター(SocioFuture 社)	111,980,000	99,000,000	12,980,000
広報(電通社)	289,300,000	179,300,000	110,000,000
合計	892,601,000	499,995,540	392,606,060

(入手資料より監査人が作成)

第2弾に関連して発生したイベントは以下のとおりである。

- 3/31 第1弾における加盟店追加募集期限を3/31から4/30へ延長
- 4/6 第2弾業務委託契約を締結
(原資5,000百万円、事務経費約500百万円)
- 5/26 ネットスターズ社の加盟店審査業務をりらいあコミュニケーションズ株式会社(以下「りらいあ社」という。)へ業務委託を検討していることから、横浜銀行へ再委託承諾願の提出を指示
- 6/20 第2弾加盟店募集開始、同日、申請画面における不具合が発生
- 6/21 再委託承諾願(りらいあ社)受領
- 6/21 不具合の状況について説明
- 6/28 不具合の対応が完了し、再発防止策を含む復旧状況について説明
- 7/1 再委託承諾願(株式会社SHIFT(以下「SHIFT社」という。))受領
- 7/7 再委託承諾願の事情聴取と審査を開始
- 7/15 再委託の承諾を通知
- 7/19 第2弾ポイント付与開始
- 9/22 第2弾原資5,000百万円の増額に伴う変更契約を締結
(原資5,000百万円、事務経費約400百万円)
- 10/30 第2弾ポイント付与終了
- 1/31 第2弾終了

第2弾は令和4年7月19日からの消費者の利用開始に向けて、令和4年6月20日から加盟店の募集を開始することになるが、第1弾の加盟店の追加募集期限が神奈川県からの要請により、3月31日から4月30日へ1か月間延長された。追加募集期限の延長によって4月中旬から下旬にかけて大量の加盟店申請が発生し、ネットスターズ社の審査業務の見通しが立たない状況となったため、第2弾の開始に向けて以下のような問題が起きる可能性が判明した。

- ・ 第2弾システム改修作業の遅延
(加盟店の追加募集終了後でないシステム改修作業に着手できない)
- ・ 第2弾の加盟店募集開始の遅延によるポイント付与開始までの期間の短縮
- ・ 当初の想定よりも短期間で集中的な審査業務の実行
(第2弾加盟店募集時に大量の加盟店申請が見込まれるため)

資料 3-IV-3-1 の記載にあるように、りらいあ社への業務委託は業務委託契約書第 16 条(再委託の禁止)に抵触するため、神奈川県は共同企業体の代表構成員である横浜銀行へ再委託承諾願を提出するよう指示している。

また、りらいあ社の再委託契約に係る承諾手続を進めている中で、第2弾の加盟店募集を開始した初日に申請画面で他店の情報が表示されてしまうという不具合が発生している。6月28日にこの不具合は解消し加盟店募集は再開されたが、重大なインシデントであったことから、ネットスターズ社の体制強化の一環として SHIFT 社にテスト業務を再委託することになった。

資料 3-IV-3-1 キャッシュレス・消費喚起事業(第2弾)業務委託(以下かながわ Pay)に係る契約書に基づく再委託承諾願の提出遅延について(令和4年7月7日付資料からの一部抜粋)

1. 経緯

受注者(株横浜銀行)が業務を再委託する際は、あらかじめ発注者(県)の承諾が必要であるが、再委託承諾願(以下「承諾願」という。)を県に提出する前に再委託を開始してしまった。

(中略)

承諾願の提出は共同企業体の代表構成員である株横浜銀行が行うものであるが、再委託を行ったのは構成員である株ネットスターズであることから、県の事前承諾前という認識が薄いまま再委託を開始してしまったのである。

2. 承諾をすべき事項

再委託については、契約書では以下のとおり定めている。

(再委託の禁止)

第 16 条 受注者は、この契約について委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

3. 発生の原因

(1) りらいあコミュニケーションズ(株)について

(株)横浜銀行より、コンソーシアムの構成員である(株)ネットスターズの加盟店審査体制強化を目的に審査人員を増員するために、加盟店審査業務の一部を他社へ再委託することについて、会議で申し出があったことから、県からは事前承認が必要となる旨伝えた。

しかしながら、加盟店申請受付フォームの改修がピークを迎えており、県と(株)横浜銀行の双方が非常に繁忙な時期であり、再委託承諾に必要な手続きが後回しとなり、添付書類漏れ等もあり、結果として同手続きが遅れてしまったため、再委託承諾願の時期が再委託開始後となってしまった。

(2) (株)SHIFT について

上記の再委託手続きの書類を調整している中で、加盟店システムに不具合が発生した。不具合の原因が(株)ネットスターズ社のテスト体制が不十分であったことから、再発防止策として第三者機関によるテストを含めた体制強化の申し出があった。県からは再委託の承諾が必要となる旨を伝えていたが、システムの復旧及び申請者への対応を優先していたことから、承諾願に必要な手続きが後回しとなった。

(後略)

6月20日の不具合が発生した原因は、第1弾における加盟店追加募集の期間延長による影響がなかったとは言い切れないが、資料3-IV-3-2の記載にあるように、システムのソフトウェア(プログラム)の問題ではなく、手作業による加盟店のデータ移行作業の人為的ミスであったと結論付けて公表している。

資料3-IV-3-2 神奈川県キャッシュレス・消費喚起事業「かながわPay」加盟店申請システムの復旧について(令和4年6月28日付資料からの一部抜粋)

2. 原因

「かながわPay」第2弾に向け、新たに作成した加盟店申請システムへのデータ移行を行いました。一部プログラム等によらない手作業を行った際、人為的なミスにより、移行後のデータに誤りが発生し、システムを停止していました。少人数で作業を担当していたことから、十分なチェックが行われていなかったことが原因でした。

りらいあ社の再委託について神奈川県の対応は適切であったと言える。ネットスターズ社は、第1弾から関与していたのであるから、神奈川県から加盟店の追加募集期限の延長を打診された時点で、審査業務のボリュームが増えることはある程度予想できたはずである。様々な理由でネットスターズ社内の体制強化が困難であったのだろうが、ネットスターズ社は、りらいあ社に業務委託する前に神奈川県や横浜銀行への相談、契約書の精読を行って

いれば、神奈川県の前承諾前に再委託を開始してしまうことはなかったであろう。

一方、SHIFT 社への再委託について、SHIFT 社はシステムのソフトウェア（プログラム）をテストする企業である。再委託した理由は、6月20日の不具合の原因がネットスターズ社のテスト体制の不十分さのためとしているが、不具合の原因はソフトウェア（プログラム）自体の問題ではなく人為的なオペレーションミスによるものである。仮に第2弾の当初から SHIFT 社のような第三者機関がテスターとして関与していたとしても、人為的なミスによるトラブルは防ぐことはできなかったであろう。

6月28日から加盟店募集を再開して第2弾は改めて開始されたが、第1弾に比べ大手チェーン店の参加、広報・周知活動の効果もあって原資の消化率が早く、令和4年9月22日に原資5,000百万円の増額に伴う約5,400百万円の変更契約を締結している。

表3-IV-3-3に記すように横浜銀行が提示した見積金額約393百万円は、神奈川県が積算した予定価格約398百万円（別途追加契約オプション99百万円あり）を下回っていたことから、見積金額が変更契約の事務経費としてそのまま採用されている。

表3-IV-3-3 積算内訳書、見積書と変更契約の対比

(税込 単位：円)

積算内訳書（予定価格）		見積書（横浜銀行）		変更契約（事務経費）	
業務内容	金額	費目	金額	カテゴリ	金額
横浜銀行部分	37,708,000	【5-1】事務局業務	34,226,060	事務局	34,226,060
ネットスターズ部分	237,600,000	【5-2】決済業務（※）	216,260,000	決済・システム	235,400,000
電通部分	110,000,000	【5-3】広報・周知業務	112,200,000	広報	110,000,000
ソシオフューチャー部分	12,980,000	【5-4】コールセンター運営業務	12,980,000	コールセンター	12,980,000
		【5-5】ウェブサイト及びシステム構築等	16,940,000		
合計	398,288,000		392,606,060		392,606,060

(入手資料より監査人が作成)

(※) 見積書における【5-2】決済業務は、【5-2】216.26百万円、【5-5】16.94百万円及び【5-3】のうち2.2百万円を加算した合計235.4百万円が比較対象金額となる

この変更契約には、ネットスターズ社からりらいあ社及び SHIFT 社への再委託契約に係る費用が含まれているとの説明があったので、監査人は、誰が、どのように費用負担しているのか質問したところ、以下の回答を得た。

【神奈川県からの回答】

- ・ りらいあ社及び SHIFT 社への再委託費用について、神奈川県としては詳細な金額を把握していない。
- ・ りらいあ社への再委託費用は、表 3-IV-3-2 の「うち加盟店審査費用」6.93 百万円に含まれている。
- ・ SHIFT 社への再委託費用は、表 3-IV-3-2 の「うちアプリ改修費用」及び「うちシステム改修費用」の合計 13.2 百万円に含まれている。

上記回答から、変更契約後の業務について再委託費用を神奈川県が間接的に負担している形になっているが、りらいあ社の費用負担は概ね理解できる。何故ならば神奈川県の要請で第 1 弾における加盟店募集の期限延長が行われたことが、ことの発端となっているからである。一方、SHIFT 社への再委託費用については、神奈川県が費用負担すべきであったか疑問の余地が残る。その理由は次のとおりである。

- ① ネットスターズ社は、どのような要因が発生したとしてもシステムの品質の保証について全ての責任を負う義務がある。ネットスターズ社は第 1 弾当初から不具合が発生した 6 月 20 日まで半年以上も関与しており、この段階になって十分なテスト体制が構築できないという理由は説得力に欠ける。当該業務を受託した以上、一定レベルの品質のシステムを構築し提供することはシステム開発企業として当然の義務である。
- ② SHIFT 社は第三者としてソフトウェア（プログラム）のテストを実施する企業である。6 月 20 日に発生した不具合は、ネットスターズ社の手作業によるデータ移行作業の人為的なミスであり、ソフトウェア（プログラム）のエラーに起因するものではない。また、SHIFT 社へ再委託する理由がネットスターズ社のテスト体制の問題としているが、6 月 20 日に発生した不具合が人為的なミスであることから、SHIFT 社が関与しても人為的なミスを防ぐことは不可能である。

以上のことから、神奈川県による SHIFT 社の費用負担について、平常時であれば不要であったと考えられるが、第 2 弾初日に発生した不具合の迅速な復旧対応と、その後の円滑な運営を維持することの重要性を考慮するとやむを得ない措置であったと言える。

システム開発を外部委託した場合、様々な要因で追加費用が発生する可能性はあるが、神奈川県は業務内容及び業務量などを把握したうえで、金額の妥当性や負担割合などを十分に検討することが必要であると考えられる。

表 3-IV-3-4 はかながわ Pay が開始されてから発生したインシデントについて記載されたものである（第 1 弾において 10 件、第 2 弾において 7 件、うち 1 件 No. 17 は決済事業者側の原因による）。

稼働期間に対してインシデント件数が極端に多い訳ではないが、インシデント原因は「入力ミス」「操作ミス」「確認漏れ」などの単純な人為的なミスによるものが大半を占めている。7 月に SHIFT 社が関与してからは、以前のようなソフトウェア（プログラム）の不具合によるインシデントはほぼ発生していないので、品質の向上に一定の効果はあったと考えられるが、6 月 20 日のトラブル以降も人為的なミスは払拭できず、引き続き発生していたことが見て取れる。

なお、表 3-IV-3-4 には、包括外部監査の対象期間外の情報も含まれているが、ネットスターズ社のシステム開発及び運用能力を測るうえで有用な情報である。

表 3-IV-3-4 かながわ Pay インシデント一覧（一部抜粋）

No	発覚日	インシデント内容	インシデント原因
1	R3. 10. 25	楽天ペイ決済エラー	android の一部の OS でテストを行っていなかった
2	R3. 10. 25	d 払い決済のタイムアウトエラー	かながわ Pay の決済時間の設定が短い時間で設定されていた
3	R3. 10. 25	auPAY 決済の一部店舗の QR 読み取りエラー	一部の店舗の au PAY のコードを正しく設定できていなかった
4	R3. 10. 25	auPAY 決済の二重決済	一部の決済通知のサーバーへの連携が遅れた
5	R3. 10. 26	SMS の遅延及び未着	全国的なメディアに取り上げられ、短期間にアクセスが集中した
6	R3. 11. 1	d 払い決済の月またいで返金不可	d 払いの返金設定に一部対応していなかった
7	R4. 2. 9	楽天ペイ分の売上振込の遅延	加盟店登録システムに一部不備があった
8	R4. 2. 14	加盟店手数料が 0%になっていた	決済手数料の設定を手動入力からシステム反映に切り替えを実施した際に、nss 社内で切り替え時期に誤りがあり、決済手数料が 0%のままとなっていた
9	R4. 2. 14	はま Pay 決済手数料の相違	手動で設定部分の入力ミス及びダブルチェック体制がとられていなかった
10	R4. 2. 21	加盟店登録不備により d 払い決済ができない	決済システムへの登録作業時に入力ミスをした
11	R4. 5. 13	加盟店申請フォームのアカウント作成完了メール誤送信	データの移行時に登録完了メールが動作することの確認漏れ
12	R4. 6. 20	加盟店申請フォーム不具合	既存の加盟店登録情報の移行作業時に操作ミスがあり、誤ったデータを作成してしまった (6/21 不具合発生報告) (6/28 不具合復旧報告)
13	R4. 7. 23	加盟店表示の削除	7/20 に当該加盟店から、一部決済サービスの解約希望があったが、誤って加盟店解約処理をしてしまった
14	R4. 8. 5	アプリ一時利用不可	nss の自社サービスを含むサーバー更新作業を実施の際に誤った操作を行った
15	R4. 9. 17	一部の android 端末における楽天ペイへの遷移エラー	かながわ Pay アプリのアップデートの際に、nss 及び楽天ペイメントの双方において、修正が必要な個

			所を認識せずにアップデートした
16	R4. 10. 8	QR コード生成不具合	QR コード生成プログラムが複数のリクエストが受けられるようになっていた
17	R4. 10. 14	不正なアカウントの大量作成	決済事業者側で不正なアカウントが作成された

(入手資料より監査人が作成)

ネットスターズ社が開発・運営しているかながわ Pay の決済システムは、第 1 弾及び第 2 弾の実施において多くのトラブルが発生している。トラブルの大半はシステム運用段階における作業ミスや作業結果の確認漏れなどの人為的ミスによるもので、それ以外にも他システムとの連携における仕様の確認漏れ、テストの未実施などシステム設計・開発段階におけるソフトウェアのミスも見受けられる。このような人為的なトラブルを繰り返されると、公的機関のシステムの開発・運営を委託する企業として問題がなかったのか疑念を抱かれかねない。システム開発企業の選定を見誤ってしまうと、システム運用の開始後に、様々なトラブルが発覚し、追加の費用や労力が発生する。神奈川県は十分な検討のうえ、システム開発企業選定時に注意することが必要であると考えられる。

(意見 23) かながわ Pay (第 2 弾) 共同企業体業務における再委託について

かながわ Pay は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により売り上げが減少している県内産業を支援、物価高騰による消費者の負担軽減を目的として令和 3 年 10 月から実施された事業である。第 2 弾は、第 1 弾に引き続き、令和 4 年 7 月（加盟店募集は 6 月下旬）から消費者の利用が開始された。第 2 弾は、横浜銀行、ネットスターズ社、電通社、SocioFuture 社といった合計 4 社による共同企業体として業務遂行体制を構築し、横浜銀行が代表者として神奈川県と業務委託契約を締結している。

第 2 弾は令和 4 年 7 月 19 日からの消費者の利用開始に向けて、令和 4 年 6 月 20 日から加盟店の募集を開始することになるが、第 1 弾の加盟店の追加募集期限が神奈川県からの要請により 1 か月間延長され、当該延長によって、4 月中旬から下旬に大量の加盟店申請が発生し、ネットスターズ社の審査業務の見通しが立たない状況となった。そこで、ネットスターズ社は加盟店審査業務をりらいあ社へ再委託した。ネットスターズ社がりらいあ社へ再委託したことは概ね理解できる。何故ならば神奈川県からの要請で第 1 弾における加盟店募集の期限延長が行われたことが、この発端となっているからである。

一方、6 月 20 日に加盟店申請画面における不具合が発生したことから、ネットスターズ社はシステムのソフトウェア（プログラム）のテスト業務を SHIFT 社へ再委託している。再委託した理由は、6 月 20 日に発生した不具合の原因が、ネットスターズ社のテスト体制の不十分さのためとしているが、システムの品質保持や社内の体制構築はネットスターズ社自身が解決すべき問題であること、SHIFT 社が関与しても人為的なミスによるトラブルは防げなかったであろうことから、SHIFT 社への再委託費用について、神奈川県が費用負担すべきであったか疑問の余地が残る。しかしながら、神奈川県が SHIFT 社の費用負担について、

平常時であれば不要であったと考えられるが、第2弾初日に発生した不具合の迅速な復旧対応と、その後の円滑な運営を維持することの重要性を考慮するとやむを得ない措置であったと言える。

システム開発を外部委託した場合、様々な要因で追加費用が発生する可能性はあるが、神奈川県は業務内容及び業務量などを把握したうえで、金額の妥当性や負担割合などを十分に検討することとされたい。

(意見 24) かながわ Pay (第2弾) システム開発企業の選定について

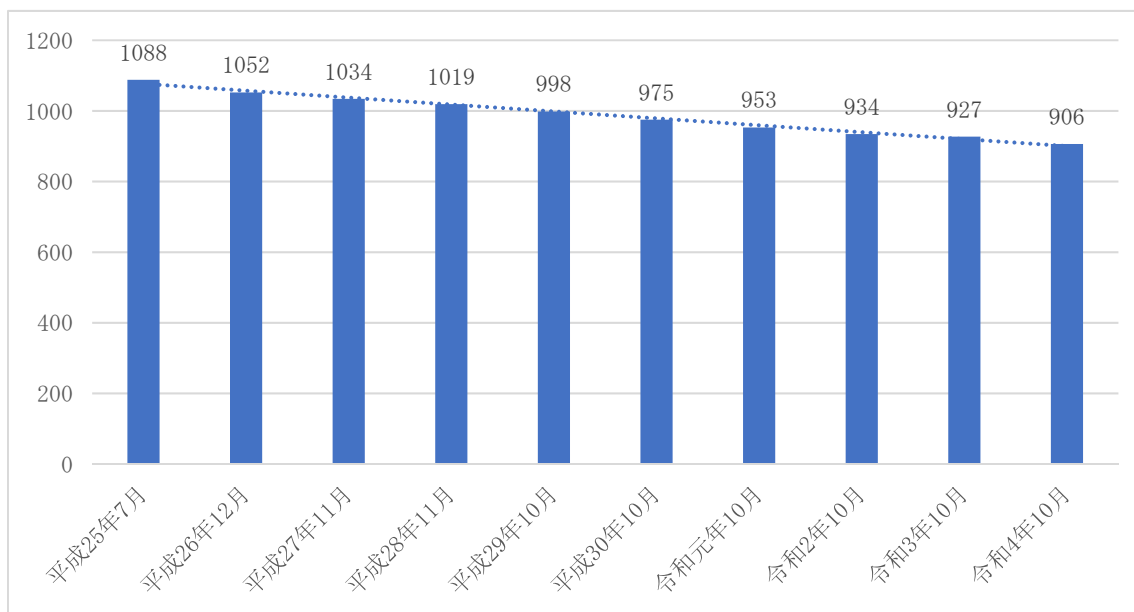
ネットスターズ社が開発・運営しているかながわ Pay の決済システムは、第1弾及び第2弾の実施において多くのトラブルが発生している。トラブルの大半はシステム運用段階における作業ミスや作業結果の確認漏れなど的人為的ミスによるもので、それ以外にも他システムとの連携における仕様の確認漏れ、テストの未実施などシステム設計・開発段階におけるソフトウェアのミスも見受けられる。このような人為的なトラブルを繰り返されると、公的機関のシステムの開発・運営を委託する企業として問題がなかったのか疑念を抱かれかねない。システム開発企業の選定を見誤ってしまうと、システム運用の開始後に、様々なトラブルが発覚し、追加の費用や労力が発生する。神奈川県は十分な検討のうえ、システム開発企業選定時に注意することとされたい。

V 中小企業部商業流通課の事業について

1 商店街の現状と神奈川県取組について

神奈川県では商店街の活性化のための事業に取り組んでいるが、県内の商店街数の過去10年間の推移を見てみると表3-V-1-1のとおり、平成25年7月から令和4年10月まで182商店街が減少している。その減少率は16.7%であり、平均すると毎年約18商店街ずつ減少している計算となる。

表3-V-1-1 過去10年間の神奈川県の調査時点における商店街数



(入手資料より監査人が作成)

商店街が減少する要因の一つに人口減少が挙げられるが、神奈川県は平成25年7月が9,709千人、令和4年10月が9,232千人であるから人口の減少率は4.9%であり、神奈川県は人口の減少率を上回った減少率(16.7%)によって、県内の商店街が減少していることになる。これを全国で見たいが、全国の商店街数は中小企業庁において3年ごとに調査を実施した結果があるのみである。その調査結果に基づいた過去10年間の全国の商店街数の推移は、表3-V-1-2のとおりである。

表3-V-1-2 過去10年以内における全国の調査時点における商店街数

調査時点	商店街数 (前回比)
平成24年11月	14,989 商店街 (+522)
平成27年11月	14,655 商店街 (△334)
平成30年10月	14,035 商店街 (△620)
令和3年10月	13,408 商店街 (△627)

(中小企業庁委託調査事業「商店街実態調査報告書」より監査人が作成)

表 3-V-1-2 のとおり、全国の商店街数は、平成 24 年度までは増加し、そこから減少に転じて直近 2 回の調査時点では全国において 600 超の商店街が減少していることになる。なお、商店街の減少は、我が国の人口減少や高齢化を鑑みれば今後も増加傾向にあると推測される。

また、現在の商店街が抱える問題として、中小企業庁の委託調査事業「商店街実態調査報告書」によれば、以下のような問題が挙げられている。

- ・ 経営者の高齢化による後継者問題
- ・ 店舗等の老朽化
- ・ 集客力が高い・話題性のある店舗・業種が少ない又ははない
- ・ 商圏人口の減少
- ・ 空き店舗の増加
- ・ 業種構成に問題がある
- ・ 駐車場・駐輪場の不足
- ・ 大型店との競合
- ・ チェーン店等が商店街の組織化や活動に非協力的
- ・ 道路整備や公共施設の移転等周辺環境の変化

これらの問題に対して、神奈川県では平成 19 年 12 月 25 日に「神奈川県商店街活性化条例」を制定して商店街への参加を促進し、また商店街からの要望等を踏まえながら地域の実情に精通する市町村とも連携を図りつつ、人的・財政的支援を実施している。この財政的な支援としては、例えば「商店街魅力アップ事業費補助」により、商店街が自らの魅力を高めるために行う事業に対して補助を実施している。人的支援としては、商店街の抱える課題解決に向けて商店街振興アドバイザー等を派遣し、助言・指導を実施するとともに、県職員が訪問して相談に応じるなど伴走支援を実施している。加えて、時機に応じて必要となる支援についても、例えば、消費喚起に資する補助制度やインバウンド、キャッシュレスに対応するセミナー等を実施している。

神奈川県が実施しているこれらの施策は、中小企業庁の調査で言われている一つの問題に対応するというより、各商店街が抱える複合的な課題に対してオーダーメイドに対処するというものであり、単年度で解決するものではないという特徴を有する。このように神奈川県では各商店街が抱える複合的な課題に対してオーダーメイドに対処する方針を掲げて様々な施策を実施しているが、毎年約 18 商店街が減少している現状を踏まえて現在の施策に不足がないか否か質問した。その回答は次のとおりである。

【神奈川県からの回答】

県民の消費活動の場であるとともに、地域コミュニティの中核でもある商店街は地域社会の発展に重要な役割を担っている。しかしながら、コロナ禍の影響等からの立ち直りや物価高騰の影響で苦慮している商店街も多いため、引き続き様々な施策の実施を通じた支援が必要であると考えている。

そのとおりであると考えられる。一口に「商店街」と言っても駅前や神社仏閣の門前のように活況があるため集客力が高い大型商店街もあれば、数件の店舗が並ぶだけの極めて小規模の商店街もある。また、大型店と競合して苦境に立たされている商店街もあれば、近所に大型店があることによって人流が増え、活況を取り戻した商店街もある。

商店街は、それぞれ実情が異なり、抱える課題も様々であるが、周囲の住民からすれば利便性があり、店舗内で常に顔を合わせる住民同士の間で自然に挨拶や会話が生まれれば、それは重要なコミュニティの場となる。したがって、商店街の減少を食い止めるために、あるいは商店街が持続していくために、そして商店街の活況を取り戻すために、商店街の活性化のための施策は重要であって、そのための財政支出は必要であると考えられる。そこで神奈川県の予算が必要十分であるか否か、近隣の東京都、埼玉県及び千葉県における商店街の活性化のための予算と比較してみた。やや乱暴な算定になるが、1商店街当たり予算のおおよその金額を計算すると表3-V-1-3のとおりである。

表3-V-1-3 近隣都県の1商店街当たり予算の概算

	当初予算（注1） 【A】	商店街数（注2） 【B】	1商店街当たり予算 【A】／【B】
東京都	5,100,000 千円	2,447	2,084 千円
埼玉県	228,067 千円	814	280 千円
千葉県	35,000 千円	631	55 千円
神奈川県	224,957 千円	927	242 千円

（近隣都県のホームページ等より監査人が作成）

（注1）ホームページに掲載されている令和4年度当初予算のうち“商店街”という文字が含まれる事業予算を集計

（注2）中小企業庁委託調査事業の令和3年10月付の「商店街実態調査報告書」から抜粋

表3-V-1-3を見ると、東京都は突出しているが、千葉県は逆に少ない。このような相違が生じるのは、商店街の規模の相違、各自治体の施策の枠組みや方針の相違などによることが考えられるが、予算規模や商店街数の観点から、埼玉県は神奈川県に類似している。

そこで、このような類似する埼玉県のホームページからその施策を見てみると、専門家派遣事業、商店街が実施する取組みへの補助、人材育成（コーディネーターの派遣）及びキャ

ッシュレス決済導入支援など神奈川県と同様の施策を実施しているものもあれば、他方で、空き店舗検索や他団体支援情報紹介として埼玉大学の社会連携・地域貢献の取組みを紹介するなど神奈川県と異なる施策を実施している部分もあることが分かる。

神奈川県は、このような他の都道府県の施策や予算規模も参考にしつつ、県内の商店街のニーズに合致した商店街活性化施策を実施し、商店街の減少傾向に歯止めをかけるよう努めることが必要である。

(意見 25) 商店街活性化の継続的な取組みについて

神奈川県では商店街の活性化のための事業に取り組んでいるが、県内の商店街数の過去10年間の推移を見てみると、平成25年7月から令和4年10月まで182商店街が減少している。その減少率は16.7%であり、平均すると毎年約18商店街ずつ減少している計算となる。

商店街は、それぞれ実情が異なり、抱える課題も様々であるが、周囲の住民からすれば利便性があり、店舗内で常に顔を合わせる住民同士の間で自然に挨拶や会話が生まれれば、それは重要なコミュニティの場となる。したがって、商店街の減少を食い止めるために、あるいは商店街が持続していくために、そして商店街の活況を取り戻すために、商店街の活性化のための施策は重要であって、そのための財政支出が必要になると考えられる。

この点、近隣の自治体において、1商店街当たり予算規模を比較すると、東京都が突出して大きい。予算規模や商店街数の観点から埼玉県は神奈川県に類似するが、埼玉県では空き店舗検索や他団体支援情報紹介として埼玉大学の社会連携・地域貢献の取組みを紹介するなど神奈川県と異なる施策も実施している。

神奈川県は、このような他の都道府県の施策や予算規模も参考にしつつ、県内の商店街のニーズに合致した商店街活性化施策を実施し、商店街の減少傾向に歯止めをかけるよう努めることとされたい。

2 商店街等プレミアム商品券支援事業費補助の実施状況について

商店街等プレミアム商品券支援事業費補助は、新型コロナウイルス感染症の拡大により売上減少等の影響を受けた商店街団体等に対して、地域コミュニティの核としての重要な役割を果たしている商店街の事業継続を支援することを目的とし、商店街の活性化及び地域における消費を喚起するため、商店街団体等が実施するプレミアム商品券発行事業を支援するものであり、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業である。補助の対象となる商店街団体等は以下のとおりである。

【募集要領より抜粋】

補助対象者	対象例
商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）に規定する商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会又は中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に規定する商店街の事業協同組合	〇〇商店街振興組合 〇〇商店街協同組合
上記に掲げる以外の法人化された商店街団体	一般社団法人〇〇商店会
法人化されていない商店街等を構成する任意の団体であって、規約等により代表者の定めがあるもの	〇〇商店会 〇〇商店街連合会
地域商業の活性化に貢献し、その構成員が一市町村内に留まる商業者団体であって、規約等により代表者の定めがあるもの	〇〇通り活性化協会 〇〇推進協議会
商店街（会）団体が主たる構成員となっている実行委員会であって、規約等により代表者の定めがあるもの	〇〇実行委員会
商工会法（昭和 35 年法律第 89 号）に規定する商工会、商工会議所法（昭和 28 年法律第 143 号）に規定する商工会議所等	〇〇商工会 〇〇商工会議所

令和 4 年度の当該補助において当初想定した申請件数は 51 件、予算 124,000 千円であったが、実際の申請件数は 69 件（延べ 142 商店街）、申請額は 157,345 千円であり、補正予算により予算を増額している。令和 3 年度の申請件数が 32 件、申請額が 76,217 千円であったことからすると約 2 倍に増えたことになる。なお、実際の申請額が当初予算を上回った要因について質問したところ、以下のような回答であった。

【神奈川県からの回答】

コロナ禍、物価高騰等の影響を受けた商店街から、地域の消費を喚起するための取組みに対するニーズが高かったことに加え、複数の市が年度途中に県補助に対する独自の上乗せ補助制度を実施したことにより、当初想定した件数を超える申請があったため。

当該補助によりプレミアム商品券を発行した商店街団体等はチラシとともに神奈川県ホームページに掲載されている。これを地域別の補助件数でまとめると表 3-V-2-1 のとおりとなる。

表 3-V-2-1 神奈川県における地域別の補助件数

地域	地域別件数（延べ件数）	左記のうち 2 回実施
横浜地域	横浜市 10 件	—

川崎地域	川崎市 14 件	川崎市 5 件
横須賀三浦地域	横須賀市 13 件、鎌倉市 1 件、逗子市 1 件、葉山町 1 件 (計 16 件)	横須賀市 4 件
県央地域	相模原市 4 件、厚木市 9 件、座間市 1 件 (計 14 件)	相模原市 2 件 厚木市 4 件
湘南地域	平塚市 2 件、藤沢市 5 件、伊勢原市 2 件、二宮町 2 件 (計 11 件)	平塚市 1 件 藤沢市 2 件 二宮町 1 件
県西地域	小田原市 3 件、湯河原町 1 件 (計 4 件)	小田原市 1 件

(神奈川県ホームページより監査人が作成)

表 3-V-2-1 を見ると県西地域が相対的に少ないが、県全体ではまんべんなく実施しているように見える。しかし、交付要綱第 5 条 (補助の回数) において認められているものの、表 3-V-2-1 のとおり年 2 回実施している商店街団体等が 20 件あり、これを考慮すると実施している商店街団体等は 69 件 (延べ 142 商店街) でなく 49 件 (延べ 100 商店街) となる。複数の商店街団体等が連合して実施するケースもあるが、神奈川県には 900 位の商店街があることから当該補助を受けた商店街は 100 商店街であり、県内全体の 1 割強しかないと、また一つの商店街団体等が年 2 回実施するところもあれば、1 回も実施していない商店街が存在することから、公平性の観点からは望ましいとは言い難い。監査人は、この点を質問したところ、以下の回答を得た。

【神奈川県からの回答】

商店街団体等への周知については、市町村に協力を依頼するとともに、関係団体 ((公社) 商連かながわ、県商店街振興組合連合会、各商工会、商工会議所等) を通じた広報、関係団体が発行する情報誌 ((公社) 商連かながわ、(公財) 神奈川産業振興センター) への掲載等により実施している。また、担当者が市町村や関係団体と連携して説明会を開催し、また申請がなかった商店街団体等のある市町村には直接的な働きかけをするなど、積極的な参加を促した。さらに、本補助金の補助率は 3/4 以内であることから、残り 1/4 の部分に係る実費負担があり、申請をためらった商店街団体等があったと推測している。

当該事業を実施するにあたって、神奈川県は関係各所にメール等で情報を発信するとともに、各市町村商業振興担当者を集めた会議において当該補助の説明を行って意見交換を実施し、所管内の商店街団体等に対する周知を依頼している。また、市町村や関係団体と連携し、商工会議所・商工会の商業部会及び街おこし協力隊、市町商店街連合会の役員会等において当該補助の説明会を 9 回開催 (横浜市 1 回、川崎市 2 回、相模原市 2 回、横須賀市 1 回、平塚市 1 回、藤沢市 1 回、二宮町 1 回) し、周知徹底を図っている。さらに申請がなか

った商店街団体等のある市町には直接的な働きかけを行い積極的な参加を促しており、不公平にならないように最大限に努力していることは評価できる。

しかしながら、結果として、県内で当該補助を受けた商店街は1割強だけであり、一つの商店街団体等が年2回実施するところもあれば、1回も実施していない商店街が存在するという不公平感は否めない。神奈川県からの直接的な働きかけがあっても申請をためらった商店街団体等があったならば、その理由を聴取して分析・検討し、商店街団体等が申請をためらわないよう、例えば実費負担を軽減するなどの追加措置を講じることが可能であったと考えられる。したがって、今後は類似の補助事業を実施する場合、例えば実費負担を軽減するなどの追加措置を講じることによって商店街団体が申請をためらうことがないように検討する必要がある。

(意見 26) 商店街等プレミアム商品券支援事業費補助の公平性について

令和4年度において、商店街等プレミアム商品券支援事業費補助は、交付69件(延べ142商店街)、補助額157,345千円であったが、年2回実施している商店街団体等が20件あり、これを考慮すると交付69件(延べ142商店街)ではなく実質49件(延べ100商店街)であった。複数の商店街団体等が連合して実施するケースもあるが、神奈川県には900位の商店街があることから当該補助を受けた商店街は県内全体の1割強しかないこと、また一つの商店街団体等が年2回実施するところもあれば、1回も実施していない商店街が存在することから、公平性の観点からは望ましいとは言い難い。

この点、当該事業の補助率が3/4以内であり、残り1/4の部分に係る実費負担があることから、申請をためらった商店街団体等があったと推測することができる。

神奈川県は、商店街団体等への周知を、市町村に協力を依頼するとともに、関係団体を通じた広報、関係団体が発行する情報誌への掲載等により実施している。また、県職員が市町村や関係団体と連携して説明会を開催し、さらに申請がなかった商店街団体等のある市町には直接的な働きかけを行い積極的な参加を促しており、不公平にならないように最大限に努力していることは評価できる。

しかしながら、神奈川県からの直接的な働きかけがあっても申請をためらった商店街団体等があったならば、その理由を聴取して分析・検討し、商店街団体等が申請をためらわないよう、例えば実費負担を軽減するなどの追加措置を講じることが可能であったと考えられる。したがって、今後は類似の補助事業を実施する場合、例えば実費負担を軽減するなどの追加措置を講じることとされたい。

3 商店街等名産PR事業費補助の効果検証と今後の継続について

商店街等名産PR事業費補助は、商店街等再活性化支援事業費補助の一つである。商店街等再活性化支援事業費補助は、商店経営者の高齢化の進行や大規模商業施設の進出等によ

り、商店街の活力が低下する中、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により商店街活動の停滞した商店街団体等が地域コミュニティの核としての重要な役割を果たせるよう、商店街の再活性化及び魅力の再発見を支援することを目的とした新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業である。

商店街等名産PR事業費補助は、商店街の魅力ある商品等を発見・再認識するとともに、その商品を消費者にPRすることにより、商店街の魅力を発信して来街者の増加や消費の喚起を図ることを目的としている。

補助対象事業は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた商店街団体等が、商店街の魅力ある商品等を再発見し、商店街の名産品を発信するPR事業であり、補助対象者は次のとおりである。

【募集要領より抜粋】

補助対象者	対象例
商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に規定する商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に規定する商店街の事業協同組合	〇〇商店街振興組合 〇〇商店街協同組合
上記に掲げる以外の法人化された商店街団体	一般社団法人〇〇商店会
法人化されていない商店街等を構成する任意の団体であつて、規約等により代表者の定めがあるもの	〇〇商店会
上記に掲げる以外の団体で、地域商業の活性化に貢献し、規約等により代表者の定めがあつて商店街団体として認められるもの	〇〇通り活性化協会 〇〇推進協議会
商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会、商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会議所等	〇〇商工会 〇〇商工会議所

当該補助の予算は30,000千円で、当初想定した申請件数は100件であった。しかしながら、その実績は、61件で交付金額は15,358千円（申請件数は67件で、申請額は19,312千円）であった。予算に対して実績が少なかった原因を監査人が質問したところ、以下の回答を得た。

【神奈川県からの回答】

当該事業の趣旨が商店街の名産品をPRして集客効果を高めようとするものであったところ、新型コロナウイルスBA5の影響等で疲弊した商店街では夏季のイベントなど

の企画が実施できなかったこと、令和4年10月に再開された経済産業省補助事業「がんばろう！商店街事業」は補助率がより有利であり、こちらを活用した別イベントを実施した商店街があったことなどにより想定した申請件数を下回ったため。

神奈川県は、当該補助を受けた商店街から補助事業報告書を提出させている。この報告書には「年間売上高」及び「歩行者通行量」（どちらも基準値、目標値、実績値）と「地域住民の満足度」等を記載することになっている。その結果は表3-V-3-1のとおりである。

表3-V-3-1 補助事業報告書の実績報告の結果

項目	実績報告の結果
年間売上高	61 団体すべてが「増加」と回答
歩行者通行量	61 団体中 55 団体が「増加」と回答
地域住民の満足度	61 団体すべてが「満足」と回答

(入手資料より監査人が作成)

表3-V-3-1「地域住民の満足度」の中には、例えば、「商店街のキャラクターを使用して新たに制作した名産品は多くの来街者に喜ばれた」や「会員の中から新しい名産品について考える声もあり商店街の活性化につながった」という報告があったとのことであり、効果があったことが分かる。しかしながら、この効果の持続性については、補助事業終了後の翌年度以降の効果検証を実施していないため不明である。補助事業におけるP D C Aという観点からは、補助事業終了後の翌年度以降の継続的な効果検証を行うべきであり、もしも商店街に負担をかけられないのであれば、負担がかからないような効果検証を検討すべきである。

なお、監査人が補助事業報告書の「実施結果を踏まえた課題認識」の記載内容を質問したところ、以下のような回答があったとのことである。

【神奈川県からの回答】

地域の名産品を知らなかったり、名産品を取り扱っている店舗を利用したことがない方が多かったことから、P R活動に継続して取り組んでいく必要性について課題認識等があった。

当該事業は国からの財源で実施したものであるが、このように当該補助を受けた商店街から名産品のP R活動を継続する必要性を認識したとの声が多かったのであれば、今後は神奈川県が事業費を負担して継続的に実施するべきである。継続したP R活動により名産品の認知度が上がり、それを求める来街者が増加すれば、商店街の活性化に繋がるものと考

えられるからである。また、名産品をPRすることによって来街者が増加し、活性化した商店街があるのであれば、これを成功例として神奈川県ホームページやパンフレット等で紹介すべきである。この成功例を参考にする商店街団体も出てくるであろうし、そのような商店街に行ってみようとする来街者も出てくるであろう。仮に当該事業を継続する場合には、PDCAという観点からは、補助事業終了後の効果検証を行うべきであり、商店街に負担がかからない効果検証の方法を検討することとされたい。

(意見 27) 商店街等名産PR事業費補助の効果検証と今後の継続について

神奈川県は、商店街等名産PR事業費補助を受けた商店街から補助事業報告書を提出させている。この報告書には、「年間売上高」及び「歩行者通行量」（どちらも基準値、目標値、実績値）と「地域住民の満足度」等を記載することになっている。しかしながら、補助事業終了後の翌年度以降の効果検証については、補助額が少額で商店街に負担をかけられないという理由から報告を求めている。PDCAという観点からは、補助事業終了後の翌年度以降の継続的な効果検証を行うこと、もしも商店街に負担をかけられないのであれば、負担がかからないような効果検証を検討することとされたい。

また、補助事業報告書の「実施結果を踏まえた課題認識」においては「地域の名産品を知らなかったり、名産品を取り扱っている店舗を利用したことがない方が多かったことから、PR活動を継続して取り組んでいく必要性について課題認識等があった」という回答があったとのことである。当該事業は国からの財源で実施したものであるが、このように当該補助を受けた商店街から名産品のPR活動を継続する必要性を認識したとの声があったのであれば、今後は神奈川県が事業費を負担して継続的に実施することとされたい。

4 若手商業者等交流会開催の有効性について

若手商業者等交流会は、若手商業者と異業種の事業者とのネットワークづくりを支援し、既に地域のリーダーとして活躍している商業者と今後リーダーとなることが期待される若手商業者との交流会を開催するものであり、若手商業者連携促進事業の一つである。若手商業者等交流会開催の趣旨は、神奈川県ホームページにおいて以下のように掲載されている。

【神奈川県のホームページより抜粋】

県内各地域の商店街は、地域のにぎわいづくりに取り組んでいるが、中心メンバーの高齢化が進んでいるため、引き続き役割を担っていくためには、若手商業者をリーダーとして育成していく必要がある。これまで県では若手商業者と異業種の事業者とのネットワークづくりを支援しており、一部の地域では元気な商業者が中心となってちよい呑みなど商店街組織を超えたイベントを仕掛け、地域活性化に貢献している。平成28年度か

らは既に地域のリーダーとして活躍している商業者と、今後、リーダーとなることが期待される若手商業者との交流会を神奈川産業振興センターと連携して開催し、地域活性化のノウハウを伝承する機会を作った。

当該事業の予算は 252 千円で目標回数は4回である。これに対して実績額は0千円で実績回数は4回であった。実績額が0千円である理由及び4回の交流会の内容を監査人が質問したところ、以下の回答を得た。

【神奈川県からの回答】

新型コロナウイルス感染症拡大前に毎回 30 名から 40 名程度が参加する規模で実施していたが、コロナ禍で多人数が参加する交流会の開催が困難となり、地域のリーダーとして活躍している商業者のいる商店街へ、今後のリーダーになることが期待される若手商業者が個別訪問するなど少人数での交流に切り替えたことにより、事例発表者への謝金や多人数が参加できる会場を使用することがなくなって会場使用料等が発生しなくなったためである。

令和4年度は、大和市と座間市、茅ヶ崎市と真鶴町、横浜市の旭区と金沢区、川崎市と自由が丘の4件の若手商業者同士の少人数での交流が実現している。

神奈川県では、平成25年7月から令和4年10月まで182商店街が減少しており、平均すると毎年約18商店街ずつ減少している。現在、神奈川県には900位の商店街があるが、担い手の高齢化が問題視されている。このような状況において、若手商業者等交流会の目標件数4件というのは、到達している目標ではあるものの、交流会としての回数が少ないものと考えられる。また、神奈川県は、当該事業の成果をホームページに掲載しているが、アピールとしても物足りないものと考えられる。この点を監査人が質問したところ、以下の回答を得た。

【神奈川県からの回答】

引き続きホームページでの掲載の他に、市町村を通じた集まり、また地域の商業者の集まりで広報することで実施件数を伸ばしていく。

また、監査人は、当該事業の有効性をどのように測定しているのか質問したところ、以下の回答を得た。

【神奈川県からの回答】

商店街の担い手が減り、商店街数も減少している中で、当該事業を活用しているメンバーから商店街の役員が誕生したり、新たな商店街組織が立ち上がったりするなど、地域商

業の活性化につながるかどうかを定性的に測定しており、効果を上げている。

このように若手商業者等交流会開催は効果を上げているが、年間4件だけなのは少ないと考えられるため、市町村の会合や地域商業者の会合等において継続的に広報し、必要な予算も確保して実施件数を増やすことが必要である、また、ホームページ等でのアピールを工夫して、事業の有効性を高めることも必要である。

(意見 28) 若手商業者等交流会開催の有効性について

令和4年度における若手商業者等交流会の予算は252千円で目標回数は4回であり、その実績額は0千円で実績回数は4回であった。新型コロナウイルス感染症拡大前には毎回30名から40名程度が参加する規模で実施していたが、コロナ禍で多人数が参加する交流会の開催が困難となり、地域のリーダーとして活躍している商業者のいる商店街へ、今後のリーダーになることが期待される若手商業者が個別訪問するなど少人数での交流に切り替えたことにより、事例発表者への謝金及び会場使用料が発生しなかったためである。

神奈川県では、平成25年7月から令和4年10月まで182商店街が減少しており、平均すると毎年約18商店街ずつ減少している。現在、神奈川県には900位の商店街があるが、担い手の高齢化が問題視されている。このような状況において、若手商業者等交流会の目標件数4件というのは、到達している目標ではあるものの、交流会としての回数が少ないものと考えられる。また、神奈川県は、当該事業の成果をホームページに掲載しているが、アピールとして物足りないものと考えられる。したがって、市町村の会合や地域商業者の会合等において継続的に広報し、必要な予算も確保して実施件数を増やすとともに、ホームページ等でのアピールを工夫して、事業の有効性を高めることとされたい。

5 商店街インバウンド受入推進事業費の有効性について

商店街インバウンド受入推進事業費は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会終了後も商店街が継続してインバウンドの受入れ等を行うことで商店街振興につなげていくことを目的とするものである。神奈川県のホームページでは、商店街にキャッシュレスサービスを普及させることによって利用者の利便性向上と事業者の生産性向上を目指せるようにキャッシュレス推進セミナーを開催することや、アフターコロナに向けて商店街でのインバウンドの円滑な受入れを支援するために外国人観光客への対応に関する講習会等を開催することなど以下の四つの事業が掲載されている。

・商店街インバウンド理解促進セミナーの開催

商店街に先進的な事例を紹介するとともに、商店街における東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の機運醸成や外国人観光客への対応などを説明するセミナーを開催

するものであり、令和4年度の予算195千円に対して実績は68千円であった。また、開催予定は3回であったが、実績は2団体においての開催であった。

・モニターツアーの開催

外国人留学生や旅行会社担当者等に対して外国人目線をもって商店街の魅力や改善点を洗い出し、必要な対応について意見交換するツアーを開催するものであり、令和4年度の予算297千円に対して実績は297千円であった。モニターツアーは予定どおり2商店街において実施している。

・買い物サポート講習会の開催

商店街の個店の店員等を対象にインバウンドの受入方法に関する講習会を開催するものであり、令和4年度の予算260千円に対して実績は68千円であった。また、開催予定は4商店街であったが、実績は2商店街においての開催であった。

・キャッシュレス推進セミナーの開催

生産性や利便性の向上につながるキャッシュレス化の推進に向けて、各商店街団体のニーズに応じた内容をセミナーとして開催するものであり、令和4年度の予算130千円に対して実績は35千円であった。また、開催予定は2回であったが、実績は1回の開催に留まった。

上記の四つの事業のうち「商店街インバウンド理解促進セミナーの開催」「買い物サポート講習会の開催」「キャッシュレス推進セミナーの開催」については開催実績が予定を下回っており、その理由について質問したところ以下のような回答であった。

【神奈川県からの回答】

コロナウイルス感染症拡大のため8月まで募集を停止していたため。

これらのセミナー等の実施にあたって、神奈川県は、地域の実情に精通する市町村や商工会議所・商工会と連携し、地域の課題やニーズに応じてオーダーメイドに対応することで、各商店街におけるインバウンド対応への理解促進、商店街の魅力発掘、個店の受入れ対応力の向上に繋げ、商店街の振興を図っている。

これらのセミナー等の有効性については、開催前に商店街のニーズを汲み取り、セミナー資料等の事前査閲を行って商店街の振興に繋がる内容であるか否か検討を行っているものの、セミナー実施後は参加者に対するアンケートについて回答が任意であったため、その参加者の生の声まで積極的にすくいあげるところまでは至っていなかった。したがって、今後は、セミナー実施後のアンケートを工夫して回答率を向上させ、参加者の満足度や今後の要

望等からも事業実施の効果を測定し、その後のセミナー等に役立てることが必要であると考えられる。

(意見 29) 商店街インバウンド受入推進事業費の有効性について

神奈川県では商店街へのインバウンド受入れのためのセミナー等を実施しており、それらの実施にあたっては地域の実情に精通する市町村や商工会議所・商工会と連携し、地域の課題やニーズに応じてオーダーメイドに対応することで、各商店街におけるインバウンド対応への理解促進、商店街の魅力発掘、個店の受入れ対応力の向上に繋げ、商店街の振興を図っている。

これらのセミナー等の有効性については、開催前に商店街のニーズを汲み取り、セミナー資料等の事前査閲を行って商店街の振興に繋がる内容であるか否か検討を行っているものの、セミナー実施後は参加者に対するアンケートについて回答が任意であったため、その参加者の生の声まで積極的にすくいあげるところまでは至っていなかった。したがって、今後は、セミナー実施後のアンケートを工夫して回答率を向上させ、参加者の満足度や今後の要望等からも事業実施の効果を測定し、その後のセミナー等に役立てることとされたい。

6 商店街魅力アップ事業費補助の効果検証について

商店街魅力アップ事業費補助は、商店街の集客力強化を図るため、インバウンド対応、未病改善、共生社会の実現に向けた取組、買物弱者対策に向けた取組など、商店街が自らの魅力を高めるために行う事業に対して補助するものであり、神奈川県が商店街の取組を支援することにより、魅力ある商店街が創出されることを目的としている。

当該補助の令和4年度の予算は31,500千円であり、これに対して補助金交付実績は23,938千円であった。なお、目標採択件数は定めていない。予算に対して実績が満たなかった理由及び目標件数を定めない理由を監査人が質問したところ、以下の回答を得た。

【神奈川県からの回答】

交付決定団体の事業の中止（採択件数26件中2件）や補助事業実施後の交付額確定に伴う執行残高の減少によるもの。また、本事業は、商店街の集客力の強化を図るため、それぞれの商店街に工夫を凝らしてもらうとともに、その自主性を重んじているため目標を定めていない。なお、積算時に想定した件数は33件。

当該補助は、補助対象となる事業を次のような「賑わい創出事業」と「重点取組事業」に分けて実施している。

・賑わい創出事業

地域住民等のニーズを踏まえて賑わい創出のために新たに行う事業であり、その補助対象となる事業の具体例として、プロのコツを教えるミニ講座の実施、地域の資源を活用して広く誘客を可能とする事業、その他の魅力発信事業及び集客力強化や継続的な賑わい増加に資する事業が挙げられている。令和4年度の採択件数は15件であった。

・重点取組事業

商店街の魅力アップを図るために行う事業であり、その補助対象となる事業の具体例として、①未病を改善する取組（未病改善を発信する広報活動、健康メニューの提供、料理教室の実施、測定機器等を利用した健康測定及び健康相談など）、②共生社会の実現に向けた取組（障がいのある方も参加しやすい商店街イベントなど社会参加の機会の提供、特別支援学校及び小学校と商店街の交流イベントなど）、③買物弱者支援の取組（買物弱者への出張販売や商店街等に送迎するサービス等の事業など）、④インバウンドへの取組（インバウンドの取組につながる商店街観光ツアーや多言語表記案内・マップ作りなどを通じた外国人来街者の増加に取り組む事業、来街者へのキャッシュレスに関する周知案内等の作成など）が挙げられている。令和4年度の採択件数は11件（上記①3件、②3件、③1件、④4件）であった。

上記の補助事業について、商店街団体等から応募があると、神奈川県では補助対象事業（事業計画）が所在する市町村の商業振興の方針に沿っているか意見照会した後、選考委員会が審査を行い、書面をもって応募者及び連携する商店街団体等の代表者にヒアリングを実施し、選考結果と交付申請可能額等を内示して採択件数を決定する。その後、応募者からの交付申請を受けて交付決定するという流れである。

事業完了後、商店街団体等は補助事業実績報告書を提出し、神奈川県ではそれが交付申請内容と相違しないか確認して支払金額を確定して交付している。また、補助終了後は3年間にわたって補助事業の効果検証（年間売上高、歩行者通行量、地域住民の満足度）について実施している。過去に実施した当該補助に係る効果検証として令和4年度における報告結果は表3-V-6-1のとおりである。なお、補助実施年度が令和3年度（事業終了1年後）の報告団体数は11団体で、令和2年度（事業終了2年後）は12団体であった。

表 3-V-6-1 効果検証の結果

(団体数)

補助実施年度	年間売上高	歩行者通行量	地域住民の満足度
令和3年度	増加8、減少3	増加6、減少5	有り10、無し0
令和2年度	増加6、減少5、増減なし1	増加6、減少5	有り8、無し0

(入手資料より監査人が作成)

(注) 当該補助は1商店街団体等につき最大3か年まで申請ができ、事業を継続した場合、効果検証の報告は最大3か年の事業実施後の3年間となる。また、令和元年度終了事業については「神奈川県商店街魅力アップ事業費補助金実施要領」上、効果検証の報告を義務規定としておらず、提出を求めていなかったため報告がない。

表 3-V-6-1 のとおり「年間売上高」及び「歩行者通行量」については、どちらの年度も減少した商店街団体等があり、「地域住民の満足度」については、令和3年度で1件と令和2年度で4件について記載がなかったため、その理由を質問したところ以下の回答を得た。

【神奈川県からの回答】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による外出自粛ムードに加え、イベントの回数及び規模を縮小したことなどが主な要因と考えている。また、補助対象年度までは県が補助をし、それ以降は自力開催予定であるイベント等がコロナ禍で実施できず、地域住民の満足度について調査不能であった旨の回答があったもの。

なお、上記の効果検証の令和2年度の12商店街団体等のうち1団体が歩行者通行量の記載がないまま報告していた。既に計測時期が経過しているため、神奈川県としては、改めて計測し直して報告させることもできず、当該団体に対して計測して翌年度に実績報告するよう指導した。このような報告漏れは当該補助を実施する前にリスクとして想定できたことであり、神奈川県は、このようなことが発生しないように、団体に対して説明等を行っていた。補助事業の有効性を正しく測定するためには、今後このような報告の漏れとこれによる効果検証漏れが発生しないよう、補助を受ける商店街団体等に対して十分な説明を行う必要があると考えられる。

(意見 30) 商店街魅力アップ事業費補助の効果検証の報告について

商店街魅力アップ事業費補助の効果検証の報告について、令和2年度に実施した12商店街団体等のうち1団体が歩行者通行量の記載がないまま報告していた。既に計測時期が経過しているため、神奈川県としては、改めて計測し直して報告させることもできず、当該団体に対して計測して翌年度に実績報告するよう指導した。このような報告漏れは当該補助を実施する前にリスクとして想定できたことであり、神奈川県は、このようなことが発生しないように、団体に対して説明等を行っていた。補助事業の有効性を正しく測定するためには、今後このような報告の漏れとこれによる効果検証漏れが発生しないよう、補助を受ける商店街団体等に対して十分な説明を行うこととされたい。

7 商店街観光ツアーの効果検証について

商店街観光推進事業費は商店街パワーアップ支援事業費の一つであり、神奈川県ホームページでは以下のように掲載されている。

【神奈川県ホームページより抜粋】

商店街観光ツアーを通じて商店街の魅力を伝えることにより、多くの方に商店街のリピーターになっていただくなど、地域商業の活性化を図るために実施している。

当該事業は（公社）商連かながわ（以下「商連かながわ」という。）に委託契約をしており、当該事業の令和4年度の予算 495 千円の全額は商連かながわとの契約によるものである。商連かながわへ委託した際の「商店街観光ツアー業務委託仕様書」（以下「業務委託仕様書」という。）における業務の目的は、以下のように記載されており、商店街観光ツアーの商店街による自立開催に重点が置かれているものと考えられる。

【商店街観光ツアー業務委託仕様書より抜粋】

県では、商店街観光ツアーを通じて商店街の魅力を伝えることにより、多くの方に商店街のリピーターになっていただくなど、地域商業の活性化を図るためにツアーを実施してきた。今後は、蓄積したノウハウや商店街・旅行者との人脈を活用し、商店街等に対してツアーにおける知識及び手法の普及啓発を図っていくとともに、商店街の自立的開催につながるようなモデルツアーを実施し、ツアーが県内各地でより多く開催されることを目的とする。

「業務委託仕様書」によれば、商連かながわの業務の一つに年1回の研修会開催があり、令和4年度は「オンラインツアーの体験会とオンライン販売方法について学ぶ研修会」をオンラインにて開催しており、参加者は10名であった。また、商店街観光ツアーの目標は毎年度5ツアーであり、表3-V-7-1のとおり、令和4年度は5ツアーを実施している。

表 3-V-7-1 令和4年度のツアーの定員数と参加人数

ツアー名	定員等	参加人数
箱根宮ノ下商店会さんぽツアー	2回開催、各20名	39名
ハッピーサークルお店めぐりオンラインツアー	—	23名
ドブ板通りオンラインツアー	—	16名
モトスミ・ブレーメン通り商店街ツアー	30名	28名
浦山探検を楽しむ三笠ビルと歴史散策ツアー	2回開催、各15名	32名

（入手資料より監査人が作成）

表 3-V-7-1 を見ると、オンラインツアー以外の商店街観光ツアーについては、参加人数がほぼ定員を満たしている。

監査人は、商店街観光ツアーを実施した後の効果検証について、「業務委託仕様書」に記載がないため、どのように効果を検証しているのか質問したところ、以下の回答を得た。

【神奈川県からの回答】

観光ツアー実施後、商連かながわがアンケートで満足度を確認している。商店街を含めた民間事業者が使えるように商連かながわが実施した過去のツアーをホームページで公開している。また、自立開催した観光ツアーの実績について、商連かながわができる限り把握している。

しかしながら、「業務委託仕様書」の業務内容には、アンケートによる満足度調査を実施することや、県内の商店街の自立開催数を把握することは記載されていない。そのため商連かながわが必要十分な効果検証を実施しているか不明確であり、しかも自立開催についても、上記の回答では“できる限り把握”という状況である。

ここで、令和4年度における商店街観光ツアーの商店街による自立開催は11件であると把握されていることから、これは全て商連かながわが把握したものであるか質問したところ、以下の回答を得た。

【神奈川県からの回答】

商店街観光ツアーの商店街による自立開催の11件中10件は商連かながわが把握し、1件は県が把握し商連かながわに情報提供した。

このように、商連かながわは、商店街観光ツアーの自立開催を十分には把握しきれていない。したがって、効果検証を商連かながわに実施させるのであれば、「業務委託仕様書」の業務内容に効果検証を含め、かつ必要な経費も予算として確保することが必要である。

(意見 31) 商店街観光ツアーの効果検証について

商店街観光ツアーは商連かながわに委託契約をしているが、「業務委託仕様書」には効果検証についての記載がない。このため、効果検証について質問したところ、アンケートによる満足度調査や県内の商店街のツアーの自立開催数を把握することによっており、商連かながわが実施しているとの回答を得た。しかしながら、「業務委託仕様書」に効果検証についての記載がないことから、商連かながわが必要十分な効果検証を実施しているか不明確である。したがって、効果検証を商連かながわに実施させるのであれば、「業務委託仕様書」ないし仕様書に効果検証を含め、かつ必要な経費も予算として確保することとされたい。

8 若手商業者グループへのコーディネーター派遣及び商店街振興アドバイザー派遣の有効性について

神奈川県は、若手商業者グループへのコーディネーター派遣及び商店街振興アドバイザー派遣を実施している。これに関しては、神奈川県のホームページと他の都道府県のホームページを比較すると気付く点が多々ある。

(1) 若手商業者グループへのコーディネーター派遣について

当該事業は若手商業者連携促進事業の一つであり、若手商業者グループによる地域活性化の活動等を支援し、次代の地域商業の担い手の育成に取り組み、その結果、商店街の活性化が図られることを目的としている。

支援の対象となる若手商業者グループは、従来の商店街活動にとらわれず、まちづくりの視点に立って他地域や他業種との連携などを行うことにより、地域活性化を目指す若手商業者のグループである。

当該事業は、このような若手商業者グループが実施する、地域における商業者の組織化及びネットワーク化に関する活動、地域活性化のイベントを含むまちづくり活動、逸品開発、流通促進等地域商業の活性化に関する活動、まちづくり等に関する研究会の開催など、若手商業者の育成に貢献する活動を支援するものであり、令和4年度における予算は2,850千円で、コーディネーター派遣の目標は8グループである。これに対して実績額は2,475千円で、派遣実績は7グループであった。監査人は、実績が目標に達しなかった理由を質問したところ、以下の回答を得た。

【神奈川県からの回答】

コロナ禍において個々の商業者が自らの商売を維持することに時間を取られて新しい取組みを仲間とやってみようとする余裕がなかったため。

派遣するコーディネーターについて、神奈川県はそのホームページにおいて「商店街のにぎわいづくりにつながる様々な専門家を派遣します（応相談）」と掲載しているが、どのような専門家を用意しているのか不明である。この点、監査人が質問したところ以下の回答を得た。

【神奈川県からの回答】

中小企業診断士、デザイナー、マーケティングアドバイザー、イベントプランナー、農業専門家及びNPO関係者など多岐にわたる方々を派遣。

この回答から、神奈川県では商店街のニーズに対応するため多岐にわたる専門家を用意していると考えられる。同様の事業は他の都道府県でも実施しており、例えば埼玉県ホームページにおいては、伴走人材育成として、セミナーやワークショップを実施しているが、神奈川県と異なり、講師等の紹介が顔写真で掲載されている。神奈川県も常時派遣されるコーディネーターの顔写真、経歴、神奈川県での実績などをホームページに掲載すべきである。そうすれば、支援を受けたい商店街にとっては、どのようなコーディネーターからどのような支援が受けられるかを理解することができるからである。

また、監査人は、当該事業の効果検証を質問したところ、以下の回答を得た。

【神奈川県からの回答】

これまでに商店街が無かった地域や商店街が解散してしまった地域において新たな若手商業者が商店街組織をコーディネーターの指導の下に結成して地域を活性化させる取組を始めた事例、コーディネーターとともに若手でありながら商店街の代表となっている商業者がグループに入って交流することで商店街の役員が誕生した事例、さらに商店街組織が一度は解散したものの新たに若手商業者がグループを結成して活動を再開した事例等により測っている。

この回答から当該事業の効果検証は様々な事例による成果によって把握できている。そうであるならば、そのような成果も県のホームページにおいて事例紹介として掲載すれば、支援を受けようとする商店街団体等や支援を受けるか迷っている商店街団体等は、支援内容が理解しやすく、より相談しやすくなり、その結果として商店街団体等からの相談が増加し、事業の有効性を高めることが期待できる。

（２）商店街振興アドバイザー派遣について

当該事業は、商店街パワーアップ支援事業費の一つであり、商店街団体からの申請による相談に対してオーダーメイドで専門家を派遣し、無料でアドバイスを行うものである。その内容は、県のホームページでは以下のように掲載されている。

【県のホームページより抜粋】

文化的諸行事の開催、地域の課題解決のためのまちづくり活動、外国人目線も意識した商店街の魅力づくりなど、商店街の活性化につなげる手法をアドバイスします。

当該事業のアドバイザー派遣に係る令和4年度における予算は4,800千円でアドバイザー派遣目標は25商店街（毎年度同じ）であるところ、実績額は3,950千円で、アドバイザー

一派遣は 20 商店街であった。実績が目標に達しなかった理由を質問したところ、以下の回答を得た。

【神奈川県からの回答】

コロナ禍がまだ続く中で商店街活動の低迷が続き、またイベント活動等に様々な制限が加わったため。

派遣するアドバイザーについて、上記（１）と同様、神奈川県はそのホームページにおいて「商店街のにぎわいづくりにつながる様々な専門家を派遣します（応相談）」と掲載しているが、どのような専門家を用意しているのか判らなかつた。この点、監査人が質問したところ以下の回答を得た。

【神奈川県からの回答】

中小企業診断士、一級建築士、大学教授、公認会計士、デザイナー、都市プランナー、マーケティングイベントプランナー、農業専門家及びミュージシャンなど多岐にわたるアドバイザーを派遣。

この回答から、神奈川県では商店街のニーズに対応するため多岐にわたる専門家を用意していると考えられる。同様の事業は他の都道府県でも実施しており、例えば埼玉県ホームページにおいては、専門家派遣事業としてチラシを掲載し、さらに専門家派遣事例や専門家派遣利用者の声を掲載している。東京都ホームページにおいては、専門家派遣事業について想定される支援事例や支援イメージを掲載している。神奈川県のホームページと比較すると埼玉県や東京都のホームページの方がより具体性があるように見受けられる。

したがって、神奈川県は、商店街アドバイザー派遣事業として、チラシの掲載、専門家派遣事例、専門家派遣利用者の声などを掲載することによって、アドバイザーの派遣を受けようとする商店街団体等にとって、専門家の派遣をより受けられやすくなり、結果として商店街団体等への派遣が増加し、事業の有効性を高めることが期待できる。

（意見 32）若手商業者グループへのコーディネーター派遣及び商店街振興アドバイザー派遣の有効性について

神奈川県は、若手商業者グループへのコーディネーター派遣及び商店街振興アドバイザー派遣について、商店街のニーズに対応するため多岐にわたるコーディネーター及び専門家を用意しており、派遣した実績もある。しかしながら、神奈川県のホームページは、他の都道府県のホームページの掲載と異なり、これらを具体的に掲載していないため、どのよう

なコーディネーター及び専門家が派遣され、どのような支援が受けられるか理解しづらい状況にある。

したがって、神奈川県は、アドバイザーの派遣を受けようとする商店街団体等にとって、コーディネーター派遣及び専門家派遣をより受けられやすくし、結果として商店街団体等への派遣が増加し、事業の有効性を高められるよう、他の自治体のホームページを参考として、常時派遣されるコーディネーター及び専門家の顔写真や実績などをホームページに掲載するとともに、神奈川県における成功事例や利用者の声などもホームページに掲載することとされたい。

9 運輸事業振興助成交付金の実績の調査について

運輸事業振興助成交付金は、「運輸事業の振興の助成に関する法律」（以下「法律」という。）に基づき、軽油取引税の税率について特例が設けられていることが軽油を燃料とする自動車を用いて行われる運輸事業に与える影響を考慮し、当該事業に係る費用の上昇の抑制及び輸送力の確保に資するため交付されるものである。当該交付金は、国民生活の利便性の向上や地球温暖化対策の推進に寄与するため、都道府県から各都道府県のトラック協会やバス協会等に交付される。令和4年度における神奈川県の運輸事業振興助成交付金は表 3-V-9-1 のとおりである。

表 3-V-9-1 令和4年度の交付先と交付金額

交付先		交付金額
①	(一社) 神奈川県トラック協会 (以下「トラック協会」という)	849,703 千円
②	(一社) 神奈川県バス協会 (以下「バス協会」という)	69,622 千円
③	横浜市交通事業管理者 (以下「横浜市交通局」という)	10,072 千円
④	川崎市交通事業管理者 (以下「川崎市交通局」という)	4,080 千円
合計		933,477 千円

(入手資料より監査人が作成)

表 3-V-9-1 の交付金額は、省令で定められた以下の計算式によって算定した金額であり、算定された金額が交付金として交付先に支払われる。

【計算式】

$\text{令和4年度の神奈川県の軽油引取税の収入見込額} \times \text{交付率 } 78/100 \times \text{交付先ごとの交付割合} \text{【※】} \times \text{調整値 } 0.0464 \times \text{徴税費率 } (1-0.07)$
--

この計算式に基づいて交付先ごとの交付金額について具体的な計算を示すと以下のとおりである。

【交付先ごとの具体的な計算】

① トラック協会

$$849,703 \text{ 千円} \asymp 39,116,048 \text{ 千円} \times 78 / 100 \times \text{【※】} \times 0.0464 \times (1 - 0.07)$$

$$\text{【※】} = (12,870 \text{ ㊦} \times 59,431 \text{ 台}) / 1,185,153,890 \text{ ㊦} = 0.64538198 \dots$$

② バス協会

$$69,622 \text{ 千円} \asymp 39,116,048 \text{ 千円} \times 78 / 100 \times \text{【※】} \times 0.0464 \times (1 - 0.07)$$

$$\text{【※】} = (11,030 \text{ ㊦} \times 5,682 \text{ 台}) / 1,185,153,890 \text{ ㊦} = 0.05288128 \dots$$

③ 横浜市交通局

$$10,072 \text{ 千円} \asymp 39,116,048 \text{ 千円} \times 78 / 100 \times \text{【※】} \times 0.0464 \times (1 - 0.07)$$

$$\text{【※】} = (11,030 \text{ ㊦} \times 822 \text{ 台}) / 1,185,153,890 \text{ ㊦} = 0.00765019 \dots$$

④ 川崎市交通局

$$4,080 \text{ 千円} \asymp 39,116,048 \text{ 千円} \times 78 / 100 \times \text{【※】} \times 0.0464 \times (1 - 0.07)$$

$$\text{【※】} = (11,030 \text{ ㊦} \times 333 \text{ 台}) / 1,185,153,890 \text{ ㊦} = 0.00309916 \dots$$

(注) 算式上の【※】(交付先ごとの交付割合)の説明

交付先ごとに次の計算式により算定した数値である

$$\text{(計算式)} \quad e \div (a + b + c + d)$$

上記の(計算式)の符号 a b c d e の説明

a : 営業用バスの標準軽油使用量(営業用バス、営業用トラック、自家用バス又は自家用トラックごとに交付年度の前々年度以前5箇年度内の各年度における当該自動車の軽油使用量の合計を当該各年度の9月末日における当該自動車の登録台数(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第4条に規定する自動車登録ファイルに登録されているものの台数)の合計で除したものととして総務大臣が定めるもの)に交付年度の前年度の9月末日における営業用バスの県内の登録台数を乗じたもの

b : 営業用トラックの標準軽油使用量に交付年度の前年度の9月末日における営業用トラックの県内の登録台数を乗じたもの

c : 自家用バスの標準軽油使用量に交付年度の前年度の9月末日における自家用バスの県内の登録台数を乗じたもの

d : 自家用トラックの標準軽油使用量に交付年度の前年度の9月末日における自家用トラックの県内の登録台数を乗じたもの

e : 交付先のうち、営業用バスを用いて行われる運輸事業を営む者を構成員とするもの又は当該事業を営む地方公共団体にあっては営業用バスの標準軽油使用量に交付年度の前年度の9月末日における交付先に係る営業用バスの登録台数を乗じたもの、営業用トラックを用いて行われる運輸事業を営む者を構成員とするものにあつては営業用トラックの標準軽油使用量に交付年度の前年度の9月末日における交付先に係る営業用トラックの登録台数を乗じたもの

なお、法律によれば、当該交付金の交付を受けた者は、交付金を旅客又は貨物の運送の安全の確保に関する事業、輸送サービスの改善に関する事業、環境対策及び地球温暖化対策の推進に関する事業その他の軽油を燃料とする自動車を用いて行われる運輸事業の振興に資する事業として政令で定めるものに充てなければならないとされている(法律第3条第1

項)。また、当該交付金の交付を受けた者は、都道府県の規則で定めるところにより、当該交付金を充てて行った事業の実績その他の事項を都道府県知事に届け出なければならない（法律第3条第2項）。

この法律に基づき神奈川県では交付先から実績報告書を提出させている。各交付先の実績報告書に記載された事業の実績について質問したところ以下のような回答であった。

【神奈川県からの回答】

報告書の概要

①トラック協会

- ・交通安全労務対策事業（健康診断費用の助成）
- ・環境安全対策事業（環境対応車の購入）
- ・防災対策事業（防災連絡車の購入）

②バス協会

- ・交通安全対策事業（事故防止対策の推進）
- ・輸送サービス改善事業（環境対策の推進）
- ・バス利用改善対策事業（施設整備費用の助成）

③横浜市交通局

- ・旅客の安全の確保及びサービスの改善に関する事業（運行ダイヤ検証システムの更新）

④川崎市交通局

- ・輸送の安全の確保に関する事業（ドライブレコーダーの購入及び設置）

神奈川県では、これらの事業の実績が実際に行われているか確認している。そこで、監査人は、事業の実績について、どのように確認したか、各々の事業の必要額についても確認しているか、確認する際のチェックリスト等はあるか質問したところ以下の回答を得た。

【神奈川県からの回答】

トラック協会及びバス協会については、書面及び各団体に出向いて聞き取りにより、事業の実施を確認している。また、横浜市交通局及び川崎市交通局については、書面及び電話での聞き取りを行い、事業の実施を確認している。必要額についても確認している。調査のポイントをまとめ、前年度の実績と見比べながら事業の実績を確認している。

例年確認している主な調査のポイントは次のとおり。基本的に変更はしていない。

- ・運輸事業振興助成交付金の趣旨・目的に沿って、効果的・効率的な執行がなされているか
- ・各帳票金額の積み上げが決算額と合致するか
- ・契約は適切に行われているか

これを踏まえて令和4年度運輸事業振興助成交付金交付団体調査書（以下「調査書」という。）を確認したところ、横浜市交通局と川崎市交通局の調査書では次のように「調査の内容」「事業概要」「調査の総評」を記載しており、調査のポイントどおりに調査が行われたことが理解できる。

【横浜市交通局の調査書から一部抜粋】

(中略)	
調査の内容	事業報告書等をもとに、適正な執行を確認した。
事業概要	事業名 「所要時分検証システム」更新
	決算額 11,550,000円
	うち県交付金 10,072,000円
	自己資金 1,478,000円
調査の総評	良好と認められる。
(中略)	

一方、トラック協会及びバス協会の調査書には「事業概要」を記載しておらず、「調査の内容」において「事業報告及び計算書類をもとに、各事業担当者から事業内容の聞き取りと執行書類等の確認を実施した」（トラック協会の調査書）とあるだけで、調査のポイントにある「各帳票金額の積み上げが決算額と合致するか」について確認したのか不明確である。そこで、この点を監査人が質問したところ、以下の回答を得た。

【神奈川県からの回答】

調査書の様式は原則同じだが、トラック協会とバス協会は事業が多く、事業概要のページ数が多いため別紙としている。

そうであるならば、トラック協会とバス協会の調査書上には、「事業概要」と記載して「別紙参照」とすべきである。

また、調査の手続き書又はチェックリストに類似したものは存在し、調査結果の保存もしてはいるが、誰が調査しても結果が同じになるよう、また調査結果の過程を後から確認しうるよう、調査項目や調査結果の記録や保存方法について工夫されたい。例えば「事業の決算額について証憑と突合して金額が合致していることを確認した」や「事業について契約書と照合し、契約の流れについて質問した結果、契約が適切に行われていることを確認した」など各チェック項目から「調査の総評」に至るまでの過程を記録すべきである。

(意見 33) 運輸事業振興助成交付金の実績の調査について

運輸事業振興助成交付金の実績を調査した結果の調査書において、横浜市交通局と川崎市交通局では「調査の内容」「事業概要」「調査の総評」を記載しており、調査のポイント通りの調査が行われたことが理解できる。これに対して、トラック協会及びバス協会の調査書では「事業概要」が記載されておらず、調査のポイントにある「各帳票金額の積み上げが決算額と合致するか」について確認したのか不明確である。両協会の「事業概要」はページ数が多いため、別紙としているとのことであるが、そうであるならば、両協会の調査書では「事業概要」を省略せずに記載し、「別紙参照」とすることとされたい。

また、当該調査の手続書又はチェックリストに類似したものは存在し、調査結果の保存もしてはいるが、誰が調査しても結果が同じになるよう、また調査の過程を後から確認しうるよう、調査項目や調査結果の記録や保存方法について工夫されたい。

VI 中小企業部金融課の事業について

1 中小企業制度融資について

(1) 制度の概要について

中小企業制度融資（以下「制度融資」という。）は、中小企業が事業を行っていくうえで必要な運転資金や設備資金を円滑に調達できるよう、都道府県、金融機関、都道府県信用保証協会の三者が協調して支援する制度である。

神奈川県は、金融機関の貸付原資の一部を負担することで、長期・固定の低利な融資を実現している。また、中小企業が神奈川県信用保証協会に支払う保証料の一部を神奈川県が補助し、負担の軽減を図っている。当該制度には中小企業部金融課、K I P及び金融機関が関わっている。

そこで、監査人は、中小企業制度融資における業務分掌及びスキームについて質問したところ、以下の回答を得た。

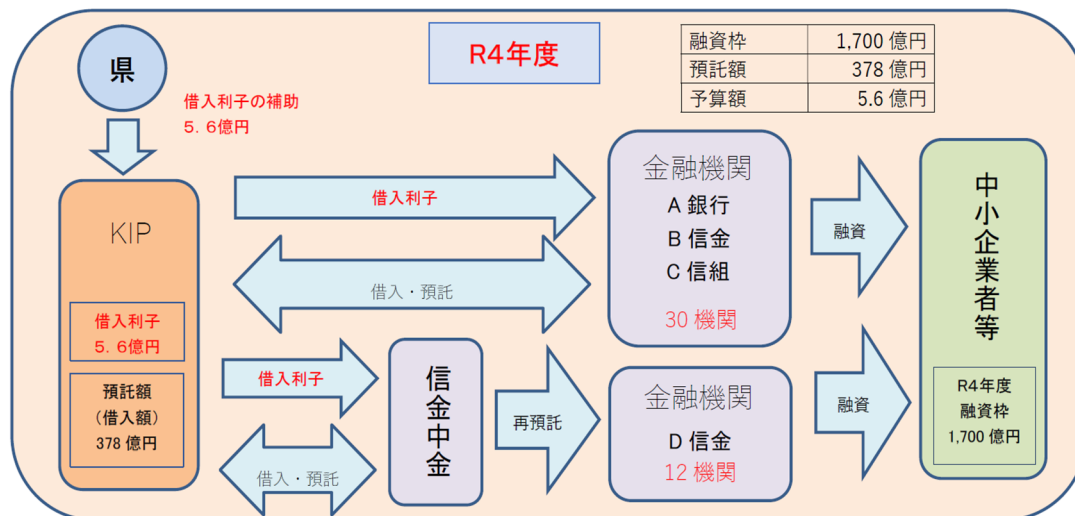
【神奈川県からの回答】

業務分掌については表 3-VI-1-1 中小企業制度融資における預託スキーム業務分掌、スキームの概要については図 3-VI-1-1 中小企業制度融資における預託スキーム（令和4年度）のとおりである。

表 3-VI-1-1 中小企業制度融資における預託スキーム業務分掌

	業務分掌
金融課	<ul style="list-style-type: none">・ K I P と事業協定を締結し、K I P が金融機関から借入れる資金の借入利子を K I P に補助する。・ K I P が金融機関から借入れる資金相当額について、将来金融機関が被ることがある損失に対して補償を行う。
K I P	<ul style="list-style-type: none">・ 金融機関から当座貸越契約による預託金の原資の借入を行い、借入れた同額を金融機関に預託する。・ 年度末に金融機関に借入利子を付して借入金を返済する。
金融機関	<ul style="list-style-type: none">・ K I P に預託金の原資の貸出を行い、K I P から同額の預託を受け、中小企業に融資を行う。

図 3-VI-1-1 中小企業制度融資における預託スキーム（令和4年度）



融資枠：融資実績の状況などを見ながら神奈川県が毎年、融資見込を立てている。
 預託額：各金融機関が融資をする際の原資の一部を神奈川県が負担しているもの。神奈川県はKIPを通じて各金融機関から預託額と同額を借入れ、借入れた資金を預託する。
 予算額：預託原資の借入れにかかる利子を予算措置する。借入れ、預託に係る事務はKIPが担っているため利子はKIPへの補助金として支出する。

これを受けて、監査人は、制度融資を網羅的に把握できる一覧について質問したところ、以下の回答を得た。

【神奈川県からの回答】
 表 3-VI-1-2 令和4年度 神奈川県中小企業制度融資（間接融資）一覧表のとおりである。

また、監査人は、制度融資について取扱金融機関からの報告及び情報共有の方法・頻度について質問したところ、以下の回答を得た。

【神奈川県からの回答】
 報告及び情報共有の方法は、電子メールであり、頻度は年に2回（年度当初の制度改正等及び次年度の事務手続等）であり、その他に必要なに応じて随時（年度途中の制度改正や記者発表等）行っている。

表 3-VI-1-2 令和4年度 神奈川県中小企業制度融資（間接融資）一覧表

資金区分		融資対象	
経営安定型資金	経営安定融資	国が定める所定の要件（セーフティネット保証1～4、6～8号の要件）を満たし、事業所の住所を管轄する市町村長の認定を受けている中小企業者等	
	セーフティネット保証5号	国が定める所定の要件（セーフティネット保証5号の要件）を満たし、事業所の住所を管轄する市町村長の認定を受けている中小企業者等	
	新型コロナウイルス対策特別融資（4号別枠）	新型コロナウイルス感染症に係るセーフティネット保証4号の要件を満たし、事業所の住所を管轄する市町村長の認定を受けている中小企業者等	
	売上・利益減少対策融資	ア	最近3か月間若しくは6か月間の売上高又は売上総利益額（粗利益）の合計が、直近3年のいずれかの年の同期と比較して減少していることを取扱金融機関が確認した中小企業者等
		イ	新型コロナウイルス流行の影響により、最近1か月の売上高等が前年と比べて5%以上減少し、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等の合計が5%以上減少することが見込まれることを取扱金融機関が確認した中小企業者等（新型コロナウイルス要件）
		ウ	原油・原材料高騰等の影響により、最近3か月もしくは6か月の売上高等の合計が前年同期の売上高等の合計に比べて5%以上減少していることを取扱金融機関が確認した者、又は、最近1か月の売上高等が前年同期と比べて10%以上減少し、かつ、その後2か月を含む3か月の売上高等の合計が前年同期と比べて10%以上減少することが見込まれることを取扱金融機関が確認した中小企業者等（原油・原材料高騰等対策特別融資）
	借換支援融資	県中小企業制度融資及びその他の保証付き融資の借換えにより、借換え前と比べて毎月の元金返済額が軽減されることを取扱金融機関が確認した中小企業者等	
	経営安全型融資	経営力強化サポート融資	認定経営革新等支援機関（金融機関や税理士等の専門家）の支援を受けながら、経営改善に取り組む中小企業者等
		条件変更改善借換融資	返済条件の緩和を行っている県中小企業制度融資における保証付き融資の残高があり、認定経営革新等支援機関（金融機関や税理士等の専門家）の支援を受けつつ自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者等
		リターンアシスト長期保証融資	返済条件の緩和を行っている県信用保証協会の保証付き融資の残高があり、その残高を経営改善計画の取組みの一環として借り換えることにより借換債務の正常化を図る中小企業者等
		リターンアシスト長期保証融資（別枠保証）	「リターンアシスト長期保証融資」の融資対象に該当し、事業所が所在する市町村長の認定（セーフティネット保証1～8号のいずれか）を受けた中小企業者等
	再生支援融資（つなぎ枠）	県信用保証協会を利用しており、中小企業活性化協議会等による事業計画の策定支援中に、事業を継続するための資金が必要であり、同協議会等の指導又は助言を受けて事業再生を図る中小企業者（NPO法人、医療法人を除く）	
	事業再生サポート融資	中小企業活性化協議会等の指導又は助言や経営サポート会議による検討により作成された事業再生計画に従って事業再生に取り組む中小企業者（NPO法人、医療法人を除く）	
感染症対応枠	上記「事業再生サポート融資」の要件を満たし、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方		

資金区分		融資対象	
体質強化型資金	小口零細企業保証資金	従業員数20人（卸売業・小売業・サービス業の場合は5人）以下の小規模事業者	
	小規模事業資金		
	小規模クイック融資	従業員数30人（卸売業・小売業・サービス業の場合は10人）以下の中小企業者	
	事業振興融資	中小企業者等	
	流動資産担保融資	売掛債権又は棚卸資産を保有する中小企業者等	
	生産性向上支援融資	ア	中小企業等経営強化法に基づく「経営力向上計画」の主務大臣の認定を受け、計画に従って経営力向上を図る中小企業者等（NPO法人、医療法人を除く）
		イ	中小企業等経営強化法に基づく「先端設備等導入計画」の市町村の認定を受け、計画に従って先端設備等を導入する中小企業者等（NPO法人、医療法人を除く）
	新たな事業の展開対策融資		次のいずれかにかがいと行う中小企業者等（オはNPO法人を除く）
		ア	経営環境の変化に対応するため、新たな事業の展開や事業の改善等を行うこと
		イ	新技術の導入（情報通信技術等を含む。）等により、新たな事業の展開や事業の改善等を行うこと
		ウ	新型コロナウイルス感染症による事業活動への影響から脱却するため、新たな事業の展開（事業転換、業態・業種の転換等）や事業の改善に取り組むこと
	コロナ新事業展開対策融資	エ	消費者ニーズや流通構造の変化に対応し、新規販路の開拓や事業の改善等を行うこと
		オ	「下請中小企業振興法」（昭和45年法律第145号）に基づく「特定下請連携事業計画」の認定を受けていること
	経営革新支援融資	中小企業等経営強化法に基づく「経営革新計画」の県の承認を受けた中小企業者等（NPO法人、医療法人を除く）	
伴走支援型特別融資		次のいずれかの認定を受け、かつ経営行動に係る計画を策定した中小企業者等	
	ア	新型コロナウイルス感染症に係るセーフティネット保証4号の認定	
	イ	セーフティネット保証5号の認定（売上高等減少率が15%以上、又は売上高等減少率が15%未満で、最近1か月間に対応する前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少している）	
BCP策定支援融資	ウ	一般保証（最近1か月の売上高が前年同月の売上高と比較して15%以上減少している、又は最近1か月の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少し、かつ前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少している）	
	ア	事業継続計画（BCP）の策定や事業継続計画（BCP）に基づく対策を行う中小企業者等	
	イ	事業継続力強化に関する計画を作成し、経済産業大臣の認定を受けた中小企業者等	
輸出入促進資金	ウ	連携事業継続力強化に関する計画を作成し、経済産業大臣の認定を受けた中小企業者等	
		貿易関連業者（輸出入商社又は輸出品製造業者）及び直接輸入業務を行う卸売業・小売業を営む中小企業者等	

資金区分		融資対象
ライフステージ別資金（創業者期）	創業支援融資	ア 現在事業を行っていない創業前の個人で、次のいずれかに該当する創業者 ①1か月以内に新たな個人事業を創業予定の者 ②2か月以内に新たな法人事業（会社に限る）を創業予定の者
		イ 事業を行っていない個人が事業を開始し、創業後5年を経過していない中小企業者（個人事業又は会社に限る）
	創業特例	ウ 上記ア又はイのいずれかの要件を満たし、次のいずれかに該当する創業者 ① 融資申込前に、創業支援機関から経営指導を受け、かつ、融資実行後の1年間に概ね2回以上の経営指導を受ける者 ② 国が認定した市町村の特定創業支援等事業を利用した者（創業前の場合は、創業の6か月前から利用可）
別資金（拡大型） ライフステージ	かながわイノベーション戦略的支援融資	「かながわイノベーション戦略的支援事業」の認定を受けた中小企業者等
		上記に該当する方のうち、「創業支援融資」の融資対象ア又はイの要件を満たす創業者、中小企業者
ライフステージ別資金（再生期）	事業承継関連融資	ア 神奈川県事業引継ぎ支援センター、金融機関、認定経営革新等支援機関又は県信用保証協会の支援を受け、事業承継を10年以内に行う事業承継計画を策定し、計画の実行に取り組む中小企業者等
		イ 事業承継をした日から5年未満で、事業計画を策定し、経営の安定化や事業の拡大に取り組む中小企業者等
		ウ 中小企業経営承継円滑化法に基づく県の認定を受けた中小企業者（会社または個人事業者に限る）
		エ 中小企業経営承継円滑化法に基づく県の認定を受けた中小企業者（会社に限る）の代表者個人
		オ 事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の経営の承継を実施するため、中小企業経営承継円滑化法に基づく県の認定を受けた中小企業者（会社又は個人事業者に限る）
		カ 事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の経営の承継を実施するため、中小企業経営承継円滑化法に基づく県の認定を受けた「事業を営んでいない個人」
		キ 以下の全ての要件を満たす持株会社 ①事業承継計画を策定していること ②持株会社の発行済議決権株式総数の3分の2以上を後継者が保有していること ③事業会社が中小企業信用保険法施行令第1条第1項に定める業種に属する事業を行っていること
		ク 以下の a 又は b に該当し、①～④の要件をすべて満たす中小企業者等 a 信用保証協会の保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人 b 令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していない者 <要件> ①資産超過であること ②EBITDA有利子負債倍率が15倍以内であること ③法人・個人の分離がなされていること ④返済緩和している借入金がないこと
		ケ 3年以内に事業承継を予定し、経営承継円滑化法第12条に基づく県の認定を受け、①～④の要件をすべて満たす中小企業者等 <要件> ①資産超過であること ②EBITDA有利子負債倍率が15倍以内であること ③法人・個人の分離がなされていること ④返済緩和している借入金がないこと

資金区分		融資対象	
ライフフステージ対応型資金	政策連動資金（事業展開支援対策）	環境・省エネルギー対策融資	<p>ア 県の認定を受けて、低公害車の購入、公害防除施設等若しくは環境負荷低減のための施設等の設置、改善又は公害防止のための工場等の移転を行う中小企業者等</p> <p>イ 県の認定を受けて、産業廃棄物処理施設の整備を行う中小企業者等</p>
		ソーラー発電等促進融資	ウ 再生可能エネルギー発電設備若しくはそれと同時に省エネ設備等を設置、又は蓄電池を導入する中小企業者等
	地球温暖化対策省エネ設備等導入融資	エ 県の認定を受けて、CO ₂ の削減のために設備導入(更新を含む)等を行う中小企業者等	
	電気自動等・充電設備導入融資	オ 電気自動車、燃料電池自動車及び電気自動車の充電設備等を導入する中小企業者等	
	SDGSパートナー支援融資	ア 「かながわSDGSパートナー」として県に登録されている中小企業者等	
		イ アに該当する者のうち、SDGSの取組に関する事業計画書を策定し、計画を実行する中小企業者等	

神奈川県制度融資の方法は、神奈川県中小企業制度融資要綱において、以下のとおり規定されている。

【神奈川県中小企業制度融資要綱（一部抜粋）】

（融資の方法）

第4条 県制度融資は、公益財団法人神奈川産業振興センター（以下「産業振興センター」という。）が金融機関から借入れた資金をもって運営する（以下産業振興センターが資金を借り入れる金融機関を「資金調達金融機関」という）。

2 産業振興センターは、県制度融資を取り扱う金融機関（以下「取扱金融機関」という。）に預託し、取扱金融機関が融資を行う。

3 県は産業振興センターに対し、第1項の規定により借入れた資金の利子と前項の規定により預託した資金の利子との差額等を補助するものとする。

4 県は第1項の規定により産業振興センターが借入れた資金の相当額について、資金調達金融機関に対して損失補償を行うものとする。

5 県と産業振興センターの業務内容について、別に締結する協定書により定める。

この第4条第3項には、K I Pに対して借入利子と預託した資金の利子との差額等を補助する旨が規定されている。この借入利子と預託した資金の利子については、第4条第3項の規定が定める協定書に以下のとおり定められている。

【神奈川県の融資制度に対する支援事業に関する協定書（一部抜粋）】

（借入利率）

第5条 公益財団法人神奈川産業振興センター（以下「乙」という。）が資金調達金融機関から借入れた利率は、年1.375%とする。

ただし、「県中小企業制度融資」において年度途中で借り入れる場合は、神奈川県（以下「甲」という。）が資金調達金融機関と協議して別に乙に通知する。

（預託利率）

第10条 預託利率（乙が各融資制度取扱金融機関に預託する際の利率）は年0.0%とする。

そこで、監査人は、預託した資金の利率が年0.0%である理由及び過去10年の預託した資金の利率を質問したところ、以下の回答を得た。

【神奈川県からの回答】

- ・ 預託金は、金融機関が県制度融資を低い利率で中小企業に融資するための原資であり、金融機関が失う利息を補填することを目的としているため。

・過去 10 年の預託した資金の利率は年 0.0%である。

以上をまとめると、K I P は金融機関からの借入利子を支払うのに対して、金融機関に預託した資金の利子を受取らないのであるから、神奈川県が K I P に補助する金額は、K I P が金融機関に支払う利子相当額ということになる。そこで、協定書の第 12 条を確認すると、以下のとおり規定されている。

【神奈川県の融資制度に対する支援事業に関する協定書（一部抜粋）】

（事業費補助）

第 12 条 乙は、融資制度支援事業の実施に要する経費について、補助金の交付に関する規則（昭和 45 年 3 月 31 日神奈川県規則第 41 号）の定めるところにより、甲から補助金を受けるものとする。

2 前項の補助金の額は、事務経費及び借入利子相当とする。

そこで、監査人は、過去 10 年の補助金の額及び令和 4 年度の補助金の額の算定資料について質問したところ、以下の回答を得た。

【神奈川県からの回答】

表 3-VI-1-3 過去 10 年の補助金の額及び表 3-VI-1-4 中小企業制度融資の預託原資の借入金のとおりである。

表 3-VI-1-3 過去 10 年の補助金の額 (単位：千円)

年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
補助金額	772, 140	752, 248	642, 366	638, 466	610, 848

年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
補助金額	536, 278	576, 400	1, 192, 162	1, 095, 848	519, 445

表 3-VI-1-4 中小企業制度融資の預託原資の借入金

(単位：円)

資金調達金融機関名	年度当初借入額 令和4年4月1日 ~ 令和5年3月31日 365日間	
	借入額(a)	借入利息額 (a) × 1.375% × [365 / 365(日)]
株式会社みずほ銀行	331,000,000	4,551,250
株式会社三菱UFJ銀行	0	0
株式会社三井住友銀行	249,000,000	3,423,750
株式会社りそな銀行	378,000,000	5,197,500
株式会社群馬銀行	35,000,000	481,250
株式会社きらぼし銀行	1,226,000,000	16,857,500
株式会社横浜銀行	3,400,000,000	(A) 46,750,000
(横浜銀行分)	(3,348,000,000)	(46,035,000)
(商工組合中央金庫分)	(52,000,000)	(715,000)
株式会社第四北越銀行	0	0
株式会社山梨中央銀行	51,000,000	701,250
株式会社北陸銀行	0	0
株式会社静岡銀行	663,000,000	9,116,250
スルガ銀行株式会社	131,000,000	1,801,250
株式会社阿波銀行	0	0
株式会社SBJ銀行	0	0
株式会社東日本銀行	383,000,000	5,266,250
株式会社東京スター銀行	10,000,000	137,500
株式会社神奈川銀行	2,693,000,000	37,028,750
株式会社大光銀行	16,000,000	220,000
株式会社静岡中央銀行	2,306,000,000	31,707,500
横浜信用金庫	4,312,000,000	59,290,000
川崎信用金庫	2,419,000,000	33,261,250
城南信用金庫	3,612,000,000	49,665,000
信金中央金庫	15,195,000,000	(B) 208,931,250
商工組合中央金庫	0	0
ハナ信用組合	12,000,000	165,000
神奈川県医師信用組合	0	0
神奈川県歯科医師信用組合	21,000,000	288,750
横浜幸銀信用組合	0	0
信用組合横浜華銀	0	0
小田原第一信用組合	68,000,000	935,000
相愛信用組合	220,000,000	3,025,000
金融機関合計	37,731,000,000	518,801,250

(A) は、横浜銀行、商工組合中央金庫ごとに計算した利息額の合計である。

(B) の利息額は、各信用金庫への預託相当額の合計額に借入利率を乗じて算出している。

表 3-VI-1-3 においては令和 4 年度の補助金の額は 519,445 千円であるのに対して、表 3-VI-1-4 の当該補助金の算出資料においては借入利息額の金融機関合計は 518,801 千円となっており、差額が生じている。当該差額は協定書第 12 条第 2 項に規定されている事務経費であり、令和 4 年度においては 643 千円であった。なお、事務経費の内容は主に印紙代や郵送費、人件費等である。結果として、補助金の額は協定書の規定に準拠して計算されている。

次に、表 3-VI-1-3 の過去 10 年の補助金の額の推移を見ると、令和 2 年度及び令和 3 年度の補助金の額が突出して多いことが読み取れる。そこで、監査人は、過去 5 年間の融資実績、融資枠、預託額、予算額及び融資枠の消化率を質問したところ、以下の回答を得た。

【神奈川県からの回答】

表 3-VI-1-5 融資実績・融資枠等（億円）のとおりである。

表 3-VI-1-5 融資実績・融資枠等

（単位：億円）

	H 30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
融資実績	1,156	1,357	8,311	1,631	2,481
融資枠	2,600	2,600	2,600	3,000	2,600
一般分	1,800	1,600	1,500	2,200	1,700
緊急分	800	1,000	1,100	800	900
預託額	447	418	961	797	378
当初予算	7	6	6	12	6
最終決算	5	6	12	11	5
融資枠消化率	64%	85%	320%	74%	146%

表 3-VI-1-5 を見ると、令和 2 年度の融資実績及び預託額が前期比で大きく増加していることが把握できる。これは新型コロナウイルス感染症による緊急経済対策として実行された事業者への資金繰り支援（実質無利子、信用保証料ゼロ）により大きく増加しているとのことであり、当該増加に伴い追加預託を行ったため、預託額も増加している。

ここで、神奈川県が負担しているのは K I P が金融機関から借り入れた借入額に対して支払っている利子相当額であり、当該借入利子相当額は預託額（＝金融機関からの借入額）に基づいて算出されている。さらに、当該預託額は融資枠に基づいて算出されており、融資枠は過年度の融資実績を基に算出している。

そこで、監査人は、令和 2 年度の融資実績 8,311 億円について、ゼロゼロ融資とそれ以外の融資額の内訳について質問した。また、令和 2 年度の預託額 961 億円について、当初預託額及び追加預託額の内訳について質問したところ、以下の回答を得た。

【神奈川県からの回答】

表 3-VI-1-6 令和 2 年度融資実績内訳及び表 3-VI-1-7 令和 2 年度預託額内訳、表 3-VI-1-8 令和 2 年度中小企業制度融資事業費補助金（緊急対応分）積算内訳のとおりである。

表 3-VI-1-6 令和 2 年度融資実績内訳

令和 2 年度融資実績	8,311 億円
ゼロゼロ融資（新型コロナウイルス感染症対策資金）	5,763 億円
上記以外	2,548 億円

表 3-VI-1-7 令和 2 年度預託額内訳

令和 2 年度預託額	961 億円
当初預託額	398 億円
追加預託額	563 億円

表 3-VI-1-8 令和2年度中小企業制度融資事業費補助金（緊急対応分）積算内訳

(単位：円)

No.	資金調達金融機関名	今回追加借入額 令和2年6月1日 ~ 令和3年3月31日 304日間	
		借入額(a)	借入利息額 (a) × 1.375% × {304 / 365(日)}
1	株式会社みずほ銀行	231,298,000	2,648,837
2	株式会社三菱UFJ銀行	0	0
3	株式会社三井住友銀行	1,388,609,000	15,902,426
4	株式会社りそな銀行	88,584,000	1,014,468
5	株式会社群馬銀行	77,000,000	881,808
6	株式会社きらぼし銀行	1,394,580,000	15,970,806
7	株式会社横浜銀行	5,911,254,000	(A) 67,696,003
	(横浜銀行分)	(5,887,496,000)	(67,423,926)
	(商工組合中央金庫分)	(23,758,000)	(272,077)
8	株式会社第四銀行	20,000,000	229,041
9	株式会社山梨中央銀行	24,000,000	274,849
10	株式会社北陸銀行	20,000,000	229,041
11	株式会社静岡銀行	593,000,000	6,791,068
12	スルガ銀行株式会社	237,000,000	2,714,136
	株式会社阿波銀行	0	0
13	株式会社東日本銀行	843,000,000	9,654,082
	株式会社東京スター銀行	0	0
14	株式会社神奈川銀行	2,498,000,000	28,607,232
15	株式会社大光銀行	0	0
16	株式会社静岡中央銀行	4,795,000,000	54,912,602
17	横浜信用金庫	8,813,000,000	100,926,958
18	川崎信用金庫	4,623,000,000	52,942,849
19	城南信用金庫	4,504,000,000	51,580,054
20	信金中央金庫	19,770,200,000	(B) 226,409,413
21	商工組合中央金庫	0	0
22	ハナ信用組合	20,000,000	229,041
	神奈川県医師信用組合	0	0
23	神奈川県歯科医師信用組合	20,000,000	229,041
24	横浜幸銀信用組合	20,000,000	229,041
25	信用組合横浜華銀	20,000,000	229,041
26	小田原第一信用組合	125,000,000	1,431,506
27	相愛信用組合	231,000,000	2,645,424
金融機関合計		56,267,525,000	644,378,767

※ (A) は、横浜銀行、商工組合中央金庫ごとに計算した利息額の合計である。

※ (B) の利息額は、各信用金庫への預託相当額の合計額に借入利率を乗じて算出している。

これを受け、監査人は表 3-VI-1-8 について再計算を行い、追加預託額 563 億円と当該追加預託額の算出資料の借入額金融機関合計 56,267,525,000 円が整合していることを確かめた。なお、借入利率 1.375% は上述した協定書の第 4 条のとおりであり、令和 2 年度も同様の利率であることを質問により確かめた。

次に、監査人は、神奈川県に対し、預託額の算出根拠である融資枠の設定方法について質問したところ、以下の回答を得た。

【神奈川県からの回答】

融資枠は、過去の融資実績をもとに翌年度の融資見込みを立てた上で、財政当局と調整の上、総合的に判断して設定している。令和4年度の融資実績は前年度に比して約1.5倍の約2,400億円であり、令和5年度においても、企業の業績や資金繰りは悪化するものの、令和4年度に当面の資金を借り入れた企業が多いことから資金需要はいったん落ち着くと見込み、令和5年度の融資枠は、令和4年度と同様の1,700億円（当初発動する一般枠）とした。

そこで、監査人は、令和4年度の融資実績の金額を質問したところ、以下の回答を得た。

【神奈川県からの回答】

表3-VI-1-9 神奈川県中小企業制度融資実績表（令和5年3月分）のとおりである。

表 3-VI-1-9 神奈川県中小企業制度融資実績表（令和 5 年 3 月分）

(単位：件、千円)

区分	融資実績						対前年同期比			
	当月中		当月末累計		前年同期累計		差 (%)			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
経営安定資金	82	1,829,300	5,424	135,036,908	1,760	41,234,618	3,664	93,802,290	308.2	327.5
経営安定融資等	0	0	3	60,000	1	50,000	2	10,000	300	120
S N保証 5 号	5	187,000	92	3,449,000	248	7,322,385	△156	△3,873,385	37.1	47.1
売上・利益減少対策融資	46	836,700	4,998	123,998,548	466	12,628,200	4,532	111,370,348	1072.5	981.9
借換支援融資	3	59,000	45	1,373,900	59	1,932,890	△14	△558,990	76.3	71.1
経営力強化サポート融資	0	0	1	48,000	2	69,400	△1	△21,400	50	69.2
条件変更改善借換融資	0	0	0	0	1	5,000	△1	△5,000	0	0
リターンアシスト長期保証融資	7	264,100	19	671,110	22	676,735	△3	△5,625	86.4	99.2
再生支援融資	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業再生サポート融資	0	0	1	17,000	5	214,020	△4	△197,020	20	7.9
新型コロナウイルス対策特別融資	21	482,500	265	5,419,350	956	18,335,988	△691	△12,916,638	27.7	29.6
経営安定型資金 計	82	1,829,300	5424	135,036,908	1,760	41,234,618	3,664	93,802,290	308.2	327.5
小口零細企業保証資金	186	1,001,793	1,366	7,029,783	1,074	5,462,148	292	1,567,635	127.2	128.7
長期	182	986,393	1,314	6,735,323	1,037	5,235,476	277	1,499,847	126.7	128.6
短期	4	15,400	52	294,460	37	226,672	15	67,788	140.5	129.9
小規模事業資金（小規模クイック融資）	96	1,104,732	732	8,639,219	645	8,022,102	87	617,117	113.5	107.7
長期（固定金利）	80	821,870	589	6,373,960	530	6,566,810	59	△192,850	111.1	97.1
長期（変動金利）	8	144,000	71	1,126,100	58	900,592	13	225,508	122.4	125
短期（固定金利）	6	78,862	57	829,022	54	514,700	3	314,322	105.6	161.1
短期（変動金利）	2	60,000	15	310,137	3	40,000	12	270,137	500	775.3
事業振興資金	963	21,594,881	4,272	89,758,905	3,513	65,522,070	759	24,236,835	121.6	137
長期（固定・変動）	74	1,398,440	512	11,184,110	330	7,046,182	182	4,137,928	155.2	158.7
短期	23	521,480	264	5,529,188	227	5,365,478	37	163,710	116.3	103.1
流動資産担保融資	0	0	2	64,000	2	64,000	0	0	100	100
生産性向上支援融資	5	198,000	30	1,252,700	18	818,000	12	434,700	166.7	153.1
新たな事業展開対策融資	229	3,215,550	1,335	18,107,143	1,574	23,731,050	△239	△5,623,907	84.8	76.3
経営革新支援融資	0	0	2	82,000	0	0	皆増	皆増	皆増	皆増
伴走支援型特別融資	632	16,261,411	2,119	53,378,664	1,354	28,251,510	765	25,127,154	156.5	188.9
BCP策定支援融資	0	0	4	160,000	5	245,000	△1	△85,000	80	65.3
輸出入促進資金	0	0	4	1,100	3	850	1	250	133.3	129.4
体質強化型資金 計	1,245	23,701,406	6,370	105,427,907	5,232	79,006,320	1,138	26,421,587	121.8	133.4
ライフステージ別資金（創業期）	136	989,000	958	7,160,890	746	5,791,990	212	1,368,900	128.4	123.6
創業支援融資	113	768,800	777	5,890,640	600	4,540,600	177	1,350,040	129.5	129.7
創業支援融資（創業特例）	23	220,200	181	1,270,250	146	1,251,390	35	18,860	124	101.5
ライフステージ別資金（拡大期）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
かながわイノベーション戦略的支援融資	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ライフステージ別資金（再生期）	3	152,000	10	388,962	9	402,600	1	△13,638	111.1	96.6
事業承継関連融資	3	152,000	10	388,962	9	402,600	1	△13,638	111.1	96.6
政策連動資金（事業展開支援）	0	0	7	125,000	5	89,890	2	35,110	140	139.1
環境・省エネルギー対策融資	0	0	2	35,000	3	29,890	△1	5,110	66.7	117.1
SDG S パートナー支援融資	0	0	5	90,000	2	60,000	3	30,000	250	150
ライフステージ別型資金 計	139	1,141,000	975	7,674,852	760	6,284,480	215	1,390,372	128.3	122.1
合計	1,466	26,671,706	12,769	248,139,667	7,752	126,525,418	5,017	121,614,249	164.7	196.1
新型コロナウイルス感染症対応資金	0	0	0	0	1,748	36,575,826	△1,748	△36,575,826	0	0
再計	1,466	26,671,706	12,769	248,139,667	9,500	163,101,244	3,269	85,038,423	134.4	152.1

表 3-VI-1-9 を見ると、当月末累計の売上・利益減少対策融資の件数が 4,998 件であり、前年同期累計の 466 件と比べ著しく増加している。これは令和 4 年 7 月 25 日から開始した「原油・原材料高騰等対策特別融資」の信用保証料をゼロに引き下げたことにより、下半期に著しく件数が増加したからである。

これに対して、当月末累計の件数及び前年同期累計の件数がいずれも 0 件という、著しく少ない融資メニューが 3 件ほど存在する。当該 3 件は「条件変更改善借換融資」、「再生支援融資」、「かながわイノベーション戦略的支援融資」であり、2 年連続で融資実績がない。したがって、神奈川県は、中小企業にとって、より一層利用しやすい中小企業制度融資メニューを見直す必要があると考えられる。

(意見 34) 中小企業制度融資メニューの定期的な見直しについて

中小企業の経営環境は厳しい状況であり、金融のセーフティネットとしての中小企業制

図 3-VI-1-2 を補足すると、中小企業者等が取扱金融機関からの融資を返済できなくなった場合、神奈川県信用保証協会が取扱金融機関に対して代位弁済を行う。神奈川県信用保証協会は日本政策金融公庫との保険契約による保険金で代位弁済した資金の一部を回収するとともに、中小企業者等から求償権を行使して回収を行うことになる。ここで、通常であれば代位弁済した額から保険金受領額及び回収額を差し引いたものが信用保証協会の損失となるところ、制度融資に関しては、その一部をさらに神奈川県が補助を行う、という仕組みになっている。

そこで、監査人は、神奈川県に対し、過去 5 年間の保証料補助額及び代位弁済補助額の予算額及び決算額を質問したところ、以下の回答を得た。

【神奈川県からの回答】

表 3-VI-1-10 保証料補助額及び代位弁済補助額の予算額及び決算額のとおりである。

表 3-VI-1-10 保証料補助額及び代位弁済補助額の予算額及び決算額 (単位：千円)

当初予算	H 30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
保証料補助	694,583	625,722	655,919	4,539,030	2,445,644
代位弁済補助	221,733	167,368	166,300	340,642	249,450
計	916,316	820,090	822,219	4,879,672	2,695,094

補正予算 (保証料補助)	H 30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
6 月	0	14,772	0	1,140,150	929,222
9 月	0	0	4,508,067	0	5,383,678
11 月	0	0	0	0	3,199,569
計	0	14,772	4,508,067	1,140,150	9,512,469

最終決算	H 30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
保証料補助	590,590	489,026	2,877,996	3,437,613	8,098,561
代位弁済補助	128,057	170,321	135,406	60,656	85,699
計	718,647	659,346	3,013,402	3,498,269	8,184,260

表 3-VI-1-10 の最終決算の補助額を見ると、新型コロナウイルス感染症の影響により令和 2 年度から急増しており、令和 4 年度は前年度の倍以上の金額 8,184,260 千円となっている。

そこで、監査人は、令和 4 年度の当初予算 2,695,094 千円については、「令和 4 年度信用保証事業費補助金交付申請書」を、補正予算 9,512,469 千円については、「令和 4 年度信用保証事業費補助金 補助金事業変更承認申請書」を求め、内容を確認したところ、各補正予算の変更理由は以下のとおりであった。

先ず、6月の補正予算 929,222 千円の変更理由は、補助対象案件（経営安定資金「原油・原材料高騰等対策特別融資」）の信用保証料補助を拡充するためであり、令和4年7月15日に神奈川県に提出されている。

次に、9月の補正予算 5,386,678 千円の変更理由は、補助対象案件（経営安定資金「原油・原材料高騰等対策特別融資」、事業振興資金「伴走支援型特別融資」及び「コロナ新事業展開対策融資」）の保証料負担をゼロとするために信用保証料補助を拡充するためであり、令和4年10月17日に提出されている。

最後に、11月の補正予算の変更理由は、補助対象案件（経営安定資金「原油・原材料高騰等対策特別融資」）の保証料負担をゼロとするために信用保証料補助を拡充しているが、保証申込増加に伴い、不足分が生じる恐れがあるため増額申請を行うものであり、令和4年11月4日に提出されている。

そこで、監査人は、過去5年間の保証料補助額の実績額の件数を質問したところ、以下の回答を得た。

【神奈川県からの回答】

表 3-VI-1-11 保証料補助額の実績額及び件数のとおりである。

表 3-VI-1-11 保証料補助額の実績額及び件数

保証料補助額	H 30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
実績額（千円）	590,590	489,026	2,877,996	3,437,613	8,098,561
件数	13,460	13,017	16,021	16,452	20,875

表 3-VI-1-11 を見ると、令和4年度の実績額の増加に伴い件数も増加していることを確認することができた。

次に、代位弁済補助について、監査人は、過去5年間の代位弁済補助の実績額及び件数と保証債務残高の実績及び件数の過年度推移を質問したところ、以下の回答を得た。

【神奈川県からの回答】

表 3-VI-1-12 代位弁済補助の実績額及び件数及び表 3-VI-1-13 保証債務の実績額及び件数のとおりである。

表 3-VI-1-12 代位弁済補助の実績額及び件数

代位弁済補助	H 30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
実績額（千円）	128,057	170,321	135,406	60,656	85,699
件数	202	273	205	97	160

表 3-VI-1-13 保証債務の実績額及び件数

保証債務残高	H 30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
実績 (千円)	360,822,891	352,578,830	890,963,943	900,105,494	936,172,904
件数	33,519	32,042	54,862	57,923	62,461

表 3-VI-1-13 を見ると、令和 2 年度に保証債務残高及び件数が著しく増加し、令和 4 年度に至るまで高水準で推移していることがわかる。当該増加は、新型コロナウイルス感染症に関連する融資及び原油高騰対策に関連する融資によるものである。これは、将来、当該保証債務が貸し倒れることにより、代位弁済補助の金額が増加する可能性を含んでいる。

そこで、監査人は、過去 3 年間の代位弁済後の求償権について、求償権残高、件数及び回収率を質問したところ、以下の回答を得た。

【神奈川県からの回答】

表 3-VI-1-14 求償権残高及び件数、回収率のとおりである。

表 3-VI-1-14 求償権残高及び件数、回収率

求償権	R2 年度	R3 年度	R4 年度
残高(百万円)	318,404	297,950	287,831
件数	29,787	27,601	26,195
回収率(%)	1.08	1.07	1.04

※ 神奈川県信用保証協会全体の数値であり神奈川県制度融資に限ったものではない

表 3-VI-1-14 を見ると、過去 3 年においては求償権の残高及び件数に著しい増加は見受けられない。また求償権の回収率も横ばいで推移している。そこで、監査人は、令和 4 年度に代位弁済を実行した案件で、保証日から代位弁済日までの期間が 1 年以内であった案件について質問したところ、以下の回答を得た。

【神奈川県からの回答】

表 3-VI-1-15 県制度代位弁済明細 (令和 4 年度発生分) のとおりである。

表 3-VI-1-15 県制度代位弁済明細（令和4年度発生分）

No.	代弁日	制度融資コード	制度融資名	当初保証日	融資実行日	当初保証金額	代弁合計	代弁日までの日数
1	R4.04.08	180005	4 0：県コロナ対応資金（小規模以外・全額補助・4号危機）	R3.04.14	R3.04.26	5,000,000	3,159,767	359
2	R4.04.08	105008	創業支援融資	R3.10.11	R3.10.15	5,000,000	4,980,144	179
3	R4.04.22	175001	4 7：県伴走支援型特別融資（SN保証別枠）県補助	R3.12.21	R3.12.27	10,000,000	9,950,719	122
4	R4.04.22	175001	4 7：県伴走支援型特別融資（SN保証別枠）県補助	R3.12.21	R3.12.27	5,600,000	5,572,443	122
5	R4.04.22	175001	4 7：県伴走支援型特別融資（SN保証別枠）県補助	R3.12.21	R3.12.27	21,500,000	21,575,279	122
6	R4.04.22	180006	4 0：県コロナ対応資金（小規模以外・全額補助・5号）	R3.04.27	R3.05.18	7,280,000	6,748,592	360
7	R4.04.22	180005	4 0：県コロナ対応資金（小規模以外・全額補助・4号危機）	R3.04.27	R3.05.18	12,300,000	11,399,422	360
8	R4.06.10	106024	新たな事業展開対策融資【コロナ新事業展開】5号別枠 全補助	R3.09.03	R3.09.10	16,010,000	16,024,110	280
9	R4.06.10	175001	4 7：県伴走支援型特別融資（SN保証別枠）県補助	R3.12.17	R3.12.28	3,000,000	2,932,014	175
10	R4.06.24	102111	新型コロナウイルス対策特別融資（4号別枠）	R4.02.22	R4.02.28	7,000,000	6,887,085	122
11	R4.07.08	175001	4 7：県伴走支援型特別融資（SN保証別枠）県補助	R3.12.24	R3.12.30	10,000,000	9,527,840	196
12	R4.08.12	103000	小規模クイック（長期）融資	R3.10.20	R3.10.26	4,000,000	3,810,412	296
13	R4.08.26	106024	新たな事業展開対策融資【コロナ新事業展開】5号別枠 全補助	R4.02.18	R4.03.07	8,500,000	8,225,003	189
14	R4.08.26	103002	小規模クイック（長期変動）融資	R4.01.11	R4.01.24	10,000,000	9,695,736	227
15	R4.08.26	103002	小規模クイック（長期変動）融資	R4.04.25	R4.04.28	10,000,000	10,036,155	123
16	R4.09.09	175001	4 7：県伴走支援型特別融資（SN保証別枠）県補助	R3.12.23	R3.12.28	20,000,000	19,260,457	260
17	R4.09.09	175001	4 7：県伴走支援型特別融資（SN保証別枠）県補助	R3.11.19	R3.11.30	20,000,000	19,260,457	294
18	R4.09.09	175002	4 7：県伴走支援型特別融資（危機関連保証別枠）県補助	R3.10.22	R3.10.29	2,500,000	2,386,931	322
19	R4.09.22	105008	創業支援融資	R3.11.01	R3.11.30	5,000,000	437,206	325
20	R4.10.14	105008	創業支援融資	R4.01.19	R4.01.27	7,500,000	7,477,434	268
21	R4.10.28	102209	セーフティネット保証5号（従業員数30人以下）	R4.03.29	R4.04.07	5,000,000	4,947,620	213
22	R4.11.11	175002	4 7：県伴走支援型特別融資（危機関連保証別枠）県補助	R3.11.25	R3.12.15	6,000,000	5,584,497	351
23	R4.11.11	175001	4 7：県伴走支援型特別融資（SN保証別枠）県補助	R4.03.29	R4.03.30	5,000,000	4,923,254	227
24	R4.11.25	175101	4 7：県伴走支援型特別融資（SN別枠）県補助 端境対応	R4.04.01	R4.04.13	1,000,000	921,028	238
25	R4.12.23	175001	4 7：県伴走支援型特別融資（SN保証別枠）県補助	R4.03.18	R4.03.25	20,000,000	18,990,028	280
26	R5.01.13	105010	創業支援融資（特定創業支援事業）	R4.02.08	R4.02.25	8,900,000	8,243,125	339
27	R5.01.27	175001	4 7：県伴走支援型特別融資（SN保証別枠）県補助	R4.03.15	R4.03.18	5,000,000	5,021,698	318
28	R5.02.10	101001	小口零細企業保証資金（長期）	R4.04.05	R4.04.08	6,000,000	5,701,504	311
29	R5.02.24	102319	売上・利益減少対策融資全補助【原油原材料高騰等売上減少要件】	R4.09.30	R4.10.11	13,000,000	13,066,104	147
30	R5.03.10	106019	新たな事業展開対策融資【コロナ新事業展開対策融資】（一般枠）	R4.05.23	R4.05.24	20,000,000	19,360,430	291
31	R5.03.24	170001	4 7：県伴走支援型特別融資（SN保証別枠）	R4.09.21	R4.09.22	35,000,000	34,550,983	184

表 3-VI-1-15 を見ると、令和4年度に代位弁済が発生した保証債務のうち 31 件が当初保証日から代位弁済日までの日数が1年以内であった。日数が最も短いものは当初保証日から代位弁済日まで 122 日であり、約4か月で代位弁済に至っている。また、1年以内に代位弁済に至っていることから、当初保証金額と代弁合計がほぼ近似していることがわかる。つまり、借入額をほぼ返済できず代位弁済に至ったということである。このように、保証後1年以内に代位弁済に至った取引があるのであれば、当該代位弁済に至った取引について、その経緯を検証し、今後の保証審査にフィードバックすることが必要であると考えられる。

前述したとおり、新型コロナウイルス感染症や原油高騰をはじめとした物価高騰の影響により、セーフティネットである制度融資を利用した融資（保証債務）は著しく増加している。加えて、新型コロナウイルス感染症に関連する融資については、これから本格的に借入額の返済が始まる。そうなれば、代位弁済が今まで以上に増加する可能性があることは容易に想像できる。

そこで、監査人は、信用保証事業について、将来において神奈川県負担となり得る損失見込額をどのように把握しているのか質問したところ、以下の回答を得た。

【神奈川県からの回答】

・神奈川県信用保証協会が代位弁済を行った場合、弁済額の大部分について株式会社日本政策金融公庫からの保険金及び国の損失補填によってカバーされる。残りの弁済額は全て神奈川県信用保証協会が負担するため、県の負担となり得る弁済額（損

失)は発生しない。

- ・県としては、神奈川県信用保証協会が負担した代位弁済額の2%~4.8%を補助(代位弁済補助)している。代位弁済補助額は県内企業の倒産件数の推移、県内企業を取り巻く景気動向等を勘案し積算している。

これを受け、監査人は、神奈川県として、信用保証協会の保証体制に対するモニタリング方法を質問したところ、以下の回答を得た。

【神奈川県からの回答】

- ・県は神奈川県信用保証協会に対して代位弁済補助を行っているため、毎月送付される代位弁済補助額請求データの受領時に急激な代位弁済額の増加が生じていないかをチェックしている。
- ・毎事業年度終了後に県職員が県信用保証協会に出向き信用保証補助事業の執行の適切性及び補助目的が達成されているかの検査を実施している。

これを受け、監査人は、神奈川県として、信用保証協会の保証体制のモニタリング及び事業年度終了後に実施している検査等が文書で規定されているか質問したところ、以下の回答を得た。

【神奈川県からの回答】

「補助金の交付等に関する規則」の第13条及び「令和4年度信用保証事業費補助金交付決定通知書」の2.補助条件(9)に規定されている。

そこで、「補助金の交付等に関する規則」第13条及び「令和4年度信用保証事業費補助金交付決定通知書」の2.補助条件(9)を確認したところ、以下のとおり規定されている。

【補助金の交付等に関する規則 (一部抜粋)】

(補助金等の額の確定)

第13条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行なう現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定する。

【令和4年度信用保証事業費補助金交付決定通知書 (一部抜粋)】

(9) 知事は、この補助事業の運営及び経費等の執行について、随時報告を求め、又

は監査することができます。

そこで、監査人は、信用保証協会から毎月送付されてくる代位弁済補助額請求データ及びデータ受領時に実施しているチェック内容を質問したところ、以下の回答を得た。

【神奈川県からの回答】

代位弁済補助額請求データ受領時には当月の代位弁済金額が例月と比較して大幅な増減が生じていないかを中心にチェックを実施（代位弁済額の急激な増加は県内中小企業者の業況の悪化を示す指標の一つであり、追加施策を検討するきっかけとなるため）。

さらに、監査人は、神奈川県に対し、毎事業年度終了後に県職員が実施している信用保証協会に対する検査の概要・手続方法・結果等が把握できる資料について質問したところ、以下の回答を得た。

【神奈川県からの回答】

【概要】

信用保証事業費補助金交付前に金融課職員3名が県信用保証協会本所に出向き、保証承諾及び代位弁済に係る稟議書を検査。

【手続方法】

- ・金融課で検査対象契約（信用保証料補助：30 契約、代位弁済補助：5 契約）を抽出し、実地調査通知書と共に県信用保証協会に通知。
- ・金融課職員は令和4年度実地調査シート記載の項目を中心に対象契約の検査を実施。

【検査結果】

補助事業の執行は適正であり、補助目的も達成されていると認められた。

（添付資料）

- ・令和4年度神奈川県信用保証事業費補助金の実地調査について（通知）
- ・令和4年度信用保証事業費補助金実地調査概要
- ・令和4年度実地調査シート（信用保証料補助）
- ・令和4年度実地調査シート（代位弁済補助）・令和4年度補助金調査報告書

添付資料である「令和4年度信用保証事業費補助金実地調査概要」を見ると、検査は金融課3名で令和5年5月11日（木）10時00分から15時30分（検査結果講評含む）にて実施されており、検査時間は約半日であった。検査方法は、事前に通知した検査対象契約に係る稟議書を検査しており、検査対象契約の抽出方法はそれぞれ以下のおりであった。まず、信用保証料補助（30 契約）の検査対象契約の抽出は、補助金額に大きく影響を与える融資

メニューを検査対象としており、その中から保証金額が高額（原則 3,000 万円以上）なものを任意に抽出していた。次に、代位弁済補助（5 契約）の抽出は、代位弁済件数が一番多く、補助金額に大きく影響を与える融資メニューを検査対象としていた。

このように、信用保証事業費補助金の実地調査は滞りなく実施されているが、実地調査は事業年度終了後にしか行われていないことから、期中管理の強化を行うことが必要であると考えられる。なぜなら、現状の実地調査では、調査した結果、仮に問題が発覚しても、調査対象年度で改善することはできないからである。さらに、検査対象とする契約についても、事前通知した案件のみではなく、抜き打ちで選定した契約も含めて調査を行う方がより有効であると考えられる。以上のことから、神奈川県は、信用保証事業費補助金の実地調査について、その時期ないし体制・方法の拡充が必要であると考えられる。

（意見 35）信用保証事業費補助金の実地調査の見直しについて

信用保証事業費補助金については、保証後 1 年以内に代位弁済に至った取引があることから、当該代位弁済に至った取引については、その経緯を検証し、今後の保証審査にフィードバックすることが必要である。この点、神奈川県は信用保証事業費補助金の実地調査を実施しているが、事業年度終了後にしか行われていないことから、期中管理の強化を行うことが必要である。なぜなら、現状の実地調査では、調査した結果、仮に問題が発覚しても、調査対象年度で改善することはできないからである。さらに、検査対象とする契約についても、事前通知した案件のみではなく、抜き打ちで選定した契約も含めて調査を行う方がより有効である。以上のことから、神奈川県は、信用保証事業費補助金の実地調査について、その時期ないし体制・方法を拡充することとされたい。

2 中小企業高度化資金について

（1）制度の概要について

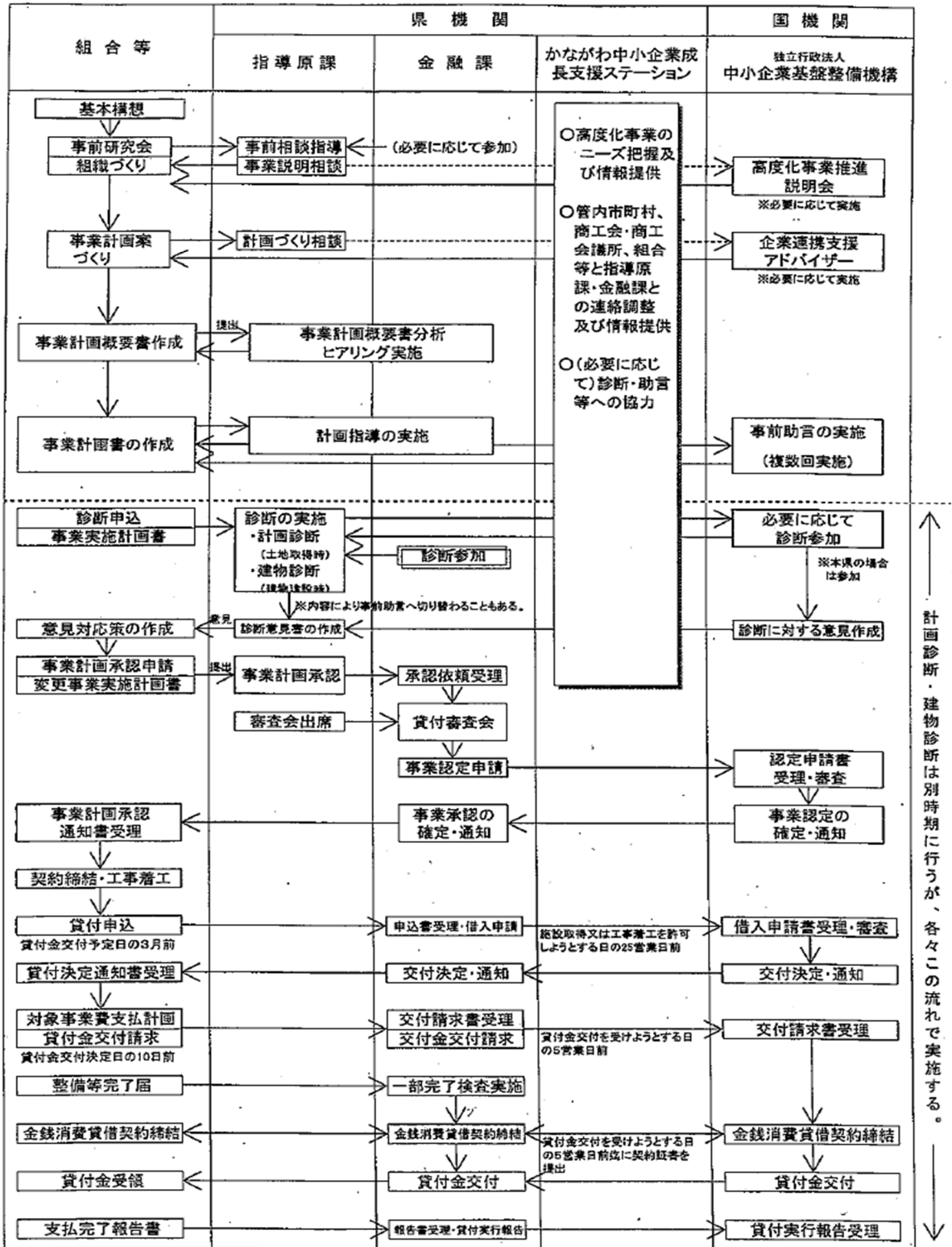
中小企業高度化資金とは、中小企業で組織する事業協同組合等が行う工場・店舗等の集団化、事業の共同化、商店街のアーケード事業などに対し、神奈川県が長期かつ低利の条件で貸付けをするものである。また、直近では、令和元年台風第 15 号及び第 19 号による被害の支援として、当該台風の被害を受けた場合の災害復旧貸付に係る特例措置を設けている。高度化資金の貸付けを受けた施設が被害を受けた場合、無利子・据置期間最長 5 年など、通常の高高度化資金より有利な条件で神奈川県からの貸付けを受けることができる。

そこで、監査人は、中小企業高度化資金の事務処理の流れについて質問したところ、以下の回答を得た。

【神奈川県からの回答】

図 3-VI-2-1 中小企業高度化資金の事務処理の流れのとおりである。

図 3-VI-2-1 高度化事業関係の事務処理の流れ



これを受けて、監査人は、中小企業高度化資金について、令和4年3月31日時点及び令

和5年3月31日時点の貸付先別の債権残高一覧、過去10年間に債権放棄した債権一覧について質問したところ、以下の回答を得た。

【神奈川県からの回答】

- ・表3-VI-2-1 中小企業高度化資金の事業別貸付組合（令和4年3月31日）及表3-VI-2-2 中小企業高度化資金の事業別貸付組合（令和5年3月31日）のとおりである。
- ・過去10年間に放棄した債権はありません。

表3-VI-2-1 中小企業高度化資金の事業別貸付組合（令和4年3月31日）

組合等名	貸付年度	償還月	中小機構貸付番号	貸付額（円）	残高（円）	一部猶予の有無	うち延滞額
■共同施設事業（7組合）							
1	A	H2	5	2020560101000	215,800,000	98,010,654	
		H5	11	2055070101000	188,990,000	89,891,734	
■集団化事業（12組合等）							
1	B	H17	5	H1700800101000 H1700900101000	476,780,000	138,954,000	○
		H18	11	H1700900102000 H1700800102000	311,930,000	101,345,000	○
		H18	11	H1703200101000 H1703100101000	1,149,170,000	609,298,000	○
2	C	H18	11	H1800400101000 H1800300101000	1,469,220,000	432,120,000	
3	D	H6	11	2063410101000	553,550,000	148,505,000	○
		H7	11	H073030101000	668,100,000	203,198,634	○
4	E	H9	11	H093330101000	2,246,380,000	60,172,000	○
		H10	11	H093330201000	339,220,000	9,828,000	○
		H10	11	H101570102000	1,444,930,000	62,276,000	○
		H10	11	H101570101000	291,510,000	0	○
5	F	H4	11	2044880101000	326,850,000	130,322,000	○
		H5	5	2054030101000	134,670,000	58,226,286	○
		H6	5	2061810101000	166,400,000	70,640,000	○
		H7	11	H072300101000	237,420,000	77,265,000	○
6	G	H24	11	H2402200201000 H2402300201000	522,700,000	338,206,000	
		H24	11	H2402200101000 H2402300101000	233,060,000	150,799,000	
		H25	11	H2404600101000 H2404700101000	1,541,670,000	1,088,220,000	
■集積区域整備等事業（1社）							
1	H	H26	11	H2504100101000	888,410,000	679,367,000	
		H26	11	H2504100201000	326,770,000	249,873,000	
		H26	11	H2504100301000	381,240,000	0	
■商店街整備等支援事業（1社）							
1	I	H5	5	2050800101000	2,256,400,000	518,708,000	○
小計				—	16,079,660,000	5,315,225,308	539,606,022

組合等名	貸付年度	償還月	中小機構貸付番号	貸付額(円)	残高(円)	一部猶予の有無	うち延滞額
■ B方式事業(1組合)							
J	H18	11	—	2,258,000	0		
	H18	11	—	1,680,000	0		
	H19	11	—	3,314,000	246,000		
	H20	11	—	4,788,000	684,000		
	H21	11	—	21,220,000	4,544,000		
	H22	11	—	2,608,000	748,000		
	H23	11	—	1,528,000	538,000		
	H23	11	—	2,011,000	715,000		
	H24	11	—	747,000	315,000		
	H24	11	—	1,575,000	671,000		
	H25	11	—	1,155,000	574,000		
	H25	11	—	1,302,000	651,000		
	H26	11	—	929,000	527,000		
	H26	11	—	2,019,000	1,149,000		
	H27	11	—	11,340,000	7,290,000		
	H28	11	—	4,626,000	3,302,000		
	H28	11	—	10,784,000	7,700,000		
	H29	11	—	4,450,000	3,496,000		
	H30	11	—	648,000	554,000		
	H30	11	—	3,024,000	2,592,000		
	R1	11	—	4,779,000	4,437,000		
R1	11	—	4,320,000	4,011,000			
R2	11	—	1,067,000	1,067,000			
R3	11	—	2,926,000	2,926,000			
小計	—	—	—	95,098,000	48,737,000		0
合計	—	—	—	16,174,758,000	5,363,962,308		539,606,022

(注) 上表のうち組合名等については、監査人が固有名詞をアルファベット記号に置き換えて表記している。

表 3-VI-2-2 中小企業高度化資金の事業別貸付組合（令和 5 年 3 月 31 日）

組合等名	貸付年度	償還月	中小機構貸付番号	貸付額（円）	残高（円）	一部猶予の有無	うち延滞額
■共同施設事業（7組合）							
1	A	H2	5	2020560101000	215,800,000	97,713,654	
		H5	11	2055070101000	188,990,000	89,643,734	89,643,734
■集団化事業（12組合等）							
1	B	H17	5	H1700800101000 H1700900101000	476,780,000	119,803,000	○
		H18	11	H1700900102000 H1700800102000	311,930,000	87,032,000	○
		H18	11	H1703200101000 H1703100101000	1,149,170,000	550,006,000	○
2	C	H18	11	H1800400101000 H1800300101000	1,469,220,000	345,696,000	
3	D	H6	11	2063410101000	553,550,000	145,605,000	○
		H7	11	H073030101000	668,100,000	200,298,634	○
4	E	H9	11	H093330101000	2,246,380,000	0	○
		H10	11	H093330201000	339,220,000	0	○
		H10	11	H101570102000	1,444,930,000	0	○
		H10	11	H101570101000	291,510,000	0	○
5	F	H4	11	2044880101000	326,850,000	128,274,000	○
		H5	5	2054030101000	134,670,000	56,776,286	○
		H6	5	2061810101000	166,400,000	68,880,000	○
		H7	11	H072300101000	237,420,000	76,075,000	○
6	G	H24	11	H2402200201000 H2402300201000	522,700,000	307,460,000	
		H24	11	H2402200101000 H2402300101000	233,060,000	137,090,000	
		H25	11	H2404600101000 H2404700101000	1,541,670,000	997,535,000	
■集積区域整備事業（1社）							
1	H	H26	11	H2504100101000	888,410,000	627,108,000	
		H26	11	H2504100201000	326,770,000	230,652,000	
		H26	11	H2504100301000	381,240,000	0	
■商店街整備等支援事業（1社）							
1	I	H5	5	2050800101000	2,256,400,000	509,368,000	○
小計		—	—	—	16,079,660,000	4,775,016,308	533,261,022

組合等名	貸付年度	償還月	中小機構貸付番号	貸付額(円)	残高(円)	一部猶予の有無	うち延滞額
■ B方式事業(1組合)							
J	H19	11	—	3,314,000	0		
	H20	11	—	4,788,000	342,000		
	H21	11	—	21,220,000	3,028,000		
	H22	11	—	2,608,000	562,000		
	H23	11	—	1,528,000	428,000		
	H23	11	—	2,011,000	571,000		
	H24	11	—	747,000	261,000		
	H24	11	—	1,575,000	558,000		
	H25	11	—	1,155,000	491,000		
	H25	11	—	1,302,000	558,000		
	H26	11	—	929,000	460,000		
	H26	11	—	2,019,000	1,004,000		
	H27	11	—	11,340,000	6,480,000		
	H28	11	—	4,626,000	2,971,000		
	H28	11	—	10,784,000	6,929,000		
	H29	11	—	4,450,000	3,178,000		
	H30	11	—	648,000	507,000		
	H30	11	—	3,024,000	2,376,000		
	R1	11	—	4,779,000	4,095,000		
	R1	11	—	4,320,000	3,702,000		
R2	11	—	1,067,000	990,000			
R3	11	—	2,926,000	2,926,000			
R4	11	—	1,804,000	1,804,000			
小計	—	—	—	92,964,000	44,221,000		0
合計	—	—	—	16,172,624,000	4,819,237,308		533,261,022

(注) 上表のうち組合名等については、監査人が固有名詞をアルファベット記号に置き換えて表記している。

表 3-VI-2-1 及び表 3-VI-2-2 を見ると、B方式事業以外については、平成 27 年度以降、新規の貸付実績がないことがわかる。ここで B方式事業は、二つ以上の都道府県にまたがる広域事業に対する貸付方式である。言い換えると、神奈川県内のみで事業を行う組合等に対しては、平成 27 年度以降、一つも貸付実績がない状況であることから、当該制度は時代のニーズに適合しなくなってきた可能性がある。したがって、当該制度の利用を促進していくためには、制度設計を再検討し、「利用しやすい制度」として見直すことが必要であると考えられる。

(意見 36) 中小企業高度化資金制度の見直しについて

中小企業高度化資金制度のうち、B方式事業以外については、平成 27 年度以降、新規の貸付実績がない。ここで B方式事業は、二つ以上の都道府県にまたがる広域事業に対する貸付方式である。言い換えると、神奈川県内のみで事業を行う組合等に対しては、平成 27 年度以降、一つも貸付実績がない状況であることから、当該制度は時代のニーズに適合しなく

なってきた可能性がある。したがって、当該制度の利用を促進していくためには、制度設計を再検討し、「利用しやすい制度」として見直すこととされたい。

(2) 回収遅延債権について

次に、監査人は、神奈川県に対し、長期滞留債権（入金期日から1年超となる債権）について質問したところ、次の回答を得た。

【神奈川県からの回答】

表 3-VI-2-3 貸付金延滞先一覧表のとおりである。

表 3-VI-2-3 貸付金延滞先一覧表

貸付先	貸付年度	当初貸付額 (円)	未済額 (令和4年度末)	状況
商店街活性化支援事業貸付金				
A	昭和58	7,000,000	4,362,624	主債務者の法人は職権解散（みなし解散）後職権抹消済。連帯保証人による分納に応じている。
中小企業高度化資金貸付金				
B	平成2 平成5	404,790,000	187,357,388	当時の理事長・専務理事による横領事件を発端として、平成11年度から延滞。以降、組合・事件に関わっていない連帯保証人による分納を継続。
C	平成6 平成7	1,221,650,000	381,751,908 うち利息 35,848,274	倒産・廃業した組合員（2社）分を平成23年から延滞し、当事者以外の組合員（6社・代表者が連帯保証人）が分納を継続。
中小企業設備近代化資金貸付金				
D	平成9	40,000,000	3,108,000	平成20年12月の倒産に際し担保物件（工場建物と土地）は任意売却され、配当受領。その後、法人解散（平成21年12月解散登記）。連帯保証人による分納に応じている。
違約金（中小企業設備近代化資金貸付金）				
E	平成3	7,587,568	3,907,568	平成19年9月元金完済。主債務者による分納に応じている。

高度化資金については、貸付先が組合であること等に起因する特有の事情もあって、延滞債権の償還は少額かつ長期分納になっており、完済の目途が立ちにくい状況になっている債権が存在している。サービサーや弁護士に回収を委任するなどしているが、このような延滞債権については、債権の管理コスト及び回収コストも発生していることから、今後は、よ

り回収を促進するための方策を講じることが必要であると考えられる。

(意見 37) 中小企業高度化資金の回収遅延債権について

高度化資金については、貸付先が組合であること等に起因する特有の事情もあって、延滞債権の償還は少額かつ長期分納になっており、完済の目途が立ちにくい状況になっている債権が存在している。神奈川県は、このような延滞債権について、債権の管理コスト及び回収コストも発生していることから、今後は、より回収を促進するための方策を講じることとされたい。

Ⅶ 労働部雇用労政課の事業について

1 神奈川県立かながわ労働プラザの入居団体の電気料金等の按分計算について

神奈川県立かながわ労働プラザ（以下「かながわ労働プラザ」という。）の入居団体である公益財団法人神奈川県労働福祉協会（以下「労働福祉協会」という。）は、独自事業としてかながわ労働プラザの一階にて寿労働センター無料職業紹介所（以下「無料紹介所」という。）を開設している。

この無料紹介所は、横浜市中区にある寿地区を中心に、散在する日雇労働者の就労経路の正常化による労働条件の改善や、違法な労働市場の解消を図るため、昭和 49 年 10 月に労働大臣の許可を受けて、無料職業紹介事業を行っている場所である。ここでは無料職業紹介事業のほか、日雇労働者等技能講習及びホームレス等就業支援などの事業も行っている。

労働福祉協会のホームページを見ると、主に、寿地区に仕事を探しに来た方、横浜市・川崎市が運営する自立支援施設に入居している元ホームレスの方、住まいが不安定で神奈川県内のネットカフェなどに寝泊まりを余儀なくされている方などを対象として、土日・祝日・年末年始を除く平日の 8 時 30 分から 17 時 00 分まで無料で利用できるとされており、神奈川県のライフラインを支える重要な事業の一つであると評価できる。

写真 3-Ⅶ-1-1 無料職業紹介所



(監査人が撮影)

ところで、神奈川県立かながわ労働プラザ指定管理者募集要項 1（4）及び 9（1）ウを見ると、かながわ労働プラザにかかる指定管理業務は、以下のとおり、その建物全部が対象範囲とされているわけではないことが分かる。

【指定管理者募集要項（一部抜粋）】

<p>1 施設の概要</p> <p>(4) 施設の概要</p> <p>延床面積 13,866.70 m²</p> <p>うち、指定管理の対象となる公の施設部分は、5,055.25 m²</p> <p>(中略)</p> <p>9 指定管理者が行う業務</p> <p>(1) 施設及び設備の維持管理に関する業務</p> <p>ウ 労働プラザ全体に係る光熱水費及び電話料の支払い</p> <p>指定管理以外の部分に係る維持管理に要する経費は、県が負担（指定管理者に対し、かながわ労働センターが支払い）します。</p> <p>ウ及びエに係る負担割合の考え方は、次のとおりとしますが、詳細については、かながわ労働センターが別に示す協定で定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設・設備の維持管理業務に要する経費：面積按分 ・光熱水費：面積按分 ・電話使用料：実績額

このように、かながわ労働プラザにおいては、指定管理以外の部分に係るコストは神奈川県が負担となることが明記されている。上記の労働福祉協会が運営する無料紹介所は指定管理以外の部分であることから、指定管理者募集要項上は、無料紹介所が開設されることに伴う施設の維持管理費用は神奈川県が負担すべきコストということになる。

そこで、神奈川県にとって指定管理以外の部分において想定外のコストが発生していないかどうかを確認するため、まずは無料紹介所の開館時間がかながわ労働プラザの開館時間の範囲に収まっているかどうかを確認したところ、無料紹介所の開始時刻が30分早くなっていることが判明した。

表 3-VII-1-1 かながわ労働プラザと無料紹介所の開館時間比較

施設	開館時間
かながわ労働プラザ	午前9時～午後10時 ただし、労働情報コーナーは別途定めあり
無料紹介所	午前8時30分～午後5時

(入手資料より監査人が作成)

かながわ労働プラザの開始時刻は午前9時からとされているのに対して、かながわ労働プラザに入居している無料紹介所の開始時刻は午前8時30分からとされており、開始時刻

に乖離が生じている点に疑問を感じたことから、監査人はその理由を質問したところ、以下の回答を得た。

【神奈川県からの回答】

・「神奈川県立かながわ労働プラザ条例」（以下「プラザ条例」という。）は、地方自治法第244条の2第1項により「公の施設」について、同第4項により「指定管理」について定めたものです。「公の施設」とは、地方自治法第244条第1項に定められた「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」です。具体的には、「文教施設（文化会館等）（総務省資料より）」、「公民館（内閣府資料より）」などを指します。「神奈川県立かながわ労働プラザ」における「公の施設」は、「神奈川県立かながわ労働プラザの管理に関する基本協定書」別表（第5条関係）に限定列挙されています。したがって、プラザ条例は「神奈川県立かながわ労働プラザ」の上記「公の施設」部分について定めたものです。

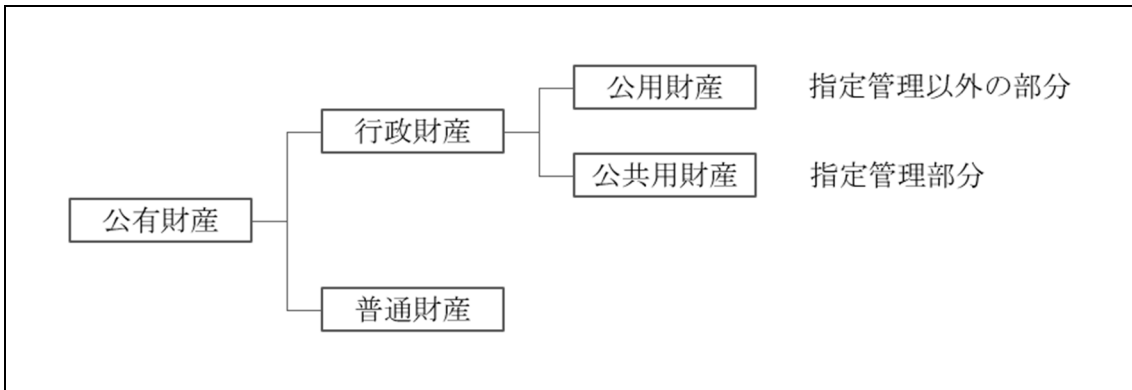
・「寿労働センター無料職業紹介所」の受付時間がプラザ条例第10条に定める開館時間と整合が取れていないとする件は、「寿労働センター無料職業紹介所」がプラザ条例で定める「公の施設」に当たらないことから、問題ないものです。

神奈川県の回答を要約すれば、そもそも労働福祉協会が運営する無料紹介所は、プラザ条例の適用対象である公の施設でもなく、また、かながわ労働プラザにかかる指定管理業務にも含まれない事業であるため、かながわ労働プラザの開館時間である9時に縛られるものではないということである。

次に、条例上は開始時刻等の乖離に問題がなかったとしても、同一の建物内で入居団体が複数存在するのであるから、そのコストの負担について合理的な基準をもって按分計算がなされているかどうかの問題となる。例えば、同一の建物に係る電気料金について、指定管理部分とそれ以外との負担関係、あるいは指定管理以外の部分内での負担関係がどのようになっているのか神奈川県に質問したところ、指定管理部分については基本協定書等に基づき電気料金の実費を面積按分により計算し、また公用財産の入居団体についても同様に利用実績に応じた面積按分を行って実費精算しているとのことであった。そして、残った部分が神奈川県の負担になるとのことであった。

地方公共団体が有する財産（公有財産）については、地方自治法第238条第1項において規定されているが、かながわ労働プラザの状況を分かりやすく整理するために公有財産の分類を可視化したものが図3-VII-1-1である。

図3-VII-1-1 労働プラザにおける公用財産と公共用財産との分類



(注1) 公用財産とは、神奈川県内の事務事業の用に供し、又は供すると決定したもの

(注2) 公共用財産とは、神奈川県において直接公共の用に供し、又は供すると決定したもの

神奈川県の回答を図 3-VII-1-1 の分類に照らして整理すると、公の施設（公共用財産）として指定管理対象とされている部分についてはプラザ条例を適用し、公用財産として指定管理対象とされていない部分については労働プラザ条例を適用することではなく、他の庁舎等と同じ取扱いとなる。そして、公用財産、公共用財産いずれも入居団体の建物利用実績、すなわち面積に応じて電気料金を按分しているということになる。

確かに、建物全体で発生する電気料金等のコストについては、面積按分は一定の合理性があり一般的に用いられている手法であると考えられるが、開館時間及び開館曜日まで異なる入居団体が混在している状況下にあつては、単純な面積按分が本当に合理性を有しているのか疑問を感じざるを得ない。すなわち、指定管理者以外の神奈川県及び他の入居団体にとって本来負担すべき以上の電気料金を負担している可能性が高いということである。

そこで、監査人は神奈川県に対して、電気料金等の面積按分について、その合理性が分かる資料の提示を依頼したところ、指定管理者との間では指定管理者募集要項、他の入居者との間では行政財産の使用許可取扱要領第 10 条第 2 項第 1 号に基づき算出しているとの説明はあつたが、開館時間及び開館曜日まで異なる場合における面積按分の合理性について十分に満足いく説明を得られなかった。

例えば、指定管理者は年末年始とメンテナンスのための休館日を除く日について午前 9 時 00 分から午後 10 時 00 分まで開館しているのに対して、他の入居団体については平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで開館しているとした場合、同一建物における指定管理者と入居団体とを単純な面積按分した場合におけるコスト負担の乖離は以下のように計算できる。

【監査人による簡便的な試算】

- (1) 指定管理者の管理面積：5,055.25 m²
- (2) 他の入居者の管理面積：8,811.45 m² (=13,866.70 m²-5,055.25 m²)
- (3) 指定管理者と他の入居者との管理面積比率：指定管理者：他の入居者=1.00：1.74
- (4) 指定管理者の使用時間：4,615 時間 (=365 日-10 日 (休館日等))
- (5) 他の入居者の使用時間：2,376 時間 (=月 22 日×9 時間×12 か月)
- (6) 指定管理者と他の入居者との使用時間比率：指定管理者：他の入居者=1.00：0.51
- (7) (3) × (6) による比率：指定管理者：他の入居者=1.00：0.89

監査人の試算によれば、上記(3)と(7)を見比べると分かるが、他の入居者は倍近く
の電気料金を負担している可能性が高い。

行政財産の使用許可取扱要領別表第2第1項を見ると、光熱水費の算定にあたっては、別表2で規定される算定式では実情に則しないときは、使用者の使用面積、使用人員、使用状況等を勘案して合理的に算定すべきとされている。このように規定されている趣旨は、光熱水費のような同一建物にかかるコストは入居団体の実情に即して平等に負担すべきものとされているからである。とするならば、このような考え方は公用財産の入居団体にのみ適用されるものではなく、指定管理者も含め同一建物を利用するすべての入居団体に適用すべき考え方であろう。神奈川県は、少なくとも現行の電気料金の算定方法に単純な面積按分を用いていることが同要領第10条及び別表第2に規定される趣旨に反しないという点を説明できる体制、さらには合理性を定期的に確認できる体制を構築すべきである。

【行政財産の使用許可取扱要領（一部抜粋）】

(光熱水費等の負担)

第10条 財産規則第28条の規定により光熱水費等を使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）に負担させる場合は、使用者が直接電気、ガス、水道等の供給者、清掃等の委託業者等と需給契約及び清掃等の委託契約をするように指導し、できる限り立替収入によらないものとする。

2 使用者に負担させるべき光熱水費等を立替収入により処理する場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる基準に準拠し、その使用実態にあわせて財産管理者が合理的に算定し、これを徴収するものとする。

(1) 日を単位として使用許可をした場合の光熱水費等 光熱水費等算定基準（別表第2）

(2) 時間を単位として使用許可をした場合の光熱水費等 光熱水費等定額算定基準（別表第3）

3 前項第2号に規定する基準により算定した光熱水費等が著しく不合理である場合は、財

産経営部長の承認を得て別に算定し、これを徴収することができる。

別表第2（第10条関係）

＜光熱水費の算定、徴収にあたっての留意事項＞

- 1 次に掲げる場合は、財産管理者が使用者の使用面積、使用人員、使用状況等を勘案して合理的に算定式を定めて算定すること。
 - (1) この表中の算定式では実情に即しないとき。
 - (2) この表に掲げていない経費で実費負担させるべきものがあるとき。
- 2 この表中の使用実績が不明な場合に係る算定式は、原則として事務の用に供する建物で、県と使用者の使用形態がほぼ同じ場合を前提としたものである。
- 3 算定にあたっては、子メーターがなく使用実績が不明なものでも、使用器具による電気、ガス、水道等の消費量、その使用時間等から月間消費量を推定できるときは、子メーターがある場合の算定式を準用することができる。
(以下省略)

（意見 38）神奈川県立かながわ労働プラザの入居団体の電気料金等の按分計算について

神奈川県立かながわ労働プラザ条例第10条第1項において、かながわ労働プラザの開館時間は、原則として午前9時から午後10時までと規定されている。一方、神奈川県立かながわ労働プラザの入居団体の独自事業として開設されている寿労働センター無料職業紹介所では、その開館時間を午前8時30分から午後5時00分までとしており、他の入居団体も多少の違いはあるものの同様の状況である。

神奈川県の説明によると、例えば、電気料金については、指定管理者、入居団体ともに各々の利用面積に応じて按分計算がなされているとのことであるが、同一建物内の指定管理者と他の入居団体では開館時間及び開館曜日に大きな乖離があるため、単純な面積按分が果たして合理的な基準なのかどうか疑問を持たざるを得ない。

この点、監査人は、神奈川県から単純な面積按分が合理的である旨の十分な説明資料を入手することができなかった。

同一建物内において入居条件が大きく異なる場合には、電気料金等のコストを面積按分したうえで入居団体に負担させることが合理的なのかどうか説明できる体制を構築するとともに、その計算が合理的であるかについて定期的に確認する体制を構築されたい。

2 神奈川県立かながわ労働プラザの実績報告書の公表について

労働福祉協会は、令和3年4月1日から令和8年3月31日におけるかながわ労働プラザの指定管理者として様々な業務に従事している。

この指定管理業務の範囲を定めた神奈川県立かながわ労働プラザ指定管理者募集要項 11

管理の基準(17)を見ると、以下のとおり、神奈川県と指定管理者は毎年度の実績報告書及び事業計画書等をホームページ等で掲載し、県民への周知に努めることとされている。

【指定管理者募集要項(一部抜粋)】

(17) 実績報告書及び事業計画等の公表

県と指定管理者は、毎年度の実績報告書及び事業計画書等をそれぞれのホームページに掲載し、県民への周知に努めることとします。

しかしながら、監査日現在、神奈川県のホームページを見ると、令和3年度から令和5年度における事業計画書の掲載はあるものの、平成30年度以降の事業実績報告書は掲載されていない。また、労働福祉協会が作成しているかながわ労働プラザのホームページにおいて、事業実績報告として公表されているのは、令和3年度における定性情報を中心とした報告書のみであり、収支状況をはじめとした数値情報は一切掲載されていない。

そこで、収支状況が分かる資料及び令和3年度の定性情報しか公表していない理由について質問したところ、以下のとおり回答を得た。

【神奈川県からの回答】

実績報告書及び事業計画本体が掲載されているため、特に指導は行っておりません。複数年度の実績については、公表するよう定めておりません。

そもそも指定管理者制度とは、公の施設の管理運営を行う民間事業者等を指定管理者として指定することにより、民間のノウハウを活用しつつ、サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的とした制度であり、神奈川県のホームページにおいても「指定管理者制度の運用に関する指針(令和4年3月(一部改正))」(以下「運用指針」という。)を公表するなどして、広く情報公開を行っている。

ここで、当該指針を見てみると、次のように規定されている。

【指定管理者制度の運用に関する指針(令和4年3月(一部改正))(一部抜粋)】

VI 指定管理者の指定

(中略)

3 事業計画書の公表

公の施設の管理運営を行うにあたっては高い公共性が求められるため、透明性を高める観点及び指定管理者による施設の運営方針等を明らかにする観点から、指定期間の開始までに指定管理者が提出した事業計画書をホームページに掲載する。

神奈川県運用指針においてこのように規定されているのは、広く県民に対して、公の施設の管理運営結果を公表することによって、行政サービスが経済性、効率性及び有効性の観点から問題がないことを事後的に検証することを可能にするためであると考えられる。

したがって、公の施設の管理運営について、計画と実績の対比はもちろんのこと、それが複数年度で行われたい限り、指定管理者制度の目的である経費の削減等が実現されたかどうか判断することができない。つまり、現状の取扱いでは、透明性を高めたとは到底言える状況ではない。

かながわ労働プラザのホームページに掲載されている実績報告書の文中には、以下のとおり別添資料が列挙されており、いつでも閲覧が可能なように表示されている。しかしながら、実際には添付されておらず、これらの情報をホームページ上で入手することができない仕様になっている。

【令和3年度神奈川県立かながわ労働プラザ事業実績報告書(一部抜粋)】

【別添資料】

- 1 危機管理マニュアル
- 2 指定管理者による帰宅困難者対応マニュアル
- 3 全員コンシェルジュ宣言 接遇マニュアル
- 4 令和3年度自主事業実施計画&実施状況
- 5 令和3年度業務委託実績報告書
- 6 令和3年度利用者満足度調査の結果概要
- 7 令和3年度かながわ労働プラザ運営委員会議事録
- 8 令和3年度かながわ労働プラザ利用状況
- 9 令和3年度収支決算書

これらを見ると、いずれも重要な情報である。とくに、「6 令和3年度利用者満足度調査の結果概要」及び「9 令和3年度収支決算書」については、公の施設としての客観的データであり、県民への情報提供という観点からは避けては通ることのできない極めて重要な情報である。

なお、収支決算情報は過去情報ではあるが、将来予測を実施するうえで非常に有用な情報の一つであることを申し添える。

（指摘1）神奈川県立かながわ労働プラザの実績報告書の公表について

指定管理業務の範囲を定めた神奈川県立かながわ労働プラザ指定管理者募集要項11 管理の基準(17)を見ると、神奈川県と指定管理者は、毎年度の実績報告書及び事業計画書等をそれぞれのホームページに掲載し、住民への周知に努めるべきこととされている。

しかしながら、神奈川県ホームページには、平成30年度以降の実績報告書は掲載されておらず、また、指定管理者が作成する神奈川県立かながわ労働プラザのホームページには、定性情報を中心とした令和3年度の実績報告書が公表されているのみであり、他の情報は一切掲載されていない。しかも、令和2年度以前の情報も開示されていない。

この点、利用者満足度調査結果は客観性の高い情報であること、収支決算状況は過去情報ではあるものの実績評価及び将来予測を実施するにあたり最も重要な情報の一つであることから、広く公表すべき性質の情報である。しかも、これらの情報は経年比較することによって意味をなす類のものである。

したがって、神奈川県及び指定管理者である労働福祉協会は、相互に協力して、定性情報のみならず、どのくらいの期間の情報をどの程度まで公表すべきか早急に議論するなどして、県民への周知の充実を図られたい。加えて、神奈川県は、公表すべき情報が適時適切に公表されているかどうかをしっかりと確認することができるよう体制を強化されたい。

3 神奈川県立かながわ労働プラザの持続可能性について

上述のとおり、労働プラザの収支決算状況の推移が分からなかったことから、監査人は神奈川県に対して、平成30年度から令和4年度の5年間にかかる収支決算状況を別途依頼した。そして、入手した資料を転記したものが、表3-VII-3-1である。

表3-VII-3-1 労働プラザの収支決算状況

(単位：千円)

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
指定管理料	7,852	0	21,941	3,769	633
利用料金	73,393	76,546	49,429	65,403	70,139
その他	56,563	55,953	55,180	54,751	61,163
収入計	137,808	132,499	126,550	123,923	131,935
支出計	136,463	139,464	128,350	130,021	141,099
収支差額	1,345	△6,965	△1,800	△6,098	△9,164

(入手資料より監査人が作成)

表3-VII-3-1を見てみると、令和元年度から4期連続で収支が赤字となっており、その累計は24百万円を超える。

新型コロナウイルスの影響は主に令和3年度以降のことであり、当該影響は国や神奈川県からの補助金等で一定程度補填されていると考えられる。とするならば、令和元年度からの4期連続赤字は、労働プラザそのものが恒常的な赤字運営に陥っている可能性が高いことを示している。

このことは、労働プラザの持続可能性について非常に危険な状況にあるとも言える。なぜならば、通常の組織体であれば、指定管理を受ければ受けるほど赤字になることが確実であることが見えているため撤退せざるを得ず、したがって、指定管理者の成り手がなくなるからである。

ここで、運用指針の「IV 指定管理者候補の募集」を見てみると、次のような記載がある。

【指定管理者制度の運用に関する指針】（令和4年3月（一部改正））（一部抜粋）

IV 指定管理者候補の募集

1 募集条件等の検討

（中略）

（4）管理に要する経費

ア 指定管理料又は納付金の積算額

指定管理業務に相当する業務を、県が外部に発注する場合を想定した管理運営費用（想定支出額）と利用料金をはじめとした収入の想定額（想定収入額）を算出する。

想定支出額が想定収入額を上回る場合は、県は指定管理者に指定管理料を支払い、想定収入額が想定支出額を上回る場合は、指定管理者が県に納付金を納める。

（中略）

イ 指定管理料等の精算

原則として、指定管理業務の実施にあたり指定管理者に利益、損失等が発生しても、指定管理料又は納付金の増減による精算は行わない。

ただし、指定管理業務の開始後に、指定管理料等の積算に影響を及ぼす状況変化（指定管理業務の変更又は法令・制度改正等）があった場合は、県と指定管理者とが協議を行い、必要に応じて指定管理業務の範囲や指定管理料等を変更する。

上記のとおり、神奈川県の実運用指針においては、指定管理料の精算が行われることを前提としていないため、基本協定や年度協定を締結する際に提出される収支計画が極めて重要となるが、適切な収支計画が作成されていなければ、このような乖離が生じることとなる。

そこで、神奈川県に対して、当該状況についてどのように考えているのか質問したところ、次のような回答であった。

【神奈川県からの回答】

令和2年度から令和4年度は、コロナウイルス感染症拡大による一部閉鎖、コロナウイルス感染症に関連したキャンセル時の使用料全額返還、原油価格高騰及び外出自粛等による会議室利用の減少など、未曾有の状況であったと考えています。県は、指定管理者制度にのっとり、指定管理料の支払い等を行いました。

事業の継続については、指定管理業務の開始後に、指定管理料等の積算に影響を及ぼす状況変化（指定管理業務の変更又は法令・制度改正等）があった場合は、県と指定管理者とが協議を行い、必要に応じて指定管理業務の範囲や指定管理料等を変更することとなっております（指針Ⅳ 1（4）イ）ので、制度にのっとって対応するとともに、指定管理期間終了にあたっては、指定管理を継続する場合は、指定管理者の公募にあたって、指定管理料又は納付金の積算を適切に行ったうえで公募を行うことにより、事業を継続させていきたいと考えております。

上記回答をもって、指定管理料等の積算に影響を及ぼす状況変化があった場合には、神奈川県と指定管理者とが協議を行うことで指定管理料等を変更するとの説明であるため、当然ながら表 3-VII-3-1 で計上されている収支差額は、神奈川県と労働福祉協会との協議後の結果であるということになる。

ところで、労働福祉協会は公益財団法人である。この公益法人は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 6 号及び同法第 14 条において、いわゆる「収支相償」を遵守しなければならないことが規定されている。

【公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（一部抜粋）】

第 5 条第 6 号

その行う公益目的事業について、当該公益目的事業にかかる収入がその実施する適正な費用を償う額を超えないと見込まれるものであること

第 14 条

公益法人は、その公益目的事業を行うに当たり、当該公益目的事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならない。

収支相償は、公益目的事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すべきものであるから、これに充てるべき財源を最大限に活用して無対価又は低廉な対価を設定し、受益の範囲を可能な限り拡大するため公益法人に求められている原則である。労働福祉協会の 4 期連続赤字の状況は、「収入<支出」の状態となっていることからすると、労働プラザの指定管理事業そのものは収支相償原則に反しているわけではない。

しかしながら、労働プラザの指定管理事業が赤字であるにもかかわらず、公益財団法人が維持されている。これは、他の事業で得られた利益をもって赤字を補填しているということに他ならない。

労働プラザにおいて指定管理者制度を採用した目的は、公の施設の管理運営を通して、住

民サービスの向上と経費の節減等を図るためである。とするならば、他の事業で得られた利益で補填することを前提に公の施設にかかる経費が積算され、その結果指定管理料が算出されているという状況は、適切な収支計画が作成されていない、すなわち過度な経費の節減があった可能性が高いと言える。また、この状況は、指定管理者の選定の際に適切な競争原理が働いていない可能性も同時に示唆している。

(指摘2) 神奈川県立かながわ労働プラザの持続可能性について

神奈川県立かながわ労働プラザにおける指定管理者の収支決算状況の推移を見ると、令和元年度から4期連続で赤字の状況である。

この点、神奈川県は、必要に応じて指定管理者との間で、指定管理業務の範囲や指定管理料等の変更を協議するなど神奈川県の指定管理者制度の指針に則って運用していると主張するが、指定管理者の経費の節減を自助努力ではどうにもならない水準で推移している。にもかかわらず、現在の指定管理者が当該業務を維持できるのは、他の事業で得られた利益で補填しているからに他ならない。

このような状況は、神奈川県立かながわ労働プラザという公の施設の指定管理事業単独で考えた場合には、施設運営の持続可能性に大きな問題がある可能性が高く、また、指定管理者選定の際に適切な競争原理が働いていない可能性も示唆している。

したがって、神奈川県は、指定管理者選定にあたって競争原理が適切に確保できているかどうか改めて確認するとともに、指定管理料が適正な水準となるよう努められたい。

4 神奈川県立かながわ労働プラザの貸会議室にかかわる未利用コストについて

かながわ労働プラザの貸会議室は大小含めて19室存在し、利用率の実績推移は表3-VII-4-1のとおりである。

表3-VII-4-1 かながわ労働プラザ貸会議室の利用率推移

貸会議室名	面積	R2 年度	R3 年度	R4 年度
多目的ホール	379.78 m ²	58.4%	53.0%	64.5%
特別会議室	97.57 m ²	24.2%	18.5%	15.0%
第1 会議室	46.08 m ²	37.6%	30.7%	20.7%
第2 会議室	42.24 m ²	35.0%	27.6%	19.6%
第3 会議室	132.78 m ²	50.2%	46.7%	36.9%
第4 会議室	63.70 m ²	40.5%	51.6%	30.1%
第5・6・7 会議室	181.24 m ²	22.9%	41.5%	29.6%
第8 会議室	46.08 m ²	45.0%	38.4%	26.8%
第9 会議室	46.08 m ²	43.9%	36.7%	33.3%

第10会議室	59.65 m ²	33.2%	25.8%	19.0%
第11会議室	71.04 m ²	40.5%	34.2%	23.4%
和室	61.00 m ²	15.2%	9.9%	7.1%
トレーニングルーム	231.15 m ²	19.5%	29.9%	31.1%
ギャラリー	114.87 m ²	15.7%	48.1%	26.9%
音楽スタジオ	87.02 m ²	25.4%	15.7%	22.2%

(入手資料より監査人が作成)

表 3-VII-4-1 を見ると、全体的に利用率が低迷している状況で推移していることが分かる。とりわけ、令和3年度以降、新型コロナウイルスの影響により利用率そのものは低迷せざるを得ない環境であった点は否定できないが、令和2年度についても、多目的ホール及び第3会議室を除いて、稼働率が50%を下回るという低利用状態であったことからすると、かながわ労働プラザの貸会議室に対するニーズは徐々に低下しつつあることが見て取れる。

ところで、神奈川県の説明によれば、かながわ労働プラザの建物延床面積が13,866.70 m²、取得価額は9,088,795千円とのことである。

この取得価額を建物延床面積で除して算出した金額、すなわち床面積1 m²当たりの金額は655,440円/m²(=9,088,795千円÷13,866.70 m²)と計算される。そして、耐用年数を50年、残存価額ゼロ、定額法で減価償却費を計算すると、床面積1 m²当たりの1年間の減価償却費は13,108円(=655,440円/m²÷50年)と算出される。このようにして算出された床面積1 m²当たり減価償却費を表 3-VII-4-1 の面積に乗ずると、貸会議室ごとの1年間の減価償却費が計算される。これに未利用率を乗じて算出した金額(未利用コスト)が表 3-VII-4-2 である。

表 3-VII-4-2 貸会議室ごとの未利用コスト(推計)

貸会議室名	① 面積	② 減価償却費	③ 未利用率	④ 未利用コスト
多目的ホール	379.78 m ²	4,978,156円	35.5%	1,767,245円
特別会議室	97.57 m ²	1,278,947円	85.0%	1,087,104円
第1会議室	46.08 m ²	604,016円	79.3%	478,984円
第2会議室	42.24 m ²	553,681円	80.4%	445,159円
第3会議室	132.78 m ²	1,740,480円	63.1%	1,098,242円
第4会議室	63.70 m ²	834,979円	69.9%	583,650円
第5・6・7会議室	181.24 m ²	2,375,693円	70.4%	1,672,487円
第8会議室	46.08 m ²	604,016円	73.2%	442,139円
第9会議室	46.08 m ²	604,016円	66.7%	402,878円

第 10 会議室	59.65 m ²	781,892 円	81.0%	633,332 円
第 11 会議室	71.04 m ²	931,192 円	76.6%	713,293 円
和室	61.00 m ²	799,588 円	92.9%	742,817 円
トレーニングルーム	231.15 m ²	3,029,914 円	68.9%	2,087,610 円
ギャラリー	114.87 m ²	1,505,715 円	73.1%	1,100,677 円
音楽スタジオ	87.02 m ²	1,140,658 円	77.8%	887,431 円
			計	14,143,048 円

(入手資料より監査人が推計)

(注1)「②減価償却費」は、「①面積」×13,108 円(1 m²当たり減価償却費)として算出した数値

(注2)「③未利用率」は、「1 - (表 3-VII-4-1 における) 令和 4 年度の利用率」で算出した数値

(注3)「④未利用コスト」は、「②減価償却費×③未利用率」で算出した数値

表 3-VII-4-2 を見ると、かながわ労働プラザのうち、指定管理業務の対象である貸会議室の未利用のコストだけで年間 14 百万円を超えるものと推計される。この未利用のコストは、過去の取得価額から算出される減価償却費をもとに推計したものであり、監査日現在において現金の支出を伴う性質のものではないが、過去の建物投資額を無駄にした部分と考えれば、やはり無視することができないコストである。

未利用の原因は、様々な要因が複合的に絡み合っていることから、容易に利用率を向上させることは難しいとは考えられるが、未利用の状態はコストが伴っているという意識のもと、貸会議室の在り方について抜本的に見直すことが必要であると考えられる。

(意見 39) 神奈川県立かながわ労働プラザの貸会議室にかかわる未利用コストについて

神奈川県立かながわ労働プラザの指定管理業務の対象となっている貸会議室の利用率が新型コロナウイルスによる影響を除いても低迷した状況が続いている。

約 90 億円を投じて建設した神奈川県立かながわ労働プラザの延床面積から算出される減価償却費をもとに推計した未利用のコストは令和 4 年度実績では年間 14 百万円超となる。

未利用の原因は、様々な要因が複合的に絡み合っていることから、容易に利用率を向上させることは難しいとは考えられるが、未利用の状態はコストが伴っているという意識のもと、貸会議室の在り方について抜本的な見直しをされたい。



5 神奈川県立かながわ労働プラザの適切な維持管理について

かながわ労働プラザは平成 7 年 8 月から供用が開始されており、約 28 年が経過している。一般に、鉄筋鉄骨コンクリート造りの建物の耐用年数は 50 年とされていることからすると、あと 22 年は使用することが可能であると見込まれるが、耐用年数が近づくにつれ大規模な

修繕が必要となることが常である。

監査人は、かながわ労働プラザを往査した結果、次のような状況を確認した。

写真 3-VII-5-1 かながわ労働プラザの状況

非常階段（1階～2階）	
非常階段（地下1階）	

(監査人が撮影)

神奈川県からは、平成 28 年度に外壁工事（大規模修繕）を行っており漏水等は解消しており、現在問題のあるところはないとの説明を受けているが、外壁工事から 7 年程度が経過していることからすると、近い将来、同様の大規模修繕を実施することが必要である。

また、9階の旧レストランフロアは、次のような状況であった。

写真 3-VII-5-2 旧レストラン及び旧厨房の状況

旧レストラン	
旧厨房①	
旧厨房②	

(監査人が撮影)

神奈川県の説明によると、旧レストラン部分は神奈川県の本庁舎で不足する執務場所への変更等を検討しているとのことであったが、旧厨房部分については利活用方法を模索している最中とのことであった。

かながわ労働プラザは、不特定多数の利用者が存在する公の施設であることから、未使用となった厨房設備については、長期間放置することのないよう、今後の方針を早急に定めるなどして、適切な維持管理に努めることが必要であると考えられる。

(意見 40) 神奈川県立かながわ労働プラザの適切な維持管理について

神奈川県立かながわ労働プラザは、供用開始から約 28 年が経過しているものの、建物の構造上、残存耐用年数は四半世紀近くあると考えられる。

ところが、旧レストランの厨房は未使用となってから 3 年が経過しているにもかかわらず、今後の利活用についての結論が出ていない状況である。

神奈川県立かながわ労働プラザは、不特定多数の利用者が存在する公の施設であることから、未使用となった厨房設備については、長期間放置することのないよう、今後の方針を早期に定めるなどして、適切な維持管理に努めることとされたい。

6 雇用労政課及び出先機関における備品等の管理状況について

監査人が、雇用労政課及び出先機関が所有する備品一覧を依頼したところ、課が所有する備品一覧、各労働センターが所有する備品一覧、労働センター本所が管理するかながわ労働プラザの貸出物品一覧及び障害者雇用促進センターが所有する備品一覧を入手した。

これらの備品一覧等を整理した結果が以下の表 3-VII-6-1 である。

表 3-VII-6-1 備品等の状況

出先機関	管理備品等の数
雇用労政課	13
かながわ労働センター 本所	171
かながわ労働センター 本所 (貸出物品)	1,541
かながわ労働センター 川崎支所	10
かながわ労働センター 県央支所	6
かながわ労働センター 湘南支所	3
障害者雇用促進センター	8
計	1,752

(入手資料より監査人が作成)

表 3-VII-6-1 を見ると、特に労働センター本所におけるかながわ労働プラザへの貸出物品の数が多いことが分かる。この 2 か所の物品等の一覧の中には、実際に使用されることがないであろうと想定されるものが数多く存在する。例えば、以下の物品等である。

写真 3-VII-6-1 実際に使用されることが少ないと想定される物品等

備品、貸出物 品	品名／物品価格	写真
備品 (労働センタ 一本所)	ちゅう具類 ライスロボ ／131,400 円	
備品 (労働センタ 一本所)	DVDカラオケシステム ／117,000 円	
備品 (労働センタ 一本所)	パソコン S y c o m ／55,010 円	

(入手資料から監査人が抽出及び写真撮影)

そこで、物理的に使用しない備品の処分方針について質問したところ、明確な回答を得られなかった。

行政サービスを広く提供するにあたって、様々な備品等が必要になることは理解できる

ものの、備品等の数が多くなればなるほど、管理コストが比例的に発生することもまた事実である。したがって、自らの管理可能な備品等の範囲を把握し、備品等の良好な管理を徹底するとともに、神奈川県財務規則（以下「財務規則」という。）第 174 条の規定に従い、使用する必要のない物品等については不用の決定をすることが必要であると考えられる。

なお、財務規則では、物品の保管及び不用の決定等について、以下のとおり規定されている。

【財務規則（一部抜粋）】

<p>(保管)</p> <p>第 165 条 物品は、県の管理する施設において常に良好な状態で保管しなければならない。(中略)</p> <p>(不用の決定等)</p> <p>第 174 条 物品管理者は、使用する必要のない物品又は破損した物品のうち管理換え、修理等により使用できない物があるときは、物品処分調書により不用の決定をしなければならない。(中略)</p>
--

(指摘 3) 雇用労政課及び出先機関における備品等の管理状況の見直しについて

雇用労政課は、出先機関を含めると 1,700 超の備品等を管理しているが、これらの備品等の中には、物理的に使用しない備品等も数多く含まれているものと考えられる。行政サービスを広く提供するにあたって、様々な備品が必要になることは理解できるものの、備品等の数が多くなればなるほど、管理コストも比例的に発生する。

したがって、自らの管理可能な備品等の範囲を把握し、備品等の良好な管理を徹底するとともに、財務規則第 174 条の規定に従い、使用する必要のない物品等については不用の決定をすることとされたい。

7 労働センターの外国人労働相談の見直しについて

神奈川県は、かながわ労働センター（横浜の本所及び川崎・県央・湘南の 3 支所で構成）（以下「労働センター」という。）を設置し、職場で直面するトラブルを防止するため、様々な方々を対象とした労働相談を行っている。ここで、労働センターの主な業務を紹介すると、表 3-VII-7-1 のとおりとなる。

表 3-VII-7-1 労働センターの主な業務

業務	業務内容	対象	手段等
労働相談	・解雇・退職・雇止め、賃金・労働時間等の労働条件、職	・働く方	・来所

	場のハラスメントなどの労働問題や、労使関係の相談	・事業主	・電話、メール
労働教育	・労働関係法令や労働問題等をテーマに労働講座を開催 ・職員が職場や学校等に出向いて労働法の基礎知識や職場のハラスメント防止に向けた取組等について解説する出前労働講座を実施	・労働組合 ・会社 ・学校 ・その他団体	・各労働センターなどでの講座 ・オンラインによる講座
労働環境の改善	・職員が事業所を訪問し助言等を行う中小企業労働環境改善訪問を実施するほか、労務管理に必要な知識が学べる労務管理セミナーを開催	・事業所	・訪問など
労働情報の収集・発信	・労働情勢に関する調査を実施し、ホームページ等で結果を公開 ・労働関係資料の作成、提供		・ホームページ ・メールマガジン

(神奈川県ホームページより監査人が作成)

このように労働センターでは、労働に関する様々な相談等を行っているが、どの程度の利用者が存在するのか確認した。結果は、以下のとおりである。

表 3-VII-7-2 労働相談・中小企業労働環境改善訪問の実績推移

(単位：件)

労働相談等	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
一般労働相談	6,769	6,904	9,154	8,278	6,899
出張労働相談	299	272	189	195	208
日曜労働相談	667	627	664	700	704
夜間労働相談	151	178	148	173	128
女性のための労働相談	143	122	147	118	113
弁護士労働相談	200	197	196	208	185
外国人労働相談	451	454	473	367	366
メンタルヘルス相談	105	69	89	99	92
街頭労働相談	3,669	3,664	1,363	2,599	2,981
その他労働相談	334	419	50	55	51
労働相談 計	12,788	12,906	12,473	12,792	11,727
中小企業労働環境改善訪問	389	389	341	301	396

(入手資料より監査人が作成)

表 3-VII-7-2 を見ると、新型コロナウイルスによる労働環境の悪化に伴って、令和2年度から令和3年度にかけて一般労働相談件数及び日曜労働相談件数は増加し、令和4年度は

従来と同じ水準に戻りつつあることが分かる。

これに対し、外国人労働相談件数はやや減少傾向を示している。その理由について、どのように分析しているか質問したところ、以下の回答を得た。

【神奈川県からの回答】

外国人労働相談件数が減少傾向にある要因としては、コロナ禍において飲食店などが休業、廃業し、中国人を含む外国人登録者数が減少したことに伴い、外国人労働者も減少したことが理由ではないかと推察されます。

上記回答を正とすると、新型コロナウイルスの影響が落ち着いた令和5年度以降は、外国人登録者数が増加することが予想され、これに伴う外国人労働者も比例して増加することが予想される。その際、外国人労働者にとって、一定程度、日本語の壁が立ちはだかるであろうことから、神奈川県は、より適切な労働相談環境を整えることが必要であると考えられる。

まずは、現状を把握するために、神奈川県の外国人労働者が労働相談を希望する場合の利用可能な言語は何かを神奈川県のホームページで確認したところ、以下の四つの言語であった。

【現在、外国人労働者が利用可能な言語】

スペイン語／ポルトガル語／中国語／ベトナム語

次に、神奈川県内外国人数の国別構成比の実績推移を神奈川県のホームページで確認したところ、表3-VII-7-3のとおりであった。上記の利用可能な言語と照らし合わせると、県内の外国人の中で40%以上を占める中国語とベトナム語については労働相談が可能であるものの、韓国語や英語は労働相談の対応ができない環境となっていることが分かる。

表3-VII-7-3 神奈川県内外国人数の国別構成比の実績推移

(上段：国名、下段：構成比)

順位	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
1位	中国 32.4%	中国 32.0%	中国 31.5%	中国 30.8%	中国 29.4%
2位	韓国 13.1%	韓国 12.3%	韓国 12.0%	ベトナム 11.9%	ベトナム 12.2%
3位	フィリピン 10.4%	ベトナム 10.6%	ベトナム 11.5%	韓国 11.8%	韓国 11.2%

4位	ベトナム 9.3%	フィリピン 10.1%	フィリピン 10.1%	フィリピン 10.3%	フィリピン 10.2%
5位	ブラジル 4.0%	ブラジル 3.9%	ブラジル 3.9%	ブラジル 3.8%	ネパール 4.0%

(入手資料より監査人が作成)

そこで、韓国語や英語での労働相談がなされていない理由を質問したところ、以下の回答を得た。

【神奈川県からの回答】

- ・外国人相談は、平成4年度から実施しています。横浜地区は、英語、中国語、スペイン語、厚木地区はポルトガル語、英語でスタートしました。
- ・その後、いくつかの言語（韓国語など）を経て、利用実績などのニーズ等を勘案し、現在の言語となっています。
- ・労働センターで対応できない言語については、厚生労働省の「外国人労働者向け相談ダイヤル」（英語、韓国語等）や神奈川労働局の外国人相談（英語、タガログ語）を案内しています。

上記の回答は、一見すれば理にかなっているように思えるが、利用実績やニーズなど抽象的な表現が多く腑に落ちないことから、さらに追加して労働センター別の利用実績推移と労働相談にかかるコスト推移が分かる資料を依頼した。その結果をもとに監査人が作成した表が、表3-VII-7-4及び表3-VII-7-5である。

表3-VII-7-4 外国人労働相談の利用実績推移

(単位：件)

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
中国語	123	112	145	64	64
(1週当たり)	2.6	2.3	3.0	1.3	1.3
ポルトガル語	81	107	113	110	81
(1週当たり)	1.7	2.2	2.4	2.3	1.7
スペイン語	229	198	193	159	173
(1週当たり)	3.2	2.8	2.7	2.2	2.4
ベトナム語	12	36	17	34	48
(1週当たり)	0.5	1.5	0.7	1.4	2.0
その他	6	1	5	0	0
利用実績件数計	451	454	473	367	366

(入手資料より監査人が作成)

(注1) 中国語は、本所のみで実施。相談日時は、毎週金曜日の13時～16時まで。

(注2) ポルトガル語は、県央支所のみで実施。相談日時は、毎週月曜日の13時～16時まで。

(注3) スペイン語は、本所及び県央支所で実施。相談日時は、本所が第2・4水曜日の13時～16時まで、県央支所が毎週木曜日の13時～16時まで。

(注4) ベトナム語は、本所のみで実施。相談日時は、第2・4木曜日の13時～16時まで。

(注5) 1週当たり件数は、毎週実施している相談は1年で48週、隔週実施している相談は1年で24週とみなして算出している。スペイン語については試算上、本所及び県央支所を合算し、1年で72週(24週+48週)とみなして、1週あたり件数を算出している。

表 3-VII-7-5 外国人労働相談にかかるコスト推移

(単位：円)

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
通訳謝金	2,070,000	2,150,500	2,196,500	2,185,000	2,207,500
専門相談員謝金	3,473,000	3,703,000	3,910,000	3,864,000	3,749,000
コスト 計	5,543,000	5,853,500	6,106,500	6,049,000	5,956,500
1件あたり単価	12,290	12,893	12,910	16,482	16,274

(入手資料より監査人が作成)

(注) 本表の「1件あたり単価」は、本表の「コスト計」を表7-4の「利用実績件数計」で除したものである。

まず、表 3-VII-7-4 については、利用実績から見た利用頻度を把握するために作成したものである。外国人労働相談の相談時間は1日当たり13時から16時までの3時間の総枠のみが決まっており、個々の相談時間は案件の内容により様々であるが、1件あたり1時間かかると仮定すれば、すべての時間が労働相談に充てられている場合、1週当たり件数は3.0件となる。そのように考えれば、稼働率が70%の場合には、1週当たり件数は2.1件(=3.0件×70%)となる。

この1週当たり件数が2.1件を超える言語は、平成30年度は中国語及びスペイン語、令和元年度及び令和2年度は中国語、ポルトガル語及びスペイン語、令和3年度はポルトガル語及びスペイン語、令和4年度はスペイン語のみとなっている。

少なくとも直近5年間の利用実績の推移からすると、ベトナム語については相対的な稼働率は低いと言えることから、神奈川県の実績にあった「利用実績などのニーズ等を勘案し」というのが実際に機能しているのかどうか疑問が残る。しかも、他言語については、そもそも労働相談を受け付けていないため、外国人のニーズ等を正確に把握できているかどうかについても疑問が残る。

次に、表 3-VII-7-5 については、外国人労働相談の1件当たりコストがどのくらい発生し

ているのか把握するために作成したものである。ここで、外国人労働相談は、労働問題や労働トラブルについて、専門相談員（大学教員や弁護士）が通訳とともに相談に応じるという方法で実施しているため、それぞれに通訳謝金と専門相談員謝金が発生するという点で他の労働相談と性質を異にしている。

表 3-VII-7-5 を見ると、直近 2 年間の外国人労働相談 1 件当たりのコストは 16,000 円を超える。このコスト水準が適正なのかどうかという問題は、外国人労働相談の成果、すなわち費用対効果で判断すべきであることから、軽々に高いか低いかを論ずるべきではない。

しかしながら、令和 3 年度及び令和 4 年度の 1 件当たりのコストが 12,000 円台から 16,000 円台に上昇したのは事実である。これは、通訳及び専門相談員のコストに比して、外国人労働相談の利用実績が伸び悩んだことに起因する。つまり、利用実績が伸びない限り、1 件当たりのコストはより高額になるのである。

この点、1 件当たりのコストを下げるためには、利用実績を伸ばすことが必要となるのであるが、直近 5 年間はやや減少傾向にあることからすると、何らかの対策を講ずることが急務であると考えられる。

また、効果の検証方法も明確化する必要がある。なぜなら、1 件当たりの労働相談に費やすコストが 16,000 円を超えている現状からすれば、単に外国人労働者に対する窓口を広げる目的があるなどの理由では説得力に欠けるからである。

（意見 41）労働センターの外国人労働相談の見直しについて

労働センターの本所及び県央支所において、外国人労働相談を毎週又は隔週の頻度で実施している。この外国人労働相談で対象としている外国語は、中国語、ポルトガル語、スペイン語及びベトナム語の 4 か国語であり、他言語については国や他部署の類似施設に誘導しているとのことである。

監査人の試算によると、全体の外国人労働相談件数は減少傾向にあることに起因して、外国人労働相談の 1 件当たりのコストは 16,000 円を超えていることから、現状の外国人労働相談の行政サービスの在り方について疑問を持った。

この点、神奈川県は、利用実績などのニーズ等を勘案しながら対応言語を決めているとしている。しかしながら、実際には、ベトナム語は相対的な稼働率が低いと言わざるを得ない。また、神奈川県は監査人に効果検証の方法を十分に提示することもできなかった。

今後、日本人の人口減少に起因して外国人労働者が増加する可能性が高く、彼らの労働相談に対する潜在的なニーズは高いと想定されることから、神奈川県は、現状の外国人労働相談の在り方及び効果の検証方法をより充実したものとなるよう見直し、もって外国人労働相談 1 件当たりコストを削減するなどして、経済性及び効率性を高めることとされたい。

8 かながわ労働センター川崎支所における夜間労働相談の有効性について

労働センターの本所及び川崎支所では、日中の労働相談が困難な方に向けて、通常の相談時間を2時間延長した夜間労働相談を実施している。具体的な、相談方法については表3-VII-8-1のとおりである。

表3-VII-8-1 夜間労働相談の状況

センター名	相談日	電話・来所	予約	相談時間
本所	毎週火曜日 (祝・休日、年末年始を除く)	電話・来所	不要	17時15分 ～19時30分
川崎支所	第3木曜日 (祝・休日を除く)	来所のみ	必要 (前日まで)	17時15分 ～19時30分

(神奈川県ホームページより監査人が作成)

表3-VII-8-1を見ると、本所は、原則として月に4回実施しているのに対して、川崎支所は、原則として月に1回の実施となっている。また、予約の要否についても取扱いが異なっている。なお、実際の利用者の実績数推移は、表3-VII-8-2のとおりである。

表3-VII-8-2 夜間労働相談の実績数推移

(単位：件)

センター名	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
本所	151	167	142	171	122
川崎支所	—	11	6	2	6

(入手資料より監査人が作成)

(注) 川崎支所は、令和元年度より夜間労働相談を実施している。

表3-VII-8-2を見ると、川崎支所の開始初年度の令和元年度こそ月に1回程度の頻度で利用がなされているものの、その後の利用は低迷し、令和4年度では2か月に1回程度の頻度となっている。そこで、監査人は利用が低迷している理由に加え、夜間労働相談体制をどのように実施しているかについて質問したところ、以下の回答を得た。

【神奈川県からの回答】

- ・駅から近いという利便性を活用して、令和元年度から夜間労働相談を実施しているが、周知方法に課題があり、利用が伸び悩んでいる。
- ・夜間労働相談を実施する際には、安全性の観点も配慮して、相談員1名と所長1名の2名体制で臨んでいる。

確かに、労働センターの場所が駅から近いという特性を利用して、他の支所では実施していない夜間労働相談を実施するというチャレンジ精神は評価に値する。

しかしながら、その夜間労働相談が月に1回しか利用できず、かつ事前予約が必要であるという点は、本所と比べて利便性に欠ける。また、1件の相談に対して最低2名で相談体制を構築するという事は、費用対効果の観点からも疑問を持たざるを得ない。さらに、川崎支所の近隣に居住していないと、現実的には利用者が相談に訪れにくいことから、県民にとって平等な取扱いとなっているか疑問である。

そこで、監査人は、費用対効果についてより深度ある検証を行うため、夜間労働相談にかかる1件当たりのコストがどのくらい発生しているのか、労務コストに的を絞って推計することとした。

まずは、労務コストを時間外勤務手当相当であるとみなして推計を行う。このとき管理職の労務コストについても時間外勤務手当相当が発生していることを前提に計算を行うこととする。なぜなら、時間外勤務手当の対象外である管理職であっても、実際に労務が発生している以上、これを計算に含めないと労務コストの推計が過少になってしまうからである。

そして、時間外勤務手当相当の計算方法については、職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第11条第1項において規定されている「時間外勤務手当等基礎額×夜間勤務時間数×25/100」の計算式をもって算出することとした。ここでいう時間外勤務手当等基礎額は、「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額」のことである。

なお、本報告書においては、簡便的な推計で十分であると判断し、以下の計算式をもって時間外勤務手当相当の単価としている。

【監査人が推計するための時間外勤務手当相当の単価にかかる計算式】

$$\frac{(\text{給料の月額} (\ast 1) \times 1.1209 (\ast 2) \times 12 (\ast 1)) \div ((38.75 \text{時間} \times 52) - (18 (\ast 3) \times 7.75 \text{時間}))}{\times 1.25}$$

※1 令和4年度に公表されている「神奈川県給与・定員管理等について」の「(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)」で公表されている「給料」(12か月分)を「職員数」で除した金額

※2 職員の給与及び通勤に要する費用弁償に関する条例第9条の2で規定する地域手当の乗数を加算したもの

※3 職員の時間外勤務手当に関する規則第3条に規定する休日等を18日として推計

【監査人による時間外勤務手当相当の単価の推計結果】

$$\frac{(3,961,077 \text{円} (\ast 1) \times 1.1209) \div ((38.75 \text{時間} \times 52) - (18 \times 7.75 \text{時間}))}{\times 1.25} = \frac{(4,439,971 \text{円} \div (2,015 \text{時間} - 139.5 \text{時間}))}{\times 1.25}$$

=2,367円×1.25

=2,958円

※1 210,543,136千円÷53,153人=3,961,077円(12か月分)

次に、定時外の労務にかかる時間数についてであるが、夜間労働相談は、17時15分から19時30分までとされているものの、後片付け等の時間を考慮すれば、少なくとも1回当たり2時間30分の定時外の労務が発生していると考えられる。当該相談は2名体制で実施することから夜間労働相談1回当たり5時間の定時外の労務が発生しているものと考えることができる。

【監査人による1回当たり時間外勤務手当相当の推計結果】

2,958円×5時間

=14,790円

神奈川県の説明によれば、川崎支所における夜間労働相談体制で対応できる件数は、1回当たり最大で3件であるとのことである。同時に3件の相談が来るのであれば、労働相談件数1件あたりの労務コストは4,930円(=14,790円÷3件)と計算されるが、夜間労働相談が1件しかない場合の労務コストは14,790円(=14,790円÷1件)となり、3倍のコストが発生することとなる。

表3-VII-8-2の実績数の推移が低迷している状況にあつては、同時に3件の相談が予約されることは少ないであろうと推察される。そのため、1回の夜間労働相談にかかる労務コストについては、費用対効果という観点からは不十分な可能性が高い。

しかも、実際には、上記推計に加えて光熱水費などの間接コストも加味する必要がある。

以上のことから、神奈川県は、事業全体の経済性、効率性及び平等性の観点から、川崎支所の夜間労働相談を本所に統合するなど体制の再構築を検討することが必要であると考えられる。

(意見42) かながわ労働センター川崎支所における夜間労働相談の有効性について

かながわ労働センターの本所及び川崎支所では、日中の労働相談が困難な方に向けて、19時30分まで延長した夜間労働相談を実施している。ところが、川崎支所における利用者数は、開始以来、低迷した状況が続いている。その原因として、月に1回しか夜間労働相談を利用できず、かつ事前予約が必要という点で、本所と比べて利便性に欠けることが挙げられる。また、1件の相談に対して最低2名の相談体制を構築せざるを得ないことから、利用者数が伸びないと経済性が発揮しづらい。この点、監査人の推計によれば、令和4年度の夜間

労働相談 1 回当たりのコストは 14,790 円となるため、地方自治法第 2 条第 14 項で規定される「最少の経費で最大の効果」を発揮できているか疑念が生じる。さらに、川崎支所の周辺に居住していないと現実的には利用者が相談に訪れにくいことから、平等性の観点からも疑問が残る。


したがって、神奈川県は、事業全体の経済性、効率性及び平等性の観点から、川崎支所の夜間労働相談を本所に統合するなど体制の再構築を検討することとされたい。

9 出先機関で保有する絵画の取扱いについて

表 3-VII-6-1 に掲げる備品一覧の中には、過去に寄附等で受け入れた絵画が存在する。

この点、監査人は、労働センターの本所及び川崎支所に往査した際、いくつかの絵画を確認した。その際、次のような保管状況の絵画が存在した。

写真 3-VII-9-1 絵画の保管状況

備品、貸出物品	品名／物品価格	写真
絵画 (労働センター 川崎支所)	中川学人作「ふるさとの詩」 ／350,000 円	

(労働センター川崎支所の倉庫内で監査人が撮影)

写真 3-VII-9-1 の写真は、撮影用に移動したもので、通常時は倒れて傷がつかないように保管しているとの説明を受けたが、そもそも労働センターの倉庫には、空調や湿度を一定に保つ機能を有しておらず、絵画の保管に適した環境ではない可能性が高い。寄附者はその絵画を有効に活用してほしいという思いから神奈川県に寄附するのであるから、神奈川県は、その絵画を適切な環境で管理することが必要であると考えられる。

なお、今回の往査で確認したのは神奈川県が保有する美術品の一部であり、網羅的に確認したわけではない。

(意見 43) 出先機関で保有する絵画の取扱いについて

出先機関の中には、寄附等により受け入れた絵画がいくつか存在するが、その保管方法が絵画の保管に適さない環境にある可能性が高い。

寄附者はその絵画を有効に活用してほしいという思いから神奈川県に寄附するのである

から、神奈川県は、美術品の保管状況を網羅的に確認したうえで、これを適切な環境で保管することとされたい。

10 就労支援施設の稼働率向上について

神奈川県は、横浜S Tビル（横浜市西区北幸 1-11-15）内で「ジョブカフェ」（かながわ若者就職支援センター）及び「シニア・ジョブスタイル・かながわ」という二つの就労支援施設の運営を行っている。これらは、いずれもキャリアカウンセリング（就職相談）やセミナーの実施を中心とした支援を行っており、特に担当制によるキャリアカウンセラーのきめ細やかなサポートを強みとしている。

新型コロナウイルスの影響は一定程度ありつつも、表 3-VII-10-1 のとおり、いずれの施設も利用者数は堅調に推移しており、県民ニーズの高さが伺える。

表 3-VII-10-1 ジョブカフェ等の利用者数推移（上段：延べ人数、下段：実人数）

就労支援施設	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
ジョブカフェ	7,093 人	7,038 人	5,895 人	6,744 人	6,296 人
	1,595 人	1,435 人	1,219 人	1,245 人	1,191 人
シニア ※	5,779 人	6,272 人	5,491 人	6,989 人	7,043 人
	2,432 人	2,312 人	1,843 人	2,086 人	2,148 人

（入手資料より監査人が作成）

※ シニア・ジョブスタイル・かながわ

ここで、令和4年度の歳入歳出当初予算見積書におけるジョブカフェ及びシニア・ジョブスタイル・かながわの予算と事業内容は、表 3-VII-10-2 のとおりである。

表 3-VII-10-2 ジョブカフェ等の予算

事業名	予算額	事業内容
若年者就業支援費	44,688 千円	・ジョブカフェ施設運営経費／キャリアカウンセリングの実施／就職活動支援セミナー等の開催 など
シニア・ジョブスタイル・かながわ事業費	37,670 千円	・シニア・ジョブスタイル・かながわ施設運営経費／キャリアカウンセリングの実施、再就職支援セミナー等の開催／65 歳以上（プラチナ世代）を対象とした支援の実施 など
計	82,358 千円	

(入手資料より監査人が作成)

いずれの事業も幅広い世代を対象としているとはいえ、合計で8千万円を超える予算が充てられており、神奈川県としても主要施策の一つとして位置付けていることが伺える。したがって、当該事業が有効に機能しているかどうか、すなわち事業予算の有効性が重要となる。

そこで、表3-VII-10-1とキャリアカウンセラーの人数を利用して、キャリアカウンセリングの稼働率を推計することとした。

以下の表3-VII-10-3及び表3-VII-10-4がその結果である。

表3-VII-10-3 ジョブカフェのキャリアカウンセリングの稼働率推移

就労支援施設	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
①延べ利用者数	7,093人	7,038人	5,895人	6,744人	6,296人
②カウンセラー配置人数	5人	5人	5人	6人	6人
③1人当たり人数(①÷②)	1,418人	1,407人	1,179人	1,124人	1,049人
④稼働日数 ※1	292日	290日	287日	293日	293日
⑤最大担当人数 ※2	1,752人	1,740人	1,722人	1,758人	1,758人
⑥稼働率(③÷⑤)	80.9%	80.9%	68.5%	63.9%	59.7%

(入手資料より監査人が作成)

※1 365日(閏年の場合は366日)から日曜日、祝日及び年末年始(12月29日から1月3日)を除いた日数。

※2 キャリアカウンセラーの相談者1人当たり担当時間を60分とすると、ジョブカフェの開館時間(9時30分～18時00分)におけるキャリアカウンセラー1人当たりの最大担当人数は6人(=(8.5時間-休憩・事務作業2.5時間)×60分÷60分)であるため、④稼働日数×6人とした。

表3-VII-10-4 シニア・ジョブスタイル・かながわのキャリアカウンセリングの稼働率推移

就労支援施設	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
①延べ利用者数	5,779人	6,272人	5,491人	6,989人	7,043人
②カウンセラー配置人数	4人	4人	4人	5人	5人
③1人当たり人数(①÷②)	1,444人	1,568人	1,372人	1,397人	1,408人
④稼働日数 ※1	292日	290日	287日	293日	293日
⑤最大担当人数 ※2	1,752人	1,740人	1,722人	1,758人	1,758人
⑥稼働率(③÷④)	82.4%	90.1%	79.7%	79.5%	80.1%

(入手資料より監査人が作成)

※1 365日(閏年の場合は366日)から日曜日、祝日及び年末年始(12月29日から1月3日)を除いた日数。

※2 キャリアカウンセラーの相談者1人当たり担当時間を60分とすると、シニア・ジョブスタイル・かながわの開館

時間（9時30分～18時00分）におけるキャリアカウンセラー1人当たりの最大担当人数は6人（＝（8.5時間－休憩・事務作業2.5時間）×60分÷60分）であるため、④稼働日数×6人とした。

いずれの施設も担当制のキャリアカウンセラーを配置して個別にアドバイスをすることを主なサービスとして位置付けており、場合によってはカウンセリングが長時間に及ぶこともあり得る。そのため、上表の稼働率が100%になることはあり得ないことは十分に理解できる。しかしながら、費用対効果の観点からは、より高い稼働率の達成を目指していかなければならないし、また稼働率を向上させる余地があると考えられる。

この点、稼働率は様々な要因によって上下すると考えられることから、行政の取組みのみによって急激に向上するわけではないが、就労支援を受けたいと思っている潜在的な利用者を横浜S Tビルへ誘導し、カウンセリングを実施するため、施設の周知方法についても工夫の余地がある。表3-VII-10-5は横浜S Tビルの具体的な入居団体情報になるが、これを見ると、運営主体が異なる類似施設が同じ建物に混在しており、利用者目線からは、一つの建物を訪れることで様々な仕事にかかわる行政サービスを享受することができるため利便性は高いと言えるが、そもそも類似施設の数が多いため、悩みを解決するためにはどこに行けば良いのか直感的に分かりづらいという側面があり、改善の余地がある。

表3-VII-10-5 横浜S Tビル（かながわ総合しごと館スマイルワーク）

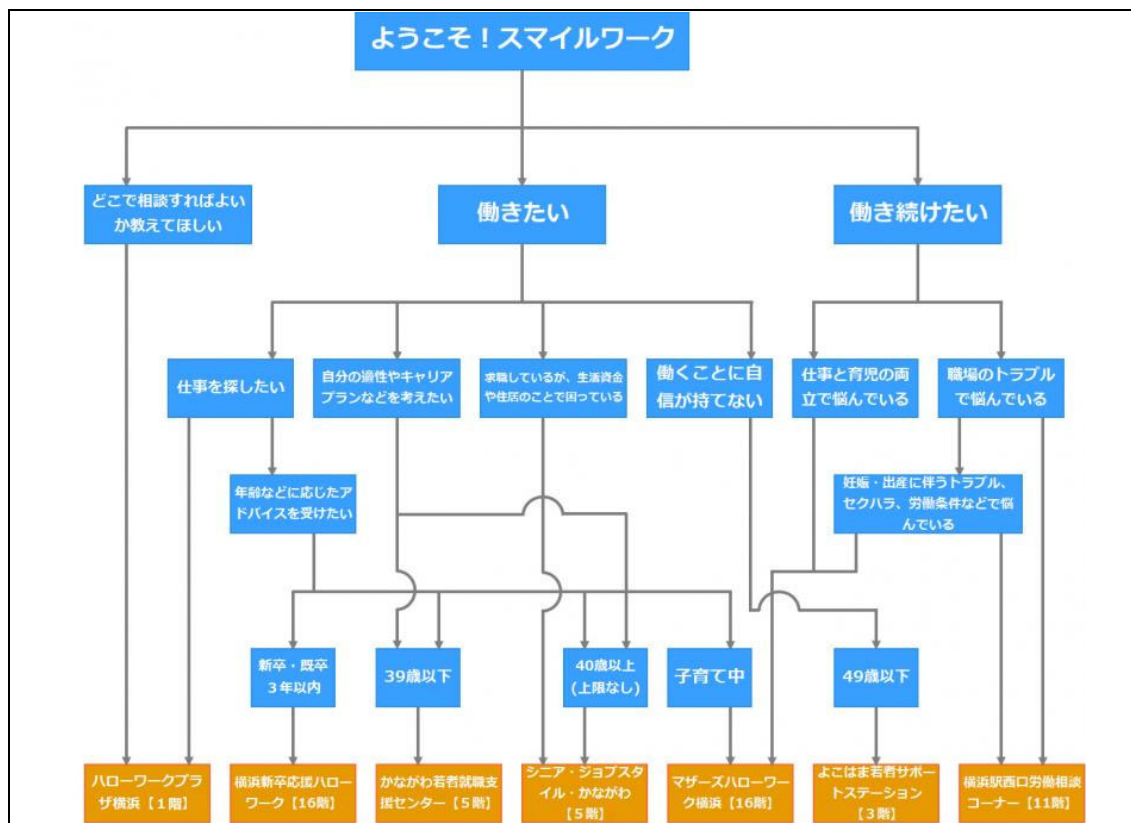
階数	施設名等	対象	主なサービス	運営
16階	マザーズハローワーク 横浜	子育て中の方	職業相談・職業紹介	国
16階	かながわ女性キャリア カウンセリング相談室	女性	キャリアカウンセ リング等	県
16階	横浜新卒応援ハローワ ーク	大学等在学中の方 大学等卒業後3年以内の 方	職業相談等	国
11階	横浜駅西口総合労働相 談コーナー	労働者・事業主等	職場でのトラブル 総合労働相談	国
5階	シニア・ジョブスタイ ル・かながわ	40歳以上の方(生活支援相 談は年齢不問)	キャリアカウンセ リング等	県・国
5階	かながわ若者就職支援 センター	15～39歳までの方(学生及 び既卒3年以内の方を除 く)	キャリアカウンセ リング等	県・国
3階	よこはま若者サポート ステーション	15～49歳までの方	職業的自立に向け た個別的・継続的支	市・国

			援	
1階	ハローワークプラザよこはま	仕事をお探しの方(年齢不問)	職業相談・職業紹介等	国

(入手資料より監査人が作成)

神奈川県の説明によると、神奈川県のホームページで活用チャートを掲載し、分かりやすい案内を心掛けているとのことである。しかしながら、図 3-VII-10-1 のとおり、活用チャートそのものが複雑であり、就労支援を必要とする方々が自らの力で直接必要な支援を受けられる施設まで辿り着けない可能性がある。

図 3-VII-10-1 活用チャート



(神奈川県ホームページより引用)

また、ジョブカフェ及びシニア・ジョブスタイル・かながわのホームページには、図 3-VII-10-1 の活用チャートが掲載されておらず、利用者にとって自身の悩みを解決できる可能性のある施設かどうか、短時間で判断することができない作りとなっている。

さらに、横浜 S T ビル内における誘導についても、写真 3-VII-10-1 のハローワークの総合窓口で案内を受けない限り、利用者が必要とする就労支援施設に辿り着けない可能性が高

いことから、引き続き神奈川県は国及び横浜市と連携を一層強化することで、いわゆるたらい回しを回避しながらも、利用者の利便性の向上を図る取組みを実施することが必要である。

写真 3-VII-10-1 横浜S Tビル内ハローワーク



(監査人が撮影)

(意見 44) 就労支援施設の稼働率向上について

神奈川県は、横浜S Tビルにおいて、「ジョブカフェ」（かながわ若者就職支援センター）及び「シニア・ジョブスタイル・かながわ」という二つの就労支援施設の運営を行っており、関連事業予算は8千万円を超え、神奈川県の重要施策の一つとして位置付けている。

監査人の推計によれば、令和4年度の稼働率は、ジョブカフェが59.7%、シニア・ジョブスタイル・かながわが80.1%となっており、費用対効果の観点から、さらなる稼働率の向上を目指す必要性がある。

この点、稼働率向上のための具体的な施策を明確に示すことは難しい部分もあるが、例えば、神奈川県のホームページに掲載している活用チャートは複雑な作りとなっており、容易に理解することができないという点で改善の余地がある。また、ジョブカフェ及びシニア・ジョブスタイル・かながわのホームページには、上記活用チャートが掲載されておらず、利用者目線に立った適切な周知方法なのか疑問が残る。さらに、横浜S Tビル内における就労支援施設への誘導も、ハローワークの総合窓口に行かない限り円滑に案内されない可能性が高いことから、工夫の余地がある。

以上のことから、神奈川県は、ジョブカフェ及びシニア・ジョブスタイル・かながわの稼働率の向上を図るために、これまで以上に国と横浜市との連携の強化を図りながら、横浜S Tビルへの誘導方法のみならず、施設の周知方法について可能な限り工夫することとされたい。

11 就職氷河期世代支援の有効性について

平成のバブル景気の崩壊以降、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った、いわゆる就職氷河期世代は、希望する就職ができず、不本意ながら不安定な就労状態にある方、あるいは、無業の状態にある方など、様々な課題に直面してきた方々が多く含まれる。このような就職氷河期世代に対する支援策として、神奈川県は、かながわジョブテラスを開講し、就職活動の基礎から実践まで体系的に学べる 20 日間の実習型プログラムを提供するとともに、合同就職面接会を開催し、就職氷河期世代の採用に意欲的な企業等への就業を支援している。

厚生労働省では、就職氷河期世代のうち、不安定な就労状態の方は約 39,000 人、長期にわたり無業の状態にある方は約 27,000 人が神奈川県内に在住していると推計している。

ここで、就職氷河期世代に対する支援策として、国と調整しながら設定した神奈川県的目標及びその実績推移を示すと、表 3-VII-11-1 のとおりとなる。

表 3-VII-11-1 就職氷河期世代の目標及び実績推移

	R2 年度		R3 年度		R4 年度	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
求人企業数	150 社	185 社	150 社	273 社	150 社	353 社
正規雇用就職者数	200 人	17 人	280 人	64 人	300 人	100 人

(入手資料より監査人が作成)

表 3-VII-11-1 を見ると、就職氷河期世代を求人する企業数は、実績が目標を上回るだけでなく、年々増加傾向にある。これは、企業サイドの人手不足解消の期待が顕著に現れていると言っても過言ではない。しかしながら、その一方で、正規雇用就職者数は、増加傾向ではあるものの、目標に到達する水準には至っていない。

それでは、求人企業数が増加しているにもかかわらず、正規雇用就職者数が伸び悩むのはなぜか。この点について質問したところ、以下の回答を得た。

【神奈川県からの回答】

- ・求人企業の立場からすると、就職氷河期世代は即戦力として期待されることが多い。
- ・就職氷河期世代は、こだわりが強い方が多く、直ちに求人企業数とは正比例するものではない。

確かに、仕事という面では、就職氷河期世代は経験値が不足しがちであるため、人手不足を解消したい企業とは、思いどおりのマッチングができない可能性は大いにあり得る。しか

しながら、不安定な就労環境や無業の状態にある方々は、県内に約 66,000 人も在住していることからすると、神奈川県の実績によって正規雇用まで辿り着けた数が 1%にも満たず、かつ目標の 3分の1程度の達成率という結果は、成果が乏しかったと言わざるを得ない。

表 3-VII-11-2 就職氷河期雇用対策費

事業名	予算額	事業内容
地域就職氷河期世代支援加速化交付金事業費 (雇用労政課事業)	112,713 千円	・地域就職氷河期世代支援加速化交付金を活用し、就職氷河期世代を対象とした就職活動支援プログラムと合同就職面接会を実施する。
地域就職氷河期世代支援加速化交付金事業費 (市町村事業)	37,259 千円	・市町村が実施する地域就職氷河期世代支援加速化交付金事業に対し、補助金を交付する。
計	149,972 千円	

(入手資料より監査人が作成)

実際に令和 4 年度の歳入歳出当初予算見積書を確認すると、表 3-VII-11-2 のとおりであり、約 1 億 5 千万円が就職氷河期世代対策事業費として投入されている。

そのうち県雇用労政課事業の事業費は国の 3/4 負担によるものであるため、県単費による支出は 1/4 負担にとどまる。しかしながら、県では、約 1 億 1 千万円もの公金を投じて事業を実施したにもかかわらず、目標の達成率が 3分の1であったということは、行政コストを当初予算の 3 倍もかけてしまったことに他ならない。

国の補助があろうがなかろうが、地方自治法第 2 条第 14 項に規定されるように「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」わけであるから、現状を改善することが必要不可欠であると考えられる。

(意見 45) 就職氷河期世代支援の有効性について

いわゆる就職氷河期世代のうち、不安定な就労環境や無業の状態にある方々は、県内に約 66,000 人も在住していると推計がなされており、神奈川県は、令和 2 年度以降、国と連携を取りながら、様々なプログラムを実施してきた。

しかしながら、当該プログラムを通じて正規雇用まで導いたのは、3 年間の累計で 181 人であり、あまりにも成果が乏しいと言わざるを得ない。神奈川県は、令和 4 年度において、関連事業費として約 1 億 1 千万円を投じたにもかかわらず、その成果が目標の 3分の1程度であり、地方自治法第 2 条第 14 項に掲げる「最少の経費で最大の効果」を発揮できていない。

国が令和4年12月27日付けで公表している「就職氷河期世代支援に関する新行動計画2023」によると、令和5年度以降、就職氷河期世代支援の第二ステージと位置づけ、支援策の拡充を図ることを宣言している。

したがって、神奈川県は、国と協力しながら、事業の有効性の観点から、就職氷河期世代に対する支援を拡充することとされたい。

12 障害者雇用率の向上に向けた施策について

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づき、従業員が一定数以上の規模の事業主は、従業員に占める身体障害者・知的障害者・精神障害者の割合を法定雇用率以上にする義務がある。神奈川県は、障害者雇用促進センターを設置し、障害者の雇用拡大に向けて、普及啓発を目的とした企業訪問等を行っている。

以下の表3-VII-12-1は、令和4年度の歳入歳出当初予算見積書で計上されている予算額であり、合計で26百万円を超える。

表3-VII-12-1 障害者雇用対策費

事業名	予算額	事業内容
障害者雇用啓発等事業費（新型コロナウイルス対策）	5,000千円	・新たに特例子会社や算定特例となる事業協同組合等を設立する際の補助金を継続することで、制度の活用を促す。
障害者雇用啓発等事業費	5,412千円	・障がい者雇用に関する時機を得たテーマを取り上げた基調講演、雇用事例発表、パネルディスカッション等を内容とする障がい者雇用促進に向けたフォーラムを実施するなど
精神障害者職場指導員設置費補助	4,410千円	・雇用管理のために必要な職場相談及び作業指導をする職場指導員を設置している事業主に対して補助を行う。
知的障害者職場定着支援事業費	5,703千円	・職場定着指導員により、修了生が就職した企業に継続して就労できるよう、計画的な職場定着支援や再就職への支援、指導、助言等を訓練修了生及び企業に対して行う業務を委託する。
障害者雇用促進事業費	6,364千円	・障がい者雇用の進んでいない中小企業や障がい者の職場定着に悩んでいる企業等へ

		個別訪問し、出前講座等の支援を実施するなど
計	26,889 千円	

(入手資料より監査人が作成)

上表の事業費のうち障害者雇用啓発等事業費（新型コロナ対策）を除き、ほぼ 100%、県単費による支出が伴う事業費である。それゆえ、神奈川県としては、事業の成果をしっかりと追求するとともに、説明責任を十分に果たすことが必要である。

ここで、法定雇用率と神奈川県の総合計画で掲げる KPI 等の推移を示すと、表 3-VII-12-2 のとおりである。

表 3-VII-12-2 法定雇用率等の推移

	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
法定雇用率	2.20%	2.20%	2.30%	2.30%
KPI 目標値	2.09%	2.19%	2.30%	2.32%
実績	2.09%	2.13%	2.16%	2.20%

(入手資料より監査人が作成)

(注1) 法定雇用率は、段階的な引上げが予定されている（令和6年：2.50%、令和8年：2.70%）

(注2) KPI 目標値は、神奈川県の総合計画（「かながわグランドデザイン」第3期実施計画）における雇用分野の目標値を意味している。

表 3-VII-12-2 を見ると、法定雇用率の段階的引上げのスピードに実績が追いついていない状況が分かる。この点、神奈川県はどのような現状分析を行っているのかを質問したところ、回答は次のとおりであった。

【神奈川県からの回答】

県内には、令和4年6月1日時点で、障害者雇用率制度の対象となる企業が5,043社あり、そのうち法定雇用率未達成企業は、2,735社になります。2,735社のうち、300人未満の中小企業が約86%の2,348社を占めており、中小企業における障がい者雇用が進んでいない現状があります。

また、コロナ禍の令和3～4年度も県内の実雇用率は上昇していますが、上昇の幅は、コロナ禍以前と比較すると大きくないため、コロナの影響も少なからずあったと考えます。

法定雇用率未達成企業の多くは、従業員が300人未満の中小企業である点からすると、当

然のことながら、これらの中小企業における障害者雇用が進まない限り、神奈川県総合計画のKPIは達成することはできない。しかし、財務体力が不安定な中小企業にとっては障害者を雇用して固定費を高めるといふ意思決定は相当程度ハードルが高く、容易に達成することは難しい。

それでは、障害者雇用促進センターにおける法定雇用率未達成企業への個別訪問は、どの程度の水準でなされているのであろうか。その目標と実績の推移を示すと、表3-VII-12-3のとおりとなる。

表3-VII-12-3 法定雇用率未達成企業等への個別訪問の目標・実績推移

(単位：件)

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
目標	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
実績	1,098	1,132	697	537	799

(入手資料より監査人が作成)

令和2年度以降は、新型コロナウイルスの影響に伴い、企業訪問件数が制限されていた影響であるとのことである。しかしながら、訪問件数と雇用率の増加は正比例しているわけではないことから、法定雇用率未達成企業への個別訪問は、機械的に訪問するのではなく、メリハリをつけて訪問すべきである。限られたリソースの中で成果を上げるために、効率性の観点を重視して、成果を上げやすい企業に注力して訪問すべきだからである。表3-VII-12-1で掲げた事業費のほとんどが県単費の事業費であるという点に鑑みると、より効率性を意識することが強く求められる。

そこで、監査人は、法定雇用率未達成企業への個別訪問をどのような基準で決定しているのか(法定雇用率未達成企業をランク分けなどしたうえで個別訪問先を決定しているか)について質問したところ、以下の回答を得た。

【神奈川県からの回答】

基本的には、前年度未訪問と2回目、3回目の訪問とあわせて1,000社を目標に訪問を実施します(県内の未達成企業は約2,700社あり、3年かけて訪問を実施)。

上記質問に記載のランク分けは実施していませんが、訪問を実施する1,000社の選別については、他にも、「これまで訪問を断られ、普及啓発ができていない企業」や「訪問の回数が少ない企業」を優先的にピックアップするなど、企業の個別の対応状況による場合があります。

それでは、神奈川県のある近隣にある埼玉県など、法定雇用率を達成している他県が存在する事実は、どのように理解すればよいのか。同じような活動をしながらも、しっかりと成果を残すことができているのは、何らかの理由があるはずである。

したがって、神奈川県は、定期的に他県の情報を収集しながら、これを活用し、より効率的かつ効果的な法定雇用率向上のための施策を着実に実施していくことが必要であると考えられる。

(意見 46) 障害者雇用率の向上施策の徹底について

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に基づき、従業員が一定数以上の規模の事業主は、従業員に占める身体障害者・知的障害者・精神障害者の割合を法定雇用率以上にする義務がある。

この点、神奈川県は、令和 4 年度の障害者雇用促進事業費として 26 百万円を超える予算を確保したうえで、法定雇用率を達成するための KPI 目標値を設定し、未達成企業への個別訪問を幅広く実施している。しかしながら、KPI 目標値の達成が未達の状況であり、結果的に予算執行の非経済性が際立つ結果となっている。

神奈川県は、3 年間で県内の未達成企業約 2,700 社に対して個別訪問を実施するとしているが、限られた人的なリソースを考慮すれば、訪問先をランク分けするなどして個別訪問先を絞り込むこと、また法定雇用率を達成している埼玉県など他県の情報を定期的に収集し、これを活用するなどして、より効率的かつ効果的な法定雇用率向上のための施策を着実に実施していくこととされたい。

Ⅷ 労働部産業人材課の事業について

1 公共職業能力開発施設の募集案内及びコース案内並びに各校で印刷するリーフレットなどについて

神奈川県は、公共職業能力開発施設として、神奈川県立産業技術短期大学校（以下「短大校」という。）、神奈川県立東部総合職業技術校（以下「東部校」という。）及び神奈川県立西部総合職業技術校（以下「西部校」という。）を設置して運営・管理し、また国が設置した神奈川障害者職業能力開発校（以下「神障校」という。）を運営・管理している。その関連事業予算は令和4年度で短大校は70百万円、神障校は127百万円、東部校は71百万円、西部校は39百万円であり、その校運営は神奈川県の重要な施策の一つとして位置付けられている。各校の概要は表3-VII-1-1のとおりである。

表 3-VII-1-1 各校の概要

短大校	所在地は横浜市旭区中尾 神奈川県の先進的産業を支える課題解決型の実践技術者を養成し、神奈川県の職業能力開発の重要な施設として、産業界に貢献することを目的としている。 設置訓練科は産業デザイン科、生産技術科、制御技術科、電子技術科、情報技術科である。
神障校	所在地は相模原市南区桜台 様々な障がいのある方の自立と就職を支援する公共職業能力開発施設である。実際の仕事の現場で活躍できる人材を育成するために、基礎段階から実践的なスキルの習得までを丁寧にサポートしている。 設置コースは、総合CADコース、ITチャレンジコース、Web・DTP制作コース、ビジネスサポートコース、ビジネスキャリアコース、ビジネス実務コース、総合実務コース、サービス実務コースである。
東部校	所在地は横浜市鶴見区寛政町 学校を卒業し新たに職業に就こうとする方や、仕事を変えたいと考えている方が、職業に必要な知識・技術・技能を学ぶ、職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発施設である。 設置コースの分野は工業技術分野、建築技術分野、社会サービス分野である。
西部校	所在地は秦野市桜町 学校を卒業し新たに職業に就こうとする方や、仕事を変えたいと考えている方が、職業に必要な知識・技術・技能を学ぶ、職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発施設である。 設置コースの分野は工業技術分野、建築技術分野、社会サービス分野である。

(神奈川県ホームページ、各校発行のパンフレットより監査人が作成)

各校は応募者の増加及び定員の充足を目指して募集案内及びコース案内並びに各校で印刷するリーフレットなどを作成し、関係各所に配布している。各校の主な配布物の配布状況は以下のとおりである。

短大校では、入学案内のパンフレットのほか、学校の概要をまとめたリーフレット（A3二つ折り）を作成し、神奈川県内の高等学校などを訪問した際に配布している。また、関係機関や神奈川県内市区町村の公共施設にも配架依頼のため送付している。リーフレットの過去6年間の作成部数、配布部数は表 3-VII-1-2 のとおりである。

表 3-VII-1-2 リーフレットの作成部数と配布部数

	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
作成部数	6,000	6,000	5,500	5,500	5,500	5,500
配布部数	6,000	6,000	5,500	5,500	5,500	5,500

(入手資料より監査人が作成)

神障校では、公共職業安定所、関係学校、社会福祉協議会、精神科クリニックなどへ、入校案内、募集の案内、オープンキャンパスのチラシの配架を行ってもらうために、約 10,000 部程度印刷して送付している。なお、各機関からチラシ不足の連絡が入った際に、その都度、再送して対応している。

神奈川県立総合職業技術校のうち、東部校では「魅力を発信するチラシ」を作成し、校内の印刷機で随時印刷して関係機関の要望などに応じて活用している。令和3年度については、ハローワーク、市町村、高校などへ約 2,500 枚を配布、オープンキャンパス参加者約 500 人に配布した。令和4年度も同数程度、印刷し配布している。

ここで、監査人は、その配布物が最終的に何名に行き渡ったのか把握しているか、また配布対象者に対してアンケートを実施しているか質問したところ、以下の回答を得た。

【神奈川県からの回答】

4校とも最終的に何名に行き渡ったかは把握できておりません。また、配布物に対するアンケート調査は実施しておりません。

表 3-VII-1-2 のとおり、短大校は令和4年度にリーフレット（A3版）5,500 枚を作成・配布している。その印刷コストは、仮に大手コンビニエンスストアで両面カラーコピーしたのであれば、合計 550,000 円（＝5,500 枚×@100 円）であると推計される。このように、リ

一フレット等の配布には、印刷その他のコストがかかるのであるから、その効果を検証することが必要であると考えられる。そのためには、配布物について、各機関への配布実績を把握することにより、配布物が潜在的な応募者に広く行き渡り、募集案内及びコース案内並びに各校の魅力を周知できているかを確認することが必要であると考えられる。また、今後は配布物に対するアンケート調査を実施し、その調査結果を生徒募集などの校運営に活用することが必要であると考えられる。

(意見 47) 募集案内及びコース案内並びに各校で印刷するリーフレットなど配布物の効果測定について

神奈川県は、短大校、東部校及び西部校を設置して運営管理し、また国が設置した神障校を運営・管理している。各校は応募者の増加及び定員の充足を目指して募集案内及びコース案内並びに各校で印刷するリーフレットなどを作成し、関係各所に配布しているが、その後は各機関からチラシ不足の連絡が入った際に、その都度再送している。しかしながら、各校はこれらの印刷部数・配布部数をおおむね把握しているものの、それが最終的に何名に行き渡ったのかを把握しておらず、また配布物に対するアンケート調査も実施していない。

例えば、上記のうち短大校では、令和4年度にリーフレット(A3版)5,500枚を作成・配布している。その印刷コストは、仮に大手コンビニエンスストアで両面カラーコピーしたのであれば、合計550,000円(=5,500枚×@100円)であると推計される。このように、リーフレット等の配布には、印刷その他のコストがかかるのであるから、その効果を検証することが必要である。

したがって、各校は、募集案内及びコース案内並びに各校で印刷するリーフレットなどについて、各機関への配布実績を把握することにより、配布物が潜在的な応募者に広く行き渡り、募集案内及びコース案内並びに各校の魅力を周知できているかを確認すること、また今後は配布物に対するアンケート調査を実施し、その調査結果を生徒募集などの校運営に活用することとされたい。

2 SNSの活用について

前述した通り、神奈川県の各校における関連事業予算は、令和4年度において、短大校は70百万円、神障校は127百万円、東部校は71百万円、西部校は39百万円であり、その校運営は神奈川県の重要な施策の一つとして位置付けられている。その校運営の一環として、各校は「神奈川県ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン」に従い、各校それぞれにおいて、Twitter(現:X)のアカウントを開設し、運用管理している。そこで、監査人は、各校のTwitter(現:X)を閲覧した状況を確認したところ、表3-VII-2-1のとおりであった。

表 3-VII-2-1 X の閲覧状況

	X のアカウント	フォロー 中	フォロワ ー	ポスト (ツイ ート)	リポスト (リツイ ート)	リプライ
短大校	@kanagawa_cit	4	255	85	2	0
神障校	@kanakou_pr	4	191	28	0	0
東部校	@kanatech_Toubu	25	706	98	1	0
西部校	@kanatech_Seibu	3	403	49	0	0

(X より監査人が作成)

(注) ポスト、リポスト、リプライは令和 5 年 8 月末まで 8 か月間を集計した。

このように、監査人は、Twitter (現:X) の主な機能のうち、ポストを確認できたものの、リポスト、リプライを確認することができなかった。なお、各校の運用要領を閲覧した結果、ポスト、リポスト、リプライの運用規定は表 3-VII-2-2 のとおりであった。

表 3-VII-2-2 各校の X 運用規定

	規定など	内容
短大校	SNS (Twitter) への投稿について	特に規定なし。
神障校	神奈川県障害者職業能力開発校 SNS (神障校 Twitter) について	4 掲載するコンテンツの考え方 (2) 安全対策 (事故防止対策) イ 情報発信専用で運用 (炎上の防止) 情報発信のみに使用し、「リプライ (公開の返信)」「ダイレクトメッセージ (特定の人への返信)」「他アカウントのフォロー (購読)」「リツイート (他アカウントの共有)」は行わない。
東部校	東部総合職業技術校公式 Twitter 運用要領	(リプライ、リツイート及びフォローの制限) 第 8 条リプライ、リツイート及びフォローは、原則行わない。
西部校	西部総合職業技術校 Twitter アカウント運用ポリシー	特に規定なし。

(各校の X 運用規定より監査人が作成)

表 3-VII-2-2 を見ると、短大校及び西部校は特に規定がないものの、神障校及び東部校はリポスト、リプライを行わない、又は原則行わない旨が規定されている。なお、東部校にお

いては、原則としてフォローを禁止しているにもかかわらず、25件フォローがされている。その理由を質問したところ、以下の回答を得た。

【神奈川県からの回答】

25 フォローについては、ハローワークや就職支援施設及び神奈川県内外の職業能力開発施設のツイッターのアカウントであり、職業能力開発に関する情報を共有し、東部校の訓練内容の広報に活用できる関係機関のみに限定してフォローしているものです。

このように関係機関をフォローすることにより職業能力開発に関する情報を共有し、東部校の訓練内容の広報に活用できると考えているのであれば、潜在的な入校応募者に各校の魅力を広く知ってもらえるよう、関係機関へのリポスト、リプライを積極的に活用すべきである。

各校は、Twitter（現：X）のポスト機能を積極的に活用して授業風景やイベント等を発信しているが、それ以外の機能であるリポスト、リプライ機能を活用できていない。Twitter（現：X）は無料で使用できるため、経済的合理性の高い SNS であり、その利用者が多ければ多いほど広報に役立つ。

各校は、後述のとおり、入校定員割れや中途退校者の問題を抱えていることから、これを解決して校運営（予算）の有効性を高める方策の一つとして、Twitter（現：X）のリポスト、リプライ機能を有効に活用することが必要であると考えられる。

ところで、神奈川県は、ソーシャルメディアを利用するに当たっての遵守事項などを定めた「神奈川県ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン」を設けている。この中で「5 県が利用するソーシャルメディアとそれぞれの利用に当たり遵守又は注意すべき事項」が以下のとおり規定されている。

【神奈川県ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン（一部抜粋）】

5 県が利用するソーシャルメディアとそれぞれの利用に当たり遵守又は注意すべき事項

(1) Facebook

ア 個人アカウントで発信するのではなく、団体用の機能である「Facebook ページ」を作成して情報発信を行う。なお、Facebook ページは、ユーザーネーム（ユニーク URL）を設定することができるため、URL 簡略化のため必要に応じて利用する。ただし、回数等に制限があるので留意すること。

イ Facebook ページごとに 4 (1) に定めるアカウント運用ポリシーを定め、表示すること。

ウ 寄せられるコメントやメッセージへの対応方針をアカウント運用ポリシーの中

で明らかにすること。

(2) Twitter

ア 画像を添付する場合は、障害者の可読性（アクセシビリティ）に配慮し、代替テキスト（画像の説明）を入力する。

(3) Instagram

ア 投稿する写真に意図せず位置情報が付されていないことを確認する。

イ 障害者等の可読性（アクセシビリティ）に配慮し、キャプションでの説明やその他代替テキスト情報の提供を行うこと。

(4) YouTube

ア 動画の公開は、原則として、知事室広報戦略担当課長が管理する YouTube チャンネルを利用すること。

イ 障害者等の可読性に配慮し、キャプション（字幕、テロップ等）又はテキストにより、代替テキスト情報の提供を行うこと。

ウ 掲載物の全部または一部について県が著作権を有しない場合には、動画や説明欄等に著作権者を明示するなど、権利関係に混乱が生じないように留意すること。

この中で、Instagramは10代、20代を中心に急速に普及しており、総務省情報通信政策研究所が令和4年8月に発表した「令和3年度情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査報告書」によれば、令和3年度でInstagramの利用率が全世代48.5%となっており、その利用率は神奈川県が使用しているTwitter（現：X）の利用率46.2%を上回っている。世代別でみると表3-VII-2-3のとおりである。

表3-VII-2-3 主なソーシャルメディア系サービス/アプリ等の利用率（全年代・年代別）

	全世代	10代	20代	30代	40代	50代	60代
X	46.2%	67.4%	78.6%	57.9%	44.8%	34.3%	14.1%
Facebook	32.6%	13.5%	35.3%	45.7%	41.4%	31.0%	19.9%
Instagram	48.5%	72.3%	78.6%	57.1%	50.3%	38.7%	13.4%
mixi	2.1%	1.4%	3.3%	3.6%	1.9%	2.4%	0.4%
TikTok	25.1%	62.4%	46.5%	23.5%	18.8%	15.2%	8.7%
YouTube	87.9%	97.2%	97.7%	96.8%	93.2%	82.5%	67.0%

（主なソーシャルメディア系サービス/アプリ等の利用率（全年代・年代別）より監査人が作成）

このように10代、20代を中心に利用率が高いInstagramについて、短大校はアカウントを開設しているものの、それ以外の学校は開設していない。

そこで、神障校、東部校及び西部校がInstagramを開設していない理由を質問したところ、以下の回答を得た。

【神奈川県からの回答】

Instagram は写真・動画が中心のため、現時点では十分な効果が期待できないと考え、投稿していません。

このように考えているならば、短大校は Instagram を何故開設しているのであろうか疑問が残る。各校が利用している Twitter（現：X）には写真・動画にコメントを付したものが配信されていることから、Instagram は十分な効果が期待できない、という考え方には無理があると考えられる。Instagram は、Twitter（現：X）と同様、写真・動画にコメントを付して利用することができるため、十分な効果が期待できると考えられる。

Instagram は、10 代、20 代の利用率が高いため、これから受験・入校を検討するであろう世代や在校生が利用する可能性が高い。各校は Twitter（現：X）を利用して授業風景やイベント等を発信しているものの、それ以外の SNS を積極的に利用しておらず、各校の魅力をより多くの潜在的な応募者に知ってもらおうという意識が薄いと言わざるを得ない。各校は、後述のとおり、入校定員割れや中途退校者の問題を抱えていることから、これを解決して校運営（予算）の有効性を高める方策の一つとして、各種 SNS の利用率を注視しながら、柔軟に対応して SNS を活用することが必要であると考えられる。

神奈川県の各校は、後述のとおり、入校定員割れや中途退校者の問題を抱えていることから、これを解決して校運営（予算）の有効性を高める方策の一つとして、Twitter（現：X）のリポスト、リプライ機能を有効に活用することとされたい。

（意見 48） SNS の活用について

神奈川県の各校は、X（旧 Twitter）について、そのポスト機能を積極的に活用して授業風景やイベント等を発信しているが、リポストやリプライ機能を活用できていない。X は無料で使用できるため、経済的合理性の高い SNS であり、その利用者が多ければ多いほど広報に役立つ。

また、X 以外の SNS を積極的に利用しておらず、各校の魅力をより多くの潜在的な応募者に知ってもらおうという意識が薄いと言わざるを得ない。例えば、Instagram は、10 代、20 代の利用率が高いため、これから受験・入校を検討するであろう世代や在校生が利用する可能性が高いと考えられる。この点、短大校は Instagram を開設しているものの、それ以外の各校では Instagram を開設していない。

各校は、後述のとおり、入校定員割れや中途退校者の問題を抱えていることから、これを解決して校運営（予算）の有効性を高める方策の一つとして、各種 SNS の利用率を注視しながら、柔軟に対応して SNS を活用することとされたい。

3 神奈川県立東部総合職業技術校の未納授業料の回収について

神奈川県の各校の授業料に関しては、神奈川県立の総合職業技術校に関する条例、神奈川県立の総合職業技術校に関する条例施行規則、神奈川県立東部総合職業技術校校則において下記のとおり定められている。特別の理由があると認められる者については、規則で定めるところにより、入校料及び授業料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができることを条例で定めている。

【神奈川県立の総合職業技術校に関する条例（一部抜粋）】

（入校料及び授業料の免除等）

第5条 知事は、特別の理由があると認められる者については、規則で定めるところにより、入校料及び授業料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

【神奈川県立の総合職業技術校に関する条例施行規則（一部抜粋）】

（授業料）

第9条 授業料は、年額の12分の1に相当する額を、毎月、校長が指定する日に納付しなければならない。

（授業料の納付の特例）

第10条 職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第9条に規定する普通課程（以下「普通課程」という。）の中途における他の訓練課程から普通課程への編入の場合には、編入しようとする日の属する月に納付すべき授業料から納付しなければならない。

2 普通課程の中途における普通課程から他の訓練課程への編入又は退校の場合には、編入し、又は退校しようとする日の属する月までに納付すべき授業料は、納付しなければならない。ただし、校長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

（受講料）

第11条 受講料は、受講の手続をする際に納付しなければならない。

（証明書交付手数料）

第12条 証明書交付手数料は、当該証明書類の交付を申請する際に納付しなければならない。

（入校料及び授業料の免除等の手続）

第13条 条例第5条の規定により入校料及び授業料の全部若しくは一部の免除又は徴収の猶予を受けようとする者は、入校料及び授業料免除（徴収猶予）申請書（第5号様式）に入校料及び授業料の納付が困難である旨を証明する書類を添え、校長に提出しなければならない。

（免除等の理由の解消の届出）

第 14 条 授業料の全部若しくは一部の免除又は徴収の猶予を受けた者は、その免除又は徴収の猶予を受けた理由が解消したときは、授業料免除（徴収猶予）理由解消届（第 6 号様式）を直ちに校長に提出しなければならない。

【神奈川県立東部総合職業技術校校則（一部抜粋）】

（授業料等）

第 21 条 普通課程の普通職業訓練を受けるために技術校に入校を志願する者は、入校検定料を入校申込書を提出する際に納付しなければならない。

2 入校選考に合格した者のうち普通課程の普通職業訓練を受けるために技術校に入校しようとする者は、入校料を入校手続をする際に納付しなければならない。

3 普通課程の普通職業訓練を受ける者（以下「普通課程の技術校生」という。）は、授業料の年額の 12 分の 1 に相当する額を、毎月、校長の指定する期日までに納付しなければならない。

4 短期課程（職業能力開発促進法施行条例（平成 12 年神奈川県条例第 13 号）第 7 条第 1 号に掲げるものを除く。）の普通職業訓練を受ける者（以下「受講生」という。）は、受講料を受講手続をする際に納付しなければならない。

5 普通課程の技術校生であった者が第 25 条に規定する証明書の交付を申請する際には、証明書交付手数料を納付しなければならない。

6 受講生であった者が第 25 条に規定する証明書の交付を申請する際には、証明書交付手数料を納付しなければならない。

7 前各項に規定する入校検定料、入校料、授業料、受講料及び証明書交付手数料（以下「授業料等」という。）の額は、条例別表の定めるところによるものとする。

（入校料及び授業料の免除等）

第 22 条 校長は、特別の理由があると認められるときは、別に定めるところにより、入校料及び授業料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

2 校長は、技術校生に対し、別に定めるところにより、教科書、被服及び訓練手当を支給することができる。

3 校長は、職業訓練を受ける際災害を受けた技術校生に対し、別に定めるところにより、災害見舞金を支給することができる。

（授業料の納付の特例）

第 23 条 普通課程の中途における他の訓練課程から普通課程への編入の場合には、編入しようとする日の属する月に納付すべき授業料から納付しなければならない。

2 普通課程の中途における普通課程から他の訓練課程への編入又は退校の場合には、編入し、又は退校しようとする日の属する月までに納付すべき授業料は、納付しなければならない。ただし、校長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

（授業料等の不還付）

第 24 条 既に徴収した授業料等は、還付しない。ただし、校長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

東部校は授業料収納管理表を作成して授業料の収納管理を行っており、未納が生じた場合には個別に授業料未納者管理台帳を作成管理している。授業料を期限まで納付しない者に対して、財務規則第 66 条に基づき、納付期限後 20 日以内に督促状を発行している。また、督促状に記載した指定期限までに納付がなされない場合には、催告書を発行しており、文書による催告に併せて、随時、電話、臨戸訪問を行っている。それでも納付がなされない場合には、神奈川県収入未済金管理ハンドブックに基づき、支払督促申立を行っている。

【財務規則（一部抜粋）】

（督促）

第 66 条 債権管理者は、法第 231 条の 3 第 1 項及び政令第 171 条の規定により督促するときは、知事が別に定めるものを除き、納付期限後 20 日以内に、次に掲げる事項を記載した書面（以下この条において「督促状」という。）によりしなければならない。

- (1) 所属年度
- (2) 会計区分
- (3) 施行番号
- (4) 歳入科目
- (5) 滞納金額及びその内訳
- (6) 指定期限
- (7) その他必要な事項

2 督促状の指定期限は、他の法令に特別の定めがあるものを除き、督促状を発行する日から起算して 10 日を経過した日とする。

3 債権に係る収入の調定について第 52 条の 2 第 1 項の規定により歳入予算執行依頼票を作成した場合（以下この節において「歳入予算執行依頼票による場合」という。）にあつては、債権管理者は、第 1 項に規定する督促状の発行について経理担当課長に依頼するものとする。この場合において、第 52 条の 2 第 1 項の規定による経理担当課長への依頼は、督促状の発行についての依頼とみなす。

4 前項の規定により依頼があつたときは、経理担当課長は、督促後の納付の状況について当該依頼を行つた債権管理者に通知しなければならない。

監査の結果、東部校において、令和 5 年 8 月末時点で 2 件の授業料未納案件があり、そのうち未納金額が 19,800 円である 1 件については債務名義取得済であり財産開示が可能である状態にもかかわらず、未着手であることが判明した。そこで、監査人は、滞納開始から現

在に至るまでの経緯を質問したところ、以下の回答を得た。

平成 29 年 10 月 5 日

授業料免除を申請していた技術校生から、期限内に平成 29 年度市町村民税課税証明書等の必要書類が提出されなかったため、授業料を免除しないことが決定。これにより、猶予されていた 4 月から 7 月分の授業料が発生することとなった（8・9 月分については口座振替済）。

平成 29 年 10 月 6 日

技術校生あてに授業料を免除しない決定通知書及び授業料の納入についての通知（納入を指示する文書）を簡易書留にて送付

平成 29 年 11 月 6 日

督促状を簡易書留にて送付

平成 29 年 12 月 12 日

自宅訪問したが本人には会えず。母親に催告書を渡し、母親の代筆による退校届により、12 月 12 日付で退校。

平成 30 年 1 月 24 日

本人と母親あて、速達にて再度催告書を送付。

平成 30 年 1 月 30 日

自宅訪問。母親が 4・5 月分 19,800 円を納付。残る 6・7 月分については速やかに現金書留で送るよう依頼（以降、納付なし）。

令和 2 年 11 月 30 日

総務局総務室あて支払督促申立依頼

令和 3 年 1 月 5 日

支払督促発付（不在のため送達できず）

令和 3 年 2 月 5 日

再送達の上申書を相模原簡易裁判所あて提出

令和 3 年 2 月 14 日

債務者に対する送達ができたことを確認

令和 3 年 3 月 17 日

相模原簡易裁判所から債務者あてに仮執行宣言付支払督促正本発行（不在のため送達できず）

令和 3 年 4 月 9 日

再送達の上申書を相模原簡易裁判所あて提出

令和 3 年 4 月 13 日

仮執行宣言付支払督促正本が送達できたことを確認

上記の経緯から、令和3年4月13日に仮執行宣言付支払督促正本が送達できたことを確認できているため、地方自治法施行令第171条の2第2号に基づき強制執行の手続をとることができる状況にある。

地方自治法施行令第171条の2第2号

(強制執行等)

第七十一条の二 普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第二百三十一条の三第三項に規定する分担金等に係る債権（第七十一条の五及び第七十一条の六第一項において「強制徴収により徴収する債権」という。）を除く。）について、同法第二百三十一条の三第一項又は前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第七十一条の五の措置をとる場合又は第七十一条の六の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

一 担保の付されている債権（保証人の保証がある債権を含む。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。

二 債務名義のある債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続をとること。

三 前二号に該当しない債権（第一号に該当する債権で同号の措置をとつてなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求すること。

このように強制執行できる状況であるにもかかわらず、令和5年8月末時点でこれが未着手である理由を質問したところ、以下の回答を得た。

【神奈川県からの回答】

未着手の理由は、令和4年度以降にもう1名の滞納者に対する支払督促申立事務及び督促異議に係る訴訟事務を行っていたためです。事務手続の足並みを揃えるために未着手となっております。

しかしながら、他の滞納者に対する訴訟事務と本件の強制執行手続は別の問題である。事務手続の足並みを揃えるためならば、令和3年4月13日から令和5年8月末時点までの2年以上、強制執行を未実施であっても良い、ということはい言難い。

授業料は東部校の収入であり、その収入を用いて管理運営していることを鑑みれば、仮執行宣言付支払督促正本の送達を確認でき、強制執行の手続を実施できるのであるから、令和5年8月末時点で2年以上未実施の状態を続けることなく、直ちに実行することが必要で

ある。

(指摘4) 神奈川県立東部総合職業技術校の未納授業料の回収について

東部校においては、平成29年10月5日に発生した授業料19,800円の未納について、財務規則第66条に基づく督促状、催告書の発行に併せて、臨戸訪問を行っている。それでも納付がなされなかったため、支払督促申立を行い、令和3年4月13日には仮執行宣言付支払督促正本の送達を確認できたのであるが、そこまでに3年半もの時間を要している。

授業料は東部校の収入であり、その収入を用いて管理運営していることを鑑みれば、仮執行宣言付支払督促正本の送達を確認でき、強制執行の手続を実施できるのであるから、令和5年8月末時点で2年以上未実施の状態を続けることなく、直ちに実行することとされた。

4 障害者就職促進委託訓練実施業務の改善について

神障校は、障がいのある方が身近な地域で就職に必要な知識・技能を習得し、早期に就職することを目的に実施する短期の公共職業訓練について、国が定める「障害者の多様なニーズに対応した委託訓練実施要領」に基づき、企業、社会福祉法人、特定非営利活動法人、民間教育訓練機関など、地域の多様な社会資源に委託することで多様な訓練の実施を目指している。その関連事業予算は国からの委託金で措置され、令和4年度の額は約70百万円であり、神奈川県重要な施策の一つとして位置付けられている。

【令和4年度障害者就職促進委託訓練「トライ！」訓練実施業務委託に係る公募型プロポーザル募集要項（一部抜粋）】

3 募集する訓練の種類及び訓練実施に係る基本事項

(1) 募集する訓練は、別表1「募集コース一覧」に掲げる訓練とします。

なお、リラクゼーションマッサージなど特別な法律に基づかない医療類似行為に係る能力習得を目的とし、訓練実施上、他者の身体への接触が不可避なものについては認めていません。

(2) (1)の訓練においては、基礎的なビジネスマナー、面接指導や職務経歴書・履歴書の書き方等の就職支援も併せて実施していただきます。

4 委託料

(1) 知識・技能習得訓練コース【集合訓練】

委託費	受講者1人当たり月額上限	66,000円(税込)
-----	--------------	-------------

就職支援経費	受講者1人当たり	22,000円(税込)
--------	----------	-------------

就職支援経費の対象者は、別記1記載の条件すべてに該当する受講者とします。

就職支援経費に係る業務は、別記2記載のとおりとします。

(2) 実践能力習得訓練コース

委託費 受講者1人当たり月額上限

受託機関が中小企業（別記3：中小企業の範囲、以下同じ）の場合

99,000円（税込）

受託機関が中小企業以外の場合

66,000円（税込）

(3) eラーニングコース

委託費 受講者1人当たり月額上限

66,000円（税込）

就職支援経費 受講者1人当たり

22,000円（税込）

就職支援経費の対象者は、別記1記載の条件すべてに該当する受講者とします。

就職支援経費に係る業務は、別記2記載のとおりとします。

(4) 特別支援学校早期訓練コース

委託費 受講者1人当たり月額上限

受託機関が中小企業の場合

99,000円（税込）

受託機関が中小企業以外の場合

66,000円（税込）

(別表1) 募集コース一覧

障がい種別	訓練コース (訓練期間及び訓練内容)	分野	訓練時間	開始時期	定員
提案型 (※1)	知識・技能習得訓練コース 訓練期間：3か月以内 座学及び実技による集合訓練を主とするコース 訓練で習得した知識・技能の応用、定着を図ることを目的として、集合訓練期間内に1か月未満の職場実習の実施可能(※2)	□学科 例：OA関連分野 医療/介護事務分野 簿記/経理分野	1か月 標準100時間 下限80時間	6月以降	任意
	実践能力習得訓練コース 訓練期間：3か月以内	□学科+作業実習 例：看護/介護補助業務	1か月 標準100時間		

	事業所等を活用した実際の業務に関する作業実習（事業所内での座学等を含む）を主とするコース（※3）	農業/園芸関連業務 販売/接客業務 清掃等軽作業業務	下限 60 時間		
	eラーニングコース 訓練期間：3か月～6か月 在宅就労を目指す方を対象にインターネットを利用した訓練を行うコース (1か月あたり5時間以上20時間以下のスクーリングを実施)	<input type="checkbox"/> eラーニング 例：パソコンスキルアップ科 WEB制作実践科	1か月 標準100時間 下限 80 時間	8月 以降	
知的	特別支援学校早期訓練コース 訓練期間：3か月以内 特別支援学校高等部等に在籍する生徒のうち翌年3月に卒業予定の就職希望者で10月時点で就職先が内定していない者を対象に、実践能力習得訓練コースに準じた内容で実施するコース（※3）	<input type="checkbox"/> 学科+作業実習 例：看護/介護補助業務 農業/園芸関連業務 販売/接客業務 清掃等軽作業業務	1か月 標準100時間 下限 60 時間	10月 以降	

(※1) 対象者の障がい種別・訓練分野（内容）・訓練期間・開始時期等、独自の検討に基づきご提案いただく枠です。ただし、訓練は令和4年度内に修了するものとしてください。

(※2) 実習は受託機関において実習先を開拓し、再委託して実施していただきます。その場合は、受託決定後に再委託契約書の写し等の提出が必要です。

(※3) 実習は受託機関において実習先を提供し（再委託は禁止）実施していただきます。

(入手資料より監査人が作成)

ここで、障害者就職促進委託訓練は、受託希望機関からの申請を受け、委託訓練実施機関の選定を経て実施されている。過去6年分（平成29年度分から令和4年度分）の各コースの定員、参加者（受講者）は、表3-VII-4-1のとおりである。

表 3-VII-4-1 障害者就職促進委託訓練コースの総定員と参加者及び参加率

年度	コース No.	申請訓練科名	総定員 (人)	参加者 (人)	参加率 (%)
H29 年度	1	在宅ワークと Web 制作実践科	5	1	20.0
	2	初級・中級パソコン科	16	15	93.8
	3	パソコン操作とビジネススキル習得科	36	20	55.6
	4	PCと対人スキル即戦力訓練科	12	0	0.0
	5	初級パソコン科	20	5	25.0
	6	パソコン操作と労務事務の基本科	24	17	70.8
	7	就労準備科	17	10	58.8
	8	就労準備科	10	10	100.0
	9	就労準備科	17	7	41.2
	10	職場体験実習科	6	3	50.0
	11	自立・就労準備科	12	6	50.0
	12	パソコンスキルアップ科	20	16	80.0
	13	総務・庶務事務パソコン科	12	0	0.0
	14	PCと対人スキル訓練科	12	4	33.3
	15	初級・中級パソコン科	20	8	40.0
	16	パソコン資格取得準備科	20	5	25.0
	17	実践能力訓練科	8	6	75.0
	18	実践能力訓練科	6	5	83.3
H30 年度	1	在宅ワークと Web 制作実践科	5	1	20.0
	2	パソコン操作とビジネススキル習得科	36	16	44.4
	3	PCとコミュニケーション能力訓練科	12	12	100.0
	4	電子回路とプログラムの基礎科	10	0	0.0

	5	事務・パソコン科	10	4	40.0
	6	Excel と VBA 実務科	10	3	30.0
	7	企業実習・就労準備科	18	3	16.7
	8	パソコンスキルアップ科	20	14	70.0
	9	実践能力訓練科	8	3	37.5
	10	実践能力訓練科	6	6	100.0
	11	セルフマネジメント訓練科	54	35	64.8
	12	就労準備科	21	14	66.7
R1 年度	1	在宅ワークと Web 制作実践科	5	2	40.0
	2	パソコンスキルアップ科	20	13	65.0
	3	パソコン操作とビジネススキル習得科	18	16	88.9
	4	PC とコミュニケーション訓練科	12	5	41.7
	5	パソコン基礎訓練科	8	4	50.0
	6	事務・パソコン科	8	7	87.5
	7	パソコン・web 科	8	1	12.5
	8	企業実習・就労準備科	18	5	27.8
	9	企業実習・就労チャレンジ科	6	1	16.7
	10	自立・就労準備科	3	3	100.0
	11	ビル管理・清掃訓練科	5	0	0.0
	12	事務補助実習科	6	6	100.0
	13	実践能力訓練科	8	5	62.5
	14	実践能力訓練科	4	4	100.0
	15	就労準備科（藤沢）	30	0	0.0
	16	就労準備科（横浜）	15	0	0.0
	17	屋内型農園での栽培業務科	25	3	12.0
	18	セルフマネジメントとオフィスワーク実習科	24	23	95.8
	19	就労準備科	21	8	38.1
R2 年度	1	パソコン基礎訓練科	20	10	50.0
	2	パソコンスキルアップ科	20	16	80.0
	3	パソコン基礎科	5	5	100.0
	4	パソコン・事務科	16	9	56.3
	5	企業実習・就労準備科	18	2	11.1

	6	自立・就労準備科	9	5	55.6
	7	清掃・ビル管理訓練科	10	0	0.0
	8	事務補助実習科	12	10	83.3
	9	実践能力訓練科	8	0	0.0
	10	実践能力訓練科	6	0	0.0
	11	就労準備科	15	0	0.0
	12	就労準備科	15	0	0.0
	13	接客事務実践科	5	0	0.0
	14	PCとコミュニケーション訓練科	7	0	0.0
R3年度	1	パソコン基礎訓練科	20	10	50.0
	2	パソコンスキルアップ科	20	14	70.0
	3	パソコン基礎科	16	14	87.5
	4	パソコンビジネス基礎科	3	2	66.7
	5	パソコン・事務科	8	4	50.0
	6	パソコン・WEB・事務科	8	5	62.5
	7	企業実習・就労準備科	18	4	22.2
	8	自立・就労準備科	9	4	44.4
	9	清掃・ビル管理訓練科	10	5	50.0
	10	調理補助育成科	10	3	30.0
	11	事務補助科	12	3	25.0
	12	自立・就労準備科	15	0	0.0
R4年度	1	介護入門科	6	0	0.0
	2	パソコンスキルアップ科	20	8	40.0
	3	パソコン基礎科	40	20	50.0
	4	パソコンビジネス基礎科	6	4	66.7
	5	パソコン・事務科	16	8	50.0
	6	パソコン・WEB・事務科	8	2	25.0
	7	企業実習・就労準備科	12	0	0.0
	8	企業実習・パソコン事務科	3	3	100.0
	9	自立・就労準備科	9	5	55.6
	10	清掃・ビル管理訓練科	10	3	30.0
	11	清掃訓練科	10	0	0.0
	12	調理補助育成科	20	2	10.0
	13	事務補助科	12	4	33.3

	14	実践能力訓練科	8	0	0.0
--	----	---------	---	---	-----

(入手資料より監査人が作成)

表 3-VII-4-1 を見ると、コロナ前から各コースの参加率が 50%を下回るものが散見される。そこで、各年度において参加率が 50%を下回るコースの推移を集計すると、表 3-VII-4-2 のとおりである。

表 3-VII-4-2 参加率 50%未満のコース数と割合

	H29 年	H 30 年	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
総コース数①	18	12	19	14	12	14
参加率 50%未満のコース数②	8	7	10	8	5	9
割合 (②÷①) %	44.4	58.3	52.6	57.1	41.7	64.3

(入手資料より監査人が作成)

表 3-VII-4-2 を見ると、各年度のコースのうち参加率が 50%未満のコースが、過去 6 年間で 40%から 65%の間で推移していることが判明した。コロナ禍前である平成 29 年度から令和元年度においても 50%前後で推移している状況である。そこで、このように参加率が 50%を下回るコースについて、その翌年度以降の対応を質問したところ、以下の回答を得た。

【神奈川県からの回答】

新規受託者の開拓に向けた各種の広報活動を行っており、それにより、多様なコースの設定に繋がることに伴い、受講者の増加に繋がっていると認識しているところです。加えて、参加人数（受講者）が少数のコースへの対応については、プロポーザル方式を採用している委託訓練において、受講者の確保に向けた工夫（例えばより魅力のある訓練内容の設定など）も事業者が主体的に考えて提案をいただく必要があると考えています。そして、提案評価の際には、過去の実績とともに訓練内容等も含めて評価するなど、現在行っているプロポーザル方式による選定の特長を活かしていくことが肝要と考えています。

確かに神障校は「新規受託者の開拓に向けた各種の広報活動を行って」いるのであろうが、結果としてコロナ禍の前を含め直近 6 年間に於いて、参加率が 50%未満のコースが総コースのうち 40%から 65%の割合で推移している事実から、受講者の増加に繋がっているとは言いがたく、今後も参加率が向上するとは考えられない。参加者が非常に少ないコースは、事業費の有効性が低いと言わざるを得ない。

しかも、「受講者の確保に向けた工夫（例えばより魅力のある訓練内容の設定など）も事業者が主体的に考えて提案をいただく必要がある」とあることから、受講者の確保に向けた

工夫を事業者に依存する傾向がみられ、神奈川県が主体的に施策を打ち出しているとは言い難い。

したがって、神奈川県は、事業の有効性の観点から、受講者の参加率が 50%を下回るようなコースについては統廃合を実施することを含め、委託訓練コースを抜本的に見直すことが必要であると考えられる。

(意見 49) 障害者就職促進委託訓練実施業務の見直しについて

神障校は、障がいのある方が身近な地域で就職に必要な知識・技能を習得し、早期に就職することができるよう、短期の公共職業訓練を外部委託し、多様な訓練の実施を目指している。しかしながら、コロナ禍の前を含め直近 6 年間において、参加率が 50%未満のコースが総コース数のうち 40%から 65%の割合で推移していることが判明した。参加者が非常に少ないコースは、事業の有効性が低いと言わざるを得ない。したがって、神奈川県は、事業の有効性の観点から、受講者の参加率が 50%を下回るようなコースについて例えば統廃合の方法を検討するなどの対策を行うほか、必要に応じ制度設計を行っている国との相談、調整のうえ、委託訓練コースの規模の適正化に向けて見直していくこととされたい。

5 神奈川県立東部総合職業技術校、神奈川県立西部総合職業技術校の中退者について

神奈川県は、大規模・総合型の職業技術校として、横浜市鶴見区に東部校（愛称「かなテクカレッジ東部」）、秦野市に西部校（愛称「かなテクカレッジ西部」）を設置し、平成 25 年度より 2 校体制で職業能力開発を行っている。就職専門スタッフの「求人開拓推進員」が、企業を訪問し、就職先を開拓するとともに、就職相談・職業紹介を行っている。求人企業とのマッチングや必要に応じて企業訪問に同行するなど、不安の多い就職までのプロセスを各コースの担当職員と連携しながら万全の体制でサポートしている。修了後も一年間、このサポートを受ける事ができる。また、東部校、西部校は、事業主で組織する「職業能力開発推進協議会」と連携して、合同就職説明会などを実施している。その関連事業予算は令和 4 年度で東部校は 71 百万円、西部校は 39 百万円であり、神奈川県の重要な施策の一つとして位置付けられている。過去 6 年間の入校者、修了者、中退者（就職者、就職者以外）の推移は、表 3-VII-5-1、表 3-VII-5-2 のとおりである。

表 3-VII-5-1 東部校の入校者、修了者、中退者（就職者、就職者以外）の推移

(単位：人)

	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
定員	530	530	515	495	525	530
入校者	487	470	472	400	465	427
修了者	320	317	329	268	353	319
中退者	167	153	143	132	112	108

うち就職による中退	97	85	76	79	54	57
うち就職以外による中退	70	68	67	53	58	51
就職による中退率	19.9%	18.1%	16.1%	19.8%	11.6%	13.3%
就職以外による中退率	14.4%	14.5%	14.2%	13.3%	12.5%	11.9%

(入手資料より監査人が作成)

表 3-VII-5-2 西部校の入校者、修了者、中退者（就職者、就職者以外）の推移

(単位：人)

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
定員	490	490	490	480	485	490
入校者	446	420	419	413	417	361
修了者	334	323	324	324	313	249
中退者	112	97	95	89	104	112
うち就職による中退	80	50	54	54	59	66
うち就職以外による中退	32	47	41	35	45	46
就職による中退率	17.9%	11.9%	12.9%	13.1%	14.1%	18.3%
就職以外による中退率	7.2%	11.2%	9.8%	8.5%	10.8%	12.7%

(入手資料より監査人が作成)

東部校、西部校では、コースの修了を待たずして就職による中退が恒常的に生じている。一方、就職以外での中退率は表 3-VII-5-1、表 3-VII-5-2 のとおり東部校 11.9%～14.5%、西部校 7.2%～13.0%と推移している。

そこで、監査人は、就職以外での中退率が東部校 11.9%～14.5%、西部校 7.2%～12.7%と推移している理由を質問したところ、以下の回答を得た。

【神奈川県からの回答】

就職以外を理由とする中退者は、自己都合を理由とする中退者が多くなっている。高校からの新規学卒者を受け入れているコースだと、退校の相談を受ける際に理由を確認しているが、例えば、イメージしていた学習内容と実際の訓練内容が違っていた、高校での学習環境との違いから訓練のペースについていけない、経済的な問題や心の病により訓練を欠席してしまう、クラスの間僚との人間関係がうまくいかない等の理由が多くなっている。この他、疾病や進学などの理由からやむを得ず中退する者もいる。

また、中退者を少なくするための具体的な対策を質問したところ、以下の回答を得た。

【神奈川県からの回答】

東部校

訓練内容のミスマッチを防止するために、入校前に実際の職業訓練を知る機会として、オープンキャンパスや体験入校に参加してもらい、訓練コース及びコースに関連する仕事について説明している。これにより、訓練内容や仕事についての理解が深まり、ミスマッチを低減している。この他、来校できない方向けにはホームページ上でオープンキャンパス相当の情報を得られるページも開設している。また、新規学卒者の方々には、高校在学中に、職業訓練準備プログラム講座に参加してもらい、職業意識やビジネススキルを理解し、職業訓練の意義やキャリア形成の方向付けを確認してもらっている。さらに、新規学卒者の家族向け説明会を開催して、訓練を継続するための支援をお願いしている。

次に、学習についていけない、心の病などについては、訓練に対する悩み等があれば指導員が個別に相談に応じてフォローを行うことや、心理カウンセラーに個人的に相談することができる「技術校生相談窓口」を設置して、きめ細かく相談に応じている。

このような対策を講じることで、自己都合等の理由による中退者が減少するように努めているところである。

西部校

自己都合による中退の理由としては、介護や育児等の家庭の事情、入校前からの体調不良が解消しなかった等に加え、訓練内容が思い描いていたものと異なることについては、オープンキャンパスや体験入校等により、入校前に十分に内容を理解していただくことが肝要だと考える。

入校前のオープンキャンパスや体験入校等において、訓練コースの内容や就職先の状況についてコース担当職員等から詳しい説明を行っており、それぞれの行動に参加していただくことで、コースや就職についての理解を深めてもらい、ミスマッチが低減するよう努めている。

また、オープンキャンパス等の開催日時で都合のつかない方に対しては、個別に対応もしているが、時間が取れないということで校に事前に足を運ぶことができない方もいるため、ハローワークに来所する求職者に対して、当校職員がハローワークに出向いて校を紹介する「出張オープンキャンパス」も実施しており、訓練を知っていただく機会を拡大している。

さらに、入校後の対応として、各コースの担当職員が定期的に個別面談を行い、訓練中の悩みや就職に関する相談に対応することの他、週一回、外部のカウンセラー等による技術校生相談室を設けて、担当職員に相談しづらい事柄など、訓練以外の相談も受け付けている。

(意見 50) 神奈川県立東部総合職業技術校、神奈川県立西部総合職業技術校における就職以外の中退者の削減について

直近6年間(平成29年度から令和4年度)において、就職以外の中退率は、東部校11.9%～14.5%、西部校7.2%～12.7%となっている。

各校は、入校者全員が就職することを目指してコースを設置して運営していることから、就職以外の中退者が多い状況は、その分だけ授業料収入が確保されないことから、校運営コストの負担が大きくなり、したがって事業予算の有効性が損なわれていると言わざるを得ない。

各校は、具体的な対策として、入校前のオープンキャンパスや体験入校、ホームページによりコースや就職についての理解を深めてもらい、入校後のミスマッチが低減するよう努めている。また、訓練中の悩みや就職に関する相談を個別に行うことや、心理カウンセラーに個人的に相談することができる体制を整えている。

しかしながら、このような対策を講じても、就職以外の中退者が多い現状を鑑みれば、事業予算の有効性を高めるため、更なる対策を策定・実行することとされたい。

6 神奈川県立東部総合職業技術校、神奈川県立西部総合職業技術校の就職中退者に対するフォロー体制の構築について

東部校、西部校の目的は入校者を専門技術者に育て、就職までサポートすることであり、就職するための技術を身に付けることが東部校、西部校の役割といえる。しかしながら、表3-VII-5-1、表3-VII-5-2のとおり、就職による中退者が存在するという事は、訓練が途中で終了したことを意味する。なお、表3-VII-5-1、表3-VII-5-2のとおり、就職による中退率は直近6年間において、11.6%から19.9%で推移している。

そこで、監査人は、就職による中退者について、コース修了者と同じスキルを身に付けるための個別的なフォローがあるか質問したところ、次の回答を得た。

【神奈川県からの回答】

就職中退者に対する個別のフォローは行っておりませんが、中退者や修了者も含めて在職者を対象とした講習会(在職者訓練)も実施しているため、今後スキルアップが必要となった際にご受講いただくよう、案内をしています。

かなテクカレッジの令和5年度コース案内には次のような記載がある。

【かなテクカレッジについて】

ものづくりの現場で、さまざまなサービスの最前線で、スペシャリストとして、いきいきと活躍するためには、「プロの技術」を身につけなければなりません。かなテクカレッジは、あなたを専門技術者に育て、就職までサポートします。

このように、就職による中退者に対しても就職のサポートをしているが、その前提ともいえる「プロの技術」を身に付けさせて専門技術者に育て上げる、というところまでは行っていない。

また、就職による中退を含む就職者に対して、その後の就職状況を把握しているか質問したところ、次の回答を得た。

【神奈川県からの回答】

修了時点で就職が決まっていた修了者に対しては、修了3年後に無記名アンケート形式の定着調査を行っており、在校時の満足度や職場定着状況、受講したいセミナー等を確認しています。また、職員が企業訪問時や企業求人担当者との打ち合わせ時に、就業状況を確認しています。

具体的なアンケート調査の結果は、表3-VII-6-1、表3-VII-6-2のとおりである。なお、職員の企業訪問などは在校生（訓練生）への就職支援のための情報収集と求人開拓のために実施しているため、修了生が在籍していれば、その仕事ぶりを確認し、訓練生への情報提供を行うものであって、就職先の就労状況を確認することが主たる目的ではないと見受けられる。

表3-VII-6-1 修了生職場定着状況等満足度調査

実態調査	満足度回答							満足度 (① + ②) / ③
	満足①	やや満足②	どちらでもない	やや不満足	不満足	無回答	回答数③	
東部校	35	23	3	3	0	1	65	89.2%
西部校	51	23	3	7	1	0	85	87.1%
コース無回答	1	0	0	0	0	0	1	100.0%
合計	87	46	6	10	1	1	151	88.1%

(入手資料より監査人が作成)

表3-VII-6-2 修了生職場定着状況等就労状況調査

	就労中①	離職中	無回答	回答数②	就労状況①/②
東部校	58	7	0	65	89.2%
西部校	75	9	1	85	88.2%

コース無回答	1	0	0	1	100.0%
合計	134	16	1	151	88.7%

(入手資料より監査人が作成)

表 3-VII-6-2 のとおり、就職による中退者以外のコース修了者の調査時の就労状況は良好である。しかしながら、就職中退者に対する個別的なフォローはされていないことから、満足度を確認できていない状況である。

(意見 51) 神奈川県立東部総合職業技術校、神奈川県立西部総合職業技術校の就職中退者に対するフォロー体制の構築について

神奈川県は、東部校、西部校の維持費予算を令和4年度において、それぞれ71百万円、39百万円としており、公共職業能力開発施設として重要な拠点であると位置付けている。東部校、西部校の目的は入校者を専門技術者に育て、就職までサポートすることであり、就職するための技術を身に付けることが東部校、西部校の役割といえる。しかしながら、就職による中退率は直近6年間において、11.6%から19.9%で推移している。就職による中退者が存在するという事は、訓練が途中で終了し、身に付けるべきであった技術が中途半端な状態で就職していることを意味する。各校は、就職による中退者に対して、就職後のアンケートや個別的なフォローを実施していない。

したがって、事業予算の有効性を高めるため、就職による中退者に対して、アンケートによる就業状況の調査を実施するとともに、未受講の授業について、「プロの技術」を身につけさせるための個別的なフォローを実施することができる体制を構築することとされたい。

7 神奈川県立産業技術短期大学校の入校状況について

短大校は、神奈川県先進産業を支え新しい時代の技能者づくりを掲げ、人材育成・確保を図る高度技能者育成施設として設置された。神奈川県、神奈川県教育委員会(神奈川県立神奈川工業高等学校)及び日本アイ・ビー・エム株式会社の3者の連携と協力により、生徒・学生が家庭の経済環境に左右されることなく、ITに関する知識・技術を身に付け、生涯にわたって社会で活躍するIT人材の育成をめざす取組「かながわIT人材教育モデルP-TECH」を行っている。短大校の直近6年間の定員と入校者の推移は、表3-VII-7-1のとおりである。

表 3-VII-7-1 短大校のコース別の定員と入校者数

(単位:人)

学科	定員	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
生産技術科	40	28	33	31	24	19	15

制御技術科	40	25	28	23	16	26	18
電子技術科	40	40	36	35	29	31	32
産業デザイン科	40	36	40	39	39	40	33
情報技術科	40	41	39	39	38	40	39
合計	200	170	176	167	146	156	137

(入手資料より監査人が作成)

表 3-VII-7-1 のとおり、生産技術科、制御技術科がそれぞれ定員 40 人に対し、6 年連続して定員割れしており、特に近年では 50%を切っている。その他の科も年度によっては定員を満たしているものの、定員割れが生じている年度が多い。

そこで、監査人は、このような状況をどのようにとらえているか質問したところ、以下の回答を得た。

【神奈川県からの回答】

定員者確保に向けた取組みとして、毎年、オープンキャンパスや高校訪問、高校への資料送付、広告を使った広報等を実施している。ここ数年間は、校長自ら高校訪問に向向き、相手方の校長から直接話しを伺う、SNSでの情報発信により若年者が目にする機会を増やすといった募集活動を行っている。特に昨年度から今年度にかけて、校のホームページを更新する、X (旧 Twitter) での情報発信を週 2～3 回に頻度を上げて行う、最寄りの相鉄線二俣川駅に広告を出す等、校の PR に努めている。

令和 5 年度は、オープンキャンパスの回数と時期を見直し、高校生へ周知する機会を多くとっている。特に「エンジニアセミナー (体験授業)」の回数は前年比約 2 倍の 9 回に設定し、高校訪問で進路指導担当者に確認した高校生の進路決定時期を踏まえ、入学検討者を参加に結びつけるように 4 月から毎月実施することとした。

また、これからの取組みとして、空調工事やトイレの改修工事を計画中である。オープンキャンパスの参加者アンケートでは、「空調の効きが悪く暑い」「トイレが汚い」といった校の設備に関するマイナスな印象の回答が毎回複数あるため、改修を行う事ことで施設に対するイメージを良くし、応募増につなげていきたい。

このように、入校者を増やすための具体的な対策を講じているものの、表 3-VII-7-1 のとおり、入校者数が減少傾向であることから、その対策が有効に機能しているとは言い難い。

ここで、監査人は、表 3-VII-7-2 のとおり、他の都県における短期大学校のコース別の定員と入校者数の情報を入手し、比較分析した。

表 3-VII-7-2 他県における短期大学校のコース別の定員と入校者数

(単位：人)

学科	定員	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
神奈川県立産業技術短期大学校	200	170	176	167	146	156	137
岩手県立産業技術短期大学校（矢巾キャンパス）	110	110	104	113	103	111	109
山形県立産業技術短期大学校（本校）	130	118	126	117	111	109	128
長野県工科短期大学校	80	75	84	66	81	76	73

(入手資料より監査人が作成)

表 3-VII-7-2 のとおり、他県でも定員割れしている年度がある。しかしながら、他県では神奈川県と異なり、定員に対する入校者の割合が高い状況であることが見て取れる。この点、神奈川県は他県と比較して劣っていないと考えており、その理由を質問したところ、以下の回答を得た。

【神奈川県からの回答】

首都圏から外れている県では、県内の大学も多くはなく、また、産業振興で企業の誘致を進めている地方自治体も多いことから、地元企業への就職の足掛かりとして、短期大学校へ入学する者も多く、比較的高い入校率を保っていると考えられる。

一方で、当校は他県と遜色ない内容で実施しているが、神奈川県は通学圏にある県内及び東京をはじめとする近隣の大学が多数あり、高校生数が減少して大学に入りやすくなっている社会的な状況であることから、入学者は定員割れを起こしているものと認識している。入校率で比較すると劣って見えるが、入校者数でみると上位である。

また、ものづくり系の事業所数は全国的にみても神奈川県は多く、短大校に対する中小企業の強い要望・求人数も多いことから、他県と比べても人材供給のニーズは充分にあると考える。

確かに短大校の近隣には大学が多数あり、高校生数が減少している現況では近隣大学に入りやすくなっている社会的な状況であると考えられる。そうであるならば、短大校は、その定員を縮小または募集停止という選択肢もありうると考えられる。入校者の数をもって神奈川県は上位であるというが、各校の規模や他県の状況には差があるため、入校者数をもって単純には比較することはできないものと考えられる。このようなマインドでは、短大校の入校率を上げることは難しい。

一方で、神奈川県では、短大校に対する中小企業の強い要望、多数の求人があるということであるから、短大校は、その要望・求人に応えるためには、マインドをリセットし、入校率を上げるための、言いかえると事業予算の有効性を高めるための抜本的な改革を早急に策定・実行することが必要であると考えられる。

(意見 52) 神奈川県立産業技術短期大学校の定員割れの改善について

短大校の定員は 200 人であり、直近 6 年間における入校者数の推移は、平成 30 年度 170 人、令和元年度 176 人、令和 2 年度 167 人、令和 3 年度 146 人、令和 4 年度 156 人、令和 5 年度 137 人と、常に定員割れをしており、入校率が減少している傾向が見てとれる。

定員を受け入れるために、短大校の維持管理費を費やしているのだから、入校者数が減少して定員割れが生じている現状においては、事業予算の有効性が低下していると言わざるをえない。

短大校は、入校率を高めるために様々な施策を実施しているが、少子化や近隣他校の存在を定員割れの理由に挙げており、また入校率の高い他県との比較で短大校は劣っていないというマインドである。このようなマインドでは、短大校の入校率を上げることは難しい。神奈川県では中小企業から短大校への要望や求人数が多いという状況であることから、これに答えるため、マインドをリセットし、入校率を上げて、事業予算の有効性を高めるための抜本的な改革を早急に策定・実行することとされたい。

8 神奈川県立産業技術短期大学校の施設の老朽化について

短大校は、平成 7 年 4 月に、労働大臣の認可を受けた県立の職業能力開発短期大学校として横浜市旭区中尾に開校しており、神奈川県先進的産業を支える課題解決型の実践技術者を養成し、神奈川県の職業能力開発の重要な施設として、産業界に貢献することを目的としている。短大校としての開校は平成 7 年であるが、古くは昭和 39 年横浜工業技術職業訓練所から当地に施設を有しており、昭和 44 年技能訓練センター（西キャンパス）、昭和 61 年横浜高等職業技術校とその目的を変えながら現在に至っている。

写真 3-VII-8-1 短大校



(監査人が撮影)

監査人は、令和5年8月2日に短大校へ往査し、現地視察を実施した。短大校は平成7年4月に開校しており、往査日現在28年が経過している。そこで、施設の老朽化に着目しながら校舎を一巡し、修繕が必要な箇所を視察した。その結果は次のとおり、老朽化が進み、修繕が必要な箇所や修繕が不可能な空調設備も散見された。

写真 3-VII-8-2 短大校の校舎の状況

本館 (エレベーター)



本館 4階 (床)



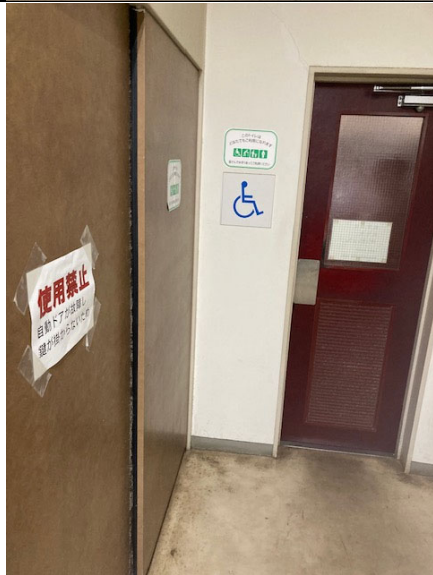
本館 4階 (防火扉)



本館 2階 (壁)



本館 2階 (車いす用トイレの自動ドア)



実習棟 2階 (男女トイレ)



実習棟 2階 (空調機械室)





体育館（屋根）



(監査人が撮影)

神奈川県では、修繕が必要な場合、表 3-VII-8-1 のとおり、5 ケースに分けて、これに対応している。

表 3-VII-8-1 修繕の対応について

	修繕のケース	手順
1	緊急のケース	総務局財産経営部財産経営課（以下「財産経営課」という。）の各所営繕工事（緊急）での施工を要望する。その後、財産経営課から再配当を受け、短大校で工事を施工する。
2	通常の5か年計画（計画修繕工事）のケース	県土整備局建築住宅部営繕計画課（以下「営繕計画課」という。）が建物の劣化状況を調査し、財産経営課が5ヶ年間の修繕計画を策定する。この計画を基に、財産経営課から再配当を受け、原則として、短大校で工事を施工する。
3	その他（外構工事等）のケース	財産経営課に翌年度の各所営繕工事を要望する。その要望を基に、財産経営課から再配当を受け、短大校で工事を施工する。
4	その他（大規模改修工事）のケース	大規模な改修工事については、工事施工の必要性を検討した上、営繕計画課に工事を依頼し、個別に予算を計上、県土整備局住宅営繕事務所が工事を施工する。
5	その他（トイレプロジェクトによるトイレ改修）のケース	令和5年度～令和7年度の間、トイレプロジェクトとして、財産経営課から再配当を受け、短大校で工事を施工する。

（入手資料より監査人が作成）

そこで、監査人は、短大校の修繕が必要な箇所について、令和5年8月現在どのような状況にあるのか質問したところ、表 3-VII-8-2 のとおり回答を得た。

表 3-VII-8-2 老朽化の状況とその対応

老朽化箇所		当校説明	進捗状況	修繕のケース
本館	エレベーター	型が古く、修理用部品が入手できず修理不能なため、業者より更新を勧められている。	修繕に向けて、調整する	2
本館4階	床	床がはがれて浮いている。業者	修繕に向けて、調	2

		からは、建物連結部から水が漏れて、床にたまっているのでは、と説明を受けている。	整する	
本館 4 階	防火扉	錆びて閉まりにくい。	修繕に向けて、調整する	2
本館 2 階	壁	コンクリートのクラック周辺に漏水痕がある。修繕したが、再び、漏水痕が発生するため、窓の防水機能の低下が疑われる。	修繕に向けて、調整する	2
本館 2 階 3 階	車いす用トイレの自動ドア	2 階は今年の 3 月、3 階は昨年 12 月に自動ドアが壊れた。	トイレプロジェクト（今年度）	5
実習棟 2 階	男女トイレ	天井が垂れ下がり、パーティションが劣化している。	トイレプロジェクトにおいて対応する方向で調整中	5
実習棟 2 階	空調機械室	空気調和機、冷温水発生器、冷温水ポンプ等が劣化している。業者からは、機能は回復出来ない、故障個所によっては部品が無く、空調が使用出来なくなると説明を受けている。	総務局財政部財政課と別途協議中	4
体育館	屋根	令和元年度の台風の際にはがれたもの。	計画修繕工事（今年度）	2

(入手資料より監査人が作成)

なお、施設が老朽化しているという意見は複数年のアンケート結果で見られ、したがって、短大校は老朽化によって受験を避けられている可能性がある。

以上のことから、神奈川県は、短大校の入学率を向上させ、生徒が快適な環境で学べるよう、早期に施設の大規模修繕計画を策定・実行することが必要であると考えられる。

(意見 53) 神奈川県立産業技術短期大学校の施設の老朽化について

短大校は平成 7 年 4 月の開校から約 28 年が経過している。監査人が短大校を視察したところ、老朽化が進み、修繕が必要な箇所や修繕が不可能な空調設備も散見された。学校見学者に対するアンケートの結果においても、設備の老朽化が指摘されている。しかも、そのよ

うな意見は複数年のアンケート結果で見られ、したがって、短大校は老朽化によって受験を避けられている可能性がある。

神奈川県は、短大校の入校率を向上させ、生徒が快適な環境で学べるよう、早期に施設の大規模修繕計画を策定・実行することとされたい。

IX K I P（公益財団法人神奈川産業振興センター）の事業について

1 正味財産増減計算書と財務諸表の注記の記載について

（1）K I Pにおける補助金等の重要性について

K I Pは、神奈川県等から年間10億円を超える多額の補助金等を受けて様々な公益目的の事業等を実施する公益法人である。K I Pの令和4年度の事業費総額が約25億円であることに鑑みれば、公益法人自身においても補助金等の交付者である神奈川県等においてもK I Pにおける補助金等の会計処理は重要であり、財務諸表等においては、分かりやすさ、明瞭さが求められる。

（2）指定正味財産である補助金の会計処理について

K I Pの令和4年度の正味財産増減計算書によれば、一般正味財産増減の部における経常増減の部の経常収益に受取補助金等1,055百万円が表3-IX-1-1のとおり計上されている。このうち、受取補助金等振替額2百万円は、「神奈川産業振興センター事業費補助金(国庫)未病」に関する補助金である。これは、過去に指定正味財産として受け入れた補助金によって取得したソフトウェアについて、その後の減価償却費の計上による費用化に伴って、過去に受け入れた補助金相当額を指定正味財産から一般正味財産増減へ振り替えるものであり、当年度に補助金を受取ったことを表すわけではない。

表3-IX-1-1「正味財産増減計算書（抜粋）」

（単位：円）

科 目	当年度
I 一般正味財産増減の部	
1. 経常増減の部	
（1）経常収益	
・・・	
受取補助金等	1,055,888,441
受取国庫補助金	11,022,279
受取地方公共団体補助金	1,041,820,746
民間補助金等振替額	666,666
受取補助金等振替額	2,378,750
・・・	
2. 経常外増減の部	
（2）経常外収益	
指定正味財産振替額	27,434,723
・・・	
II 指定正味財産増減の部	

・・・	
指定正味財産返還額	△160,817
一般正味財産振替額	△33,683,456
・・・	

(入手資料より監査人が作成)

なお、受取補助金等の会計処理に関しては、公益法人会計基準の注解において、次のように規定されている。

【公益法人会計基準注解（抜粋）】

(注13) 補助金等について

法人が国又は地方公共団体等から補助金等を受け入れた場合、原則として、その受入額を受取補助金等として指定正味財産増減の部に記載し、補助金等の目的たる支出が行われるのに応じて当該金額を指定正味財産から一般正味財産に振り替えるものとする。なお、当該事業年度末までに目的たる支出を行うことが予定されている補助金等を受け入れた場合には、その受入額を受取補助金等として一般正味財産増減の部に記載することができる。

・・・

(注15) 指定正味財産の部から一般正味財産の部への振替について

次に掲げる金額は、指定正味財産の部から一般正味財産の部に振り替え、当期の振替額を正味財産増減計算書における指定正味財産の部及び一般正味財産の部に記載しなければならない。

- (1) 指定正味財産に区分される寄付によって受け入れた資産について、制約が解除された場合には、当該資産の帳簿価額
- (2) 指定正味財産に区分される寄付によって受け入れた資産について、減価償却を行った場合には、当該減価償却費の額
- (3) 指定正味財産に区分される寄付によって受け入れた資産が災害等により消滅した場合には、当該資産の帳簿価額

なお、一般正味財産増減の部において、指定正味財産からの振替額は、その性格に従って、経常収益又は経常外収益として記載するものとする。

また、受取補助金等に関する科目の取り扱いについては、公益法人会計基準の運用指針で次のように規定されている。

【公益法人会計基準の運用指針（抜粋）】

12. 財務諸表の科目

...

(2) 正味財産増減計算書に係る科目及び取扱要領

(一般正味財産増減の部)

科 目		取扱要領
大科目	中科目	
...	受取補助金等	指定正味財産から一般正味財産への振替額
	受取国庫補助金	
	受取地方公共団体補助金	
	...	
	受取補助金等振替額	
...	受取寄附金	指定正味財産から一般正味財産への振替額
	募金収益	
	受取寄附金振替額	
...		

(3) 補助金等に関する財務諸表の注記について

K I Pの財務諸表に対する注記においては、「9. 補助金等の内訳ならびに交付者、当期の増減額および残高」の項で、次のように記載されている。

表 3-IX-1-2 「9. 補助金等の内訳ならびに交付者、当期の増減額および残高」の抜粋

(単位：円)

補助金等の名称	交付者	当期増加額	当期減少額	当期末残高
神奈川産業振興センター事業費補助金	神奈川県	375,321,000	375,321,000	0
神奈川産業振興センター事業費補助金(国庫)未病	神奈川県	11,436,375	13,815,125	4,162,813
国際ビジネス支援事業費補助金	神奈川県	82,844,092	82,844,092	0
産業集積促進融資事業費補助金	神奈川県	854,837	854,837	0
中小企業制度融資事業費補助金	神奈川県	519,444,250	519,444,250	0
小規模企業者等設備貸与資金事業費補助金	神奈川県	214,618	214,618	0
小規模企業者等設備貸与事業費補助金	神奈川県	12,115,667	7,802,239	140,173,425
小規模企業者等設備資金貸与事	神奈川県	3,212,000	3,212,000	0

業費補助金				
神奈川県産業振興センター事業費補助金（物価高騰等支援）	神奈川県	44,952,777	44,952,777	0
神奈川県産業振興センター事業費補助金（新型コロナ支援）	神奈川県	2,517,130	2,517,130	0
中小企業知的財産活動支援事業費補助金	国	11,022,279	11,022,279	0
エネルギー使用合理化事業者支援補助金	一般社団法人 都市ガス振興 センター	0	666,666	3,111,118
小計		1,063,935,025	1,062,667,013	147,447,356

（入手資料より監査人が作成）

（注）このうち当期末残高が存在する三つの補助金（神奈川県産業振興センター事業費補助金（国庫）未病、小規模企業等設備貸与事業費補助金及びエネルギー使用合理化事業者支援補助金）が指定正味財産として受け入れたものとされている。

また、財務諸表に対する注記のうち「4. 基本財産・特定資産の増減額およびその残高」及び「5. 基本財産および特定資産の財源等の内訳」より、特定資産の増減及び残高は次のとおりである。表3-IX-1-4より指定正味財産による特定資産が判明し、表3-IX-1-3より、その当期減少額の合計は33,844,273円であるが、表3-IX-1-1の指定正味財産返還額160,817円を減じるとそのほかの減少額は33,683,456円となり、正味財産増減計算書の指定正味財産増減の部の一般正味財産への振替額（一般正味財産振替額）と一致する。

表3-IX-1-3 「4. 基本財産・特定資産の増減およびその残高」（指定正味財産によるものみを抜粋）

（単位：円）

特定資産	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
・・・				
設備貸与事業円滑化準備金	25,932,209		15,188,968	10,743,241
貸倒引当資産（新貸与）	132,730,998	(14,055,773)	6,778,572	140,008,199
設備貸与事業（新貸与）貸倒準備金	3,128,999	11,092,000	(14,055,773)	165,226
創業支援事業積立金	158,133,000		5,628,000	152,505,000
建物	29,419,363		639,965	28,779,398
建物附属設備	31,077,916	2,494,792	3,230,018	30,342,690
ソフトウェア	6,541,563		2,378,750	4,162,813
計	386,964,048	13,586,792	33,844,273	366,706,567

(入手資料より監査人が作成)

- (注) 1 指定正味財産による資産である。その当期末残高の合計額は、366,706,567円である。
- 2 貸倒引当資産(新貸与)と設備貸与事業(新貸与)貸倒準備金は、表3-IX-1-2の小規模企業者等設備貸与事業費補助金として一体のものと整理されており、当期増減額の(14,055,773)は計には含めていない。
- 3 設備貸与事業円滑化準備金の当期減少額に返還支出額160,817円が含まれている。
- 4 貸倒引当資産(新貸与)の当期減少額6,778,572円は貸倒償却に伴う取り崩しである。
- 5 建物附属設備の当期減少額には「エネルギー使用合理化事業者支援補助金」による設備の減価償却費相当額666,666円が含まれている。

表3-IX-1-4 「5. 基本財産および特定資産の財源等の内訳」(抜粋)

(単位:円)

特定資産	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対する額)
退職給付引当資産	211,937,800			(211,937,800)
貸倒引当資産	135,045,468		(56,388,824)	(78,656,644)
設備貸与事業円滑化準備金	10,743,241	(10,743,241)		
貸倒引当資産(新貸与)※	140,008,199	(140,008,199)		
設備貸与事業(新貸与)貸倒準備金※	165,226	(165,226)		
創業支援事業積立金	152,505,000	(152,505,000)		
情報化推進事業積立金	23,400,898		(23,400,898)	
中小企業支援事業積立金	128,452,603		(128,452,603)	
施設整備積立金	36,395,056		(36,395,056)	
修繕積立金	78,068,965		(78,068,965)	
入館保証金返還準備金	102,084,420			(102,084,420)
借入金返済準備金	387,049,607			(387,049,607)
建物	28,779,398	(28,779,398)		
建物附属設備	30,342,690	(30,342,690)		
ソフトウェア	4,162,813	(4,162,813)		
小計	1,469,141,384	(366,706,567)	(322,706,346)	(779,728,471)

(入手資料より監査人が作成)

※ 貸倒引当資産(新貸与)と貸倒貸与事業(新貸与)貸倒準備金の合計140,173,425円が、表3-IX-1-2の小規模企業者等設備貸与事業費補助金に該当する。

公益法人が一般正味財産として受け入れた補助金は、受け入れた事業年度において全て費消することから、受け入れた事業年度の期末残高は生じない。すなわち、表3-IX-1-2の

当期減少額 1,062 百万円が、補助金を当該年度で費消した額及び返還した額の合計と考えられる。

ここで、表 3-IX-1-1 より、一般正味財産増減の部の経常収益の受取補助金等が 1,055 百万円であることから、これと表 3-IX-1-2 の当期減少額 1,062 百万円との差額が、経常外収益の指定正味財産振替額に含まれているものと考えられる。

この点を質問したところ、経常外収益の指定正味財産振替額 27 百万円の中に、小規模企業者等設備貸与事業費補助金の目的事由の発生に伴う補助金振替額 21 百万円が含まれているとの回答を得た。小規模企業者等設備貸与事業費補助金は、小規模企業者等への貸与事業における交付対象経費について神奈川県が補助金を交付したものである。K I P は、これを「貸倒引当金積立金」として区分管理し、目的使用に充てるとともに、将来の貸与事業の廃止の際には、残余金を神奈川県に返還することになっている。

K I P における補助金の重要性と指定正味財産の会計処理の重要性を鑑みれば、「経常外収益」に計上されている小規模企業者等設備貸与事業費補助金にかかわる「指定正味財産振替額」は、小規模企業者等設備貸与事業における経常的な事業の結果に伴う補助金の使用であることから、「経常収益」において「受取補助金等振替額」として計上することが必要であると考えられる。また、「経常外収益」に計上されている「小規模企業者等設備貸与事業費補助金」以外の指定正味財産振替額については、過去に指定正味財産として受け入れた際の内容を確認し、例えば受取寄附金による指定正味財産であれば「受取寄附金振替額」とするなど適切な勘定科目で会計処理をするべきものと考えられる。

(意見 54) 正味財産増減計算書における表示の適正性について

K I P は年間 10 億円を超える規模の補助金を受けており、そのうち神奈川産業振興センター事業費補助金（国庫）未病、小規模企業者等設備貸与事業費補助金及びエネルギー使用合理化事業者支援補助金は、指定正味財産として受け入れている。指定正味財産とした補助金は、その目的に沿った使用により制約が解除される額を一般正味財産へ振り替えることが公益法人会計基準で定められている。

この点に関して、K I P の令和 4 年度の正味財産増減計算書においては、「経常外収益」の指定正味財産振替額 27 百万円の中に、小規模企業者等設備貸与事業費補助金の目的事由の発生に伴う受取補助金の振替額 21 百万円が含まれている。小規模企業者等設備貸与事業費補助金は、小規模企業者等への貸与事業における交付対象経費について神奈川県が補助金を交付したものである。K I P は、これを「貸倒引当金積立金」として区分管理し、目的使用に充てるとともに、将来の貸与事業の廃止の際には、残余金を神奈川県に返還することになっている。K I P における補助金の重要性と指定正味財産の会計処理の重要性を鑑みれば、「経常外収益」に計上されている小規模企業者等設備貸与事業費補助金にかかわる「指

定正味財産振替額」は、小規模企業者等設備貸与事業における経常的な事業の結果に伴う補助金の使用であることから、「経常収益」において「受取補助金等振替額」として計上することとされたい。また、「経常外収益」に計上されている「小規模企業者等設備貸与事業費補助金」以外の指定正味財産振替額については、過去に指定正味財産として受け入れた際の内容を確認し、例えば受取寄附金による指定正味財産であれば「受取寄附金振替額」とするなど適切な勘定科目で会計処理をすることとされたい。

2 正味財産増減計算書内訳表について

(1) 公益法人に関する法令について

公益法人は単なる民間法人ではなく、法人の機関設計や一般的な法人運営等については「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」等に従いつつ、公益目的事業を主に実施することを約することによって各種税制優遇を受けることができる公益認定法人である。公益法人は、公益認定申請時だけでなく公益認定後も引き続き「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）」や「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（以下「認定法施行規則」という。）」等による規制（収支相償、公益目的事業比率及び遊休財産規制のいわゆる「財務三基準」を含む。）を併せて受けることとなる。

(2) 公益法人における正味財産増減計算書内訳表の内部取引等消去について

公益財団法人であるK I Pは、事業年度末において作成する損益計算書（正味財産増減計算書）について、認定法施行規則第30条第6項の規定に従い、正味財産増減計算書内訳表を作成することが必要である。なお、公益認定における収支相償基準においては、原則として公益目的事業会計の経常収益と経常費用とを比較することによって公益認定が判断される。また、公益目的事業比率基準においては、原則として各会計区分の事業費及び管理費の合計と公益目的事業会計の経常費用とを比較することによって公益認定が判断される。さらに、遊休財産規制基準においては、遊休財産の保有上限としての基準額が原則として公益目的事業費となる。したがって、正味財産増減計算書内訳表の各会計区分における収益・費用の額は内部取引等を考慮した後の適正なものであることが必要とされている。

K I Pは、実施する事業として公益目的事業だけでなく収益事業等も行うため、公益法人会計基準により、正味財産増減計算書内訳表においては、会計区分として、公益目的事業会計、収益事業等会計、法人会計の区分が必要となる。認定法施行規則第30条第6項に定める公益目的事業に係る収入、公益目的事業に係る事業費、収益事業等に係る収入、収益事業等に係る事業費及び管理費等については、当該事業年度における各会計区分での適正な金額であることが求められることから、事業年度において行われた内部取引や内部利益を消

去した（公益法人会計基準では「内部取引等消去」となっているが、K I Pは「内部取引消去」としており、以下「内部取引消去」を用いる）後の金額とすることが必要である。

（３）K I Pの事業の内容について

K I Pが実施する公益目的事業として「公 1 中小企業支援事業」があるが、その内容は①中小企業者等の経営に関する相談、助言に関する事業、②県内産業に関する情報の収集、分析、提供等に関する事業、③中小企業者等の経営安定、経営改善の支援に関する事業、④新規創業及び中小企業者等の新分野進出の支援に関する事業、⑤中小企業者等の人材確保・育成に関する事業に細分化されている。

また、収益事業等として①「収 1 ビル運営事業」：公益目的事業を支える財源を確保するため、神奈川中小企業センタービルの適切な管理・運営を行う事業、②「収 2 工業見本市等イベント開催事業」：県内中小企業者等などの企業 P R ・新規取引先開拓の場となる工業見本市・先端技術見本市などを主催するほか、主に中小企業者を対象に経済動向・企業経営などに関する有料シンポジウム・セミナーなどを開催する事業、③「収 3 受託事業」：国・県などから、県内中小企業者を対象とする支援事業や県内経済の現状等の調査・分析などを受託し実施する事業、及び④「他 1 事業基盤整備事業」：円滑な事業活動を支える組織体制の確立、設備機器・情報インフラなどの事業基盤の整備及び職員の能力開発に取り組むほか、中小企業等の推進、職員の能力開発や情報基盤の整備等を行う事業に区分して実施している。

（４）正味財産増減計算書内訳表における内部取引消去について

令和 4 年度の K I P の正味財産増減計算書内訳表を見ると、会計区分として公益目的事業会計については、「公 1（中小企業支援事業）」、収益事業等会計については、「収 1（ビル運営事業）」、「収 2（工業見本市等イベント開催事業）」、「収 3（受託事業）」及び「他 1（事業基盤整備事業）」、そのほかに「法人会計」並びに「内部取引消去」及び「合計」があり、「内部取引消去」欄には一部金額が残っている。該当する勘定科目を確認した結果、該当科目と該当金額のみを要約すれば、表 3-IX-2-1 のとおりとなる。

表 3-IX-2-1 「正味財産増減計算書内訳表」（抜粋その 1）

（単位：円）

科 目	公 1	収 1	収 2	法人会計	内部取引消去	合計
・・・						
事業収益						
出展料収益			3,937,010		△3,937,010	0
センター経営 事業収益		28,338,313			△28,338,313	0

(計)	0	28,338,313	3,937,010		△32,275,323	0
・・・						
事業費						
通信運搬費	59,085		42,188	2,508	△103,781	0
光熱水料費	4,020,725				△4,020,725	0
広告宣伝費	33,000				△33,000	0
賃借料	19,736,287		116,300		△19,852,587	0
支払負担金	8,265,230				△8,265,230	0
(計)	32,114,327	0	158,488	2,508	△32,275,323	0

(入手資料より監査人が作成)

表 3-IX-2-1 のとおり、K I P は正味財産増減計算書内訳表の「内部取引消去」欄に 0 以外の金額が残ったものを最終的な正味財産増減計算書内訳表としている。これは、正味財産増減計算書内訳表の「内部取引消去」欄よりも左側の「公益目的事業会計」、「収益事業等会計」又は「法人会計」の会計区分の計上額の中に、「内部取引消去」前の金額となっている科目が含まれることを意味する。このように、各会計区分で計上すべき額よりも「内部取引消去」欄の額だけ該当する収益及び費用が過大となっていることから、認定法施行規則第 30 条第 6 項に規定する正味財産増減計算書内訳表に反するおそれがある。また、公益法人に求められる「財務三基準」の算定額等に影響を及ぼすおそれもある。

したがって、K I P は、正味財産増減計算書内訳表を作成するにあたって、内部取引等を消去した後の適正な金額をもって、公益目的事業会計、収益事業等会計及び法人会計の収益及び費用を計上することが必要である。

なお、K I P の説明では、本来収益事業のためのセンタービルのフロアで公益目的事業を行う場合に、収益事業で得られたはずの収益を収益事業において認識するためにこのような整理を行っているとのことである。正味財産増減計算書内訳表の「合計」欄は、「内部取引消去」欄を加味することにより法人全体の正味財産増減計算書の金額と一致している。また、K I P では、公益法人に提出が義務付けられる公益認定法上の定期提出書類のうちの公益目的事業比率の算定等においては、正味財産増減計算書内訳表の各会計区分の金額から適正に調整して各会計区分における適正な事業費・管理費を算出し、正しい公益目的事業比率を計算しているとのことである。

(意見 55) 正味財産増減計算書内訳表の内部取引等消去欄の整理について

K I P は、令和 4 年度の決算諸表として、貸借対照表、貸借対照表内訳表、正味財産増減計算書、正味財産増減計算書内訳表、キャッシュ・フロー計算書、財務諸表に対する注記、

附属明細書及び財産目録を作成している。

このうち、正味財産増減計算書内訳表については、「内部取引消去」欄に0以外の金額が残ったものを最終的な正味財産増減計算書内訳表としている。これは、正味財産増減計算書内訳表の「内部取引消去」欄よりも左側の「公益目的事業会計」、「収益事業等会計」又は「法人会計」の会計区分の計上額の中に、「内部取引消去」前の金額となっている科目が含まれることを意味する。

K I Pの説明では、本来収益事業を実施するフロアにおいて、公益目的事業を実施するような場合に、本来収益事業で得られる相当額を収益事業等会計において認識する整理を実施している。そのため各会計区分で最終的に計上すべき額よりも「内部取引消去」欄の額だけ該当する収益及び費用が過大となるが、内部取引等消去欄で消去することで合計額として正味財産増減計算書と一致するということであった。また、K I Pでは、公益法人に提出が義務付けられる公益認定法上の定期提出書類のうちの公益目的事業比率の算定等においては、正味財産増減計算書内訳表の各会計区分の金額から適正に調整して各会計区分における適正な事業費・管理費を算出し、正しい公益目的事業比率を計算しているとのことである。

しかしながら、「内部取引消去」欄の額だけ各会計区分で計上すべき額よりも該当する収益及び費用が過大となる正味財産増減計算書内訳表では公益目的事業比率等を適正に算定しない公益法人が出現しかねないことから、認定法施行規則第30条第6項に規定する正味財産増減計算書内訳表においては、「内部取引消去」欄の額を各会計区分で適正に控除し「内部取引消去」欄の額が0となる正味財産増減計算書内訳表が最終的な正味財産増減計算書内訳表とされている。

したがって、K I Pにおいては正味財産増減計算書内訳表を作成するにあたって、内部取引等を消去した後の適正な金額をもって、公益目的事業会計、収益事業等会計及び法人会計の収益及び費用を計上することを検討されたい。

(5) 正味財産増減計算書内訳表の収益事業等会計における受取地方公共団体補助金について

① 神奈川中小企業センタービル（以下「センタービル」という。）の持分について

センタービルは、神奈川県とK I Pの二者によって所有されている。地下1階から地上14階までのフロアがある。このうち、4階から6階までを神奈川県が所有し、それ以外をK I Pが所有している。神奈川県は所有する4階から6階のうち、神奈川県が他の法人へ直接貸与等している部分以外の部分をK I Pに貸与し、K I Pは公益目的事業等に使用している。K I Pは自己所有する部分のうち、地下1階と7階のそれぞれ一部において公益目的事業を実施し、それ以外の殆どを収益事業として賃貸している。

② 会計区分「収1」に計上された地方公共団体補助金について

表3-IX-2-2は、令和4年度のK I Pの正味財産増減計算書内訳表を要約したものである。

表3-IX-2-2「正味財産増減計算書内訳表」（抜粋その2）

（単位：円）

科目	公益目的事業会計	収益事業等会計		・・・	合計
	公1 中小企業支援事業	収1 ビル運営事業	収2 工業見本市等イベント開催事業	・・・	
(1) 経常収益					
・・・					
地方公共団体補助金	1,003,642,746	21,631,000	16,547,000	・・・	1,041,820,746
・・・					
当期経常増減額	△50,164,267	12,513,079	5,203,666	・・・	△52,791,181
・・・					

（入手資料より監査人が作成）

表3-IX-2-3 センタービル4～6階の使用面積

事業内容	使用部署	面積 (㎡)	事業等 ※
創業新事業活動支援	創業新事業課	70	公益
人材支援	プロ人材活用センター	40	公益
ワンストップ総合支援	経営総合相談課	70	公益
ワンストップ総合支援	よろず支援拠点	40	公益
ワンストップ総合支援	相談ブース（4階共通使用）	277	共用
4階合計		497	
販路開拓支援	取引振興課	60	公益
販路開拓支援（展示会：収2）	取引振興課（展示会）	10	収2
設備導入支援	設備支援課	70	公益
海外展開支援	国際課	70	公益
ワンストップ総合支援	自動車部品サプライヤー支援C	50	公益
ワンストップ総合支援	相談ブース（5階共通使用）	77	共用
センタービル管理（収1）	総務課	15	収1
財団運営	総務課	95	管理
財団運営	企画広報課	70	管理

財団運営	経理課	70	管理
5階合計		587	
ワンストップ総合支援	研修室使用	452	公益
ワンストップ総合支援	相談ブース（4・5階共通使用）	80	共用
ワンストップ総合支援	倉庫使用	55	公益
6階合計		587	
	4～6階合計	1,671	

（入手資料より監査人が作成）

※ 事業等については、監査人の判断で記載している。

表 3-IX-2-2 において、収 1（ビル運営事業）区分に 21 百万円の受取地方公共団体補助金が計上されている。この内訳は、神奈川産業振興センター事業費補助金 17 百万円、神奈川産業振興センター国際ビジネス事業費補助金 3 百万円である。これらの補助金は、センタービルの共用部分（専有部分以外）に関する費用負担について、神奈川県と K I P の共同負担とする合意書に基づいて交付されている。すなわち、神奈川県所有のセンタービル 4 階から 6 階の専有部分のうち、K I P が貸与を受けている割合で共用部分の持分割合を算定し、共用部分に関する神奈川県の費用負担相当額を、上記二つの補助金として K I P に交付している。

このように、K I P は上記二つの補助金がセンタービルに関する共用部分における補助金であることを根拠に収 1 の区分に受取地方公共団体補助金 21 百万円とこれに対応する費用を計上しているが、そもそも K I P はセンタービルの 4 階から 6 階において収益事業のみでなく、公益目的事業及び法人管理業務も実施しているのであるから、各事業等における使用割合を算定し、それに基づいて当該補助金を正味財産増減計算書内訳表の公 1（中小企業支援事業）及び収 2（工業見本市等イベント開催事業）並びに法人会計にも計上することが必要であると考えられる。

（意見 56）正味財産増減計算書内訳表における補助金の計上区分について

センタービルは、神奈川県と K I P の二者によって所有されている。地下 1 階から地上 14 階までのフロアがある。このうち、4 階から 6 階までを神奈川県が所有し、それ以外を K I P が所有している。神奈川県は所有する 4 階から 6 階のうち、神奈川県が他の法人へ直接貸与等している部分以外の部分を K I P に貸与し、K I P は公益目的事業等に使用している。K I P は自己所有する部分のうち、地下 1 階と 7 階のそれぞれ一部において公益目的事業を実施し、それ以外の殆どを収益事業として賃貸している。

K I P は、正味財産増減計算書内訳表の収 1（ビル運営事業）区分に 21 百万円の受取地方公共団体補助金を計上している。この内訳は、神奈川産業振興センター事業費補助金 17 百万円、神奈川産業振興センター国際ビジネス事業費補助金 3 百万円である。これらの補助

金は、センタービルの共用部分（専有部分以外）に関する費用負担について、神奈川県とK I Pの共同負担とする合意書に基づいて交付されている。すなわち、神奈川県所有のセンタービル4階から6階の専有部分のうち、K I Pが貸与を受けている割合で共用部分の持分割合を算定し、共用部分に関する神奈川県の費用負担相当額を、上記二つの補助金としてK I Pに交付している。

しかしながら、そもそもK I Pはセンタービルの4階から6階において、収益事業だけではなく、公益目的事業及び法人管理業務も実施しているのであるから、当該補助金は正味財産増減計算書内訳表において各事業等における使用割合に基づき、公1（中小企業支援事業）及び収2（工業見本市等イベント開催事業）並びに法人会計にも計上することを検討されたい。

③ 会計区分「収2」の「地方公共団体補助金」について

表3-IX-2-2において、収2（工業見本市等イベント開催事業）区分に16百万円の受取地方公共団体補助金が計上されている。これは、工業見本市等開催のための事業費及び人件費を対象とした補助金である。

ここで、公益法人は、制度上、公益目的事業の財源に資するよう利益が見込まれる収益事業等を公益目的事業比率の要件を満たす限りにおいて実施することができることとされている点に留意しなければならない。表3-IX-2-2において、収2（工業見本市等イベント開催事業）区分に受取地方公共団体補助金16百万円が計上されている。一方、収2における当期経常増減額は、5百万円であり、仮に補助金がなければ、利益見込みが必要とされる公益法人における収益事業等において当期経常増減額は△11百万円（赤字）ということになる。

したがって、K I Pは、工業見本市等イベント開催事業を収益事業として今後の継続方法を検討したうえで、利益を獲得できる収益事業として再構築するか、あるいは公益性が高い公益目的事業として再構築することが必要であると考えられる。

（意見57）収益事業の見直しについて

令和4年度のK I Pの正味財産増減計算書内訳表において、収2（工業見本市等イベント開催事業）区分に16百万円の受取地方公共団体補助金が計上されている。これは、工業見本市等開催のための人件費を対象とした補助金である。一方、収2における当期経常増減額は、5百万円であり、仮に補助金がなければ、利益見込みが必要とされる公益法人における収益事業等において当期経常増減額は△11百万円（赤字）ということになる。

したがって、K I Pは、工業見本市等イベント開催事業を収益事業として今後の継続方法を検討したうえで、利益を獲得できる収益事業として再構築するか、あるいは利益を求めない公益目的事業として再構築することとされたい。

3 センタービルの施設の利用促進について

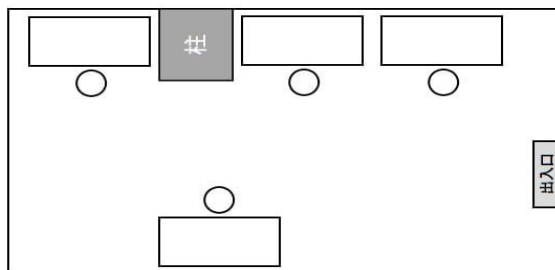
(1) センタービルにおける貸出施設について

K I Pは、公益目的事業の一つとして新規創業及び中小企業者等の新分野進出の支援に関する事業を実施しているが、センタービルにおいてインキュベーション施設の運営事業を実施している。また、K I Pは収益事業も実施しているが、その一つとしてセンタービル運営事業を実施している。これらの事業において、通常の賃貸ビル事業以外の事業として、施設を数時間単位で貸し出す事業を実施している。

① 新規創業及び中小企業者等の新分野進出の支援に関する事業について

公益目的事業である新規創業及び中小企業者等の新分野進出の支援に関する事業は、新規創業をめざす個人や第二創業・新分野進出に取り組む県内中小企業者、スタートアップ及びベンチャー等を応援するため、ビジネスプランを評価し、その実現に向けて継続的に専門家等のアドバイスを含めた総合的な支援を行うものである。そのためのセンタービル内の施設が、ドリカムスペース（事業可能性・事業手法の検討段階の方向け）が6階、シェアードオフィス（ビジネスプランの確立段階、あるいは開業・事業化直前・直後の方向け）が7階及びインキュベートルーム（事業化展開期、あるいは事業成長期の方向け）が7階（第1）と地下1階（第2）にある。

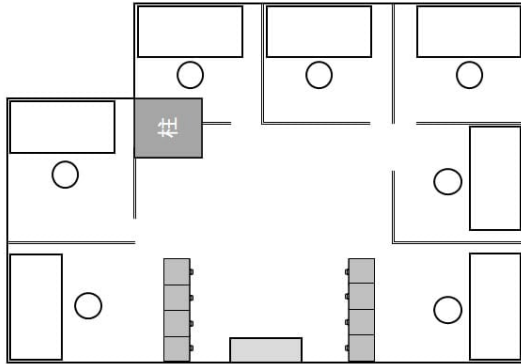
表 3-IX-3-1 ドリカムスペースの概要



所在地	センタービル6階（神奈川県から貸与）
仕様	最大4名
利用時間	月曜日から金曜日 9時から17時まで
設備等	インターネット無線LAN（無料） 個人用机・椅子
利用期間	6か月（3か月の延長の可能性あり）
利用料・保証金	無料・不要

（K I Pホームページより監査人が作成）

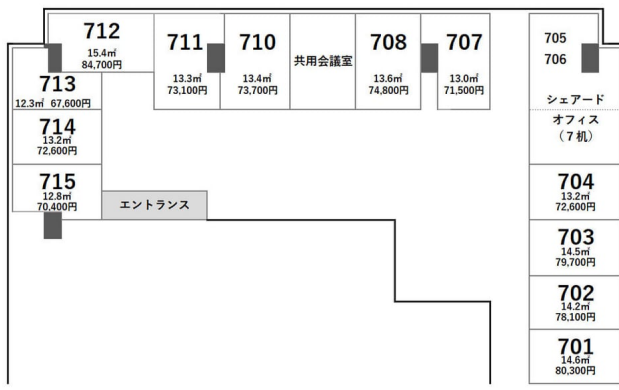
表 3-IX-3-2 シェアードオフィスの概要



所在地	センタービル7階（インキュベートルーム内）
仕様	34.0m ² を最大7名で利用
利用時間	月曜日から日曜日まで 7時30分から22時まで
設備等	インターネット光回線（無料） 個人用机・椅子・ロッカー
共用スペース	メールボックス、打合せスペース、コピー（有料）
利用期間	2年間（1年間の延長の可能性あり）
利用料・保証金	2万円（消費税別）・賃料の1か月分程度

（KIPホームページより監査人が作成）

表 3-IX-3-3 第1インキュベートルームの概要

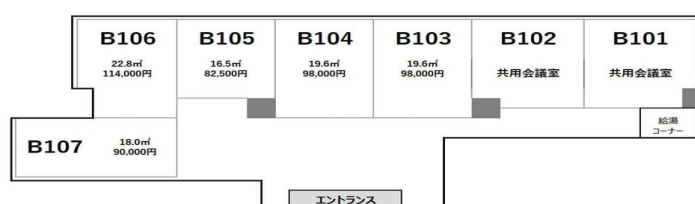


所在地	センタービル7階
仕様	個室
利用時間	月曜日から日曜日 7時30分から22時まで

設備等	インターネット光回線（別途工事） 机・椅子等の調度品は入居者が用意
共用スペース	メールボックス、打合せスペース、コピー（有料）
入居期間	3年間（1年間の延長の可能性あり）
賃料・保証金	67,600円から84,700円（消費税別）・賃料の1か月分程度

（K I Pホームページより監査人が作成）

表 3-IX-3-4 第2 インキュベートルームの概要



所在地	センタービル地下1階
仕様	個室
利用時間	月曜日から日曜日 7時30分から22時まで
設備等	インターネット光回線（別途工事） 机・椅子等の調度品は入居者が用意
共用スペース	メールボックス、打合せスペース、コピー（有料）
入居期間	3年間（1年間の延長の可能性あり）
賃料・保証金	82,500円から114,000円（消費税別）・賃料の1か月分程度

（K I Pホームページより監査人が作成）

監査人は、令和5年8月1日に視察した際、7階のシェアードオフィス7部屋のうち、3部屋が空室、7階の第1 インキュベートルーム12部屋のうち、4部屋が空室、及び地下1階の第2 インキュベートルーム5部屋のうち4部屋が空室となっていることを確認した。その空室率は、 $(3 + 4 + 4) \div (7 + 12 + 5) = 45.8\%$ となっている。

インキュベートルームは、K I P自らが公益目的保有財産として保有する財産であり、専ら公益目的事業のために保有し使用されるべき財産である。インキュベートルームは、その性質から、一定期間で退出してもらわなければならないという制約があり、空室率を低減させることが容易でないものと考えられる。しかしながら、K I Pにおいては公益目的事業と

して公益性を発揮することが求められることから、利用条件等を見直すなどして、より利用率を向上することが必要であると考えられる。

② 貸会議室・多目的ホール事業について

K I Pは、収益事業としてセンタービルの地下1階から12階（4階から6階を除く）において賃貸用オフィス、また13階及び14階に貸会議室・貸ホールを保有している。貸会議室・貸ホールは、9時から12時、13時から17時及び18時から21時の3交代制の時間帯で貸し出しとしている。

13階 貸会議室 14階 多目的ホール



表 3-IX-3-5 貸会議室・貸ホールの施設料金表

階別	室 別	面 積 (㎡)	室 員 (人)	利用料金 (税込)			
				平日料金			
				土・休日料金			
				9～12時	13～17時	9～17時	18～21時
13F	特別会議室 A	63	24	15,510円	20,790円	36,300円	18,700円
				18,700円	24,860円	43,560円	22,440円
	特別会議室 B	58	22	11,440円	15,290円	26,730円	13,750円
				13,750円	18,370円	32,120円	16,390円
	第1会議室	84	39	13,860円	18,480円	32,340円	16,610円
				16,610円	22,110円	38,720円	19,910円
	第2会議室	180	93	29,700円	39,600円	69,300円	35,640円

				35,640円	47,520円	83,160円	42,680円
	第1会議室	264	132	34,760円	46,420円	81,180円	41,800円
	第2会議室			41,800円	55,660円	97,460円	49,610円
	第3会議室	94	36	12,650円	16,940円	29,590円	15,180円
				15,180円	20,240円	35,420円	18,260円
14F	多目的ホール	372	220	61,380円	81,840円	143,220円	73,590円
				73,590円	98,120円	171,710円	88,330円
			120	34,760円	46,420円	81,180円	41,800円
				41,800円	55,660円	97,460円	49,610円

(K I Pホームページより監査人が作成)

そこで、監査人は、センターの貸会議室と多目的ホールについて、過去5年の利用実績を確認したところ、表3-IX-3-6及び表3-IX-3-7のとおりであった。

表3-IX-3-6 センタービル会議室・多目的ホールの利用実績（件数）

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
会議室	1,142	930	622	643	906
ホール	240	204	131	162	214
合計	1,382	1,134	753	805	1,120

(入手資料より監査人が作成)

表3-IX-3-7 センタービル会議室・多目的ホールの利用実績（収入）（単位：千円）

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
会議室	31,001	28,763	16,077	21,865	29,383
	27.1	30.9	25.8	34.0	32.4
ホール	16,767	17,263	9,168	14,354	14,938
	69.9	84.6	70.0	88.6	69.8
合計	47,768	46,026	25,245	36,219	44,321
	34.6	40.6	33.5	45.0	39.6

(入手資料より監査人が作成)

(注) 各区分の下段は、表3-IX-3-7の金額を表3-IX-3-6の件数で除した単純単価（千円）を表している。

貸会議室・多目的ホール事業はK I Pの収益事業であるが、これは一定の利益を確保することで公益目的事業の財源に資するという、公益法人としての目的に適合することが求められる。K I Pの貸会議室・貸ホールは、コロナ禍において利用件数が大きく落ち込んでいたが、令和4年度は令和元年度の水準まで回復しつつある。しかしながら、平成30年度の

利用水準までは回復していない。貸会議室・多目的ホール事業を含めた収益事業は、公益目的事業の財源として寄与しなければならないことから、貸会議室・貸ホールの利用をより促進するよう、その方策を検討することが必要であると考えられる。

(意見 58) センタービル施設利用率の促進について

監査人は、令和5年8月1日に視察した際、7階のシェアードオフィス7部屋のうち、3部屋が空室、7階の第1インキュベートルーム12部屋のうち、4部屋が空室、及び地下1階の第2インキュベートルーム5部屋のうち4部屋が空室となっていることを確認した。その空室率は、 $(3 + 4 + 4) \div (7 + 12 + 5) = 45.8\%$ となっている。インキュベートルームは、K I P自らが公益目的保有財産として保有する財産であり、専ら公益目的事業のために保有し使用されるべき財産である。インキュベートルームは、その性質から、一定期間で退出してもらわなければならないという制約があり、空室率を低減させることが容易でないが、公益目的事業として公益性を発揮しなければならないことから、利用条件等を見直すなどして、より利用率を向上することとされたい。

また、貸会議室・多目的ホール事業はK I Pの収益事業であるが、これは一定の利益を確保することで公益目的事業の財源を確保するという、公益法人としても目的に適合しなければならない。K I Pの貸会議室・貸ホールは、コロナ禍において利用件数が大きく落ち込んでいたが、令和4年度は令和元年度の水準まで回復しつつある。しかしながら、平成30年度の利用水準までは回復していない。収益事業は公益目的事業の財源として寄与しなければならないことから、貸会議室・貸ホールの利用をより促進するよう、その方策を検討することとされたい。

4 アクセス記録について

K I Pでは、クライアントPCの管理ツールとしてSky株式会社が提供するSKYSEA Client Viewを導入している。SKYSEA Client Viewは、様々なセキュリティ機能を有しており、その機能の一つであるログ管理機能を用いて以下のようなアクセス記録を取得している。

- ・ 起動終了
- ・ クライアント操作
- ・ アプリケーション
- ・ ファイルアクセス
- ・ ファイル操作
- ・ Web アクセス

アクセス記録は約1年間(365日+1~2日分)保存されており、SKYSEA Client Viewの設定によって、1日経過するごとに最も古いアクセス記録の1日分が自動的に消去される

仕組みとなっている。アクセス記録は、決まったタイミングでバックアップを取得し保存する運用にはなっていない。

さて、K I Pは、アクセス記録の管理方針について、情報セキュリティ対策基準に次のとおり規定している。

【情報セキュリティ対策基準（一部抜粋）】

7. 技術的セキュリティ対策
- ネットワーク管理者は、次の各号に掲げる技術的な対策を講じなければならない。
- (1) 情報システム等の管理
- ア アクセス記録の取得等
- (イ) 情報セキュリティの確保に必要なアクセス記録を取得し、一定の期間保存する。
- (ロ) アクセス記録等が窃取、改ざん、消去されないように必要な措置を施す。
- (ハ) 定期的にアクセス記録等を分析、監視する。

これに関して、監査人は、取得したアクセス記録を確認する頻度を質問したところ、「月に1回」という回答であり、異常なアクセスを検知した際は情報セキュリティ管理者へ報告することになっていることから、その実績を質問したところ、「ここ数年は異常なアクセスは発生していない」という回答を得た。また、異常なアクセスが検知されなかった場合、アクセス記録の確認結果を記録しているか質問したところ、「記録していない」という回答を得た。このように、「記録していない」ということは、アクセス記録を分析・監視したことを、第三者は確認することができないことになる。

さらに、監査人は、アクセス記録を確認してどのような行為が異常なアクセスに該当するか質問したところ、以下の回答を得た。

【K I Pからの回答】

Web フィルタリングによって、アクセス制限をかけているのはギャンブル・アダルト、脆弱性のあるサイトである。

また、監査人は、就業時間外によるアクセスの有無の確認、就業時間外のアクセスが検知された際のフローアップ手続について質問したところ、以下の回答を得た。

【K I Pからの回答】

就業時間外のアクセスについて、定期的に確認している。

就業時間外のアクセスを発見したことはないため、フォローアップの事例はない。

このように、「就業時間外のアクセスを発見したことはないため、フォローアップの事例はない」ということは、そのフォローアップ手続も整備・運用されていないということになる。就業時間外のアクセスと勤務時間に大きな乖離があった場合、労働基準法第 37 条に抵触するおそれがあるため、就業時間外のアクセスは勿論のこと、その他の異常なアクセスを検知した場合のフォローアップ手続を整備することも必要であると考えられる。

アクセス記録の保管については、情報セキュリティ対策基準に「一定の期間保存する」と規定されているだけで保存期間は明示されていない。現状のアクセス記録に関する運用が規程違反になる訳ではないが、外部監査を受けていることから会計年度を通したアクセス記録の提示を求められる可能性があるため、会計年度末にアクセス記録のバックアップを取得すると共に、最低 3 年程度のデータ保管は必要ではないだろうか。

アクセス記録は、不正や情報漏洩などの問題が発覚した際に過去に遡って異常なアクセスの有無を確認するための有益な情報である。しかしながら、現状の運用では 1 年以上前の異常なアクセスの有無を発見することができなくなっている。IT コスト^(注)をかけて有用なツールを導入しているのであるから、アクセス記録を有効活用できるよう定期的なバックアップを取得するとともに保存期間についても見直すことが必要であると考えられる。

(注) SKYSEA Client View に係る年間コスト：年間リース料約 0.5 百万円
導入費用、ハードウェア及びソフトウェアライセンス料、運用に係る人件費、通信費、光熱費などの
間接コストは含まず

(意見 59) 情報セキュリティ対策としてのアクセス記録のモニタリングについて

K I P は、アクセス記録の管理方針について、情報セキュリティ対策基準に「定期的にアクセス記録等を分析、監視する。」と規定している。しかしながら、その運用において、異常なアクセスが検知されなかったことを記録していないことから、アクセス記録を分析・監視したことを、第三者は確認することができない。

更に、「就業時間外のアクセスを発見したことはないため、フォローアップの事例はない」ということから、そのフォローアップ手続も整備・運用されていない。就業時間外のアクセスと勤務時間に大きな乖離があった場合、労働基準法第 37 条に抵触するおそれがあるため、就業時間外のアクセスは勿論のこと、その他の異常なアクセスを検知した場合のフォローアップ手続も整備することが必要である。

以上のことから、情報セキュリティ対策としてのアクセス記録のモニタリングについては、「異常なアクセス」を文書で定義したうえ、定期的にアクセス記録等を分析、監視し、その記録を文書化するとともに、就業時間外のアクセスを検知した場合のフォローアップ

手続を整備・運用することとされたい。

(意見 60) 情報セキュリティ対策としてのアクセス記録の保存期間について

アクセス記録は SKYSEA Client View の設定によって約 1 年分 (365 日+1~2 日分) 保存されているが、1 日経過するごとに最も古いアクセス記録 1 日分が自動的に消去され、アクセス記録のバックアップを取得して保管する運用とはなっていない。

アクセス記録の保管については、情報セキュリティ対策基準に「一定の期間保存する」と規定されているだけで保存期間は明示されていない。アクセス記録は、不正や情報漏洩などの問題が発覚した際に過去に遡って異常なアクセスの有無を確認するための有益な情報である。しかしながら、現状の運用では 1 年以上前の異常なアクセスの有無を発見することができない。IT コストをかけて有用なツールを導入しているのであるから、アクセス記録を有効活用できるよう定期的なバックアップを取得するとともに、保存期間についても見直すこととされたい。

5 USB メモリの管理について

K I P では、USB メモリを各部署に 1 台から複数台配布し、主に社内会議、セミナーなどで使用するノート PC へのデータコピーに使用している。USB メモリは指定された管理職員 (以下「管理者」という。) によって管理されており、使用していない時は施錠できるキャビネットに保管され、キャビネットの鍵は管理者が管理している。また、PC 管理ツール (SKYSEA Client View) を用いて、未登録の USB メモリは使用できないよう制限されている。

この点、USB メモリの管理に関しては、下記のとおり、K I P の情報セキュリティ対策基準において、「記憶媒体の管理」及び「記憶媒体の処分」が該当すると考えられる。

【情報セキュリティ対策基準 (一部抜粋)】

4 情報の分類と管理

(3) 情報の管理方法

イ 記憶媒体の管理

情報セキュリティ管理者は、情報を記録した記憶媒体について、施錠可能な場所に保管する。

ウ 記憶媒体の処分

職員等は、情報を記録している記録媒体を廃棄する場合には、当該媒体の情報を復元できないように破断等の復元防止措置をした上で廃棄する。廃棄にあたっては、情報セキュリティ管理者の許可を得ることとし、その処理につい

て、日時、担当者及び復元防止措置の内容を記録する。

しかしながら、USBメモリに関して、利用申請書のような文書はなく、管理者への口頭申請によって貸与されている状況である。また、貸出簿のような記録も存在しないため、使用内容の詳細（誰が、いつ、使用期間、用途など）は、管理者の記憶に頼る状況になっている。部署で保有しているUSBメモリが1台のみで、貸与期間も短期であれば、記録がなくてもある程度は記憶に留められるであろうが、長期間の貸与や部署で複数台保持している場合、いつ、誰が、どのような用途で利用したか記憶することが困難であると考えられる。

また、USBメモリの棚卸は、年1回（特に基準日を設けずに、1月から3月の間の繁忙でない時期に）実施され、表3-IX-4-1のようなUSB管理台帳を作成している（作成日不明、令和5年1～3月頃作成）。

表3-IX-4-1 USB管理台帳

	配布先
KIPC-USB01	総務課
KIPC-USB02	欠番
KIPC-USB03	経営総合相談課
KIPC-USB04	創業新事業課
KIPC-USB05	取引振興課
KIPC-USB06	取引振興課（展示会）
KIPC-USB07	設備支援課
KIPC-USB08	国際課
KIPC-USB09	経理課
KIPC-USB10	総務課
KIPC-USB11	企画広報課
KIPC-USB12	総務課
KIPC-USB13	総務部長
KIPC-USB14	欠番
KIPC-USB15	総務課
KIPC-USB16	経営総合相談課
KIPC-USB17	創業新事業課
KIPC-USB18	創業新事業課
KIPC-USB19	総務課
KIPC-USB20	取引振興課

（入手した情報より監査人が作成）

現状の USB 管理台帳は、作成した日付や作成者などが記録されておらず、承認日、承認者、利用状態（使用・未使用）などの情報も記録されていないという問題点があると考えられる。

K I Pのサーバーには、事業情報、財務情報、契約情報、人事情報及び顧客情報など、様々な情報が蓄積・保存されている。これらの情報は、今後の事業展開や顧客サービスの向上を検討する際の収支報告や分析資料の基になる貴重な財産である。

そこで監査人は、USB メモリで利用する情報の内容について質問したところ、「事業情報、財務情報、契約情報、人事情報及び顧客情報は、USB メモリを利用して持ち出していない」との回答を得た。

しかしながら、貸与に係る記録が一切存在しないことから、それを第三者は確認することができない。もし、K I Pから情報が漏洩した場合、信頼の低下、法的責任、業務の中断など経済的損失は計り知れない。以上のことから、貸与から返却までの管理方針・方法の明文化、管理台帳の見直し、棚卸結果記録の作成・保管など、USB メモリの管理について改善することが必要であると考えられる。

(意見 61) USB メモリ管理の見直しについて

K I Pでは、USB メモリを各部署に1台から複数台配布し、主に社内会議、セミナーなどで使用するノート PC へのデータコピーに使用している。USB メモリは管理者によって管理されており、使用していない時は施錠できるキャビネットに保管され、キャビネットの鍵は管理者が管理している。また、PC 管理ツール (SKYSEA Client View) を用いて、未登録のUSB メモリは使用できないよう制限されている。

しかしながら、USB メモリに関して、利用申請書のような文書はなく、管理者への口頭申請によって貸与されている状況である。また、貸出簿のような記録も存在しないため、使用内容の詳細（誰が、いつ、使用期間、用途など）は、管理者の記憶に頼る状況になっている。部署で保有しているUSB メモリが1台のみで、貸与期間も短期であれば、記録がなくてもある程度は記憶に留められるであろうが、長期間の貸与や部署で複数台保持している場合、いつ、誰が、どのような用途で利用したか記憶することが困難である。規定されているUSB メモリの管理方針は、記憶媒体の保管と処分のみであり、貸与及び返却の際の具体的な手続、貸与記録の作成・保管について明文化した文書は存在していない。このため口頭申請など、暗黙のルールに則ったUSB メモリの貸与が行われている。

また、K I Pは、年1回（特に基準日を設けずに、1月から3月の間の繁忙でない時期に）、USB メモリの棚卸を実施することによって管理台帳を作成している。しかしながら、現状のUSB 管理台帳は、作成した日付や作成者などが記録されておらず、承認日、承認者、利用状態（使用・未使用）などの情報も記録されていないという問題点がある。

K I Pのサーバーには、事業情報、財務情報、契約情報、人事情報及び顧客情報など、様々な情報が蓄積・保存されている。これらの情報は、今後の事業展開や顧客サービスの向上を検討する際の収支報告や分析資料の基になる貴重な財産である。「事業情報、財務情報、契約情報、人事情報及び顧客情報は、USB メモリを利用して持ち出していない」ということであるが、貸与に係る記録が一切存在しないことから、それを第三者は確認することができない。もし、K I Pから情報が漏洩した場合、信頼の低下、法的責任、業務の中断など経済的損失は計り知れない。以上のことから、貸与から返却までの管理方針・方法の明文化、管理台帳の見直し、棚卸結果記録の作成・保管など、USB メモリの管理について改善することとされたい。

第4 指摘・意見の一覧表

項番	指摘・意見のタイトル	所管課 (出先機関を含む)	頁
意見 1	委託事業候補者の参加意思表明書（様式）の見直しについて	産業振興課	38
意見 2	委託事業候補事業者に対する暴力団排除条項に関する確認の必要性について	〃	41
意見 3	第三者への支援を委託する業務における、支援先の暴力団等反社会的勢力排除手続の必要性について	〃	42
意見 4	委託事業に係る成果物等の帰属についての契約書等の必要性について	〃	44
意見 5	委託業務への参加希望事業者から提出を受ける見積書に基づく見積額の積算の適正性に関する審査について	〃	48
意見 6	「HATSU 鎌倉」及び「SHIN みなとみらい」の名称及びロゴの商標登録等の必要性について	〃	50
意見 7	企業誘致に関する KPI とその効果検証・活用の見直しについて	企業誘致・国際ビジネス課	61
意見 8	企業立地審査会の議事公開内容の充実について	〃	64
意見 9	神奈川産業振興センター国際ビジネス事業費補助等にかかわる補助金交付団体調査書（様式）の見直しについて	〃	70
意見 10	外国企業誘致促進事業費等の効果検証に関する収集データの充実強化について	〃	72
意見 11	ジョブフェア業務委託先の評価方法の充実強化について	〃	74
意見 12	中小企業海外展開支援事業にかかわるデジタルコンテンツ作成支援補助の活用について	〃	76
意見 13	中小企業海外展開支援事業の効果測定に関する収集データの充実強化について	〃	78
意見 14	補助事業者への現地調査等の見直しについて	エネルギー課	80
意見 15	補助事業者へのアンケート調査の必要性について	〃	82
意見 16	各種補助金に係るチェックリスト等の見直しに	〃	84

	について		
意見 17	自家消費型太陽光発電等導入費補助の補助金額の近隣自治体との比較分析について	〃	87
意見 18	EV 等導入促進事業（EV 導入費補助）の補助金額の近隣自治体との比較分析について	〃	90
意見 19	太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費の補助金額の近隣自治体との比較分析について	〃	94
意見 20	ビジネスモデル転換事業費補助金交付後の売上高等の報告の見直しについて	中小企業支援課	99
意見 21	新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金における営業実態があることの確認について	〃	104
意見 22	新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金における不正や不適正受給の方法、発覚の原因についてのサマリーについて	〃	105
意見 23	かながわ Pay（第 2 弾）共同企業体業務における再委託について	〃	113
意見 24	かながわ Pay（第 2 弾）システム開発企業の選定について	〃	114
意見 25	商店街活性化の継続的な取組みについて	商業流通課	118
意見 26	商店街等プレミアム商品券支援事業費補助の公平性について	〃	121
意見 27	商店街等名産 PR 事業費補助の効果検証と今後の継続について	〃	124
意見 28	若手商業者等交流会開催の有効性について	〃	126
意見 29	商店街インバウンド受入推進事業費の有効性について	〃	128
意見 30	商店街魅力アップ事業費補助の効果検証の報告について	〃	130
意見 31	商店街観光ツアーの効果検証について	〃	132
意見 32	若手商業者グループへのコーディネーター派遣及び商店街振興アドバイザー派遣の有効性について	〃	135
意見 33	運輸事業振興助成交付金の実績の調査について	〃	140
意見 34	中小企業制度融資メニューの定期的な見直しについて	金融課	154

意見 35	信用保証事業費補助金の実地調査の見直しについて	〃	162
意見 36	中小企業高度化資金制度の見直しについて	〃	167
意見 37	中小企業高度化資金の回収遅延債権について	〃	169
意見 38	神奈川県立かながわ労働プラザの入居団体の電気料金等の按分計算について	雇用労政課	175
指摘 1	神奈川県立かながわ労働プラザの実績報告書の公表について	〃	177
指摘 2	神奈川県立かながわ労働プラザの持続可能性について	〃	181
意見 39	神奈川県立かながわ労働プラザの貸会議室にかかわる未利用コストについて	〃	183
意見 40	神奈川県立かながわ労働プラザの適切な維持管理について	〃	186
指摘 3	雇用労政課及び出先機関における備品等の管理状況の見直しについて	〃	188
意見 41	労働センターの外国人労働相談の見直しについて	〃	193
意見 42	かながわ労働センター川崎支所における夜間労働相談の有効性について	〃	196
意見 43	出先機関で保有する絵画の取扱いについて	〃	197
意見 44	就労支援施設の稼働率向上について	〃	202
意見 45	就職氷河期世代支援の有効性について	〃	204
意見 46	障害者雇用率の向上施策の徹底について	〃	208
意見 47	募集案内及びコース案内並びに各校で印刷するリーフレットなど配布物の効果測定について	産業人材課	211
意見 48	SNS の活用について	〃	215
指摘 4	神奈川県立東部総合職業技術校の未納授業料の回収について	〃	221
意見 49	障害者就職促進委託訓練実施業務の見直しについて	〃	228
意見 50	神奈川県立東部総合職業技術校、神奈川県立西部総合職業技術校における就職以外の中途者の削減について	〃	230
意見 51	神奈川県立東部総合職業技術校、神奈川県立西	〃	233

	部総合職業技術校の就職中退者に対するフォロー体制の構築について		
意見 52	神奈川県立産業技術短期大学校の定員割れの改善について	〃	236
意見 53	神奈川県立産業技術短期大学校の施設の老朽化について	〃	243
意見 54	正味財産増減計算書における表示の適正性について	神奈川産業振興センター	250
意見 55	正味財産増減計算書内訳表の内部取引等消去欄の整理について	〃	253
意見 56	正味財産増減計算書内訳表における補助金の計上区分について	〃	256
意見 57	収益事業の見直しについて	〃	257
意見 58	センタービル施設利用率の促進について	〃	263
意見 59	情報セキュリティ対策としてのアクセス記録のモニタリングについて	〃	265
意見 60	情報セキュリティ対策としてのアクセス記録の保存期間について	〃	266
意見 61	USB メモリ管理の見直しについて	〃	268